

資 料

目 次

資料 1	第二次世界大戦後の武力紛争	343
資料 2	各国の主要な核戦力	347
資料 3	主要弾道・巡航ミサイルの性能諸元	347
資料 4	第1次戦略兵器削減条約（START）第2次戦略兵器削減条約（START）及び 戦略核兵器削減条約（モスクワ条約）の概要	348
資料 5	国連平和維持活動一覧	349
資料 6	主要国・地域の兵力一覧（概数）	351
資料 7	主要国・地域の正規軍及び予備兵力（概数）	351
資料 8	わが国周辺の兵力推移の概要	352
資料 9	衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書 （昭和56年5月29日提出） - 抜粋 -	352
資料10	衆議院議員土井たか子君提出「小泉内閣発足にあたって国政の基本政策」に関する質問に対する答弁書 （平成13年5月8日提出） - 抜粋 -	353
資料11	国防の基本方針	353
資料12	平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について	353
資料13	平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について	357
資料14	中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について	360
資料15	「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び 「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」に関する内閣官房長官談話	363
資料16	平成17年度主要事業の経費	365
資料17	平成17年度に調達する主要装備	367
資料18	主要装備の勢力推移（戦車、護衛艦及び戦闘機を除く）	368
資料19	戦車、主要火器などの保有数・性能諸元	368
資料20	主要艦艇の就役数・性能諸元	369
資料21	主要航空機の保有数・性能諸元	370
資料22	誘導弾の性能諸元	371
資料23	防衛関係費（当初予算）の推移	372
資料24	一般関係歳出（当初予算）の主要経費の推移	373
資料25	防衛関係費（当初予算）の用途別構成の推移	374
資料26	各国国防費の推移	375
資料27	日米安全保障協議委員会（「2+2」）共同発表	375
資料28	日米安全保障共同宣言 - 21世紀に向けての同盟 - （仮訳）	376
資料29	日米防衛協力のための指針	378
資料30	日米共同訓練の実績（平成16年度）	382
資料31	武器輸出三原則など	383
資料32	対米武器技術供与についての内閣官房長官談話	383
資料33	「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」内閣官房長官談話（武器輸出等三原則関連部分）	384
資料34	弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話	384
資料35	弾道ミサイル防衛システムの整備等について	384
資料36	「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」に関する内閣官房長官談話	385
資料37	自衛隊の主な行動	385
資料38	自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武器使用規定	387
資料39	国民の保護に関する基本指針（概要）	388
資料40	緊急事態基本法（仮称）についての覚書	391
資料41	イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画	392
資料42	イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について	395
資料43	内閣総理大臣談話	395
資料44	テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要	395
資料45	自衛隊が行った国際平和協力活動	397
資料46	二国間防衛交流の主要実績（最近5年間）	398
資料47	多国間安全保障対話の主要実績（アジア太平洋地域・最近5年間）	399
資料48	第4回IISSアジア安全保障会議における大野長官スピーチ	400
資料49	国際機関への防衛庁職員の派遣実績（最近5年間）	401
資料50	自衛官の定員及び現員	401
資料51	自衛官などの応募及び採用状況（平成16年度）	402
資料52	自衛官の心がまえ	402
資料53	自衛官の教育体系の概要	403
資料54	留学生受入実績（平成16年度）	404

資料55	近年防衛庁において開発が完了した主要な装備品など	405
資料56	調達方法別の装備品などの調達額の推移	405
資料57	日本の防衛生産額などの推移	406
資料58	自衛隊・防衛問題に関する世論調査（平成14年度）	406
資料59	防衛庁における情報公開の実績（平成16年度）	409
資料60	防衛庁における政策評価の実績（平成16年度）	409
資料61	防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要	410
資料62	23事案の概要	411
資料63	SACO最終報告（仮訳）	412
資料64	普天間飛行場の移設に係る政府方針	415
資料65	日本国憲法（抄）	416
資料66	日米安全保障条約第五条	416
資料67	日米安全保障条約第六条	416
資料68	自衛隊法第七条	416
資料69	自衛隊法第七十六条	416
資料70	自衛隊法第七十七条の四	416
資料71	自衛隊法第八十二条の二	417
資料72	自衛隊法第八十三条	417
資料73	自衛隊法第九十二条の三	417
資料74	自衛隊法第九十三条の二	417
資料75	自衛隊法第九十六条の二	417
資料76	自衛隊法第九十七条	418
資料77	自衛隊法第二百二十二条	418
資料78	自衛隊法別表第四	418
資料79	国際連合憲章第五十一条	418
防衛年表		419

資料1 第二次世界大戦後の武力紛争

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
ア	国共内戦	1945～49	中国国民党 中国共産党	中国国民党と中国共産党の直接対立化を契機とした中国共産党による中国の統一
	インドネシア独立戦争	1945～49	オランダ インドネシア	オランダからの独立をめぐる紛争
	インドシナ戦争	1946～54	フランス ベトナム民主共和国(北ベトナム)	フランスからの独立をめぐる紛争
	第1次印パ紛争	1947～49	インド パキスタン	独立直後のカシミールの帰属をめぐる紛争
	マラヤの反乱	1948～57	英国 共産ゲリラ	英領マレー各州の支配権を握ろうとする共産ゲリラの試み
	マラヤの反乱	1957～60	マラヤ連邦 共産ゲリラ	マラヤ連邦各州の支配権を握ろうとする共産ゲリラの試み
	朝鮮戦争	1950～53	韓国、米国など(国連) 北朝鮮、中国	北朝鮮の武力による朝鮮半島の統一の試み
ジ	金門・馬祖砲撃	1954～78	台湾 中国	金門・馬祖両島をめぐる砲撃、宣伝戦
	ラオス内戦	1959～75	ラオス政府(右派、中立派) パテト・ラオ(左派) 北ベトナム	ラオス政府と北ベトナムの支援を受けたパテト・ラオ軍との間の紛争
	チベット反乱	1959	ダライ・ラマ派 中国政府	チベット問題をめぐるダライ・ラマ派の反乱
	中印国境紛争	1959～62	インド 中国	国境線をめぐる紛争
	ベトナム戦争	1960～75	南ベトナム、米国など 南ベトナム民族解放戦線、北ベトナム	米国の支援を受けた南ベトナム政府と北ベトナム及び南ベトナム民族解放戦線との間の紛争
	ゴア紛争	1961	インド ポルトガル	インドによるポルトガル領ゴアなどの植民地の併合
	西イリアン紛争	1961～62	インドネシア オランダ	西ニューギニアの領有をめぐる紛争
ア	マレーシア紛争	1963～66	英国、マレーシア フィリピン	北ボルネオの領有をめぐる紛争
	マレーシア紛争	1963～66	英国、マレーシア インドネシア	マレーシア結成に反対したインドネシアの対決政策
	第2次印パ紛争	1965～66	インド パキスタン	カシミールの帰属をめぐる紛争
	中ソ国境紛争	1969	中国 ソ連	国境をめぐる珍宝島(ダマンスキー島)、新疆裕民地区などで衝突が発生
	カンボジア内戦	1970～75	カンボジア政府 カンブチア民族統一戦線	政府(ロンノル派)と民族統一戦線(シハヌーク派・カンボジア共産党)との内戦

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
ア ジ ア	第3次印パ紛争	1971	インド、バングラデシュ パキスタン	バングラデシュ(東パキスタン)の独立を契機とした紛争
	西沙群島紛争	1974	南ベトナム 中国	西沙群島の領有をめぐる紛争
	ティモール内戦	1975~78	親インドネシア派・インドネシア(義勇兵) 即時独立派(左派)	ポルトガルの非植民地化政策に伴う内戦
	ベトナム・カンボジア紛争	1977~91	ベトナム カンボジア	ベトナムとカンボジアとの国境紛争とベトナムのカンボジアへの軍事介入
	中越紛争	1979	中国 ベトナム	ベトナムのカンボジアへの軍事介入に反対する中国とベトナムとの紛争
	南沙群島紛争	1988	中国 ベトナム	南沙群島の領有をめぐる紛争
	タジク紛争	1992~97	タジキスタン政府 UTO(統一タジク反対派)	1992年の内戦後、アフガン領内に流出したイスラム系武装勢力とタジク政府との間のタジク・アフガン国境地域での紛争 1997.6 和平協定成立
	カンボジア武力衝突	1997~98	ラナリット第1首相(当時)派部隊 フン・セン 第2首相派部隊	政府の主導権を握るラナリット第1首相(当時)派部隊とフン・セン第2首相派部隊との武力衝突
中 東	ジャム・カシミール地方における戦闘	1999	インド イスラム武装勢力	ジャム・カシミール地方(カルギル)における、パキスタンから侵入した武装勢力とインド軍との戦闘
	第1次中東戦争	1948~49	イスラエル エジプト、シリア、ヨルダン、レバノン、イラク	イスラエル国家の独立を否定するアラブ諸国の試み
	アルジェリア戦争	1954~62	フランス政府 FLN(アルジェリア民族解放戦線)	フランスからの独立をめぐる紛争
	キプロス紛争	1955~59	英国政府 EOKA(キプロス戦士全国組織)	英国の支配を排除してキプロスをギリシャと併合させようとしたギリシャ系住民の試み
	第2次中東戦争	1956	英国、フランス、イスラエル エジプト	スエズ運河をめぐるエジプトと英仏間の紛争、イスラエルは英仏側で参戦
	レバノン出兵	1958	レバノン政府、米国 レバノン反乱派	キリスト教徒大統領シャムーンが再度就任しようとしたため、反乱が発生。米国はレバノン政府の要請で派兵
	クウェート出兵	1961	クウェート、英国 イラク	イラクがクウェート併合を図ったため、英国が派兵
	イエメン内戦	1962~69	イエメン政府、エジプト イエメン王党派	共和政府に対する王党派の闘争
	キプロス内戦	1963~64	キプロス政府、ギリシャ トルコ系キプロス人、トルコ	ギリシャ系キプロス人の権力強化に反対するトルコ系キプロス人の反発
	アルジェリア・モロッコ国境紛争	1963~88	アルジェリア モロッコ	国境地区の領有をめぐる紛争
	第3次中東戦争	1967	イスラエル エジプト、シリア、ヨルダン	イスラエルの独立保持をめぐる紛争
	第4次中東戦争	1973	イスラエル エジプト、シリア	エジプトとシリアが第3次中東戦争によってイスラエルに占領された失地の回復を企図した紛争
	西サハラ紛争	1973~	モロッコ政府、モーリタニア政府(78年、モーリタニアはポリサリオ解放戦線と平和協定を締結) ポリサリオ解放戦線(アルジェリアが支援)	スペイン領サハラ(西サハラ)からスペイン撤退後の主権をめぐる紛争 1988.8 モロッコとポリサリオ解放戦線は帰属を住民投票で決定することで合意(その後住民投票は実施されず) 97.9 モロッコとポリサリオ解放戦線は、88年の合意の実施を妨げていた諸問題につき原則合意
	キプロス紛争	1974~	キプロス トルコ	中立派大統領(マカリオス)の追放によるキプロスのギリシャへの併合阻止及びトルコ系住民の保護のためトルコが軍事介入
	南北イエメン紛争	1978~79	北イエメン 南イエメン、反北イエメン政府グループ	政府軍と北イエメン民族解放戦線などの反政府グループ、南イエメン軍による国境付近における紛争
	アフガニスタン紛争	1979~89	カルマル政権、ソ連 反カルマル・反ソ勢力 1986.5以降、ナジブラ政権、ソ連 反ナジブラ・反ソ勢力	タラキ・アミン政権の土地改革などに対する反抗が国内で続いていたが、ソ連がこれに軍事介入 1989.2 ソ連軍撤退完了
イラン・イラク戦争	1980~88	イラン イラク	国境河川の領有権などをめぐる紛争 1988.8 停戦成立	
レバノン内戦	1975~91	キリスト教徒右派(イスラエル、イラク支援) アラブ平和維持軍(シリア軍)・イスラム教徒左派	キリスト教徒右派とイスラム教徒左派との抗争にシリアが介入 1989 タイフ合意(国民和解憲章)成立 91 内戦終結	
レバノン侵攻	1982	イスラエル PLO、シリア	PLO制圧のため、イスラエル軍レバノンに侵攻(2000年、撤退完了)	
スーダン内戦	1983~	スーダン中央政府 反政府勢力(スーダン人民解放軍など)	スーダン中央政府による南部3州のアラブ化政策に反発する南部反政府勢力との間の紛争が発端	
アフガニスタン内戦	1989~2001	1989.2以降、ナジブラ政権 反ナジブラ政府勢力 1992.6以降、ラバニ政権 反ラバニ政府勢力 1996.9以降、タリバーン政権 反タリバーン政府勢力	ソ連軍撤退後も内戦が継続したが、2001年、タリバーン政権崩壊により終結	

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
中東・北アフリカ	湾岸戦争	1990～91	イラク クウェート、米国、英国、サウジアラビア、エジプトなど	イラクがクウェートに侵攻、米国、英国等28か国が国連決議を受けて派兵 1991.4 正式停戦
	イエメン内戦	1994	サーレハ大統領(北)とベイド副大統領(南)を中心とする旧南北政治指導者	統一後の政治運営をめくり旧南北指導者層間での対立が激化、旧南北両軍の衝突で内戦に突入 北軍のアデン制圧で内戦終結
	アフガニスタン軍事作戦	2001.10～	タリバン、アルカイダ 米国、英国、フランス、カナダ、豪州などの各国及び北部同盟などの反タリバン勢力	米国同時多発テロを行ったアルカイダ及びこれをかくまったタリバンをアフガニスタンから排除するための米英や北部同盟などによる軍事作戦 2001.12 カンダハル陥落 その後もタリバン、アルカイダの掃討作戦を継続中
	イラク軍事作戦	2003.3～	イラク 英米など	大量破壊兵器査察に協力しないイラクのフセイン政権に対する米英などによる武力行使
中部・南部・アフリカ	コンゴ動乱	1960～63	コンゴ政府 分離派、ベルギー	コンゴの統一保持に対する分離独立派の反乱、国連による調停で国家統一保持
	チャド・リビア紛争	1960～94	チャド リビア	政権をめぐる部族間の対立とアオゾウ地区の領有をめぐるチャド・リビア間の対立 1994.5 リビア軍がアオゾウ地区から完全撤収
	エチオピア内戦	1962～93	エチオピア政府 エリトリア・ティグレ解放勢力	政府とエリトリア州・ティグレ州の分離独立を要求する反政府勢力との紛争 1993.5 エリトリア独立
	南ロデシア紛争	1965～79	南ロデシア政府 ZANU(ジンバブエ・アフリカ民族同盟) ZAPU(ジンバブエ・アフリカ人民同盟)	スミス白人政権と黒人ゲリラ組織との紛争
	ナイジェリア内戦	1967～70	ナイジェリア政府 ビアフラ州	ナイジェリアの統一保持に対する分離独立派による紛争
	ナミビア独立紛争	1975～90	南アフリカ政府 SWAPO(南西アフリカ人民機構)	ナミビアの独立を求めるSWAPOと南アフリカ政府との対立
	アンゴラ内戦	1975～91	MPLA(アンゴラ解放人民運動) FNLA(アンゴラ民族解放戦線) UNITA(アンゴラ全面独立民族同盟) FNLAはアンゴラ独立後弱体化	ポルトガルからの独立(1975.11)に伴った解放グループ間の対立抗争
	モザンビーク内戦	1975～91	モザンビーク解放戦線(FRELIMO) 反政府組織 モザンビーク民族抵抗運動(RENAMO)	1975年のポルトガルからの独立以来続いた社会主義路線を歩む政府勢力FRELIMOと南アフリカ共和国の支援を受けたRENAMOとの紛争
	エチオピア・ソマリア紛争	1977～78	エチオピア 西ソマリア解放戦線、ソマリア	オガデン地方をめぐる紛争
	ソマリア内戦	1988～	バーレ政権 反政府勢力、その後複数の武装勢力間	北部で激化したバーレ政権と反政府ゲリラとの間の戦闘が、全国に波及し、複数勢力間の内戦に発展
	リベリア内戦	1989～2003	ドウ政権 NPFL(国民愛国戦線) その後複数の武装勢力間	ドウ政権とNPFLとの間の武力闘争が進展・複雑化した、複数勢力間の内戦。テラー大統領が選出されるも、反政府勢力との戦闘が継続 2003.8 和平協定調印
	ルワンダ内戦	1990～94	ルワンダ政府 RPF(ルワンダ愛国戦線)	フツ族による政権とツチ族主導のRPFとの間の紛争
	ザイール内戦	1996～97	モブツ政権 コンゴ・ザイール解放民主勢力連盟(ADFL)等	ザイール東部地域のツチ族系住民バニャムレンゲが、武装蜂起したことを契機に始まった、モブツ大統領の独裁政権とそれに反対する勢力の武力闘争 1997.5 コンゴ・ザイール解放民主勢力連盟(ADFL)がコンゴ民主共和国への国名変更を宣言
	シエラレオネ紛争	1997～98	AFRC(軍事革命評議会) ECOMOG(西アフリカ諸国経済共同体平和維持軍)	下級兵士のクーデター(民選のカバ大統領を追放)により発足したAFRC政権と民政回復を求めたナイジェリア、ECOMOGとの紛争 1998.5 カバ大統領が帰国
	コンゴ共和国内戦	1997	政府軍 前大統領派(アンゴラが支援)	大統領選挙をめぐるリスバ大統領派(政府軍)とサス・ンゲソ前大統領派の私兵が衝突 1997.10 サス・ンゲソ前大統領が大統領に復帰
	エチオピア・エリトリア紛争	1998～2000	エチオピア エリトリア	両国間の未確定の国境線をめぐる紛争 2000.6 両国が休戦合意受け入れ
	ギニア・ビサオ内戦	1998～	政府軍 元参謀長派	大統領派と元参謀長派との紛争
	コンゴ民主共和国内戦	1998～99	カビラ政権(アンゴラ等が支援) DRQ(コンゴ民主連合)等の反政府勢力(ルワンダ等が支援)	ツチ族とフツ族の対立に起因する、カビラ大統領率いる政府軍と反政府勢力との紛争。周辺諸国を巻き込んで拡大 1999.8 紛争の停戦合意が成立
	シエラレオネ内戦	1998～99	ECOMOG(西アフリカ諸国経済共同体平和維持軍) RUF(革命統一路線)	政府を支援するナイジェリア主導のECOMOGと旧軍事政権の兵士が合流した反政府勢力RUFとの紛争 1999.7 政府とRUFとの間で和平合意成立
アンゴラ内戦	1998～2002	政府軍 UNITA(アンゴラ全面独立民族同盟)	政府軍と反政府勢力UNITAとの紛争 2002.3 両者が停戦協定に調印	
コートジボワール内戦	2002.9～2003.7	コートジボワール政府 MPC(コートジボワール愛国運動)など	退役を拒否する軍人らの蜂起を契機に内戦状態に突入 2003.7 内戦終結宣言	

資料

地域	紛争名	期間	当事者	摘要
欧州	ギリシャ内戦	1946～49	ギリシャ政府 ELAS(ギリシャ人民解放軍)	共産党が反乱軍を指導して山岳を利用したゲリラ戦を展開
	ベルリン封鎖	1948～49	英国、米国、フランス ソ連	ソ連による西ベルリンへの交通路遮断をめぐる紛争
	ハンガリー動乱	1956	ハンガリー政府、ソ連 ハンガリー民族主義派	ハンガリー国民の民族革命的運動に対するソ連の介入、これに対する運動
	チェコ事件	1968	チェコ・スロバキア ソ連を含むワルシャワ条約機構加盟5か国	チェコ・スロバキアの自由化を阻止するための武力介入
	北アイルランド紛争	1969～98	カトリック系過激派組織 プロテスタント系過激派組織	北アイルランドの少数派であるカトリック系住民の地位向上と独立をめぐる紛争 1998年に和平合意
	ナゴルノ・カラバフ紛争	1988～	アゼルバイジャン アルメニア武装勢力	アゼルバイジャン領ナゴルノ・カラバフ自治州のアルメニア系住民がアルメニアへの帰属換えを要求し、アゼルバイジャン軍と武力衝突
	ルーマニア政変	1989	チャウシェスク政権(国内軍・秘密警察) ルーマニア民主化グループ(ルーマニア人民軍)	独裁、抑圧政策を強行するチャウシェスク政権を民主化運動グループ及び市民側を支持する人民軍が打倒
	アブハジア紛争	1991～	アブハジア グルジア	グルジア共和国アブハジア自治共和国が「アブハジア共和国」として独立宣言。グルジア政府と武力紛争
	スロベニア内戦	1991	スロベニア 旧ユーゴ連邦軍	旧ユーゴ連邦からの独立を目指すスロベニアとそれを阻止すべく介入した連邦軍側との紛争 1991年7月停戦成立
	クロアチア内戦	1991～95	クロアチア 旧ユーゴ連邦軍、セルビア人武装勢力	旧ユーゴ連邦からの独立を目指すクロアチアとそれを阻止すべく介入した連邦軍側との紛争 旧ユーゴ連邦解体後もセルビア人武装勢力との内戦が継続 1995年11月に和平協定成立
州	ボスニア・ヘルツェゴビナ内戦	1992～95	ムスリム政府(武装勢力、クロアチア人武装勢力) セルビア人武装勢力	ボスニア・ヘルツェゴビナの旧ユーゴからの独立問題を契機としたムスリム、セルビア人、クロアチア人3民族間の勢力争い 1995年12月に和平協定成立
	チェチェン紛争	1994～96 1999～	ロシア政府 チェチェン武装勢力	ロシアからの独立を目指すチェチェン共和国武装勢力とそれを阻止しようとするロシア政府との紛争 1996年に停戦合意。1999年から武力衝突
	コソボ紛争	1998～99	ユーゴ連邦政府、セルビア共和国政府 アルバニア系武装勢力	ユーゴ連邦からの独立を目指すアルバニア系武装勢力とそれを阻止しようとするユーゴ連邦政府及びセルビア共和国政府との紛争 1999年ユーゴスラビア連邦政府、米欧露提示の和平案を受諾
	グアテマラの反革命	1954	グアテマラ政府 反革命派	政府の農地改革などに反抗した保守勢力のクーデターで政権が交代
米州	キューバ革命	1956～59	バチスタ政権 反政府派	極端な弾圧政策のため国民の支持を失ったバチスタ政権を、反政府派が打倒
	キューバ進攻	1961	キューバ政府 キューバ亡命者	在米キューバ人がキューバに進攻して敗退
	キューバ危機	1962	米国 ソ連、キューバ	ソ連の中距離ミサイルがキューバに持込まれたことから起きた危機
	ベネズエラの反乱活動	1962～63	ベネズエラ政府 反乱派	社会改革の穏健派の政権に対する共産党、MIRなどの反乱活動
	ドミニカ共和国内乱	1965	ドミニカ政府、米国 反乱派	若手将校グループが立憲主義復帰を目指して反乱を起こしたことから内戦状態に発展、米軍及び米州機構平和維持軍が介入
	ニカラグア内戦	1979～90	ニカラグア政府 反政府派	サンディニスタ民族解放戦線(FSLN)などによる革命・政権樹立後、同政権の左傾化に反対する勢力(コントラ)がゲリラ戦を展開
	エルサルバドル内戦	1979～92	エルサルバドル政府 反政府派	ファラブンド・マルチ民族解放戦線(FMLN)が現政府打倒のためゲリラ戦を展開
	フォークランド(マルビーナス)紛争	1982	英国 アルゼンチン	フォークランド(マルビーナス)諸島の領有権をめぐる軍事衝突
州	グレナダ派兵	1983	グレナダ反乱派 米国、ジャマイカ、バルバドス、東カリブ海諸国	東カリブ海諸国機構設立条約加盟国が同条約に基づく集団措置として、また、米国などが上記措置への支援の要請に応じて、グレナダに派兵
	パナマ派兵	1989	米国 パナマ	パナマの実権を握るノリエガ国防軍最高司令官と米国との間の対立

資料2 各国の主要な核戦力

		米 国	ロ シ ア	英 国	フ ラ ンス	中 国
ミ サ イ ル	ICBM (大陸間弾道ミサイル)	550基 ミニットマン 型 500 ピースキーパー 50	635基 SS - 18型 112 SS - 19型 150 SS - 24型 12 SS - 25型 325 SS - 27型 36	—	—	約30基 DF - 5 (CSS - 4) 24 DF - 31 (CSS - 9) 8
	IRBM MRBM	—	—	—	—	約110基 DF - 3 (CSS - 2) 32 DF - 4 (CSS - 3) 20 DF - 21 (CSS - 5) 60
	SRBM	—	—	—	—	約450基
	SLBM (潜水艦発射弾道 ミサイル)	432基 トライデントC - 4 型 192 トライデントD - 5 型 240 (弾道ミサイル搭載原 子力潜水艦18隻)	232基 SS - N - 18型 96 SS - N - 20型 40 SS - N - 23型 96 (弾道ミサイル搭載原 子力潜水艦14隻)	58基 トライデントD - 5 型 58 (弾道ミサイル搭載原 子力潜水艦4隻)	64基 M - 4 型 16 M - 45型 48 (弾道ミサイル搭載原 子力潜水艦4隻)	12基 JL - 1 (CSS - N - 3) 12 (弾道ミサイル搭載原 子力潜水艦1隻)
	長距離 (戦略) 爆撃機	114機 B - 2 21 B - 52 93	78機 Tu - 95 (ベア) 63 Tu - 160 15 (ブラックジャック)	—	—	—

(注) 資料は、ミリタリー・バランス (2004~2005) などによる。

資料3 主要弾道・巡航ミサイルの性能諸元

区 分	国 別	名 称	最大射程 (km)	弾頭 (威力)	誘導方式	備 考
ICBM	米 国	ミニットマン	13,000	MIRV (170KT又は335~350KT x 3)	慣 性	固燃3段
		ピースキーパー	9,600	MIRV (300~475KT x 10)	慣 性	固燃3段
	ロ	SS - 18	10,200~15,000	MIRV (1.3MT x 8、500KT x 10又は500~750KT x 10) 又は単弾頭 (24MT)	慣 性	液燃2段
		SS - 19	9,000~10,000	MIRV (500KT x 6 又は500~750KT x 6)	慣 性	液燃2段
	シ	SS - 24	10,000	MIRV (550KT x 10)	慣 性 + コンピュータ 制 御	固燃3段
		SS - 25	10,500	単弾頭 (550KT)	慣 性 + コンピュータ 制 御	固燃3段
	ア	SS - 27	10,500	単弾頭 (550KT)	慣 性	固燃3段
		中 国	DF - 5 (CSS - 4)	12,000~13,000	単弾頭 (1~3MT) 又はMIRV (150~350KT x 4~6)	慣 性
DF - 31 (CSS - 9)	8,000~10,000		単弾頭 (1MT) 又はMIRV (20~150KT x 3~5)	慣 性 + 天 測	固燃3段	
SLBM	米 国	トライデントC - 4	7,400	MIRV (100KT x 8)	慣 性 + 天 測	固燃3段
		トライデントD - 5	12,000	MIRV (100KT x 8 又は475KT x 8)	慣 性 + 天 測	固燃3段
	ロ	SS - N - 8	7,800~9,100	単弾頭 (1MT 又は800KT)	慣 性 + 天 測	液燃2段
		SS - N - 18	6,500~8,000	単弾頭 (450KT) 又はMIRV (500KT x 3 又は100KT x 7)	慣 性 + 天 測 + コンピュータ制御	液燃2段
	シ	SS - N - 20	8,300	MIRV (200KT x 10)	慣 性 + 天 測	固燃3段
		SS - N - 23	8,300	MIRV (100KT x 4)	慣 性 + 天 測	液燃3段
	ア	SS - N - 23	8,300	MIRV (100KT x 4)	慣 性 + 天 測	液燃3段
英	トライデントD - 5	12,000	MIRV (100KT x 8 又は475KT x 8)	慣 性 + 天 測	固燃3段	



区分	国別	名称	最大射程 (km)	弾頭 (威力)	誘導方式	備考
SLBM	仏	M - 4	4,000 ~ 5,000	MRV (100KT × 6)	慣性 + コンピュータ制御	固燃3段
		M - 45	6,000	MRV (100KT × 6)	慣性 + コンピュータ制御	固燃3段
	中国	JL - 1 (CSS - N - 3)	2,150 ~ 2,500	単弾頭 (90 ~ 250KT)	慣性 + GPS + レーダー	固燃2段
IRBM MRBM	中国	DF - 3 (CSS - 2)	2,650 ~ 2,800	単弾頭 (1 ~ 3 MT)	慣性	液燃1段
		DF - 4 (CSS - 3)	4,750	単弾頭 (1 ~ 3 MT)	慣性	液燃2段
		DF - 21 (CSS - 5)	2,150 ~ 2,500	単弾頭 (90 ~ 250KT)	慣性 + GPS + レーダー	固燃2段
SRBM	中国	DF - 11 (CSS - 7)	280 ~ 530	単弾頭 (2 KT ~ 20KT)	慣性 + GPS + 終末誘導	固燃1段
		DF - 15 (CSS - 6)	600	単弾頭 (90KT)	慣性 + 終末誘導	固燃1段
巡航 ミサイル (長射程)	米 国	トマホーク (TLAM - N)	2,500	単弾頭 (200KT)	慣性 + 地形照合	海上 / 海中発射型
		AGM - 86B	2,500	単弾頭 (200KT)	慣性 + 地形照合	空中発射型
	ロ シ ア	SS - N - 21	2,400	単弾頭 (200KT)	慣性 + 地形照合	海中発射型
		AS - 15	2,500 ~ 3,000	単弾頭 (200 ~ 250KT)	慣性 + 地形照合	空中発射型

(注) 資料は、「ジェーン戦略兵器システム」などによる。

資料4 第1次戦略兵器削減条約 (START)、第2次戦略兵器削減条約 (START) 及び戦略核兵器削減条約 (モスクワ条約) の概要

1 第1次戦略兵器削減条約 (START)

経緯	1990年5月～6月の米ソ首脳会談において基本合意。 1991年7月31日の米ソ首脳会談においてSTART 署名。 1992年5月23日、米とロシア、ウクライナ、ベラルーシ及びカザフスタンのCIS4か国はSTART議定書に署名。 ウクライナのNPT加盟により、1994年12月5日START 発効。 2001年12月5日、米露両国とも履行完了。
概要	戦略核運搬手段の上限は、1,600基(機)、このうち、重ICBMについては154基。 弾頭数の上限は6,000発。 ・弾道ミサイルの上限：4,900発 ・重ICBMの上限：1,540発 ・移動式ICBMの上限：1,100発 射程600kmを超えるSLCMについては、政治的拘束力を持つ声明によって880発を上限とする。
備考	Tu - 22Mバックファイアについては、旧ソ連が空軍用300機、海軍用200機を超えず、また、大陸間攻撃任務に就かせないことをSTART 外で宣言。

2 第2次戦略兵器削減条約 (START)

経緯	1992年6月17日、米露首脳会談において、多弾頭大陸間弾道ミサイル (ICBM) の全廃を含め、戦略核兵器の大幅削減につき合意。 1993年1月3日、START 署名。 1997年9月、第2段階の履行期限を2007年末まで5年間延長する共同議定書署名。
概要	第1段階 2004年12月31日まで ・総弾頭数：3,800～4,250発の間か、それ以下で各国が自主的に決める数。 ・多弾頭ICBM (MIRV)：1,200発 重ICBM (SS - 18)：650発 ・SLBM：2,160発
	第2段階 2007年12月31日まで ・総弾頭数：3,000～3,500発の間か、それ以下で各国が自主的に決める数。 ・多弾頭ICBM (MIRV)：全廃 重ICBM (SS - 18)：全廃 ・SLBM：1,700～1,750発の間か、それ以下で各国が自主的に決める数。
備考	検証手続としては、原則としてSTART で合意された手続を適用。

3 戦略攻撃能力削減に関する条約（モスクワ条約）

経緯	2001年11月13日、米露大統領が、双方の保有する核弾頭の削減を宣言。 2002年5月24日、モスクワにおける米露首脳会談で署名。
概要	2012年12月31日までに戦略核弾頭を1,700～2,200発に削減。双方は、所定の上限内で戦略攻撃兵器の構成を独自に決定。 START が有効であることに合意。
備考	条約の履行のために、二国間委員会を1年に2回以上召集する。 2003年3月6日、米上院にて批准。 2003年5月14日、ロシア下院にて批准。 2003年6月10日、発効。

資料5 国連平和維持活動一覧

1 活動が終了した国連平和維持活動

(2005年5月末現在)

P K O 活 動	活動期間	展 開 地 域
第1次国連緊急隊 (UNEF)	1956 .11 ~ 67 .6	スエズ運河地帯、シナイ半島、ガザ
レバノン国連監視団 (UNOGIL)	58 .6 ~ 58 .12	レバノン・シリア国境
コンゴ国連軍 (ONUC)	60 .7 ~ 64 .6	コンゴ
西イリアン国連保安隊 (UNSF)	62 .10 ~ 63 .4	西イリアン
イエメン国連監視団 (UNYOM)	63 .7 ~ 64 .9	イエメン
ドミニカ事務総長代表使節団 (DOMREP)	65 .5 ~ 66 .10	ドミニカ共和国
国連インド・パキスタン監視団 (UNIPOM)	65 .9 ~ 66 .3	インド・パキスタン国境
第2次国連緊急隊 (UNEF)	73 .10 ~ 79 .7	スエズ運河地帯、シナイ半島
国連アフガニスタン・パキスタン仲介ミッション (UNGOMAP)	88 .5 ~ 90 .3	アフガニスタン・パキスタン国境
国連イラン・イラク軍事監視団 (UNIIMOG)	88 .8 ~ 91 .2	イラン・イラク国境
国連アンゴラ監視団 (UNAVEM)	89 .1 ~ 91 .5	アンゴラ
国連ナミビア独立支援グループ (UNTAG)	89 .4 ~ 90 .3	ナミビア
国連中米監視団 (ONUCA)	89 .11 ~ 92 .1	コスタリカ、エルサルバドル、グアテマラ、ホンジュラス、ニカラグア
国連イラク・クウェート監視団 (UNKOM)	91 .4 ~ 03 .10	イラク・クウェート
第2次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM)	91 .5 ~ 95 .2	アンゴラ
国連エルサルバドル監視団 (ONUSAL)	91 .7 ~ 95 .4	エルサルバドル
国連カンボジア先遣ミッション (UNAMIC)	91 .10 ~ 92 .3	カンボジア
国連保護隊 (UNPROFOR)	92 .3 ~ 95 .12	92 .3 ~ 95 .3 旧ユーゴ 95 .3 ~ 95 .12 ボスニア・ヘルツェゴビナ
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	92 .3 ~ 93 .9	カンボジア
国連ソマリア活動 (UNOSOM)	92 .4 ~ 93 .3	ソマリア
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	92 .12 ~ 94 .12	モザンビーク
第2次国連ソマリア活動 (UNOSOM)	93 .3 ~ 95 .3	ソマリア
国連ウガンダ・ルワンダ監視団 (UNOMUR)	93 .6 ~ 94 .9	ウガンダ
国連リベリア監視団 (UNOMIL)	93 .9 ~ 97 .9	リベリア
国連ハイチ・ミッション (UNMIH)	93 .9 ~ 96 .6	ハイチ
国連ルワンダ支援団 (UNAMIR)	93 .10 ~ 96 .3	ルワンダ
国連アオソウ帯監視団 (UNASOG)	94 .5 ~ 94 .6	リビア・チャド国境
国連タジキスタン監視団 (UNMOT)	94 .12 ~ 00 .5	タジキスタン
第3次国連アンゴラ監視団 (UNAVEM)	95 .2 ~ 97 .6	アンゴラ
国連クロアチア信頼回復活動 (UNCRO)	95 .3 ~ 96 .1	クロアチア
国連予防展開隊 (UNPREDEP)	95 .3 ~ 99 .2	マケドニア
国連ボスニア・ヘルツェゴビナ・ミッション (UNMIBH)	95 .12 ~ 02 .12	ボスニア・ヘルツェゴビナ
国連東スラボニア、パラニャ及び西スレム暫定機構 (UNTAES)	96 .1 ~ 98 .1	東スラボニア、パラニャ、西スレム (クロアチア)

P K O 活 動	活動期間	展 開 地 域
国連プレヴラカ監視団 (UNMOP)	96.1~02.12	プレヴラカ半島 (クロアチア)
国連ハイチ支援団 (UNSMIH)	96.7~97.7	ハイチ
国連グアテマラ人権監視団 (MINUGUA)	97.1~97.5	グアテマラ
国連アンゴラ監視団 (MONUA)	97.6~99.2	アンゴラ
国連ハイチ暫定ミッション (UNTMIH)	97.8~97.11	ハイチ
国連ハイチ文民警察ミッション (MIPONUH)	97.12~00.3	ハイチ
国連文民警察サポート・グループ (UNPSG)	98.1~98.10	東スラボニア、バラニャ、西スレム (クロアチア)
国連中央アフリカ共和国ミッション (MINURCA)	98.4~00.2	中央アフリカ
国連シエラレオネ監視ミッション (UNOMSIL)	98.7~99.10	シエラレオネ
国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET)	99.10~02.5	東ティモール
国連東ティモール支援団 (UNMISSET)	02.5~05.5	東ティモール

(注) 1 出典：国連資料等
2 UNAMICは後にUNTACに吸収された。

2 活動中の国連平和維持活動

P K O 活 動	活動期間	活動規模	展 開 地 域
国連休戦監視機構 (UNTSO)	1948.6~	150	エジプト、ヨルダン、レバノン、イスラエルなど
国連インド・パキスタン軍事監視団 (UNMOGIP)	49.1~	44	ジャム・カシミール、印パ間停戦ライン
国連キプロス平和維持隊 (UNFICYP)	64.3~	920	キプロス
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	74.6~	1,028	ゴラン高原 (シリア)
国連レバノン暫定隊 (UNIFIL)	78.3~	1,996	南部レバノン
国連西サハラ住民投票監視団 (MINURSO)	91.4~	231	西サハラ
国連グルジア監視団 (UNOMIG)	93.8~	130	アブハジア (グルジア)
国連コソボ暫定行政ミッション (UNMIK)	99.6~	3,029	コソボ
国連シエラレオネ・ミッション (UNAMSIL)	99.10~	3,447	シエラレオネ
国連コンゴ民主共和国ミッション (MONUC)	99.11~	16,511	コンゴ民主共和国及び周辺国首都
国連エチオピア・エリトリア・ミッション (UNMEE)	00.7~	3,330	エチオピア・エリトリア国境
国連リベリア・ミッション (UNMIL)	03.9~	15,786	リベリア
国連コートジボワール活動 (UNOCI)	04.4~	6,256	コートジボワール
国連ハイチ安定化ミッション (MINUSTAH)	04.6~	7,495	ハイチ
国連ブルンジ活動 (ONUB)	04.6~	5,480	ブルンジ
国連スーダン・ミッション (UNMIS)	05.3~	69	スーダン

(注) 活動規模については、2005年4月末現在の人員規模。

資料6 主要国・地域の兵力一覧（概数）

陸上兵力		海上兵力			航空兵力	
国名など	陸上兵力 (万人)	国名など	トン数 (万トン)	隻数	国名など	作戦機数
中国	160	米国	576.6	1,120	米国	3,450
インド	110	ロシア	202.6	730	中国	2,390
北朝鮮	100	中国	93.9	750	ロシア	2,230
韓国	56	英国	89.4	250	インド	760
パキスタン	55	フランス	38.6	260	エジプト	630
米国	50	インド	32.6	150	韓国	600
ベトナム	41	トルコ	21.9	210	北朝鮮	580
トルコ	40	台湾	21.0	340	フランス	570
ロシア	36	スペイン	20.2	130	シリア	530
イラン	35	ドイツ	19.5	150	トルコ	530
ミャンマー	35	ブラジル	18.6	140	台湾	530
エジプト	32	イタリア	18.0	150	英国	490
インドネシア	23	インドネシア	16.9	120	ウクライナ	480
シリア	20	オーストラリア	14.9	100	英国	480
台湾	20	韓国	14.8	210		
日本	14.8	日本	42.6	150	日本	480

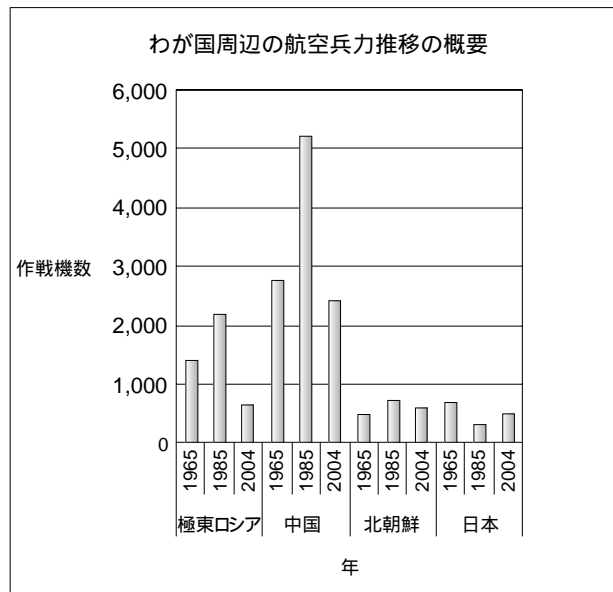
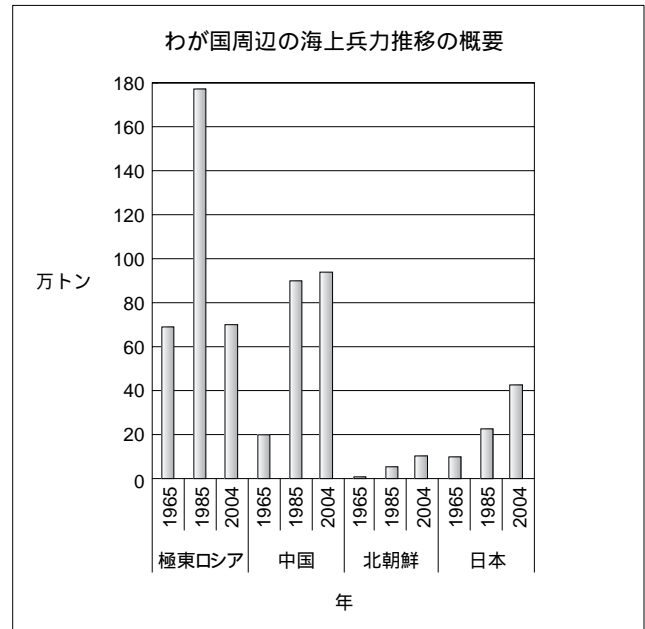
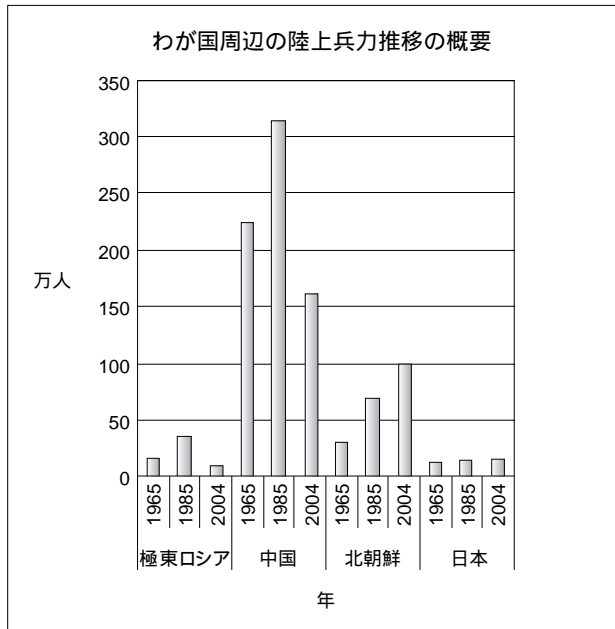
- (注) 1 資料は、陸、空については「ミリタリー・バランス(2004~2005)」など、海については「ジェーン年鑑(2004~2005)」などによる。
 2 日本は、平成16(2004)年度末における各自衛隊の実勢力を示し、作戦機数は航空自衛隊の作戦機(輸送機を除く。)及び海上自衛隊の作戦機(固定翼のみ)の合計である。
 3 作戦機数のうち、は空軍、海軍及び海兵隊の作戦機数を含んでいることを示す。
 4 配列は兵力の大きい順になっている。

資料7 主要国・地域の正規軍及び予備兵力（概数）

国名など	兵役制	正規軍 (万人)	予備兵力 (万人)	
米国	志願	143	116	
ロシア	徴兵・志願	121	200	
英国	志願	21	27	
フランス	志願	26	10	
ドイツ	徴兵	28	36	
イタリア	志願	19	6	
インド	志願	133	54	
中国	徴兵	226	80	
北朝鮮	徴兵	110	65	
韓国	徴兵	69	450	
エジプト	徴兵	45	41	
イスラエル	徴兵	17	41	
日本	志願	陸	14.8	3.4(0.6)
		海	4.4	0.1
		空	4.6	0.08

- (注) 1 資料は、「ミリタリー・バランス(2004~2005)」などによる。
 2 日本は、平成16(2004)年度末における各自衛隊の実勢力を示す。()内は即応予備自衛官の現員数であり、外数。
 3 ロシアは、徴兵制から志願制への移行を優先課題としている。

資料8 わが国周辺の兵力推移の概要



(注) 資料は、当該年版のミリタリー・バランスなどによる(日本は、当該年度末実勢力)。

資料9 衆議院議員稲葉誠一君提出「憲法、国際法と集団的自衛権」に関する質問に対する答弁書
(昭和56年5月29日提出) 抜粋

集団的自衛権と憲法第九条、国際法との関係については必ずしも明瞭でないので、これを明らかにすることがこの際必要と考えるので、ここに質問主意書を提出する。

集団的自衛権について次のとおり質問する。

- 一 内閣としての統一した定義
- 二 独立主権国家たる日本は当然自衛権を持ち、その中に集団的自衛権も含まれるのか。
- 三 集団的自衛権は憲法上「禁止」されているのか。とすれば憲法何条のどこにどのように規定されているのか。
- 四 「禁止」されていず政策上の問題として「やらない」としているのか。
- 五 集団的自衛権が「ない」ということで我が国の防衛上、実質的に不利を蒙ることはあるか。

一から五までについて

国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもつて阻止する権利を有しているものとされている。

我が国が、国際法上、このような集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上、当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えている。

なお、我が国は、自衛権の行使に当たっては我が国を防衛するため必要最小限度の実力を行使することを旨としているのであるから、集団的自衛権の行使が憲法上許されないことによつて不利益が生じるというようなものではない。

資料10 衆議院議員土井たか子君提出「小泉内閣発足にあたって国政の基本政策」に関する質問に対する答弁書 (平成13年5月8日提出) 抜粋

小泉内閣発足にあたって国政の基本政策にたいする総理大臣ご自身の認識を知るため、次の問題を質したい。いずれも内閣総理大臣就任の前にも、自民党総裁選挙ならびに総裁就任時の記者会見での発言をめぐって疑義のある問題点であり、国政の基本問題として看過できない。

したがって、次の事項について質問する。

- 一 小泉氏は集団的自衛権について、憲法解釈を変更して、その行使を認めることを検討すべきだとしているが、いままでの政府の見解はどうか。また、憲法解釈を変更して集団的自衛権の行使を認めることは許されるのかどうか。あらためて小泉内閣の統一見解を問う。

一について

政府は、従来から、我が国が国際法上集団的自衛権を有していることは、主権国家である以上当然であるが、憲法第九条の下において許容されている自衛権の行使は、我が国を防衛するため必要最小限度の範囲にとどまるべきものであると解しており、集団的自衛権を行使することは、その範囲を超えるものであって、憲法上許されないと考えてきている。

憲法は我が国の法秩序の根幹であり、特に憲法第九条については過去五十年余にわたる国会での議論の積み重ねがあるので、その解釈の変更については十分に慎重でなければならないと考える。

他方、憲法に関する問題について、世の中の変化も踏まえつつ、幅広い議論が行われることは重要であり、集団的自衛権の問題について、様々な角度から研究してもいいのではないかと考えている。

資料11 国防の基本方針

(昭和32年5月20日 国防会議決定
閣議決定)

国防の目的は、直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行われるときはこれを排除し、もって民主主義を基調とするわが国の独立と平和を守ることにある。この目的を達成するための基本方針を次のとおり定める。

- (1) 国際連合の活動を支持し、国際間の協調をはかり、世界平和の実現を期する。
- (2) 民生を安定し、愛国心を高揚し、国家の安全を保障するに必要な基盤を確立する。
- (3) 国力国情に応じ自衛のため必要な限度において、効率的な防衛力を漸進的に整備する。
- (4) 外部からの侵略に対しては、将来国際連合が有効にこれを阻止する機能を果し得るに至るまでは、米国との安全保障体制を基調としてこれに対処する。

資料12 平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について

(平成16年12月10日 安全保障会議決定
閣議決定)

平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、平成7年11月28日付け閣議決定「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」は、平成16年度限りで廃止する。

(別紙)

平成17年度以降に係る防衛計画の大綱

策定の趣旨

我が国を取り巻く新たな安全保障環境の下で、我が国の平和と安全及び国際社会の平和と安定を確保するために、今後の我が国の安全保障及び防衛力の在り方について、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」(平成15年12月19日 安全保障会議及び閣議決定)に基づき、ここに「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示す。

我が国を取り巻く安全保障環境

- 1 今日の安全保障環境については、米国の9・11テロにみられるとおり、従来のような国家間における軍事的対立を中心とした問題のみならず、国際テロ組織などの非国家主体が重大な脅威となっている。大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態(以下「新たな脅威や多様な事態」という。)への対応は、国家間の相互依存関係の一層の進展やグローバル化を背景にして、今日の国際社会にとって差し迫った課題となっている。また、守るべき国家や国民を持たない国際テロ組織などに対しては、従来の抑止が有効に機能しにくいことに留意する必要がある。

一方、冷戦終結後10年以上が経過し、米中間において新たな信頼関係が構築されるなど、主要国間の相互協力・依存関係が一層進展している。こうした状況の下、安定した国際環境が各国の利益に合うことから、国際社会において安全保障上の問題に関する国際協調・協力が図られ、国連をはじめとする各種の国際的枠組み等を通じた幅広い努力が行われている。

この中で、唯一の超大国である米国は、テロとの闘いや大量破壊兵器の拡散防止等の課題に積極的に対処するなど、引き続き、世界の平和と安定に大きな役割を果たしている。

また、国際社会における軍事力の役割は多様化しており、武力紛争の抑止・対処に加え、紛争の予防から復興支援に至るまで多様

な場面で積極的に活用されている。

- 2 我が国の周辺においては、近年さらに、国家間の相互依存が拡大・深化したことに伴い、二国間及び多国間の連携・協力関係の充実・強化が図られている。

他方、冷戦終結後、極東ロシアの軍力は量的に大幅に削減されたが、この地域においては、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在するとともに、多数の国が軍事力の近代化に力を注いできた。また、朝鮮半島や台湾海峡を巡る問題など不透明・不確実な要素が残されている。この中で、北朝鮮は大量破壊兵器や弾道ミサイルの開発、配備、拡散等を行うとともに、大規模な特殊部隊を保持している。北朝鮮のこのような軍事的な動きは、地域の安全保障における重大な不安定要因であるとともに、国際的な拡散防止の努力に対する深刻な課題となっている。また、この地域の安全保障に大きな影響力を有する中国は、核・ミサイル戦力や海・空軍力の近代化を推進するとともに、海洋における活動範囲の拡大などを図っており、このような動向には今後も注目していく必要がある。

このような中で、日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、我が国の安全及びアジア太平洋地域の平和と安定のために重要な役割を果たしている。

- 3 以上のような我が国を取り巻く安全保障環境を踏まえると、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、我が国としては地域の安全保障上の問題に加え、新たな脅威や多様な事態に対応することが求められている。

- 4 なお、我が国の安全保障を考えるに当たっては、奥行きに乏しく、長大な海岸線と多くの島嶼が存在しており、人口密度も高いうえ、都市部に産業・人口が集中し、沿岸部に重要施設を多数抱えるという安全保障上の脆弱性を持っていること、災害の発生しやすい自然的条件を抱えていること、さらに、我が国の繁栄と発展には、海上交通の安全確保等が不可欠であることといった我が国の置かれた諸条件を考慮する必要がある。

我が国の安全保障の基本方針

1 基本方針

我が国の安全保障の第一の目標は、我が国に直接脅威が及ぶことを防止し、脅威が及んだ場合にはこれを排除するとともに、その被害を最小化することであり、第二の目標は、国際的な安全保障環境を改善し、我が国に脅威が及ばないようにすることである。

我が国は、国際的平和と安全の維持に係る国際連合の活動を支持し、諸外国との良好な協調関係を確立するなどの外交努力を推進するとともに、日米安全保障体制を基調とする米国の緊密な協力関係を一層充実させ、内政の安定により安全保障基盤の確立を図り、効率的な防衛力を整備するなど、我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み合わせることにより、これらの目標を達成する。

また、我が国は、日本国憲法の下、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、文民統制を確保するとともに、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備するとの基本方針を引き続き堅持する。

核兵器の脅威に対しては、米国の核抑止力に依存する。同時に、核兵器のない世界を目指した現実的・漸進的な核軍縮・不拡散の取組において積極的な役割を果たすものとする。また、その他の大量破壊兵器やミサイル等の運搬手段に関する軍縮及び拡散防止のための国際的な取組にも積極的な役割を果たしていく。

2 我が国自身の努力

(1) 基本的な考え方

安全保障政策において、根幹となるのは自らが行う努力であるとの認識の下、我が国として総力を挙げた取組により、我が国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努める。また、国際的な安全保障環境の改善による脅威の防止のため、我が国は国際社会や同盟国と連携して行動することを原則としつつ、外交活動等を主体的に実施する。

(2) 国としての統合的な対応

一方、こうした努力にもかかわらず、我が国に脅威が及んだ場合には、安全保障会議等を活用して、政府として迅速・的確に意思決定を行い、関係機関が適切に連携し、政府が一体となって統合的に対応する。このため、平素から政府の意思決定を支える情報収集・分析能力の向上を図る。また、自衛隊、警察、海上保安庁等の関係機関は、適切な役割分担の下、一層の情報共有、訓練等を通じて緊密な連携を確保するとともに、全体としての能力向上に努める。さらに、各種災害への対応や警報の迅速な伝達をはじめとする国民の保護のための各種体制を整備するとともに、国と地方公共団体が相互に緊密に連携し、万全の態勢を整える。

(3) 我が国の防衛力

防衛力は、我が国に脅威が及んだ場合にこれを排除する国家の意思と能力を表す安全保障の最終的担保である。

我が国はこれまで、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域の不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」を基本的に踏襲した「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定)に従って防衛力の整備を進めてきたところであり、これにより日米安全保障体制と相まって、侵略の未然防止に寄与してきた。

今後の防衛力については、新たな安全保障環境の下、「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応し得るものとする必要がある。また、国際社会の平和と安定が我が国の平和と安全に密接に結びついているという認識の下、我が国の平和と安全をより確固たるものとするを目的として、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動(以下「国際平和協力活動」という。)に主体的かつ積極的に取り組み得るものとする必要がある。

このように防衛力の果たすべき役割が多様化している一方、少子化による若年人口の減少、格段に厳しさを増す財政事情等に配慮する必要がある。

このような観点から、今後の我が国の防衛力については、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた、多機能で弾力的な実効性のあるものとする。その際、規模の拡大に依存することなくこれを実現するため、要員・装備・運用にわたる効率化・合理化を図り、限られた資源でより多くの成果を達成することが必要である。

3 日米安全保障体制

米国の安全保障体制は、我が国の安全確保にとって必要不可欠なものであり、また、米国の軍事的プレゼンスは、依然として不

透明・不確実な要素が存在するアジア太平洋地域の平和と安定を維持するために不可欠である。

さらに、このような日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威や多様な事態の予防や対応のための国際的取組を効果的に進める上でも重要な役割を果たしている。

こうした観点から、我が国としては、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組む。その際、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る過重な負担軽減に留意する。

また、情報交換、周辺事態における協力を含む各種の運用協力、弾道ミサイル防衛における協力、装備・技術交流、在日米軍の駐留をより円滑・効果的にするための取組等の施策を積極的に推進することを通じ、日米安全保障体制を強化していく。

4 国際社会との協力

国際的な安全保障環境を改善し、我が国の安全と繁栄の確保に資するため、政府開発援助（ODA）の戦略的な活用を含め外交活動を積極的に推進する。また、地域紛争、大量破壊兵器等の拡散や国際テロなど国際社会の平和と安定が脅かされるような状況は、我が国の平和と安全の確保に密接にかかわる問題であるとの認識の下、国際平和協力活動を外交と一体のものとして主体的・積極的に行っていく。

特に、中東から東アジアに至る地域は、従来から我が国と経済的結びつきが強い上、我が国への海上交通路ともなっており、資源・エネルギーの大半を海外に依存する我が国にとって、その安定は極めて重要である。このため、関係各国との間で共通の安全保障上の課題に対する各般の協力を推進し、この地域の安定化に努める。

21世紀の新たな諸課題に対して、国際社会が有効に対処するためには、普遍的かつ包括的な唯一の国際機関である国連の機構を実効性と信頼性を高める形で改革することが求められており、我が国としても積極的にこの問題に取り組んでいく。

アジア太平洋地域においては、ASEAN地域フォーラム（ARF）等の地域の安全保障に関する多国間の枠組みや、テロ対策や海賊対策といった共通の課題に対する多国間の努力も定着しつつあり、我が国としては、引き続き、こうした努力を推進し、米国との協力と相まって、この地域における安定した安全保障環境の構築に向け、適切な役割を果たすものとする。

防衛力の在り方

1 防衛力の役割

今後の我が国の防衛力については、上記の認識の下、以下のとおり、それぞれの分野において、実効的にその役割を果たし得るものとし、このために必要な自衛隊の体制を効率的な形で保持するものとする。

(1) 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

事態の特性に応じた即応性や高い機動性を備えた部隊等をその特性や我が国の地理的特性に応じて編成・配置することにより、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応する。事態が発生した場合には、迅速かつ適切に行動し、警察等の関係機関の間では状況と役割分担に応じて円滑かつ緊密に協力し、事態に対する切れ目のない対応に努める。

新たな脅威や多様な事態のうち、主なものに関する対応と自衛隊の体制の考え方は以下のとおり。

ア 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃に対しては、弾道ミサイル防衛システムの整備を含む必要な体制を確立することにより、実効的に対応する。我が国に対する核兵器の脅威については、米国の核抑止力と相まって、このような取組により適切に対応する。

イ ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃等に対しては、部隊の即応性、機動性を一層高め、状況に応じて柔軟に対応するものとし、事態に実効的に対応し得る能力を備えた体制を保持する。

ウ 島嶼部に対する侵略への対応

島嶼部に対する侵略に対しては、部隊を機動的に輸送・展開し、迅速に対応するものとし、実効的な対処能力を備えた体制を保持する。

エ 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等への対応 周辺海空域において、常時継続的な警戒監視を行うものとし、艦艇や航空機等による体制を保持する。また、領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるものとし、戦闘機部隊の体制を保持する。さらに、護衛艦部隊等を適切に保持することにより、周辺海域における武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦等に適切に対処する。

オ 大規模・特殊災害等への対応

大規模・特殊災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に対しては、国内のどの地域においても災害救援を実施し得る部隊や専門能力を備えた体制を保持する。

(2) 本格的な侵略事態への備え

見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のような、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図る。同時に、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、また、その整備が短期間になし得ないものであることにかんがみ、周辺諸国の動向に配慮するとともに、技術革新の成果を取り入れ、最も基盤的な部分を確保する。

(3) 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組

国際平和協力活動に適切に取り組むため、教育訓練体制、所要の部隊の待機態勢、輸送能力等を整備し、迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するための各種基盤を確立するとともに、自衛隊の任務における同活動の適切な位置付けを含め所要の体制を整える。

また、平素から、各種の二国間・多国間訓練を含む安全保障対話・防衛交流の推進や国連を含む国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野の諸活動への協力など、国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進する。

2 防衛力の基本的な事項

上記のような役割を果たす防衛力を実現するための基本となる事項は以下のとおり。

(1) 統合運用の強化

各自衛隊を一体的に運用し、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、自衛隊は統合運用を基本とし、そのための体制を強化する。このため、統合運用に必要な中央組織を整備するとともに、教育訓練、情報通信などの各分野において統合運用基盤を確立する。その際、統合運用の強化に併せて、既存の組織等を見直し、効率化を図る。

(2) 情報機能の強化

新たな脅威や多様な事態への実効的な対応をはじめとして、各種事態において防衛力を効果的に運用するためには、各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報収集・分析・共有等が不可欠である。このため、安全保障環境や技術動向等を踏まえた多様な情報収集能力や総合的な分析・評価能力等の強化を図るとともに、当該能力を支える情報本部をはじめとする情報部門の体制を充実することにより、高度な情報能力を構築する。

(3) 科学技術の発展への対応

情報通信技術をはじめとする科学技術の進歩による各種の技術革新の成果を防衛力に的確に反映させる。特に、内外の優れた情報通信技術に対応し、統合運用の推進などに不可欠となる確実な指揮命令と迅速な情報共有を進めるとともに、運用及び体制の効率化を図るため、サイバー攻撃にも対処し得る高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを構築する。

(4) 人的資源の効果的な活用

隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のため、各種の施策を推進するとともに、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備の高度化等に対応し得るよう、質の高い人材の確保・育成を図り、必要な教育訓練を実施する。

また、安全保障問題に関する研究・教育を推進するとともに、その人的基盤を強化する。

上記の役割を果たすための防衛力の具体的な体制は別表のとおりとする。

留意事項

1 で述べた防衛力の整備、維持及び運用に際しては、次の諸点に留意してこれを行うものとする。

(1) 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制するとともに、国の他の諸施策との調和を図りつつ防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るようにする。

(2) 装備品等の取得に当たっては、その調達価格を含むライフサイクルコストの抑制に向けた取組を推進するとともに、研究開発について、産学官の優れた技術の積極的導入や重点的な資源配分、適時適切な研究開発プロジェクトの見直し等により、その効果的かつ効率的な実施を図る。

また、我が国の安全保障上不可欠な中核技術分野を中心に、真に必要な防衛生産・技術基盤の確立に努める。

(3) 関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設の効率的な維持及び整備を推進するため、当該施設の周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

2 この大綱に定める防衛力の在り方は、おおむね10年後までを念頭においたものであるが、5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向等を勘案し検討を行い、必要な修正を行う。

(別表)

今後の防衛力を多機能で弾力的な実効性のあるものとするとの趣旨にかんがみ、以下の具体的な体制をもって、に示す多様な役割を果たすものとする。

陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数		15万5千人 14万8千人 7千人
	基幹部隊	平時地域配備する部隊	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 中央即応集団
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群
主要装備	戦車 主要特科装備		約600両 約600門/両
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊(機動運用) 護衛艦部隊(地域配備) 潜水艦部隊 掃海部隊 哨戒機部隊	4個護衛隊群(8個隊) 5個隊 4個隊 1個掃海隊群 9個隊
	主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	47隻 16隻 約150機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 空中給油・輸送部隊 地对空誘導弾部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個警戒航空隊(2個飛行隊) 12個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 1個飛行隊 6個高射群
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約350機 約260機
弾道ミサイル防衛 にも使用し得る 主要装備・基幹部隊		イージス・システム搭載護衛艦 航空警戒管制部隊 地对空誘導弾部隊	4隻 7個警戒群 4個警戒隊 3個高射群

(注)「弾道ミサイル防衛にも使用し得る主要装備・基幹部隊」は海上自衛隊の主要装備又は航空自衛隊の基幹部隊の内数。

平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について別紙のとおり定める。

これに伴い、昭和51年10月29日付け閣議決定「防衛計画の大綱について」は、平成7年度限りで廃止する。

(別紙)

平成8年度以降に係る防衛計画の大綱

策定の趣旨

- 我が国は、国の独立と平和を守るため、日本国憲法の下、紛争の未然防止や解決の努力を含む国際政治の安定を確保するための外交努力の推進、内政の安定による安全保障基盤の確立、日米安全保障体制の堅持及び自らの適切な防衛力の整備に努めてきたところである。
- 我が国は、かかる方針の下、昭和51年、安定化のための努力が続けられている国際情勢及び我が国周辺の国際政治構造並びに国内諸情勢が当分の間大きく変化しないという前提に立ち、また、日米安全保障体制の存在が国際関係の安定維持等に大きな役割を果たし続けると判断し、「防衛計画の大綱」(昭和51年10月29日国防会議及び閣議決定。以下「大綱」という。)を策定した。爾来、我が国は、大綱に従って防衛力の整備を進めてきたが、我が国の着実な防衛努力は、日米安全保障体制の存在及びその円滑かつ効果的な運用を図るための努力と相まって、我が国に対する侵略の未然防止のみならず、我が国周辺地域の平和と安定の維持に貢献している。
- 大綱策定後約20年が経過し、冷戦の終結等により米ソ両国を中心とした東西間の軍事的対峙の構造が消滅するなど国際情勢が大きく変化するとともに、主たる任務である我が国の防衛に加え、大規模な災害等への対応、国際平和協力業務の実施等より安定した安全保障環境の構築への貢献という分野においても、自衛隊の役割に対する期待が高まってきていることにかんがみ、今後の我が国の防衛力の在り方について、ここに「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱」として、新たな指針を示すこととする。
- 我が国としては、日本国憲法の下、この指針に従い、日米安全保障体制の信頼性の向上に配慮しつつ、防衛力の適切な整備、維持及び運用を図ることにより、我が国の防衛を全うするとともに、国際社会の平和と安定に資するよう努めるものとする。

国際情勢

この新たな指針の策定に当たって考慮した国際情勢のすう勢は、概略次のとおりである。

- 最近の国際社会においては、冷戦の終結等に伴い、圧倒的な軍事力を背景とする東西間の軍事的対峙の構造は消滅し、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。他方、各種の領土問題は依然存続しており、また、宗教上の対立や民族問題等に根ざす対立は、むしろ顕在化し、複雑で多様な地域紛争が発生している。さらに、核を始めとする大量破壊兵器やミサイル等の拡散といった新たな危険が増大するなど、国際情勢は依然として不透明・不確実な要素をはらんでいる。
- これに対し、国家間の相互依存関係が一層進展する中で、政治、経済等の各分野において国際的な協力を推進し、国際関係の一層の安定化を図るための各般の努力が継続されており、各種の不安定要因が深刻な国際問題に発展することを未然に防止することが重視されている。安全保障面では、米口間及び欧州においては関係諸国間の合意に基づく軍備管理・軍縮が引き続き進展しているほか、地域的な安全保障の枠組みの活用、多国間及び二国間対話の拡大や国際連合の役割の充実に向けた努力が進められている。
主要国は、大規模な侵略への対応を主眼としてきた軍事力について再編・合理化を進めるとともに、それぞれが置かれた戦略環境等を考慮しつつ、地域紛争等多様な事態への対応能力を確保するため、積極的な努力を行っている。この努力は、国際協調に基づく国際連合等を通じた取組と相まって、より安定した安全保障環境を構築する上でも重要な要素となっている。このような中で、米国は、その強大な力を背景に、引き続き世界の平和と安定に大きな役割を果たし続けている。
- 我が国周辺地域においては、冷戦の終結やソ連の崩壊といった動きの下で極東ロシアの軍事力の量的削減や軍事態勢の変化がみられる。他方、依然として核戦力を含む大規模な軍事力が存在している中で、多数の国が、経済発展等を背景に、軍事力の拡充ないし近代化に力を注いでいる。また、朝鮮半島における緊張が継続するなど不透明・不確実な要素が残されており、安定的な安全保障環境が確立されるには至っていない。このような状況の下で、我が国周辺地域において、我が国の安全に重大な影響を与える事態が発生する可能性は否定できない。しかしながら、同時に、二国間対話の拡大、地域的な安全保障への取組等、国家間の協調関係を深め、地域の安定を図ろうとする種々の動きがみられる。

日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、こうした安定的な安全保障環境の構築に資するとともに、この地域の平和と安定にとって必要な米国の関与と米軍の展開を確保する基盤となり、我が国の安全及び国際社会の安定を図る上で、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えられる。

我が国の安全保障と防衛力の役割

(我が国の安全保障と防衛の基本方針)

- 我が国は、日本国憲法の下、外交努力の推進及び内政の安定による安全保障基盤の確立を図りつつ、専守防衛に徹し、他国に脅威を与えるような軍事大国とならないとの基本理念に従い、日米安全保障体制を堅持し、文民統制を確保し、非核三原則を守りつつ、節度ある防衛力を自主的に整備してきたところであるが、かかる我が国の基本方針は、引き続きこれを堅持するものとする。

(防衛力の在り方)

- 我が国はこれまで大綱に従って、防衛力の整備を進めてきたが、この大綱は、我が国に対する軍事的脅威に直接対抗するよりも、自らが力の空白となって我が国周辺地域における不安定要因とならないよう、独立国としての必要最小限の基盤的な防衛力を保有するという「基盤的防衛力構想」を取り入れたものである。この大綱で示されている防衛力は、防衛上必要な各種の機能を備え、後方支援体制を含めてその組織及び配備において均衡のとれた態勢を保有することを主眼としたものであり、我が国の置かれている戦略環境、地理的特性等を踏まえて導き出されたものである。

このような基盤的な防衛力を保有するという考え方については、国際情勢のすう勢として、不透明・不確実な要素をはらみながら国際関係の安定化を図るための各般の努力が継続されていくものとみられ、また、日米安全保障体制が我が国の安全及び周辺地域の平和と安定にとって引き続き重要な役割を果たし続けるとの認識に立てば、今後ともこれを基本的に踏襲していくことが適当である。

一方、保有すべき防衛力の内容については、冷戦の終結等に伴い、我が国周辺諸国の一部において軍事力の削減や軍事態勢の変化

がみられることや、地域紛争の発生や大量破壊兵器の拡散等安全保障上考慮すべき事態が多様化していることに留意しつつ、その具体的在り方を見直し、最も効果的で適切なものとする必要がある。また、その際、近年における科学技術の進歩、若年人口の減少傾向、格段に厳しさを増している経済財政事情等に配慮しておかなければならない。

また、自衛隊の主たる任務が我が国の防衛であることを基本としつつ、内外諸情勢の変化や国際社会において我が国の置かれている立場を考慮すれば、自衛隊もまた、社会の高度化や多様化の中で大きな影響をもたらし得る大規模な災害等の各種の事態に対して十分に備えておくとともに、より安定した安全保障環境の構築に向けた我が国の積極的な取組において、適時適切にその役割を担っていくべきである。

今後の我が国の防衛力については、こうした観点から、現行の防衛力の規模及び機能について見直しを行い、その合理化・効率化・コンパクト化を一層進めるとともに、必要な機能の充実と防衛力の質的な向上を図ることにより、多様な事態に対して有効に対応し得る防衛力を整備し、同時に事態の推移にも円滑に対応できるように適切な弾力性を確保し得るものとするのが適当である。

(日米安全保障体制)

3 米国との安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可欠なものであり、また、我が国周辺地域における平和と安定を確保し、より安定した安全保障環境を構築するためにも、引き続き重要な役割を果たしていくものと考えられる。

こうした観点から、日米安全保障体制の信頼性の向上を図り、これを有効に機能させていくためには、情報交換、政策協議等の充実、共同研究並びに共同演習・共同訓練及びこれらに関する相互協力の充実等を含む運用面における効果的な協力態勢の構築、装備・技術面での幅広い相互交流の充実並びに 在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための各種施策の実施等に努める必要がある。

また、このような日米安全保障体制を基調とする日米両国間の緊密な協力関係は、地域的な多国間の安全保障に関する対話・協力の推進や国際連合の諸活動への協力等、国際社会の平和と安定への我が国の積極的な取組に資するものである。

(防衛力の役割)

4 今後の我が国の防衛力については、上記の認識の下に、以下のとおり、それぞれの分野において、適切にその役割を果たし得るものとする必要がある。

(1) 我が国の防衛

ア 周辺諸国の軍備に留意しつつ、我が国の地理的特性に応じ防衛上必要な機能を備えた適切な規模の防衛力を保有するとともに、これを最も効果的に運用し得る態勢を築き、我が国の防衛意思を明示することにより、日米安全保障体制と相まって、我が国に対する侵略の未然防止に努めることとする。

核兵器の脅威に対しては、核兵器のない世界を目指した現実的かつ着実な核軍縮の国際的努力の中で積極的な役割を果たしつつ、米国の核抑止力に依存するものとする。

イ 間接侵略事態又は侵略につながるおそれのある軍事力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、早期に事態を収拾することとする。

直接侵略事態が発生した場合には、これに即応して行動しつつ、米国との適切な協力の下、防衛力の総合的・有機的な運用を図ることによって、極力早期にこれを排除することとする。

(2) 大規模災害等各種の事態への対応

ア 大規模な自然災害、テロリズムにより引き起こされた特殊な災害その他の人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に際して、関係機関から自衛隊による対応が要請された場合などに、関係機関との緊密な協力の下、適時適切に災害救援等の所要の行動を実施することとし、もって民生の安定に寄与する。

イ 我が国周辺地域において我が国の平和と安全に重要な影響を与えるような事態が発生した場合には、憲法及び関係法令に従い、必要に応じ国際連合の活動を適切に支持しつつ、日米安全保障体制の円滑かつ効果的な運用を図ること等により適切に対応する。

(3) より安定した安全保障環境の構築への貢献

ア 国際平和協力業務の実施を通じ、国際平和のための努力に寄与するとともに、国際緊急援助活動の実施を通じ、国際協力の推進に寄与する。

イ 安全保障対話・防衛交流を引き続き推進し、我が国の周辺諸国を含む関係諸国との間の信頼関係の増進を図る。

ウ 大量破壊兵器やミサイル等の拡散の防止、地雷等通常兵器に関する規制や管理等のために国際連合、国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し協力する。

我が国が保有すべき防衛力の内容

で述べた我が国の防衛力の役割を果たすための基幹として、陸上、海上及び航空自衛隊において、それぞれ1に示される体制を維持し、2及び3に示される態勢等を保持することとする。

1 陸上、海上及び航空自衛隊の体制

(1) 陸上自衛隊

ア 我が国の領域のどの方面においても、侵略の当初から組織的な防衛行動を迅速かつ効果的に実施し得るよう、我が国の地理的特性等に従って均衡をとって配置された師団及び旅団を有していること。

イ 主として機動的に運用する各種の部隊を少なくとも1個戦術単位有していること。

ウ 師団等及び重要地域の防空に当たり得る地对空誘導弾部隊を有していること。

エ 高い練度を維持し、侵略等の事態に迅速に対処し得るよう、部隊等の編成に当たっては、常備自衛官をもって充てることを原則とし、一部の部隊については即応性の高い予備自衛官を主体として充てること。

(2) 海上自衛隊

ア 海上における侵略等の事態に対応し得るよう機動的に運用する艦艇部隊として、常時少なくとも1個護衛隊群を即応の態勢で維持し得る1個護衛艦隊を有していること。

イ 沿岸海域の警戒及び防備を目的とする艦艇部隊として、所定の海域ごとに少なくとも1個護衛隊を有していること。

ウ 必要とする場合に、主要な港湾、海峡等の警戒、防備及び掃海を実施し得るよう、潜水艦部隊、回転翼哨戒機部隊及び掃海部

隊を有していること。

エ 周辺海域の監視哨戒等の任務に当たり得る固定翼哨戒機部隊を有していること。

(3) 航空自衛隊

ア 我が国周辺のほぼ全空域を常時継続的に警戒監視するとともに、必要とする場合に警戒管制の任務に当たり得る航空警戒管制部隊を有していること。

イ 領空侵犯及び航空侵攻に対して即時適切な措置を講じ得る態勢を常時継続的に維持し得るよう、戦闘機部隊及び地对空誘導弾部隊を有していること。

ウ 必要とする場合に、着上陸侵攻阻止及び対地支援の任務を実施し得る部隊を有していること。

エ 必要とする場合に、航空偵察、航空輸送等の効果的な作戦支援を実施し得る部隊を有していること。

2 各種の態勢

自衛隊が以下の態勢を保持する際には、自衛隊の任務を迅速かつ効果的に遂行するため、統合幕僚会議の機能の充実等による各自衛隊の統合的かつ有機的な運用及び関係各機関との間の有機的協力関係の推進に特に配慮する。

(1) 侵略事態等に対応する態勢

ア 日米両国間における各種の研究、共同演習・共同訓練等を通じ、日米安全保障体制の信頼性の維持向上に努めるとともに、直接侵略事態が発生した場合、各種の防衛機能を有機的に組み合わせることにより、その態様に即応して行動し、有効な能力を発揮し得ること。

イ 間接侵略及び軍力をもってする不法行為が発生した場合には、これに即応して行動し、適切な措置を講じ得ること。

ウ 我が国の領空に侵入した航空機又は侵入するおそれのある航空機に対し、即時適切な措置を講じ得ること。

(2) 災害救援等の態勢

国内のどの地域においても、大規模な災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態に対して、適時適切に災害救援等の行動を実施し得ること。

(3) 国際平和協力業務等の実施の態勢

国際社会の平和と安定の維持に資するため、国際平和協力業務及び国際緊急援助活動を適時適切に実施し得ること。

(4) 警戒、情報及び指揮通信の態勢

情勢の変化を早期に察知し、機敏な意思決定に資するため、常時継続的に警戒監視を行うとともに、多様な情報収集手段の保有及び能力の高い情報専門家の確保を通じ、戦略情報を含む高度の情報収集・分析等を実施し得ること。

また、高度の指揮通信機能を保持し、統合的な観点も踏まえて防衛力の有機的な運用を迅速かつ適切になし得ること。

(5) 後方支援の態勢

各種の事態への対処行動等を効果的に実施するため、輸送、救難、補給、保守整備、衛生等の各後方支援分野において必要な機能を発揮し得ること。

(6) 人事・教育訓練の態勢

適正な人的構成の下に、厳正な規律を保持し、各自衛隊・各機関相互間及び他省庁・民間との交流の推進等を通じ、高い士気及び能力並びに広い視野を備えた隊員を有し、組織全体の能力を発揮し得るとともに、国際平和協力業務等の円滑な実施にも配慮しつつ、隊員の募集、処遇、人材育成・教育訓練等を適切に実施し得ること。

3 防衛力の弾力性の確保

防衛力の規模及び機能についての見直しの中で、養成及び取得に長期間を要する要員及び装備を、教育訓練部門等において保持したり、即応性の高い予備自衛官を確保することにより、事態の推移に円滑に対応できるように適切な弾力性を確保することとする。

主要な編成、装備等の具体的規模は、別表のとおりとする。

防衛力の整備、維持及び運用における留意事項

1 各自衛隊の体制等 で述べた防衛力を整備、維持及び運用することを基本とし、その具体的実施に際しては、次の諸点に留意してこれを行うものとする。

なお、各年度の防衛力の具体的整備内容のうち、主要な事項の決定に当たっては、安全保障会議に諮るものとする。

(1) 経済財政事情等を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力の整備、維持及び運用を行うものとする。

その際、格段に厳しさを増している財政事情を踏まえ、中長期的な見通しの下に経費配分を適切に行うことにより、防衛力全体として円滑に十全な機能を果たし得るよう特に配慮する。

(2) 関係地方公共団体との緊密な協力の下に、防衛施設の効率的な維持及び整備並びに円滑な統廃合の実施を推進するため、所要の態勢の整備に配慮するとともに、周辺地域とのより一層の調和を図るための諸施策を実施する。

(3) 装備品等の整備に当たっては、緊急時の急速取得、教育訓練の容易性、装備の導入に伴う後年度の諸経費を含む費用対効果等についての総合的な判断の下に、調達価格等の抑制を図るための効率的な調達補給態勢の整備に配慮して、その効果的な実施を図る。

その際、適切な国産化等を通じた防衛生産・技術基盤の維持に配慮する。

(4) 技術進歩のすう勢に対応し、防衛力の質的水準の維持向上に資するため、技術研究開発の態勢の充実に努める。

2 将来情勢に重要な変化が生じ、防衛力の在り方の見直しが必要になると予想される場合には、その時の情勢に照らして、新たに検討するものとする。

(別表)

陸上自衛隊	編成定数 常備自衛官定員 即応予備自衛官員数		16万人 14万5千人 1万5千人
	基幹部隊	平時地域配備する部隊	8個師団 6個旅団
		機動運用部隊	1個機甲師団 1個空挺団 1個ヘリコプター団
		地对空誘導弾部隊	8個高射特科群
主要装備	戦車 主要特科装備	約900両 約900門/両	
海上自衛隊	基幹部隊	護衛艦部隊(機動運用) 護衛艦部隊(地方隊) 潜水艦部隊 掃海部隊 陸上哨戒機部隊	4個護衛艦群 7個隊 6個隊 1個掃海隊群 13個隊
	主要装備	護衛艦 潜水艦 作戦用航空機	約50隻 16隻 約170機
航空自衛隊	基幹部隊	航空警戒管制部隊 要撃戦闘機部隊 支援戦闘機部隊 航空偵察部隊 航空輸送部隊 地对空誘導弾部隊	8個警戒群 20個警戒隊 1個飛行隊 9個飛行隊 3個飛行隊 1個飛行隊 3個飛行隊 6個高射群
	主要装備	作戦用航空機 うち戦闘機	約400機 約300機

資料14 中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)について

(平成16年12月10日 安全保障会議決定)
閣議決定

平成17年度から平成21年度までを対象とする中期防衛力整備計画について、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定)に従い、別紙のとおり定める。

これに伴い、平成12年12月15日付け閣議決定「中期防衛力整備計画(平成13年度~平成17年度)について」は、平成16年度限りで廃止する。

(別紙)

中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)

計画の方針

平成17年度から平成21年度までの防衛力整備に当たっては、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」(平成16年12月10日安全保障会議及び閣議決定。以下「新防衛大綱」という。)に従い、以下を計画の基本として、適切な防衛力の整備に努めることとする。

- 新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が協力して行う活動(以下「国際平和協力活動」という。)に主体的かつ積極的に取り組むため、本格的な侵略事態に備えるための基盤的な部分を確保しつつ、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性を備え、軍事技術水準の動向を踏まえた高度の技術力と情報能力に支えられた多機能で弾力的な実効性のある防衛力を効率的に整備する。
- 新たな安全保障環境の下、防衛行政を担う組織等を見直すとともに、本格的な侵略事態に備えた装備・要員の縮減を図りつつ、基幹部隊、主要装備等について、新防衛大綱に定める新たな防衛力の体制へ早期かつ効率的に移行する。
- 多機能で弾力的な実効性のある防衛力を実現するため、科学技術の発展に的確に対応しつつ、人的資源の効果的な活用を図りながら、統合運用の強化及び情報機能の強化を図ることとし、防衛力の基本的な事項の充実に努める。
- 防衛力の整備、維持及び運用に際して、装備品等の取得の効果的かつ効率的な実施、関係機関や地域社会との協力の強化を図ることとし、防衛力を支える各種施策を推進する。
- 日米安全保障体制は、我が国の安全の確保にとって必要不可欠であり、また、米軍のプレゼンスは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持に不可欠である。また、日米安全保障体制を基調とする日米両国の協力関係は安全保障面における国際的取組を効果的に進める上でも重要である。このため、新たな安全保障環境の下、日米安全保障体制及びそれを基調とする米国との緊密な関係を一層強化するための各種施策を推進する。
- 格段に厳しさを増す財政事情を勘案し、国の他の諸施策との調和を図りつつ、防衛力の一層の効率化、合理化を図り、経費を抑制する。

防衛庁・自衛隊の組織の見直し

- 防衛行政を担う組織の充実・強化を図るため、内部部局等の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。
- 統合運用を基本とする体制を強化するため、既存の組織等の見直し、効率化を図り、統合幕僚組織の新設及び各幕僚監部の改編を行うほか、統合運用の成果を踏まえて、統合運用を実効的に行い得る組織等の在り方について、検討の上、必要な措置を講ずる。
また、情報本部については、防衛庁長官直轄の組織とする。
- 陸上自衛隊については、戦車及び主要特科装備の縮減を図りつつ、即応性、機動性等を一層向上させるため、5個の師団、1個の

旅団及び2個の混成団について改編を実施し、このうち1個の師団及び2個の混成団は旅団に改編する。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に管理・運用する中央即応集団を新編する。

計画期間末の編成定数については、おおむね16万1千人程度、常備自衛官定員についてはおおむね15万2千人程度、即応予備自衛官員数については、おおむね8千人程度をめどとする。なお、陸上自衛隊の常備自衛官の充足については、計画期間末において、おおむね14万6千人程度をめどとする。

- 4 海上自衛隊については、護衛艦部隊（機動運用）について、一つの護衛隊を4隻とし、8個護衛隊に集約するとともに、護衛艦部隊（地域配備）のうち1個護衛隊を廃止する。また、潜水艦部隊を5個潜水隊に、固定翼哨戒機部隊を4個航空隊に、回転翼哨戒機部隊を5個航空隊に、それぞれ集約化する。
- 5 航空自衛隊については、航空警戒管制部隊のうち警戒航空隊を2個飛行隊とする改編を行うとともに、空中給油・輸送部隊を新設する。

自衛隊の能力等に関する主要事業

1 新たな脅威や多様な事態への実効的な対応

(1) 弾道ミサイル攻撃への対応

弾道ミサイル攻撃へ対応する機能を付加するため、引き続き、イージス・システム搭載護衛艦及び地对空誘導弾ベトリオットの能力向上を行う。ただし、平成20年度以降の能力向上の在り方については、米国における開発の状況等を踏まえて検討の上、必要な措置を講ずる。

また、引き続き、自動警戒管制システムの改修を行うとともに、弾道ミサイルの探知・追尾能力を有する新たな警戒管制レーダーの整備に着手する。

海上配備型上層システムを対象とした日米共同技術研究については、これを引き続き推進するとともに、その開発段階への移行について検討の上、必要な措置を講ずる。

(2) ゲリラや特殊部隊による攻撃等への対応

ゲリラや特殊部隊による攻撃等に実効的に対処し得るよう、部隊の即応性、機動性等を一層高めることとし、普通科部隊の強化を行うほか、引き続き、軽装甲機動車、多用途ヘリコプター（UH-60JA、UH-1J）、戦闘ヘリコプター（AH-64D）を整備する。また、核・生物・化学兵器による攻撃への対処能力の向上を図る。

(3) 島嶼部に対する侵略への対応

輸送・展開能力等の向上を図り、島嶼部に対する侵略に実効的に対処し得るよう、引き続き、輸送ヘリコプター（CH-47JA/J）、空中給油・輸送機（KC-767）、戦闘機（F-2）を整備するとともに、現有の輸送機（C-1）の後継機として、新たな輸送機を整備する。また、空中給油・輸送機（KC-767）については、その運用状況等を踏まえ、その保有機数の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

さらに、救難ヘリコプター（UH-60J）に対する空中給油機能を輸送機（C-130H）に付加し、救難能力の向上を図る。

(4) 周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等への対応

周辺海空域の警戒監視を常時継続的に行うとともに、武装工作船、領海内で潜没航行する外国潜水艦等に適切に対処するため、引き続き、ヘリコプター搭載護衛艦（DDH）、汎用護衛艦（DD）、哨戒ヘリコプター（SH-60K）及び掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）を整備するほか、早期警戒機（E-2C）の改善及び自動警戒管制組織の航空警戒管制機能の近代化を推進する。また、現有の固定翼哨戒機（P-3C）の後継機として、新たな固定翼哨戒機を整備するとともに、早期警戒管制機（E-767）の改善に着手する。

さらに、領空侵犯に対して即時適切な措置を講ずるため、引き続き、戦闘機（F-15）の近代化改修を推進する。併せて、財政事情も勘案し、新防衛大綱の下での整備数量の抑制に配慮しつつ、現有の戦闘機（F-4）の後継機として、新たな戦闘機を整備する。

(5) 大規模・特殊災害等への対応

大規模・特殊災害等人命又は財産の保護を必要とする各種の事態において、関係機関と連携しつつ実効的に対応するため、引き続き、災害派遣能力の向上を図るための各種施策を推進する。

2 本格的な侵略事態への備え

見通し得る将来において、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断されるため、従来のような、いわゆる冷戦型の対機甲戦、対潜戦、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、本格的な侵略事態に備えた装備・要員の縮減を図りつつ、防衛力の整備が短期間になし得ないものであることに鑑み、周辺諸国の動向に配慮するとともに、技術革新の成果を取り入れ、引き続き、戦車、火砲、中距離地对空誘導弾、護衛艦、潜水艦、掃海艇、哨戒機、戦闘機等を整備する。

3 国際的な安全保障環境の改善のための主体的・積極的な取組

(1) 国際平和協力活動への適切な取組

国際平和協力活動に迅速に部隊を派遣し、継続的に活動するため、国際平和協力活動に係る教育、研究等を行う部隊を新編するとともに、ローテーションによる待機態勢の大幅な拡充を図るほか、引き続き国際平和協力活動に資する装備品を整備する。

(2) 諸外国との安全保障対話・防衛交流、共同訓練等の充実

引き続き各レベルの交流を積極的に推進するほか、拡散に対する安全保障構想（PSI）を含む国際平和協力活動や搜索救難等に関する共同訓練に取り組むなど、二国間・多国間の安全保障対話・防衛交流等の諸施策を計画的かつ重層的に推進する。また、国際連合を含む国際機関等が行う軍備管理・軍縮分野における諸活動に対し、引き続き協力する。

4 防衛力の基本的な事項

(1) 統合運用の強化

前記2に示すとおり、統合幕僚組織の新設及び各幕僚監部の改編を行うほか、統合運用基盤の確立に資するよう、統合幕僚学校の改編、統合演習の実施、情報通信基盤の共通化等を行う。

(2) 情報機能の強化

各種事態の兆候を早期に察知するとともに、迅速・的確な情報収集・分析・共有等を行うため、情報本部をはじめとする情報部

門の体制につき、能力の高い要員の確保・育成も含め、その充実を図るとともに、電波情報・空間情報を含めた多様な情報収集・分析手段の整備や、電子戦データ収集機（EP-3）の改善を図るなど、各種情報収集器材・装置等の充実を図る。また、戦闘機（F-15）の偵察機転用のための試改修に着手する。

このほか、滞空型無人機について、検討の上、必要な措置を講ずる。

（3）科学技術の発展への対応

（ア）指揮通信能力等の強化

統合運用の推進や国際平和協力活動の円滑な遂行に不可欠となる確実な指揮命令と迅速な情報共有を進めるとともに、運用及び体制の効率化を図るため、指揮命令系統の情報集約・伝達部隊レベルの情報共有、サイバー攻撃対処能力及び関係機関等との情報共有の強化を図り、内外の優れた情報通信技術に対応した高度な指揮通信システムや情報通信ネットワークを整備する。

（イ）研究開発の推進

引き続き、固定翼哨戒機（P-3C）の後継機、輸送機（C-1）の後継機、現有戦車の後継戦車の開発を推進するほか、科学技術の動向等も踏まえ、重点的な資源配分を行いつつ、各種指揮統制システム、無人機等の研究開発を推進する。その際、産官学の優れた技術の積極的導入、モデリング・アンド・シミュレーションの積極的な活用、装備品の共通化・ファミリー化、民生品・民生技術の活用、米国をはじめとする諸外国との協力等により、効果的かつ効率的な研究開発の実施に努める。

また、研究開発における重点投資の在り方、技術研究本部の体制等について検討の上、必要な措置を講ずる。

（4）人的資源の効果的な活用

（ア）人事・教育訓練施策の充実

隊員の高い士気及び厳正な規律の保持のため、各種の施策を推進するとともに、自衛隊の任務の多様化・国際化、装備品の高度化、統合運用の強化等に対応し得るよう、柔軟な判断力を持つ若手幹部の増加等を通じて質の高い人材の確保・育成を図り、また、教育訓練を充実する。

このほか、退職自衛官の社会における有効活用の在り方について検討の上、必要な措置を講ずる。

（イ）安全保障問題に関する研究・教育の推進

防衛研究所の安全保障政策に係る研究・教育機能の充実を図るとともに、安全保障分野における人的交流等により人的基盤を強化する。

5 防衛力を支える各種施策の推進

（1）装備品等の取得の合理化・効率化

調達価格の抑制を含む装備品等のライフサイクルコストの抑制に向け、具体的な達成目標を設定しつつ、取組を一層強化するとともに、多様な事態にも対応し得る効率的な調達補給態勢の整備や我が国の安全保障上、不可欠な中核技術分野を中心とした真に必要な防衛生産・技術基盤の確立等総合取得改革を推進し、各種施策を実施する。

（2）関係機関や地域社会との協力の推進

各種の事態に国として統合的に対応し得るよう、警察、消防、海上保安庁等の関係機関との連携を強化するとともに、国民保護法制も踏まえた地方公共団体、地域社会との協力を推進する。

また、防衛施設の効率的な維持及び整備を実施するとともに、関係地方公共団体との緊密な協力の下、防衛施設とその周辺地域との一層の調和を図るため、引き続き、基地周辺対策を推進する。

日米安全保障体制の強化のための施策

1 情報交換、政策協議

国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、日米の役割分担及び在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する戦略的な対話等を継続して行う。その際、米軍の抑止力を維持しつつ、在日米軍施設・区域に係る過重な負担軽減に留意する。

2 運用協力、共同演習・訓練

戦略的な協議の成果等を踏まえつつ、運用面における効果的な協力態勢の構築に努める。また、共同演習・訓練を充実する。

3 弾道ミサイル防衛における協力の推進

弾道ミサイル防衛能力の向上に向けた日米共同の取組を強化するとともに、政策面、運用面、装備・技術面における協力を一層推進する。

4 装備・技術交流

引き続き、日米共同研究等装備・技術面での幅広い相互交流の充実に努める。

5 在日米軍の駐留をより円滑かつ効果的にするための取組

在日米軍の兵力構成に関する米国との協議に主体的に取り組みつつ、引き続き、抑止力を維持しつつ、在日米軍駐留支援及び沖縄の施設・区域の整理・統合・縮小を含む在日米軍の駐留を円滑かつ効果的にするための施策を推進する。

6 グローバル及び地域的な安全保障面での国際社会の取組における日米両国の連携の強化

テロとの闘い、拡散に対する安全保障構想（PSI）をはじめとする新たな脅威や多様な事態の予防や対応に係る国際的取組に関して、我が国として主体的に取り組みとともに、日米が密接に連携するための施策を推進する。

整備規模

前記（自衛隊の能力等に関する主要事業）に示す装備品のうち、主要なものの具体的整備規模は、別表のとおりとする。

所要経費

- この計画の実施に必要な防衛関係費の総額の限度は、平成16年度価格でおおむね24兆2,400億円程度をめどとする。
- 各年度の予算の編成に際しては、国の他の諸施策との調和を図りつつ、一層の効率化、合理化に努め、この計画の所要経費の枠内で決定するものとする。なお、将来における予見し難い事象への対応、より安定した安全保障環境の構築への貢献等特に必要があると認める場合にあっては、安全保障会議の承認を得て、上記1の額その他、1,000億円を限度として、これら事業の実施について措置することができる。

その際、「今後の防衛力整備について」（昭和62年1月24日安全保障会議及び閣議決定）示された節度ある防衛力の整備を行うという精神は、引き続きこれを尊重するものとする。

- この計画については、3年後には、その時点における国際情勢、情報通信技術をはじめとする技術的水準の動向、財政事情等内外諸情勢を勘案し、この計画に定める所要経費の総額の範囲内において、必要に応じ見直しを行う。

その他

- 新防衛大綱に定める防衛力の在り方について、5年後又は情勢に重要な変化が生じた場合には、その時点における安全保障環境、技術水準の動向等を勘案し、必要な修正を行うための検討を行う。
- SACO（沖縄に関する特別行動委員会）関連事業については着実に実施し、その所要経費については別途明らかにすることとする。

（別表）

区 分	種 類	整 備 規 模
陸 上 自 衛 隊	戦 車	49両
	火砲（迫撃砲を除く。）	38両
	装 甲 車	104両
	戦闘ヘリコプター（AH-64D）	7機
	輸送ヘリコプター（CH-47JA）	11機
	中距離地对空誘導弾	8個中隊
海 上 自 衛 隊	イージス・システム搭載護衛艦の能力向上	3隻
	護 衛 艦	5隻
	潜 水 艦	4隻
	そ の 他	11隻
	自衛艦建造計 （トン数）	20隻 （約5.9万トン）
	新固定翼哨戒機	4機
	哨戒ヘリコプター（SH-60K）	23機
	掃海・輸送ヘリコプター（MCH-101）	3機
航 空 自 衛 隊	地对空誘導弾ペトリオットの能力向上	2個群及び教育所要等
	戦闘機（F-15）近代化改修	26機
	戦闘機（F-2）	22機
	新戦闘機	7機
	新輸送機	8機
	輸送ヘリコプター（CH-47J）	4機
	空中給油・輸送機（KC-767）	1機

資料15 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」に関する内閣官房長官談話

（平成16年12月10日）

- 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」及び「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）について」を決定いたしました。
- 今般、「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱」を策定したのは、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織の活動等の新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態への対応が課題となっている今日の安全保障環境の下で、今後の我が国の安全保障及び防衛力の在り方について新たな指針を示す必要があると判断したことによります。
- 新「防衛大綱」においては、防衛力の在り方のみではなく、その前提となる我が国の安全保障の基本方針を明らかにいたしました。安全保障の目標としては、我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除することと、国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにすることの二つを掲げました。特に後者については、海上交通の安全確保等が自国の繁栄と発展に不可欠である我が国にとって、国際的な安全保障環境の改善が安全保障の目標の柱であることを明確にいたしました。

これらの目標を達成するためには、我が国自身の努力、同盟国との協力及び国際社会との協力を統合的に組み合わせることが必要であるとしております。また、日本国憲法の下にこれまで我が国がとってきた防衛の基本方針については、引き続き堅持することとしております。

- 目標達成のための取組として、まず、我が国自身の努力については、国として総力を挙げた取組により、我が国に直接脅威が及ぶことを防止すべく最大限努めるとともに、我が国に脅威が及んだ場合には、政府として迅速・的確に意思決定を行い、関係機関が適切に連携し、政府が一体となって統合的に対応することとしております。国と国民の安全を確保するためには、自衛隊、警察、海上保安庁等関係機関の能力を結集して、国として全力を傾注することが重要であるとの認識を明確にいたしました。同時に、我が国自身の努力として、国際的な安全保障環境の改善によって脅威を防止するため、外交活動等を主体的に実施することとしております。

安全保障の最終的担保である我が国の防衛力については、いわゆる「基盤的防衛力構想」の有効な部分は継承しつつ、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応するとともに、国際的な安全保障環境を改善するために国際社会が努力して行う国際平和協力活動に主体的かつ積極的に取り組み得るものとする必要があるとしております。このように防衛力の果たすべき役割が多様化する一方、格段に厳しさを増す財政事情等に配慮し、今後の防衛力については、多機能で弾力的な実効性あるものとし、その実現に当たっては、効率化・合理化を図ることが必要であるとしております。

次に、同盟国との協力として、日米安全保障体制が我が国の安全やアジア太平洋地域の平和と安定の維持に不可欠であるのみならず、それを基調とする日米両国の協力関係は、新たな脅威や多様な事態への対応のための国際的取組を効果的に進める上でも重要としております。こうした観点から、我が国としては、新たな安全保障環境とその下における戦略目標に関する日米の認識の共通性を高めつつ、日米の役割分担や在日米軍の兵力構成を含む軍事態勢等の安全保障全般に関する米国との戦略的な対話に主体的に取り組むこととして



おります。

国際社会との協力としては、政府開発援助（ODA）の戦略的な活用や国際平和協力活動の推進を掲げておりますが、このような取組について、国際的な安全保障環境の改善との関係を明確に記述したのも今回の新「防衛大綱」の特徴であります。

- 5 今後の防衛力の在り方については、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応することを重視し、弾道ミサイル攻撃、ゲリラや特殊部隊による攻撃等、島嶼部に対する侵略、周辺海空域の警戒監視及び領空侵犯対処や武装工作船等、大規模・特殊災害をはじめとする各種の事態に対応するために、即応性や高い機動性を備えた部隊等をその特性や我が国の地理的特性に応じて編成・配置するとしております。さらに、事態が発生した場合には、状況と役割分担に応じて、警察等の関係機関と円滑かつ緊密に協力し、事態に対する切れ目のない対応に努めることとしております。

また、本格的な侵略事態への備えについては、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下していると判断し、装備・要員について抜本的な見直しを行い、縮減を図ることいたしました。一方、防衛力の本来の役割が本格的な侵略事態への対処であり、その整備が短期間になし得ないものであることにかんがみ、周辺諸国の動向に配慮するとともに、技術革新の成果を取り入れ、最も基盤的な部分を確保することとしております。

さらに、国際的な安全保障環境の改善についても、国際平和協力活動に適切に取り組むため、各種の基盤を確立するとともに、所要の体制を整えることとしています。また、平素から、安全保障対話・防衛交流の推進等の国際社会の平和と安定に資する活動を積極的に推進することとしております。

- 6 武器の輸出管理については、武器輸出三原則等によって立つ平和国家としての基本理念にかんがみ、今後とも引き続き慎重に対処するとの方針を堅持します。

ただし、弾道ミサイル防衛システムに関する案件については、日米安全保障体制の効果的な運用に寄与し、我が国の安全保障に資するとの観点から、共同で開発・生産を行うこととなった場合には、厳格な管理を行う前提で武器輸出三原則等によらないこととします。

なお、米国との共同開発・生産案件やテロ・海賊対策支援等に資する案件についても新「防衛大綱」の策定の過程で種々問題提起がありました。これらの案件については、今後、国際紛争等の助長を回避するという平和国家としての基本理念に照らし、個別の案件毎に検討の上、結論を得ることとしております。

- 7 新「防衛大綱」も踏まえ、我が国の国際平和協力の在り方について所要の検討を行うとともに、自衛隊の任務における国際平和協力活動の位置付け、弾道ミサイル防衛システムの運用等我が国の安全保障及び防衛に係る諸課題について、検討の上、法的措置を含む所要の措置を講ずる考えです。

- 8 新「防衛大綱」においては、防衛力の目標水準の達成時期をより明確に示すことが重要と考え、防衛力の在り方はおおむね10年後までを念頭に置くことと明示することとしました。また、安全保障環境等の変化により的確に対応するため、5年後には、その時点の安全保障環境等を勘案し検討を行い、必要な見直しを行うことを明示しました。

- 9 「中期防衛力整備計画（平成17年度～平成21年度）」は、新「防衛大綱」に定めた我が国が保有すべき防衛力の水準を達成するために策定したものであります。新たな中期防においては、計画の実施に必要な防衛関係費の総額を平成16年度価格でおおむね24兆2,400億円程度をめどとしております。

- 10 政府は、今回の決定を国会に御報告いたします。

国民の皆様におかれましても、御理解と御協力を切に希望する次第であります。

資料16 平成17年度主要事業の経費

1 主要事項

(単位：百万円)

区 分	平成16年度 予 算 額	平成17年度 予 算 額	備 考
1 各種事態への対応			
(1) 弾道ミサイル攻撃への対応	106,789	119,842	イーゼス・システム搭載護衛艦の能力向上等、地对空誘導弾ペトリオットシステムの能力向上等
(2) ゲリラや特殊部隊の攻撃等への対応	72,917	76,487	富士訓練センターの機能強化、移動監視レーダー、各種車両、ヘリコプター、新近距離照準用暗視装置、至近距離射場等
(3) 核・生物・化学兵器による攻撃への対応	6,922	7,573	生物偵察車、化学防護車、NBC偵察車の開発、天然痘ワクチン等
(4) 島嶼部に対する侵略への対応	109,354	109,179	CH-47JA(1機)、KC-767(仮称)(1機)、F-2(5機)、UH-60JA/J(3機)等
(5) 武装工作船への対応	9,904	4,108	P-3C用衛星通信装置の整備、特別機動船(2隻)等
(6) 大規模・特殊災害等への対応	64,854	71,790	US-2(仮称)(1機)等
2 新たな統合運用体制の整備	3,172	795	統合幕僚監部(仮称)の新設、情報本部の改編等
3 より高度な情報通信態勢の構築	150,785	211,493	コンピュータ・システム共通運用基盤(COE)の整備、衛星通信ネットワークの再構築等
4 我が国を含む国際社会の平和と安定のための取組			
(1) イラク人道復興支援活動への対応	13,450	14,584	基本計画等に基づく派遣部隊の現地での活動経費等
(2) 安全保障対話、軍備管理・軍縮等	741	585	国際平和協力業務等の推進、安保対話・防衛交流、軍備管理軍縮、大量破壊兵器の拡散防止への取組
5 人事・教育・部隊訓練の充実			
(1) 隊員施策の推進			
ア 生活関連・勤務環境改善	83,881	71,752	C規格(55m ²)以上の宿舍充足率69.4% 70.1%
イ 処遇改善・就職援護	69,339	68,550	雑役務の部外委託等
(2) 教育訓練の充実(訓練費、燃料費、修理費等)	813,018	846,933	
6 軍事科学技術の進展への対応	175,859	175,638	P-X、C-Xの開発、短SAM(改) / 基地防空用地対空誘導弾の開発等
7 総合取得改革の推進	348	406	競争の活性化・ライフサイクルコスト低減等、調達効率化に向けた取組等
8 着実な防衛力整備(主要装備品等)	801,000	714,094	戦車(12両)自走りゅう弾砲(7両)潜水艦(SS)(1隻)、F-15の近代化改修等

- (注) 1 金額は契約ベースである(以下同じ)。
 2 「各種事態への対応」については、事業相互に重なりのある場合がある。
 3 は、中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)において整備することとされている装備品等に関するものである。
 4 8については、弾道ミサイル防衛に係る経費が含まれる。
 5 2の16年度予算額には、統合無線機の研究(約31億円)が含まれる。

2 主な装備の充実

(単位：百万円)

区 分	数 量	総 額	平成17年度の予算額	後 年 度 負 担 額
陸上装備				
90 式 戦 車	12両	9,591	0	9,591
96 式 装 輪 装 甲 車	15両	1,839	0	1,839
99式自走155mmりゅう弾砲	7両	6,725	0	6,725
87 式 偵 察 警 戒 車	1両	261	0	261
化 学 防 護 車	2両	356	0	356
軽 装 甲 機 動 車	160両	5,006	0	5,006
そ の 他		7,281	24	7,257
合 計		31,059	24	31,035
誘導弾				
地对空誘導弾ホーク改善用装備品	-	2,258	109	2,149
地对空誘導弾(ペトリオット)	-	8,568	637	7,931
地对空誘導弾ペトリオットの能力向上等 (PAC-3ミサイルの取得を含む)	1個高射群分	54,298	738	53,560
03式中距離地对空誘導弾	2個中隊	27,646	951	26,695
81式短距離地对空誘導弾改善用装備品	1セット	4,934	0	4,934
93式近距離地对空誘導弾	4セット	2,660	0	2,660
91式携帯地对空誘導弾	15セット	1,181	0	1,181
88 式 地 対 艦 誘 導 弾	-	3,055	0	3,055
96式多目的誘導弾システム	2セット	4,198	0	4,198
01式軽対戦車誘導弾	36セット	3,240	0	3,240
そ の 他		0	0	0
合 計		112,035	2,435	109,603



(単位：百万円)

区 分	数 量	総 額	平成17年度の予算額	後 年 度 負 担 額
航空機				
陸上自衛隊				
観測ヘリコプター (OH - 1)	2機	4,891	178	4,713
多用途ヘリコプター (UH - 60JA)	1機	4,840	163	4,677
多用途ヘリコプター (UH - 1J)	3機	3,255	111	3,144
輸送ヘリコプター (CH - 47JA)	1機	6,300	236	6,064
戦闘ヘリコプター (AH - 64D)	2機	14,639	577	14,062
小 計	9機	33,926	1,264	32,662
海上自衛隊				
哨戒ヘリコプター (SH - 60K)	7機	46,839	28	46,811
救難飛行艇 (US - 2)	(1機分)	11,305	0	11,305
電子戦データ収集機 (EP - 3) の改善	1機	11,553	521	11,032
小 計	8機	69,697	549	69,148
航空自衛隊				
戦闘機 (F - 15) 近代化改修	(4機分)	19,925	1,651	18,275
戦闘機 (F - 2)	5機	63,351	4,120	59,231
空中給油・輸送機 (KC - 767)	1機	24,786	1,705	23,081
早期警戒機 (E - 2C) の改善	(2機分)	5,074	264	4,811
救難捜索機 (U - 125A)	1機	5,500	377	5,173
救難ヘリコプター (UH - 60J)	2機	9,902	379	9,523
初等練習機 (T - 7)	3機	728	3	725
早期警戒管制機 (E - 767) レーダー機能の向上	(4機分)	390	78	312
偵察機 (RF - 4E) 偵察機能の改善	(1機分)	931	77	854
特別輸送機 (B - 747) の改善	(2機分)	8	0	8
小 計	12機	131,153	8,653	122,500
合 計	59機	234,776	10,466	224,310
艦船				
潜水艦 (SS)	1隻	58,628	3,938	54,689
掃海艇 (MSC)	1隻	17,689	205	17,484
多用途支援艦 (AMS)	2隻	8,472	315	8,157
むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装	(3隻分)	1,282	292	990
イージス・システム搭載護衛艦の能力向上等	(1隻分)	30,653	5,116	25,537
(SM - 3 ミサイルの取得等を含む)				
その他	6隻	1,232	228	1,004
合 計	10隻	117,956	13,920	104,035

(注) 1 金額は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。

2 改良ホーク改善用装備品の額は、誘導弾の改善に要する経費などである。

3 地对空誘導弾 (ベトリオット) の額は、射耗用ミサイルの整備等に要する経費などである。

4 91式携帯地对空誘導弾の額は、ヘリコプター搭載用の訓練弾の整備に要する経費などを含む。

5 88式地对艦誘導弾の額は、訓練用ミサイルの整備に要する経費などである。

6 戦闘機 (F - 15) 近代化改修、早期警戒機 (E - 2C) の改善、早期警戒管制機 (E - 767) レーダー機能の向上、偵察機 (RF - 4E) 偵察機能の改善、特別輸送機の改善については、既就役機の改善に係る事業であるため、機数の合計には含まない。また、早期警戒機 (E - 2C) の改善の額については、機体改修費を含む。

7 むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装及びイージス・システム搭載護衛艦の能力向上等については、既就役艦の改善に係る事業であるため、隻数の合計には含まない。

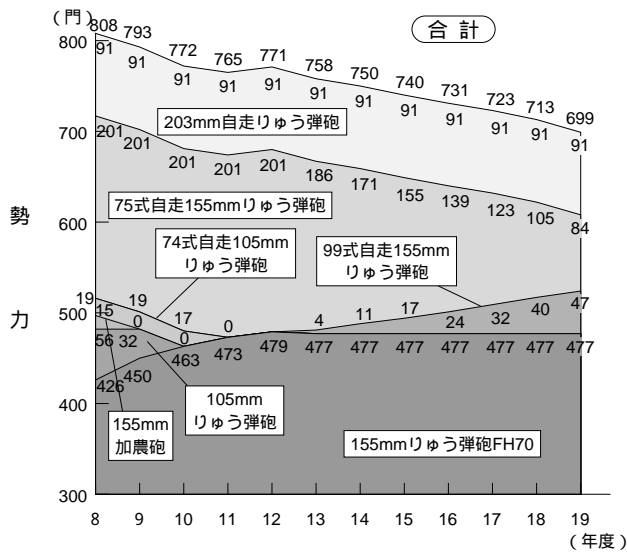
資料17 平成17年度に調達する主要装備

種 別	単 位	調 達 量		種 別	単 位	調 達 量			
		平成16年度	平成17年度			平成16年度	平成17年度		
陸 上 自 衛 隊	89式小銃	丁	3,254	7,084	海 上 自 衛 隊	13,500トン型護衛艦	隻	1	-
	5.56mm機関銃MINIMI	丁	252	343		2,900トン型潜水艦	隻	1	1
	12.7mm重機関銃	丁	141	80		570トン型掃海艇	隻	1	1
	87式対戦車誘導弾発射装置	セット	14	10		980型トン多用途支援艦	隻	-	2
	81mm迫撃砲L16	門	26	12		哨戒ヘリコプター (SH - 60K)	機	7	7
	120mm迫撃砲RT	門	6	6		掃海・輸送ヘリコプター (MCH - 101)	機	1	-
	99式自走155mmリゅう弾砲	両	8	7		救難飛行艇 (US - 2)	機	-	1
	多連装ロケットシステムMLRS	両	3	-		電子戦データ収集機 (EP - 3) の改善	機	-	1
	90式戦車	両	15	12		むらさめ型護衛艦等の短SAMシステム換装	隻	2	3
	89式装甲戦闘車	両	1	-		イージス・システム搭載護衛艦の改修等	隻	1	1
	軽装甲機動車	両	157	160	航 空 自 衛 隊	戦闘機 (F - 15) 近代化改修	機	2.0	4.0
	96式装輪装甲車	両	14	15		戦闘機 (F - 2)	機	5	5
	87式偵察警戒車	両	1	1		輸送ヘリコプター (CH - 47J)	機	1	-
	87式砲側弾薬車	両	1	-		空中給油・輸送機 (KC - 767)	機	1	1
	99式弾薬給弾車	両	1	1		早期警戒機 (E - 2C) の改善	機	1	2
	90式戦車回収車	両	1	1		救難捜索機 (U - 125A)	機	1	1
	91式戦車橋	両	1	1		救難ヘリコプター (UH - 60J)	機	2	2
	78式雪上車	両	19	15		早期警戒機 (E - 767) レーダー機能の向上	機	-	4
	化学防護車	両	2	2		偵察機 (RF - 4E) 偵察機能の改善	機	-	1
	対人狙撃銃	丁	72	157		特別輸送機の改善	機	2.0	2.0
衛 隊	観測ヘリコプター (OH - 1)	機	2	2	初等練習機 (T - 7)	機	11	3	
	多用途ヘリコプター (UH - 60JA)	機	1	1	地对空誘導弾ベトリオットの改修等	個群	1	1相当 (教育所要等)	
	多用途ヘリコプター (UH - 1J)	機	2	3	軽装甲機動車	両	8	8	
	輸送ヘリコプター (CH - 47JA)	機	1	1					
	戦闘ヘリコプター (AH - 64D)	機	2	2					
	03式中距離地对空誘導弾	個群	0.25 (+)	2個中隊					
	81式短距離地对空誘導弾の改善	セット	2	1					
	93式近距離地对空誘導弾	セット	7	4					
	91式携帯地对空誘導弾	セット	23	15					
	96式多目的誘導弾システム	セット	1	2					
01式軽対戦車誘導弾	セット	240	36						

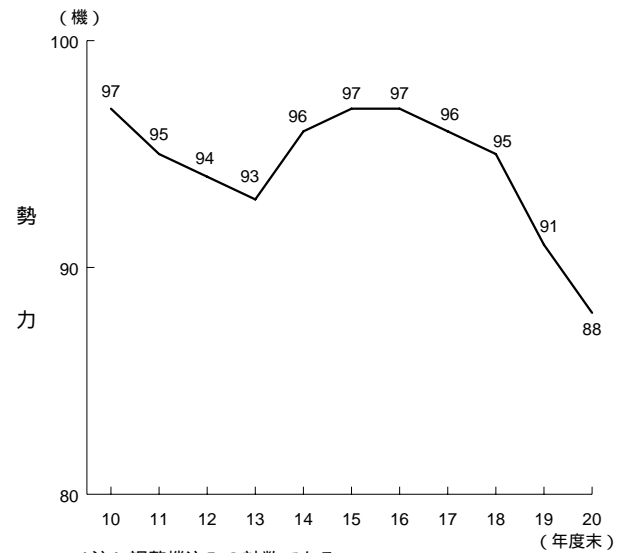
(注) 03式中距離地对空誘導弾の平成17年度調達量の単位は中隊の個数
(2個中隊は0.5個群相当)

資料18 主要装備の勢力推移（戦車、護衛艦及び戦闘機を除く）

(1) 主要火砲の勢力推移



(2) 哨戒ヘリコプターの勢力推移



(注) 調整機込みの計数である。

資料19 戦車、主要火器などの保有数・性能諸元

保有数

(2005. 3. 31現在)

種	類	保有概数
無反動砲		3,160
迫撃砲		1,960
野戦砲		730
ロケット弾発射機等		1,610
高射機関砲		110
戦車		980
装甲車		970

(注) 装甲車以外の各種砲には、自走砲を含む。

性能諸元 (その1)

品目	口径 (mm)	全長 (m)	全幅 (m)	全高 (m)	重量 (kg)
84mm無反動砲	84	1.1	0.32	0.43	16
81mm迫撃砲L16	81	1.3	0.88	1.23	38
155mm榴弾砲FH70	155	12.4	7.7	2.2	9,600
75式自走155mm榴弾砲	155	7.8	3.1	2.55	25,300
203mm自走榴弾砲	203	10.7	3.2	3.1	28,500
87式自走高射機関砲	35	7.99	3.2	3.3	38,000

(注) 155mm榴弾砲FH70の重量は補助動力装置を含む。

性能諸元 (その2)

品目	車両総重量 (トン)	最高速度 (km時)	乗員 (人)	主要搭載火器
90式戦車	約50	70	3	120mm戦車砲
96式装輪装甲車	約15	100	10	12.7mm重機関銃又は自動てき弾銃
89式装甲戦闘車	約27	70	10	35mm機関砲
82式指揮通信車	約14	100	8	12.7mm重機関銃
87式偵察警戒車	約15	100	5	25mm機関砲

資料20 主要艦艇の就役数・性能諸元

就役数

(2005. 3. 31現在)

区 分	数 (隻)	基準排水量 (千トン)
護 衛 艦	53	202
潜 水 艦	16	41
機 雷 艦 艇	31	27
哨 戒 艦 艇	9	1
輸 送 艦 艇	14	31
補 助 艦 艇	29	123
計	152	426

性能諸元

種 別	型 別	基準排水量 (トン)	最大速力 (ノット)	主 要 装 備
護 衛 艦	こんごう型	7,250	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 イージス装置一式 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2
	しらね型	5,200	32 (31)	5インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置×1 アスロック装置×1 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×3
	はたかぜ型	4,600 (4,650)	30	5インチ砲×2 高性能20ミリ機関砲×2 タータ装置×1 SSM装置一式 アスロック装置×1 短魚雷発射管×2
	たかなみ型	4,650	30	127ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	むらさめ型	4,550	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 VLS装置一式 SSM装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	あさぎり型	3,500 (3,550)	30	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×2 短SAM装置一式 SSM装置一式 アスロック装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	はつゆき型	2,950 (3,050)	30	76ミリ砲×1 短SAM装置一式 高性能20ミリ機関砲×2 SSM装置一式 アスロック装置一式 短魚雷発射管×2 哨戒ヘリコプター×1
	あぶくま型	2,000	27	76ミリ砲×1 高性能20ミリ機関砲×1 SSM装置一式 アスロック装置一式 短魚雷発射管×2
潜 水 艦	おやしお型	2,750	20	水中発射管一式
掃 海 艦	やえやま型	1,000	14	20ミリ機関砲×1 深深度掃海具一式
掃 海 艇	すがしま型	510	14	20ミリ機関砲×1 掃海装置一式
ミサイル艇	はやぶさ型	200	44	76ミリ砲×1 SSM装置一式
輸 送 艦	おおすみ型	8,900	22	高性能20ミリ機関砲×2 輸送用エアクッション艇×2

(注)()内は、一部の艦艇についての性能諸元を示す。



資料21 主要航空機の保有数・性能諸元

(2005. 3. 31現在)

所属	形式	機種	用途	保有数 (機)	最大速度 (ノット)	乗員 (人)	全長 (m)	全幅 (m)	エンジン
陸 上 自 衛 隊	固定翼	LR - 1	連絡偵察	10	290	2(5)	10	12	ターボプロップ、双発
		LR - 2	連絡偵察	6	300	2(8)	14	18	ターボプロップ、双発
	回転翼	AH - 1S	対戦車	85	120	2	14	3	ターボシャフト
		OH - 6D	観測	145	140	1(3)	7	2	ターボシャフト
		OH - 1	観測	20	140	2	12	3	ターボシャフト、双発
		UH - 1H/J	多用途	157	120	2(11)	12/13	3	ターボシャフト
		CH - 47J/JA	輸送	52	150/140	3(55)	16	4/5	ターボシャフト、双発
UH - 60JA	多用途	25	150	2(12)	16	3	ターボシャフト、双発		
海上 自衛隊	固定翼	P - 3C	哨戒	97	400	11	36	30	ターボプロップ、4発
	回転翼	SH - 60J	哨戒	97	150	3	15	3	ターボシャフト、双発
		SH - 60K	哨戒	1	140	4	20	16	ターボシャフト、双発
		MH - 53E	掃海・輸送	10	160	7	22	6	ターボシャフト、3発
航 空 自 衛 隊	固定翼	F - 15J/DJ	戦闘	203	2.5マッハ	1/2	19	13	ターボファン、双発
		F - 4EJ	戦闘	91	2.2マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		F - 1	戦闘	18	1.6マッハ	1	18	8	ターボファン、双発
		F - 2A/B	戦闘	61	2マッハ	1/2	16	11	ターボファン、単発
	回転翼	RF - 4E/EJ	偵察	27	2.2マッハ/ 1.8マッハ	2	19	12	ターボジェット、双発
		C - 1	輸送	26	440	5(60)	29	31	ターボファン、双発
		C - 130H	輸送	16	340	5(92)	30	40	ターボプロップ、4発
		E - 2C	早期警戒	13	330	5	18	25	ターボプロップ、双発
		E - 767	早期警戒管制	4	0.8マッハ	20	49	48	ターボファン、双発
回転翼	CH - 47J	輸送	15	150	3(55)	16	4	ターボシャフト、双発	

- (注) 1 保有数は、2005. 3. 31現在の国有財産台帳数値である。
 2 乗員の項で()内の数値は、輸送人員を示す。
 3 F - 4EJには、F - 4EJ改84機を含む。

資料22 誘導弾の性能諸元

(2005. 3. 31現在)

用途	名称	所属	重量 (kg)	全長 (m)	直径 (cm)	誘導方式
対航空機	ベトリオット	空	約 1,000	約 5.0	約 41	プリプログラム + 指令 + TVM
	改良ホーク	陸	約 640	約 5.0	約 36	レーダー・ホーミング
	03式中距離地对空誘導弾		約 930	約 5.1	約 33	-
	81式短距離地对空誘導弾 (改) (SAM - 1C)		約 100	約 2.7/2.9	約 16	画像 + 赤外線ホーミング レーダー・ホーミング
	81式短距離地对空誘導弾 (SAM - 1)	陸海空	約 100	約 2.7	約 16	赤外線ホーミング
	携帯SAM (スティンガー)		約 10	約 1.5	約 7	赤外線ホーミング
	91式携帯地对空誘導弾 (SAM - 2)	陸	約 12	約 1.4	約 8	画像 + 赤外線ホーミング
	93式近距離地对空誘導弾 (SAM - 3)		約 12	約 1.4	約 8	画像 + 赤外線ホーミング
	スタンダード (SM - 1)	海	約 630	約 4.5	約 34	レーダー・ホーミング
	スタンダード (SM - 2)		約 710	約 4.7	約 34	慣性誘導 + レーダー・ホーミング
	シーバロー (RIM - 7F/M)		約 230	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	スパロー (AIM - 7E/F/M)	空	約 230	約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング
	サイドワインダー (AIM - 9L)		約 89	約 2.9	約 13	赤外線ホーミング
	90式空対空誘導弾 (AAM - 3)		約 91	約 3.0	約 13	赤外線ホーミング
99式空対空誘導弾 (AAM - 4)	約 220		約 3.7	約 20	レーダー・ホーミング	
対艦船	88式地对艦誘導弾 (SSM - 1)	陸	約 660	約 5.1	約 35	慣性誘導 + レーダー・ホーミング
	ハーブーン (SSM)	海	約 680	約 4.6	約 34	慣性誘導 + レーダー・ホーミング
	ハーブーン (USM)		約 680	約 4.6	約 34	慣性誘導 + レーダー・ホーミング
	ハーブーン (ASM)		約 520	約 3.9	約 34	慣性誘導 + レーダー・ホーミング
	90式艦対艦誘導弾 (SSM - 1B)	海	約 660	約 5.1	約 35	慣性誘導 + レーダー・ホーミング
	91式空対艦誘導弾 (ASM - 1C)		約 510	約 4.0	約 35	慣性誘導 + レーダー・ホーミング
	80式空対艦誘導弾 (ASM - 1)		空	約 600	約 4.0	約 35
93式空対艦誘導弾 (ASM - 2)	約 530			約 4.0	約 35	慣性誘導 + 赤外線画像ホーミング
対戦車	64式対戦車誘導弾	陸	約 16	約 1.0	約 12	有線誘導
	87式対戦車誘導弾		約 12	約 1.1	約 11	レーザー・ホーミング
	01式軽対戦車誘導弾		約 11	約 0.9	約 12	赤外線画像ホーミング
	TOW		約 18	約 1.2	約 15	赤外線半自動有線誘導
対舟艇対戦車	79式対舟艇対戦車誘導弾	陸	約 33	約 1.6	約 15	赤外線半自動有線誘導
	96式多目的誘導弾システム (MPMS)		約 59	約 2.0	約 16	慣性誘導 + 赤外線画像 光ファイバTVM

資料

資料23 防衛関係費（当初予算）の推移

（単位：億円、％）

年度	区分 GNP・GDP （当初見直し） （A）	一般会計 歳出 （B）	対前年度 伸び率	一般 歳出 （C）	対前年度 伸び率	防衛関係費 （D）	対前年度 伸び率	防衛関係費 の GNP・GDP 比 （D/A）	防衛関係費 の 一般会計 歳出比 （D/B）	防衛関係費 の 一般歳出 比 （D/C）
昭30（55）	75,590	9,915	0.8	8,107	2.8	1,349	3.3	1.78	13.61	16.6
40（65）	281,600	36,581	12.4	29,198	12.8	3,014	9.6	1.07	8.24	10.3
50（75）	1,585,000	212,888	24.5	158,408	23.2	13,273	21.4	0.84	6.23	8.4
60（85）	3,146,000	524,996	3.7	325,854	0.0	31,371	6.9	0.997	5.98	9.6
平7（95）	4,928,000	709,871	2.9	421,417	3.1	47,236	0.86	0.959	6.65	11.2
8（96）	4,960,000	751,049	5.8	431,409	2.4	48,455	2.58	0.977	6.45	11.2
9（97）	5,158,000	773,900	3.0	438,067	1.5	49,414 49,475	1.98 2.1	0.958 0.959	6.39 6.39	11.3 11.3
10（98）	5,197,000	776,692	0.4	445,362	1.7	49,290 49,397	0.3 0.2	0.948 0.950	6.35 6.36	11.1 11.1
11（99）	4,963,000	818,601	5.4	468,878	5.3	49,201 49,322	0.2 0.2	0.991 0.994	6.01 6.03	10.5 10.5
12（00）	4,989,000	849,871	3.8	480,914	2.6	49,218 49,358	0.0 0.1	0.987 0.989	5.79 5.81	10.2 10.3
13（01）	5,186,000	826,524	2.7	486,589	1.2	49,388 49,553	0.3 0.4	0.952 0.956	5.98 6.00	10.1 10.2
14（02）	4,962,000	812,300	1.7	475,472	2.3	49,395 49,560	0.0 0.0	0.995 0.999	6.08 6.10	10.4 10.4
15（03）	4,986,000	817,891	0.7	475,922	0.1	49,265 49,530	0.3 0.1	0.988 0.993	6.02 6.06	10.4 10.4
16（04）	5,006,000	821,109	0.4	476,320	0.1	48,764 49,030	1.0 1.0	0.974 0.979	5.94 5.97	10.2 10.3
17（05）	5,115,000	821,829	0.1	472,829	0.7	48,301 48,564	1.0 1.0	0.944 0.949	5.88 5.91	10.2 10.3

（注）1 昭和60年度までは国民総生産（GNP）、平成7年度以降は、国内総生産（GDP）であり、いずれも当初見直しである。

2 平成9年度以降の防衛関係費の欄などの上段はSACO関係経費（9年度：61億円、10年度：107億円、11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円、16年度：266億円、17年度：263億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料24 一般会計歳出（当初予算）の主要経費の推移

（単位：億円、％）

年度	区分	一般会計歳出	防衛関係費	構成比	社会保障関係費	構成比	文教及び科学振興費	構成比	公共事業関係費	構成比
昭30(55)		9,915	1,349	13.6	1,043	10.5	1,308	13.2	1,635	16.5
40(65)		36,581	3,014	8.2	5,183	14.2	4,751	13.0	7,333	20.0
50(75)		212,888	13,273	6.2	39,282	18.5	25,921	12.2	29,120	13.7
60(85)		524,996	31,371	5.98	95,740	18.2	48,409	9.2	63,689	12.1
平7(95)		709,871	47,236	6.7	139,368	19.6	60,765	8.6	92,413	13.0
8(96)		751,049	48,455	6.5	143,014	19.0	62,270	8.3	96,210	12.8
9(97)		773,900	49,414 49,475	6.4 6.4	145,650	18.8	63,436	8.2	97,490	12.6
10(98)		776,692	49,290 49,397	6.3 6.4	148,598	19.1	63,457	8.2	89,891	11.6
11(99)		818,601	49,201 49,322	6.0 6.0	161,123	19.7	64,632	7.9	94,338	11.5
12(00)		849,871	49,218 49,358	5.8 5.8	167,666	19.7	65,285	7.7	94,340	11.1
13(01)		826,524	49,388 49,553	6.0 6.0	176,156	21.7	66,472	8.0	94,335	11.6
14(02)		812,300	49,395 49,560	6.1 6.1	182,795	22.5	66,998	8.2	84,239	10.4
15(03)		817,891	49,265 49,530	6.0 6.1	189,907	23.2	64,712	7.9	80,971	9.9
16(04)		821,109	48,764 49,030	5.9 6.0	197,970	24.1	61,330	7.5	78,159	9.5
17(05)		821,829	48,301 48,564	5.9 5.9	203,808	24.8	57,235	7.0	75,310	9.2

- (注) 1 平成7年度以降は比較対照のため13年度予算ベースに組み替えたものである。ただし、13年度については、14年度との比較対照のため14年度予算ベースに組み替えたものである。
- 2 平成7年度以降の公共事業関係費は、「社会資本整備特別措置法」に基づき91年度まで貸付けを受けて実施されていた公共的建設事業のうち、当面、当該株式の売払収入以外の財源をもって行うこととした金額及び「社会資本整備特別措置法」に基づき、公共的建設事業に係る貸付金の償還時において負担又は補助することとした金額を含んだものである。
- 3 平成9年度以降の防衛関係費の欄の上段は、SACO関係経費（9年度：61億円、10年度：107億円、11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円、16年度：266億円、17年度：263億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料25 防衛関係費（当初予算）の用途別構成の推移

（単位：億円、％）

区 分	年度		平 8 (96)		9 (97)		10 (98)		11 (99)		12 (00)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件・糧食費	20,760	42.8	21,260	43.0 43.0	21,739	44.1 44.0	21,674	44.1 43.9	22,034	44.8 44.6		
物 件 費	27,695	57.2	28,154 28,215	57.0 57.0	27,551 27,657	55.9 56.0	27,527 27,648	55.9 56.1	27,183 27,324	55.2 55.4		
装 備 品 等 購 入 費	9,157	18.9	9,347	18.9 18.9	9,442	19.2 19.1	9,629	19.6 19.5	9,141	18.6 18.5		
研 究 開 発 費	1,496	3.1	1,605	3.2 3.2	1,277	2.6 2.6	1,307	2.7 2.6	1,205	2.4 2.4		
施 設 整 備 費	2,291	4.7	2,194	4.4 4.4	1,897	3.8 3.8	1,822	3.7 3.7	1,687	3.4 3.4		
維 持 費 等	8,736	18.0	8,929	18.1 18.0	9,015	18.3 18.2	8,601	17.5 17.4	8,906	18.1 18.0		
基 地 対 策 経 費	5,352	11.0	5,384	10.9 10.9	5,206	10.6 10.5	5,402	11.0 11.0	5,447	11.1 11.0		
S A C O 関 係 経 費			61	0 0.1	107	0 0.2	121	0 0.2	140	0 0.3		
そ の 他	662	1.4	696	1.4 1.4	714	1.4 1.4	765	1.6 1.6	797	1.6 1.6		
合 計	48,455	100.0	49,414 49,475	100.0	49,290 49,397	100.0	49,201 49,322	100.0	49,218 49,358	100.0		

区 分	年度		13 (01)		14 (02)		15 (03)		16 (04)		17 (05)	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比
人件・糧食費	22,269	45.1 44.9	22,273	45.1 44.9	22,188	45.0 44.8	21,654	44.4 44.2	21,562	44.6 44.4		
物 件 費	27,119 27,284	54.9 55.1	27,122 27,287	54.9 55.1	27,077 27,342	55.0 55.2	27,110 27,376	55.6 55.8	26,739 27,002	55.4 55.6		
装 備 品 等 購 入 費	9,178	18.6 18.5	9,206	18.6 18.6	9,028	18.3 18.2	8,806	18.1 18.0	9,000	18.6 18.5		
研 究 開 発 費	1,353	2.7 2.7	1,277	2.6 2.6	1,470	3.0 3.0	1,707	3.5 3.5	1,316	2.7 2.7		
施 設 整 備 費	1,598	3.2 3.2	1,570	3.2 3.2	1,528	3.1 3.1	1,442	3.0 2.9	1,386	2.9 2.9		
維 持 費 等	8,865	18.0 17.9	9,065	18.4 18.3	9,075	18.4 18.3	9,175	18.8 18.7	9,177	19.0 18.9		
基 地 対 策 経 費	5,326	10.8 10.7	5,189	10.5 10.5	5,151	10.5 10.4	5,094	10.4 10.4	4,973	10.3 10.2		
S A C O 関 係 経 費	165	0 0.3	165	0 0.3	265	0 0.5	266	0 0.5	263	0 0.5		
そ の 他	798	1.6 1.6	815	1.6 1.6	825	1.7 1.7	885	1.8 1.8	887	1.8 1.8		
合 計	49,388 49,553	100.0	49,395 49,560	100.0	49,265 49,530	100.0	48,764 49,030	100.0	48,301 48,564	100.0		

- (注) 1 装備品等購入費は、武器車両等購入費、航空機購入費、艦船建造費である。
 2 維持費等は、営舎費、被服費、訓練活動経費などである。
 3 数字は、四捨五入によっているので計と符合しないことがある。
 4 平成9年度以降については、金額欄、構成比欄の上段はSACO関係経費（9年度：61億円、10年度：107億円、11年度：121億円、12年度：140億円、13年度：165億円、14年度：165億円、15年度：265億円、16年度：266億円、17年度：263億円）を除いたもの、下段は含んだものである。

資料26 各国国防費の推移

国名	年度	01 (13)	02 (14)	03 (15)	04 (16)	05 (17)
日本 (億円)		49,388	49,395	49,265	48,764	48,301
		49,553	49,560	49,530	49,030	48,564
		0.3%	0.0%	0.3%	1.0%	1.0%
		0.4%	0.0%	0.1%	1.0%	1.0%
米国 (百万ドル)		290,342	331,951	387,319	436,521	443,897
		3.3%	14.3%	16.7%	12.7%	1.7%
英国 (百万ポンド)		26,100	26,991	29,338	28,560	-
		-	3.4%	8.7%	2.7%	-
ドイツ (百万マルク/百万ユーロ)		46,862	23,622	24,379	24,250	-
		3.4%	1.4%	3.2%	0.5%	-
フランス (百万フラン/百万ユーロ)		188,941	28,911	31,070	32,402	-
		0.5%	0.4%	7.5%	4.3%	-
ロシア (億ルーブル)		2,146.877	2,841.578	3,603.256	4,187.183	5,311.392
		52.4%	32.4%	26.8%	16.2%	26.8%
中国 (億元)		1,410	1,684	1,853	2,100	2,447
		17.0%	19.4%	10.0%	13.3%	16.5%

- (注) 1 資料は各国予算書、国防白書などによる。
 2 %表示は、対前年度伸び率。
 3 米国の国防費は、2006年度historical tableによる狭義の支出額。
 4 英国については、英国国防省公表「UK Defence Statistics」を情報源としており、これによると、01年度以降は予算算出法を変更し、資源会計の形で公表されることになったため、00年度以前の数字とは比較が困難となっている(本文中には、「cannot be compared」と表示。)
 5 ドイツ、フランスの2002年度以降の単位は百万ユーロである。
 6 ロシアについては、1998年に実施されたデノミ後の単位に換算し直した数値。
 7 中国については、全人代における財政部長報告による。なお、02年度及び04年度国防予算については、財政報告ではそれぞれ「17.6%増、252億元の増加」及び「11.6%増、218.3億元の増加」と報告されたが額は明らかにされず、01年度及び03年度国防予算を元にこれらの数値を用いてそれぞれ計算すると齟齬が生じるため、01年度及び03年度の国防予算実績額(非公表)を基準とした数値と仮定してそれぞれ試算したものの。
 8 ミリタリー・バランス(2004 - 2005)の第2部、諸表と分析「国防支出と兵力の国際比較」によれば、03年度の上記諸国の国防費は、米国404,920百万ドル、英国42,782百万ドル、ドイツ35,145百万ドル、フランス45,695百万ドル、ロシア65,200百万ドル、中国55,948百万ドル、日本42,835百万ドルとなっている。
 9 日本については、上段は、SACO関係経費(01年度:165億円、02年度:165億円、03年度:265億円、04年度:266億円、05年度:263億円)を除いたもの、下段は含んだものである。

資料27 日米安全保障協議委員会(「2+2」)共同発表

(ワシントン、平成17年2月19日)

1 2005年2月19日、ワシントンにおいて、日米安全保障協議委員会(SCC)が開催され、ライス國務長官及びラムズフェルド国防長官は、町村外務大臣及び大野防衛庁長官を同委員会の場で迎えた。閣僚は、日米両国が直面している安全保障上の問題及び日米同盟に係る問題並びに両国関係に関するその他の問題について協議を行った。

今日の世界が直面する課題に対する共同の取組

- 閣僚は、日米両国間の協力関係が、安全保障、政治、経済といった幅広い分野で極めて良好であることに留意した。閣僚は、日米安全保障体制を中核とする日米同盟関係が日米両国の安全と繁栄を確保し、また、地域及び世界の平和と安定を高める上で死活的に重要な役割を果たし続けることを認識し、この協力関係を拡大することを確認した。
- 閣僚は、既に成果を生み出している、アフガニスタン、イラク及び中東全体に対する国際的支援の供与における日米両国のリーダーシップの重要性を強調した。閣僚は、インド洋における地震及びそれに続く津波災害の被害者に対する幅広い支援を行うに当たり、日米間の協力が他の国の参加を得て成功裡に行われていることを賞賛した。
- 閣僚は、不拡散、特に拡散に対する安全保障構想(PSI)を推進する上で、日米両国間の協力と協議が中核的な重要性を有してきたことを認識した。閣僚は、日本、米国及び他の国が主催した多数国間の阻止訓練が成功裡に行われたことを歓迎した。
- 閣僚は、弾道ミサイル防衛(BMD)が弾道ミサイル攻撃に対する日米の防衛と抑止の能力を向上させるとともに、他者による弾道ミサイルへの投資を抑制することについての確信を表明した。閣僚は、日本による弾道ミサイル防衛システムの導入決定や武器輸出三原則等に関する最近の立場表明といったミサイル防衛協力における成果に留意しつつ、政策面及び運用面での緊密な協力や、弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究を共同開発の可能性を視野に入れて前進させるとのコミットメントを再確認した。

共通の戦略目標

- 閣僚は、国際テロや大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散といった新たに発生している脅威が共通の課題として浮かび上がってきた新たな安全保障環境について討議した。閣僚は、グローバル化した世界において諸国間の相互依存が深まっていることは、このような脅威が日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得ることを認識した。
- 閣僚は、アジア太平洋地域においてもこのような脅威が発生しつつあることに留意し、依然として存在する課題が引き続き不透明性や不確実性を生み出していることを強調した。さらに、閣僚は、地域における軍事力の近代化にも注意を払う必要があることに留意した。
- 閣僚は、北朝鮮が六者会合に速やかにかつ無条件で復帰するとともに、検証の下、透明性のある形でのすべての核計画の完全な廃棄に応じるよう強く要求した。
- 国際的な安全保障環境に関するこのような理解に基づき、閣僚は、両政府が各々の努力、日米安保体制の実施及び同盟関係を基調とする協力を通じて共通の戦略目標を追求するために緊密に協力する必要があることで一致した。双方は、これらの共通の戦略目標に沿

資料

って政策を調整するため、また、安全保障環境に応じてこれらの目標を見直すため、定期的に協議することを決定した。

- 10 地域における共通の戦略目標には、以下が含まれる。
- ・日本の安全を確保し、アジア太平洋地域における平和と安定を強化するとともに、日米両国に影響を与える事態に対処するための能力を維持する。
 - ・朝鮮半島の平和的な統一を支持する。
 - ・核計画、弾道ミサイルに係る活動、不法活動、北朝鮮による日本人拉致といった人道問題を含む、北朝鮮に関連する諸懸案の平和的解決を追求する。
 - ・中国が地域及び世界において責任ある建設的な役割を果たすことを歓迎し、中国との協力関係を発展させる。
 - ・台湾海峡を巡る問題の対話を通じた平和的解決を促す。
 - ・中国が軍事分野における透明性を高めるよう促す。
 - ・アジア太平洋地域におけるロシアの建設的な関与を促す。
 - ・北方領土問題の解決を通じて日露関係を完全に正常化する。
 - ・平和で、安定し、活力のある東南アジアを支援する。
 - ・地域メカニズムの開放性、包含性及び透明性の重要性を強調しつつ、様々な形態の地域協力の発展を歓迎する。
 - ・不安定を招くような武器及び軍事技術の売却及び移転をしないように促す。
 - ・海上交通の安全を維持する。
- 11 世界における共通の戦略目標には、以下が含まれる。
- ・国際社会における基本的人権、民主主義、法の支配といった基本的な価値を推進する。
 - ・世界的な平和、安定及び繁栄を推進するために、国際平和協力活動や開発支援における日米のパートナーシップを更に強化する。
 - ・NPT、IAEAその他のレジーム及びPSI等のイニシアティブの信頼性及び実効性を向上させること等を通じて、大量破壊兵器及びその運搬手段の削減と不拡散を推進する。
 - ・テロを防止し、根絶する。
 - ・現在の機運を最大限に活用して日本の常任理事国入りへの希望を実現することにより、国連安全保障理事会の実効性を向上させるための努力を連携させる。
 - ・世界のエネルギー供給の安定性を維持・向上させる。

日米の安全保障及び防衛協力の強化

- 12 閣僚は、日米双方の安全保障及び防衛政策の発展のための努力に対し、支持と評価を表明した。日本の新たな防衛計画の大綱は、新たな脅威や多様な事態に実効的に対応する能力、国際的な安全保障環境を改善するための積極的な取組及び日米同盟関係の重要性を強調している。米国は、幅広い国防の変革努力の中心的な要素の一つとして、不確実な安全保障環境において適切かつ戦略的な能力を保持し得るように世界的な軍事態勢の見直し及び強化を進めている。閣僚は、日米両国が共通の戦略目標を追求する上で、これらの努力が実効的な安全保障及び防衛協力を確保し、強化するものであることを確認した。
- 13 この文脈で、閣僚は、自衛隊及び米軍が多様な課題に対して十分に調整しつつ実効的に対処するための役割、任務、能力について、検討を継続する必要性を強調した。この検討は、日本の新たな防衛計画の大綱や有事法制、及び改正A C S Aや弾道ミサイル防衛における協力の進展といった最近の成果と発展を考慮して行われる。閣僚は、また、自衛隊と米軍との間の相互運用性を向上させることの重要性を強調した。
- 14 閣僚は、この検討が在日米軍の兵力構成見直しに関する協議に資するべきものであるとの点で一致した。閣僚は、日本の安全の基盤及び地域の安定の礎石としての日米同盟を強化するために行われる包括的な努力の一環として、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することを決定した。この文脈で、双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ在日米軍の抑止力を維持するとのコミットメントを確認した。閣僚は、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。
- 15 閣僚は、また、地域社会と米軍との間の良好な関係を推進するための継続的な努力の重要性を強調した。閣僚は、環境への適切な配慮を含む日米地位協定の運用改善や沖縄に関する特別行動委員会（SACO）最終報告の着実な実施が、在日米軍の安定的なプレゼンスにとって重要であることを強調した。
- 16 閣僚は、現行の特別措置協定が2006年3月に終了することに留意しつつ、特別措置協定が在日米軍のプレゼンスを支援する上で果たす重要な役割にかんがみて、接受国支援を適切な水準で提供するための今後の措置について協議を開始することを決定した。

資料28 日米安全保障共同宣言 21世紀に向けての同盟（仮訳）

（東京、平成8年4月17日）

- 1 本日、総理大臣と大統領は、歴史上最も成功している二国間関係の一つである日米関係を祝した。両首脳は、この関係が世界の平和と地域の安定並びに繁栄に深甚かつ積極的な貢献を行ってきたことを誇りとした。日本と米国との間の堅固な同盟関係は、冷戦の期間中、アジア太平洋地域の平和と安全の確保に役立った。我々の同盟関係は、この地域の力強い経済成長の土台であり続ける。両首脳は、日米両国の将来の安全と繁栄がアジア太平洋地域の将来と密接に結びついていることで意見が一致した。
- この同盟関係がもたらす平和と繁栄の利益は、両国政府のコミットメントのみによるものではなく、自由と民主主義を確保するための負担を分担してきた日米両国民の貢献にもよるものである。総理大臣と大統領は、この同盟関係を支えている人々、とりわけ、米軍を受け入れている日本の地域社会及び、故郷を遠く離れて平和と自由を守るために身を捧げている米国の人々に対し、深い感謝の気持ちを表明した。
- 2 両国政府は、過去一年余、変わりつつあるアジア太平洋地域の政治及び安全保障情勢並びに両国間の安全保障面の関係の様々な側面について集中的な検討を行ってきた。この検討に基づいて、総理大臣と大統領は、両国の政策を方向づける深遠な共通の価値、即ち自由の維持、民主主義の追求、及び人権の尊重に対するコミットメントを再確認した。両者は、日米間の協力の基盤は引き続き堅固であり、21世紀においてもこのパートナーシップが引き続き極めて重要であることで意見が一致した。

地域情勢

3 冷戦の終結以来、世界的な規模の武力紛争が生起する可能性は遠のいている。ここ数年来、この地域の諸国間で政治及び安全保障についての対話が拡大してきている。民主主義の諸原則が益々尊重されてきている。歴史上かつてないほど繁栄が広がり、アジア太平洋という地域社会が出現しつつある。アジア太平洋地域は、今や世界で最も活力ある地域となっている。

しかし、同時に、この地域には依然として不安定性及び不確実性が存在する。朝鮮半島における緊張は続いている。核兵器を含む軍事力が依然大量に集中している。未解決の領土問題、潜在的な地域紛争、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は全て地域の不安定化をもたらす要因である。

日米同盟関係と相互協力及び安全保障条約

4 総理大臣と大統領は、この地域の安定を促進し、日米両国が直面する安全保障上の課題に対処していくことの重要性を強調した。

これに関連して総理大臣と大統領は、日本と米国との間の同盟関係が持つ重要な価値を再確認した。両者は、「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約」(以下、日米安保条約)を基盤とする両国間の安全保障面の関係が、共通の安全保障上の目標を達成するとともに、21世紀に向けてアジア太平洋地域において安定的で繁栄した情勢を維持するための基礎であり続けることを再確認した。

(a) 総理大臣は、冷戦後の安全保障情勢の下で日本の防衛力が適切な役割を果たすべきことを強調する1995年11月策定の新防衛大綱において明記された日本の基本的な防衛政策を確認した。総理大臣と大統領は、日本の防衛のための最も効果的な枠組みは、日米両国間の緊密な防衛協力であるとの点で意見が一致した。この協力は、自衛隊の適切な防衛能力と日米安保体制の組み合わせに基づくものである。両首脳は、日米安保条約に基づく米国の抑止力は引き続き日本の安全保障の拠り所であることを改めて確認した。

(b) 総理大臣と大統領は、米国が引き続き軍事的プレゼンスを維持することは、アジア太平洋地域の平和と安定の維持のためにも不可欠であることで意見が一致した。両首脳は、日米間の安全保障面の関係は、この地域における米国の肯定的な関与を支える極めて重要な柱の一つとなっているとの認識を共有した。

大統領は、日本の防衛及びアジア太平洋地域の平和と安定に対する米国のコミットメントを強調した。大統領は、冷戦の終結以来、アジア太平洋地域における米軍戦力について一定の調整が行われたことに言及した。米国は、周到な評価に基づき、現在の安全保障情勢の下で米国のコミットメントを守るためには、日本におけるほぼ現在の水準を含め、この地域において、約10万人の前方展開軍事要員からなる現在の兵力構成を維持することが必要であることを再確認した。

(c) 総理大臣は、この地域において安定的かつ揺るぎのない存在であり続けるとの米国の決意を歓迎した。総理大臣は、日本における米軍の維持のために、日本が、日米安保条約に基づく施設及び区域の提供並びに接受国支援等を通じ適切な寄与を継続することを再確認した。大統領は、米国は日本の寄与を評価することを表明し、日本に駐留する米軍に対し財政的支援を提供する新特別協定が締結されたことを歓迎した。

日米間の安全保障面の関係に基づく二国間協力

5 総理大臣と大統領は、この極めて重要な安全保障面での関係の信頼性を強化することを目的として、以下の分野での協力を前進させるために努力を払うことで意見が一致した。

(a) 両国政府は、両国間の緊密な防衛協力が日米同盟関係の中心的要素であることを認識した上で、緊密な協議を継続することが不可欠であることで意見が一致した。両国政府は、国際情勢、とりわけアジア太平洋地域についての情報及び意見の交換を一層強化する。同時に、国際的な安全保障情勢において起こりうる変化に対応して、両国政府の必要性を最も良く満たすような防衛政策並びに日本における米軍の兵力構成を含む軍事態勢について引き続き緊密に協議する。

(b) 総理大臣と大統領は、日本と米国との間に既に構築されている緊密な協力関係を増進するため、1978年の「日米防衛協力のための指針」の見直しを開始することで意見が一致した。

両首脳は、日本周辺地域において発生しうる事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合における日米間の協力に関する研究をはじめ、日米間の政策調整を促進する必要性につき意見が一致した。

(c) 総理大臣と大統領は、「日本国の自衛隊とアメリカ合衆国軍隊との間の後方支援、物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とアメリカ合衆国政府との間の協定」が1996年4月15日署名されたことを歓迎し、この協定が日米間の協力関係を一層促進するものとなるよう期待を表明した。

(d) 両国政府は、自衛隊と米軍との間の協力のあらゆる側面における相互運用性の重要性に留意し、次期支援戦闘機(F-2)等の装備に関する日米共同研究開発をはじめとする技術と装備の分野における相互交流を充実する。

(e) 両国政府は、大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散は、両国の共通の安全保障にとり重要な意味合いを有するものであることを認識した。両国政府は、拡散を防止するため共に行動していくとともに、既に進行中の弾道ミサイル防衛に関する研究において引き続き協力を行う。

6 総理大臣と大統領は、日米安保体制の中核的要素である米軍の円滑な日本駐留にとり、広範な日本国民の支持と理解が不可欠であることを認識した。両首脳は、両国政府が、米軍の存在と地位に関連する諸問題に対応するためあらゆる努力を行うことで意見が一致した。両首脳は、また、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるため、一層努力を払うことで意見が一致した。

特に、米軍の施設及び区域が高度に集中している沖縄について、総理大臣と大統領は、日米安保条約の目的との調和を図りつつ、米軍の施設及び区域を整理し、統合し、縮小するために必要な方策を実施する決意を再確認した。このような観点から、両首脳は、「沖縄に関する特別行動委員会」(SACO)を通じてこれまで得られた重要な進展に満足の意を表するとともに、1996年4月15日のSACO中間報告で示された広範な措置を歓迎した。両首脳は、1996年11月までに、SACOの作業を成功裡に結実させるとの確固たるコミットメントを表明した。

地域における協力

7 総理大臣と大統領は、両国政府が、アジア太平洋地域の安全保障情勢をより平和的で安定的なものとするため、共同でも個別にも努力することで意見が一致した。これに関連して、両首脳は、日米間の安全保障面の関係に支えられたこの地域への米国の関与が、こうした努力の基盤となっていることを認識した。両首脳は、この地域における諸問題の平和的解決の重要性を強調した。

両首脳は、この地域の安定と繁栄にとり、中国が肯定的かつ建設的な役割を果たすことが極めて重要であることを強調し、この関連で、両国は中国との協力を更に深めていくことに関心を有することを強調した。ロシアにおいて進行中の改革のプロセスは、地域及び



世界の安定に寄与するものであり、引き続き懇話し、協力するに足るものである。両首脳は、また、アジア太平洋地域の平和と安定にとり、東京宣言に基づく日露関係の完全な正常化が重要である旨述べた。両者は、朝鮮半島の安定が日米両国にとり極めて重要であることにも留意し、そのために両国が、韓国と緊密に協力しつつ、引き続きあらゆる努力を払っていくことを再確認した。

総理大臣と大統領は、ASEAN地域フォーラムや、将来的には北東アジアに関する安全保障対話のような、多数国間の地域的安全保障についての対話及び協力の仕組みを更に発展させるため、両国政府が共同して、及び地域内の他の国々と共に、作業を継続することを再確認した。

地球的規模での協力

8 総理大臣と大統領は、日米安保条約が日米同盟関係の中核であり、地球的規模の問題についての日米協力の基盤たる相互信頼関係の土台となっていることを認識した。

総理大臣と大統領は、両国政府が平和維持活動や人道的な国際救援活動等を通じ、国際連合その他の国際機関を支援するための協力を強化することで意見が一致した。

両国政府は、全面的核実験禁止条約（CTBT）交渉の促進並びに大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散の防止を含め、軍備管理及び軍縮等の問題についての政策調整及び協力を行う。両首脳は、国連及びAPECにおける協力や、北朝鮮の核開発問題、中東和平プロセス及び旧ユーゴスラヴィアにおける和平執行プロセス等の問題についての協力を進め、両国が共有する利益及び基本的価値が一層確保されるような世界を構築する一助となるとの点で意見が一致した。

結語

9 最後に、総理大臣と大統領は、安全保障、政治及び経済という日米関係の三本の柱は全て両国の共有する価値観及び利益に基づいており、また、日米安保条約により体现された相互信頼の基盤の上に成り立っているとの点で意見が一致した。総理大臣と大統領は、21世紀を目前に控え、成功を収めてきた安全保障協力の歴史の上に立って、将来の世代のために平和と繁栄を確保すべく共に手を携えて行動していくとの強い決意を再確認した。

資料29 日米防衛協力のための指針

(平成9年9月23日)

指針の目的

この指針の目的は、平素から並びに日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際してより効果的かつ信頼性のある日米協力を行うための、堅固な基礎を構築することである。また、指針は、平素からの及び緊急事態における日米両国の役割並びに協力及び調整の在り方について、一般的な大枠及び方向性を示すものである。

基本的な前提及び考え方

指針及びその下で行われる取組みは、以下の基本的な前提及び考え方に従う。

- 1 日米安全保障条約及びその関連取極に基づく権利及び義務並びに日米同盟関係の基本的な枠組みは、変更されない。
- 2 日本のすべての行為は、日本の憲法上の制約の範囲内において、専守防衛、非核三原則等の日本の基本的な方針に従って行われる。
- 3 日米両国のすべての行為は、紛争の平和的解決及び主権平等を含む国際法の基本原則並びに国際連合憲章を始めとする関連する国際約束に合致するものである。
- 4 指針及びその下で行われる取組みは、いずれの政府にも、立法上、予算上又は行政上の措置をとることを義務づけるものではない。しかしながら、日米協力のための効果的な態勢の構築が指針及びその下で行われる取組みの目標であることから、日米両国政府が、各々の判断に従い、このような努力の結果を各々の具体的な政策や措置に適切な形で反映することが期待される。日本のすべての行為は、その時々において適用のある国内法令に従う。

平素から行う協力

日米両国政府は、現在の日米安全保障体制を堅持し、また、各々所要の防衛態勢の維持に努める。日本は、「防衛計画の大綱」にのっとり、自衛のために必要な範囲内で防衛力を保持する。米国は、そのコミットメントを達成するため、核抑止力を保持するとともに、アジア太平洋地域における前方展開兵力を維持し、かつ、来援し得るその他の兵力を保持する。

日米両国政府は、各々の政策を基礎としつつ、日本の防衛及びより安定した国際的な安全保障環境の構築のため、平素から密接な協力を維持する。

日米両国政府は、平素から様々な分野での協力を充実する。この協力には、日米物品役務相互提供協定及び日米相互防衛援助協定並びにこれらの関連取決めに基づく相互支援活動が含まれる。

1 情報交換及び政策協議

日米両国政府は、正確な情報及び的確な分析が安全保障の基礎であると認識し、アジア太平洋地域の情勢を中心として、双方が関心を有する国際情勢についての情報及び意見の交換を強化するとともに、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議を継続する。

このような情報交換及び政策協議は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）を含むあらゆる機会をとらえ、できる限り広範なレベル及び分野において行われる。

2 安全保障面での種々の協力

安全保障面での地域的な及び地球的規模の諸活動を促進するための日米協力は、より安定した国際的な安全保障環境の構築に寄与する。

日米両国政府は、この地域における安全保障対話・防衛交流及び国際的な軍備管理・軍縮の意義と重要性を認識し、これらの活動を促進するとともに、必要に応じて協力する。

日米いずれかの政府又は両国政府が国際連合平和維持活動又は人道的な国際救援活動に参加する場合には、日米両国政府は、必要に応じて、相互支援のために密接に協力する。日米両国政府は、輸送、衛生、情報交換、教育訓練等の分野における協力の要領を準備する。

大規模災害の発生を受け、日米いずれかの政府又は両国政府が関係政府又は国際機関の要請に応じて緊急援助活動を行う場合には、日米両国政府は、必要に応じて密接に協力する。

3 日米共同の取組み

日米両国政府は、日本に対する武力攻撃に際しての共同作戦計画についての検討及び周辺事態に際しての相互協力計画についての検討を含む共同作業を行う。このような努力は、双方の関係機関の関与を得た包括的なメカニズムにおいて行われ、日米協力の基礎を構築する。

日米両国政府は、このような共同作業を検証するとともに、自衛隊及び米軍を始めとする日米両国の公的機関及び民間の機関による円滑かつ効果的な対応を可能とするため、共同演習・訓練を強化する。また、日米両国政府は、緊急事態において関係機関の関与を得て運用される日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

日本に対する武力攻撃に際しての対処行動等

日本に対する武力攻撃に際しての共同対処行動等は、引き続き日米防衛協力の中核的要素である。

日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するための措置をとるとともに、日本の防衛のために必要な準備を行う。日本に対する武力攻撃がなされた場合には、日米両国政府は、適切に共同して対処し、極力早期にこれを排除する。

1 日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合

日米両国政府は、情報交換及び政策協議を強化するとともに、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。日本は、米軍の来援基盤を構築し、維持する。また、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、日本に対する武力攻撃に発展し得る行為に対応するための準備を行う。

日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。

なお、日米両国政府は、周辺事態の推移によっては日本に対する武力攻撃が差し迫ったものとなるような場合もあり得ることを念頭に置きつつ、日本の防衛のための準備と周辺事態への対応又はそのための準備との間の密接な相互関係に留意する。

2 日本に対する武力攻撃がなされた場合

(1) 整合のとれた共同対処行動のための基本的な考え方

(イ) 日本は、日本に対する武力攻撃に即応して主体的に行動し、極力早期にこれを排除する。その際、米国は、日本に対して適切に協力する。このような日米協力の在り方は、武力攻撃の規模、態様、事態の推移その他の要素により異なるが、これには、整合のとれた共同の作戦の実施及びそのための準備、事態の拡大を抑制するための措置、警戒監視並びに情報交換についての協力が含まれる。

(ロ) 自衛隊及び米軍が作戦を共同して実施する場合には、双方は、整合性を確保しつつ、適時かつ適切な形で、各々の防衛力を運用する。その際、双方は、各々の陸・海・空部隊の効果的な統合運用を行う。自衛隊は、主として日本の領域及びその周辺海域において防勢作戦を行い、米軍は、自衛隊の行う作戦を支援する。米軍は、また、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 米国は、兵力を適時に来援させ、日本は、これを促進するための基盤を構築し、維持する。

(2) 作戦構想

(イ) 日本に対する航空侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する航空侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、防空のための作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ロ) 日本周辺海域の防衛及び海上交通の保護のための作戦

自衛隊及び米軍は、日本周辺海域の防衛のための作戦及び海上交通の保護のための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本の重要な港湾及び海峡の防備、日本周辺海域における船舶の保護並びにその他の作戦を主体的に実施する。

米軍は、自衛隊の行う作戦を支援するとともに、機動打撃力の使用を伴うような作戦を含め、自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。

(ハ) 日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦

自衛隊及び米軍は、日本に対する着上陸侵攻に対処するための作戦を共同して実施する。

自衛隊は、日本に対する着上陸侵攻を阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。

米軍は、主として自衛隊の能力を補完するための作戦を実施する。その際、米国は、侵攻の規模、態様その他の要素に応じ、極力早期に兵力を来援させ、自衛隊の行う作戦を支援する。

(ニ) その他の脅威への対応

(i) 自衛隊は、ゲリラ・コマンドウ攻撃等日本領域に軍事力を潜入させて行う不正規型の攻撃を極力早期に阻止し排除するための作戦を主体的に実施する。その際、関係機関と密接に協力し調整するとともに、事態に応じて米軍の適切な支援を得る。

(ii) 自衛隊及び米軍は、弾道ミサイル攻撃に対応するために密接に協力し調整する。米軍は、日本に対し必要な情報を提供するとともに、必要に応じ、打撃力を有する部隊の使用を考慮する。

(3) 作戦に係る諸活動及びそれに必要な事項

(イ) 指揮及び調整

自衛隊及び米軍は、緊密な協力の下、各々の指揮系統に従って行動する。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、役割分担の決定、作戦行動の整合性の確保等についての手続きをあらかじめ定めておく。

(ロ) 日米間の調整メカニズム

日米両国の関係機関の間における必要な調整は、日米間の調整メカニズムを通じて行われる。自衛隊及び米軍は、効果的な作戦を共同して実施するため、作戦、情報活動及び後方支援について、日米共同調整所の活用を含め、この調整メカニズムを通じて相互に緊密に調整する。

(八) 通信電子活動

日米両国政府は、通信電子能力の効果的な活用を確保するため、相互に支援する。

(二) 情報活動

日米両国政府は、効果的な作戦を共同して実施するため、情報活動について協力する。これには、情報の要求、収集、処理及び配布についての調整が含まれる。その際、日米両国政府は、共有した情報の保全に関し各々責任を負う。

(ホ) 後方支援活動

自衛隊及び米軍は、日米間の適切な取決めに従い、効率的かつ適切に後方支援活動を実施する。

日米両国政府は、後方支援の効率性を向上させ、かつ、各々の能力不足を軽減するよう、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用しつつ、相互支援活動を実施する。その際、特に次の事項に配慮する。

(i) 補給

米軍は、米国製の装備品等の補給品の取得を支援し、日本は、日本国内における補給品の取得を支援する。

(ii) 輸送

日米両国政府は、米国から日本への補給品の航空輸送及び海上輸送を含む輸送活動について、緊密に協力する。

(iii) 整備

日本は、日本国内において米軍の装備品の整備を支援し、米軍は、米国製の品目の整備であって日本の整備能力が及ばないものについて支援を行う。整備の支援には、必要に応じ、整備要員の技術指導を含む。また、日本は、サルベージ及び回収に関する米軍の需要についても支援を行う。

(iv) 施設

日本は、必要に応じ、日米安全保障条約及びその関連取極に従って新たな施設・区域を提供する。また、作戦を効果的かつ効率的に実施するために必要な場合には、自衛隊及び米軍は、同条約及びその関連取極に従って、自衛隊の施設及び米軍の施設・区域の共同使用を実施する。

(v) 衛生

日米両国政府は、衛生の分野において、傷病者の治療及び後送等の相互支援を行う。

日本周辺地域における事態で日本の平和と安全に重要な影響を与える場合(周辺事態)の協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与える事態である。周辺事態の概念は、地理的なものではなく、事態の性質に着目したものである。日米両国政府は、周辺事態が発生することのないよう、外交上のものを含むあらゆる努力を払う。日米両国政府は、個々の事態の状況について共通の認識に到達した場合に、各々の行う活動を効果的に調整する。なお、周辺事態に対応する際にとられる措置は、情勢に応じて異なり得るものである。

1 周辺事態が予想される場合

周辺事態が予想される場合には、日米両国政府は、その事態について共通の認識に到達するための努力を含め、情報交換及び政策協議を強化する。

同時に、日米両国政府は、事態の拡大を抑制するため、外交上のものを含むあらゆる努力を払うとともに、日米共同調整所の活用を含め、日米間の調整メカニズムの運用を早期に開始する。また、日米両国政府は、適切に協力しつつ、合意によって選択された準備段階に従い、整合のとれた対応を確保するために必要な準備を行う。更に、日米両国政府は、情勢の変化に応じ、情報収集及び警戒監視を強化するとともに、情勢に対応するための即応態勢を強化する。

2 周辺事態への対応

周辺事態への対応に際しては、日米両国政府は、事態の拡大の抑制のためのものを含む適切な措置をとる。これらの措置は、上記に掲げられた基本的な前提及び考え方に従い、かつ、各々の判断に基づいてとられる。日米両国政府は、適切な取決めに従って、必要に応じて相互支援を行う。

協力の対象となる機能及び分野並びに協力項目例は、以下に整理し、別表に示すとおりである。

(1) 日米両国政府が各々主体的に行う活動における協力

日米両国政府は、以下の活動を各々の判断の下に実施することができるが、日米間の協力は、その実効性を高めることとなる。

(イ) 救援活動及び避難民への対応のための措置

日米両国政府は、被災地の現地当局の同意と協力を得つつ、救援活動を行う。日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、必要に応じて協力する。

日米両国政府は、避難民の取扱いについて、必要に応じて協力する。避難民が日本の領域に流入してくる場合については、日本がその対応の在り方を決定するとともに、主として日本が責任を持ってこれに対応し、米軍は適切な支援を行う。

(ロ) 捜索・救難

日米両国政府は、捜索・救難活動について協力する。日本は、日本領域及び戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の海域において捜索・救難活動を実施する。米軍は、米軍が活動している際には、活動区域内及びその付近での捜索・救難活動を実施する。

(ハ) 非戦闘員を退避させるための活動

日本国民又は米国民である非戦闘員を第三国から安全な地域に退避させる必要が生じる場合には、日米両国政府は、自国の国民の退避及び現地当局との関係について各々責任を有する。日米両国政府は、各々が適切であると判断する場合には、各々の有する能力を相互補完的に使用しつつ、輸送手段の確保、輸送及び施設の使用に係るものを含め、これらの非戦闘員の退避に関して、計画に際して調整し、また、実施に際して協力する。日本国民又は米国民以外の非戦闘員について同様の必要が生じる場合には、日米両国が、各々の基準に従って、第三国の国民に対して退避に係る援助を行うことを検討することもある。

(ニ) 国際的平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動

日米両国政府は、国際的平和と安定の維持を目的とする経済制裁の実効性を確保するための活動に対し、各々の基準に従って寄与する。

また、日米両国政府は、各々の能力を勘案しつつ、適切に協力する。そのような協力には、情報交換、及び国際連合安全保障理事会決議に基づく船舶の検査に際しての協力が含まれる。

(2) 米軍の活動に対する日本の支援

(イ) 施設の使用

日米安全保障条約及びその関連取極に基づき、日本は、必要に応じ、新たな施設・区域の提供を適時かつ適切に行うとともに、米軍による自衛隊施設及び民間空港・港湾の一時的使用を確保する。

(ロ) 後方地域支援

日本は、日米安全保障条約の目的の達成のため活動する米軍に対して、後方地域支援を行う。この後方地域支援は、米軍が施設の使用及び種々の活動を効果的に行うことを可能とすることを主眼とするものである。そのような性質から、後方地域支援は、主として日本の領域において行われるが、戦闘行動が行われている地域とは一線を画される日本の周囲の公海及びその上空において行われることもあると考えられる。

後方地域支援を行うに当たって、日本は、中央政府及び地方公共団体が有する権限及び能力並びに民間が有する能力を適切に活用する。自衛隊は、日本の防衛及び公共の秩序維持のための任務の遂行と整合を図りつつ、適切にこのような支援を行う。

(3) 運用面における日米協力

周辺事態は、日本の平和と安全に重要な影響を与えることから、自衛隊は、生命・財産の保護及び航行の安全確保を目的として、情報収集、警戒監視、機雷の除去等の活動を行う。米軍は、周辺事態により影響を受けた平和と安全の回復のための活動を行う。

自衛隊及び米軍の双方の活動の実効性は、関係機関の関与を得た協力及び調整により、大きく高められる。

指針の下で行われる効果的な防衛協力のための日米共同の取組み

指針の下での日米防衛協力を効果的に進めるためには、平素、日本に対する武力攻撃及び周辺事態という安全保障上の種々の状況を通じ、日米両国が協議を行うことが必要である。日米防衛協力が確実に成果を挙げていくためには、双方が様々なレベルにおいて十分な情報の提供を受けつつ、調整を行うことが不可欠である。このため、日米両国政府は、日米安全保障協議委員会及び日米安全保障高級事務レベル協議を含むあらゆる機会をとらえて情報交換及び政策協議を充実させていくほか、協議の促進、政策調整及び作戦・活動分野の調整のための以下の2つのメカニズムを構築する。

第一に、日米両国政府は、計画についての検討を行うとともに共通の基準及び実施要領等を確立するため、包括的なメカニズムを構築する。これには、自衛隊及び米軍のみならず、各々の政府のその他の関係機関が関与する。

日米両国政府は、この包括的なメカニズムの在り方を必要に応じて改善する。日米安全保障協議委員会は、このメカニズムの行う作業に関する政策的な方向性を示す上で引き続き重要な役割を有する。日米安全保障協議委員会は、方針を提示し、作業の進捗を確認し、必要に応じて指示を発出する責任を有する。防衛協力小委員会は、共同作業において、日米安全保障協議委員会を補佐する。

第二に、日米両国政府は、緊急事態において各々の活動に関する調整を行うため、両国の関係機関を含む日米間の調整メカニズムを平素から構築しておく。

1 計画についての検討並びに共通の基準及び実施要領等の確立のための共同作業

双方の関係機関の関与を得て構築される包括的なメカニズムにおいては、以下に掲げる共同作業を計画的かつ効率的に進める。これらの作業の進捗及び結果は、節目節目に日米安全保障協議委員会及び防衛協力小委員会に対して報告される。

(1) 共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討

自衛隊及び米軍は、日本に対する武力攻撃に際して整合のとれた行動を円滑かつ効果的に実施し得るよう、平素から共同作戦計画についての検討を行う。また、日米両国政府は、周辺事態に円滑かつ効果的に対応し得るよう、平素から相互協力計画についての検討を行う。

共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討は、その結果が日米両国政府の各々の計画に適切に反映されることが期待されるという前提の下で、種々の状況を想定しつつ行われる。日米両国政府は、実際の状況に照らして、日米両国各々の計画を調整する。日米両国政府は、共同作戦計画についての検討と相互協力計画についての検討との間の整合を図るよう留意することにより、周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合又は両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るようにする。

(2) 準備のための共通の基準の確立

日米両国政府は、日本の防衛のための準備に関し、共通の基準を平素から確立する。この基準は、各々の準備段階における情報活動、部隊の活動、移動、後方支援その他の事項を明らかにするものである。日本に対する武力攻撃が差し迫っている場合には、日米両国政府の合意により共通の準備段階が選択され、これが、自衛隊、米軍その他の関係機関による日本の防衛のための準備のレベルに反映される。

同様に、日米両国政府は、周辺事態における協力措置の準備に関しても、合意により共通の準備段階を選択し得るよう、共通の基準を確立する。

(3) 共通の実施要領等の確立

日米両国政府は、自衛隊及び米軍が日本の防衛のための整合のとれた作戦を円滑かつ効果的に実施できるよう、共通の実施要領等をあらかじめ準備しておく。これには、通信、目標位置の伝達、情報活動及び後方支援並びに相撃防止のための要領とともに、各々の部隊の活動を適切に律するための基準が含まれる。また、自衛隊及び米軍は、通信電子活動等に関する相互運用性の重要性を考慮し、相互に必要な事項をあらかじめ定めておく。

2 日米間の調整メカニズム

日米両国政府は、日米両国の関係機関の関与を得て、日米間の調整メカニズムを平素から構築し、日本に対する武力攻撃及び周辺事態に際して各々が行う活動の間の調整を行う。

調整の要領は、調整すべき事項及び関与する関係機関に応じて異なる。調整の要領には、調整会議の開催、連絡員の相互派遣及び連絡窓口の指定が含まれる。自衛隊及び米軍は、この調整メカニズムの一環として、双方の活動について調整するため、必要なハードウェア及びソフトウェアを備えた日米共同調整所を平素から準備しておく。



指針の適時かつ適切な見直し

日米安全保障関係に関連する諸情勢に変化が生じ、その時の状況に照らして必要と判断される場合には、日米両国政府は、適時かつ適切な形でこの指針を見直す。

(別表略 p132参照)

資料30 日米共同訓練の実績(平成16年度)

統合幕僚会議

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
日米共同統合演習 (実動演習)	16. 11. 10 ~ 11. 19	主として中国・九州地域の自衛隊又は米軍の港湾施設及び飛行場、並びに岩手山演習場及びわが国周辺海・空域	統幕、陸・海・空各幕、各方面隊、第1ヘリコプター団など、自衛艦隊、各地方隊、教育航空集団など、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、航空自衛隊補給本部など 約11,300名 艦艇 約30隻 航空機 約210機	在日米軍司令部、在日米各軍司令部、陸軍州兵の歩兵大隊基幹、第7艦隊、第5空軍、第3海兵機動展開部隊など 約4,400名 艦艇 約10隻 航空機 約50機	連携要領の演練

陸上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
方面隊指揮所演習	16. 7. 13 ~ 7. 21	米国ハワイ州米空軍施設	陸幕など 約110名	在日米陸軍、第1軍団など 約100名	調整要領の演練
米国における実動訓練	16. 9. 28 ~ 10. 25	米国 Guam 準州 米軍訓練場等	中部方面隊など 約125名	第3海兵機動展開部隊 約70名	市街地戦闘などに関する戦術及び戦闘要領の演練
実動訓練	16. 11. 2 ~ 11. 13	岩手山演習場など	東北方面隊など 約400名	第36軽歩兵師団 約300名	連携要領の演練
方面隊指揮所演習	17. 1. 21 ~ 2. 1	東千歳駐屯地	北部方面隊など 約3,500名	在日米軍、第1軍団など 約1,500名	調整要領の演練
実動訓練	17. 2. 28 ~ 3. 11	東千歳駐屯地	北部方面隊など 約700名	第207歩兵旅団 約300名	連携要領の演練

この他、在日米軍施設・区域において警護出動訓練を平成15年度以降実施している。

海上自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
衛生訓練	16. 4. 21	米海軍横須賀基地	横須賀地方隊など 約60名	米海軍横須賀病院 約80名	衛生分野における連携要領の演練
掃海訓練	16. 7. 17 ~ 7. 29	むつ湾	艦艇 23隻 航空機 (延) 16機	航空機 (延) 1機 水中処分員など 9名	戦術技量の向上
対潜訓練	16. 10. 29 ~ 11. 8	沖縄周辺海域	艦艇 2隻	艦艇 6隻 航空機 若干	戦術技量の向上
基地警備訓練	16. 11. 15 ~ 11. 18	横須賀港	横須賀地方隊など 約320名	米海軍横須賀地方隊など	基地警備における連携要領の演練
掃海訓練	17. 2. 15 ~ 2. 27	周防灘	艦艇 18隻 航空機 15機	艦艇 2隻 航空機 1機 水中処分員等 19名	戦術技量の向上
指揮所演習	17. 3. 14 ~ 3. 24	米海軍大学校	海幕等 約40名	在日米海軍等 約40名	調整要領の演練

航空自衛隊

訓練名	期間	場所	参加部隊など		備考
			日本側	米国側	
防空戦闘訓練 戦闘機戦闘訓練	16. 6. 6 ~ 6. 18	沖縄周辺空域	航空機 (延) 122機	航空機 (延) 172機	連携要領の演練 戦術技量の向上
救難訓練	16. 6. 7 ~ 6. 11	浮原島訓練場及び同周辺海空域	航空機 (延) 4機	航空機 (延) 5機	連携要領の演練 救難能力の向上
防空戦闘訓練 基地防空訓練	16. 7. 5 ~ 8. 6	米国アラスカ州アイルソン空軍基地及びエレメントルフ空軍基地並びに同周辺空域	航空機 (延) 127機	航空機 (延) 444機	連携要領の演練 戦術技量の向上
防空戦闘訓練	17. 2. 23 ~ 2. 24	秋田西方空域	航空機 (延) 59機	航空機 (延) 17機	連携要領の演練 戦術技量の向上

資料31 武器輸出三原則など

「武器」の輸出は、外国為替及び外国貿易管理法（昭和24年法律第228号）（注）及び輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）により経済産業大臣の許可が必要。

（注）現在は、外国為替及び外国貿易法。

1 武器輸出三原則

佐藤内閣総理大臣、昭42.4.21、衆・決算委

（要旨）

外国為替及び外国貿易管理法及び輸出貿易管理令についての政府の運用方針として、具体的には、次の場合は、武器輸出は認められないこととされている旨を明らかにしたもの。

共産国向けの場合

国連決議により武器等の輸出を禁止されている国向けの場合

国際紛争の当事国又はそのおそれのある国向けの場合

2 武器輸出に関する政府統一見解

三木内閣総理大臣、昭51.2.27、衆・予算委

（全文）

（1）政府の方針

「武器」の輸出については、平和国家としての我が国の立場からそれによって国際紛争等を助長することを回避するため、政府としては、従来から慎重に対処しており、今後とも、次の方針により処理するものとし、その輸出を促進することはない。

三原則対象地域については、「武器」の輸出を認めない。

三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。

武器製造関連設備（輸出貿易管理令別表第一の第109の項など）の輸出については、「武器」に準じて取り扱うものとする。

（2）武器の定義

「武器」という用語は、種々の法令又は運用の上において用いられており、その定義については、それぞれの法令等の趣旨によって解釈すべきものであるが、

武器輸出三原則における「武器」とは、「軍隊が使用するものであって、直接戦闘の用に供されるもの」をいい、具体的には、輸出貿易管理令別表第一の第197の項から第205の項までに掲げるもののうちこの定義に相当するものが「武器」である。

自衛隊法上の「武器」については、「火器、火薬類、刀剣類その他直接人を殺傷し、又は、武力闘争の手段として物を破壊することを目的とする機械、器具、装置等」であると解している。なお、本来的に、火器等を搭載し、そのもの自体が直接人の殺傷又は武力闘争の手段として物の破壊を目的として行動する護衛艦、戦闘機、戦車のようなものは、右の「武器」に当たると考える。

（注）平成3年11月の輸出貿易管理令の一部改正により、（1）の「第109の項」及び（2）の「第197の項から第205の項」は、「第1項」に変わっている。

3 武器輸出問題等に関する決議

昭56.3.20衆・本会議、昭56.3.31参・本会議

（全文）

我が国は、日本国憲法の理念である平和国家としての立場をふまえ、武器輸出三原則並びに昭和51年政府統一方針に基づいて、武器輸出について慎重に対処してきたところである。

しかるに、近時右方針に反した事例を生じたことは遺憾である。よって政府は、武器輸出について、厳正かつ慎重な態度をもって対処すると共に制度上の改善を含め実効ある措置を講ずるべきである。

右決議する。

資料32 対米武器技術供与についての内閣官房長官談話

（昭和58年1月14日）

一昨年6月以来米国政府から日米間の防衛分野における技術の相互交流の要請があり、その一環としての対米武器技術供与の問題について政府部内で慎重に検討を重ねてきた結果、この度、次の結論に達し、本日の閣議において了承を得た。

1 日米安保体制の下において日米両国は相互に協力してそれぞれの防衛力を維持し、発展させることとされており、これまで我が国は米国から防衛力整備のため、技術の供与を含め各種の協力を得てきている。近年我が国の技術水準が向上してきたこと等の新たな状況を考慮すれば、我が国としても、防衛分野における米国との技術の相互交流を図ることが、日米安保体制の効果的運用を確保する上で極めて重要となっている。これは、防衛分野における日米間の相互協力を定めた日米安保条約及び関連取極の趣旨に沿うゆえんであり、また、我が国及び極東の平和と安全に資するものである。

2 政府は、これまで武器等の輸出については武器輸出三原則（昭和51年2月27日の武器輸出に関する政府方針等を含む。）によって対処してきたところであるが、上記にかんがみ、米国の要請に応じ、相互交流の一環として米国に武器技術（その供与を実効あらしめるために必要な物品であって武器に該当するものを含む。）を供与する途を開くこととし、その供与に当たっては、武器輸出三原則によらないこととする。この場合、本件供与は日米相互防衛援助協定の関連規定に基づく枠組みの下で実施することとし、これにより国際紛争等を助長することを回避するという武器輸出三原則のよって立つ平和国家としての基本理念は確保されることとなる。

3 なお、政府としては、今後とも、基本的には武器輸出三原則を堅持し、昭和56年3月の武器輸出問題等に関する国会決議の趣旨を尊重していく考えであることは言うまでもない。



資料33 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」内閣官房長官談話（武器輸出等三原則関連部分）

資料15参照

資料34 弾道ミサイル防衛（BMD）に係る日米共同技術研究に関する内閣官房長官談話

（平成10年12月25日）

- 1 本日、政府は、安全保障会議の了承を経て、平成11年度から海上配備型上層システム（NTWD）を対象として米国との間で共同技術研究に着手することを決定した。
- 2 政府としては、冷戦終結後の核を始めとする大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散状況を踏まえ、弾道ミサイル防衛（BMD）が専守防衛を旨とする我が国防衛政策上の重要な課題であり、我が国の主体的取り組みが必要であるとの認識の下、これまで所要の検討を行ってきたところである。
- 3 政府としては、今後の我が国の取り組みとしては、米国との間において、NTWDを対象として共同技術研究を行うことが、最も効果的かつ実りあるものであり、また、かかる日米間の協力は、日米安保体制の信頼性の向上等に資するものであると考えている。
- 4 宇宙の開発及び利用に関する国会決議との関係については、もとより国会決議の有権解釈は国会においてなされるべきものであるが、政府としては、近年弾道ミサイルが拡散している状況にあるところ、BMDシステムが、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であることを踏まえれば、BMDシステムに関して我が国が主体的に取り組んでいくことは、本件国会決議の趣旨及びそのよって立つ平和国家としての基本理念にも沿ったものであり、国民各位の御理解をいただけるものと考えている。

なお、この関連で、本年9月、衆議院においてなされた北朝鮮によるミサイル発射に関する国会決議において「政府は我が国国民の安全確保のためのあらゆる措置をとる」べきこととされているところである。

また、BMDに係る日米共同技術研究における武器技術供与は、対米武器技術供与取極の枠組みの下で実施されるものである。

- 5 なお、本件は技術研究であり、開発段階への移行、配備段階への移行については別途判断する性格のものである。これらの判断は、BMDの技術的な実現可能性及び将来の我が国の防衛の在り方等について十分検討した上で行うこととする。

資料35 弾道ミサイル防衛システムの整備等について

（平成15年12月19日 安全保障会議決定）
閣議決定

（弾道ミサイル防衛システムの整備について）

- 1 弾道ミサイル防衛（BMD）については、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の進展を踏まえ、我が国として主体的取組が必要であるとの認識の下、「中期防衛力整備計画（平成13年度～平成17年度）」（平成12年12月15日安全保障会議及び閣議決定。以下「現中期防」という。）において、「技術的な実現可能性等について検討の上、必要な措置を講ずる」こととされているが、最近の各種試験等を通じて、技術的な実現可能性が高いことが確認され、我が国としてのBMDシステムの構築が現有のイージス・システム搭載護衛艦及び地対空誘導弾ペトリオットの能力向上並びにその統合的運用によって可能となった。このようなBMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対して我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防御的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段であり、専守防衛を旨とする我が国防衛政策にふさわしいものであることから、政府として同システムを整備することとする。

（我が国の防衛力の見直し）

- 2 我が国をめぐる安全保障環境については、我が国に対する本格的な侵略事態生起の可能性は低下する一方、大量破壊兵器や弾道ミサイルの拡散の進展、国際テロ組織等の活動を含む新たな脅威や平和と安全に影響を与える多様な事態（以下「新たな脅威等」という。）への対応が国際社会の差し迫った課題となっており、我が国としても、我が国及び国際社会の平和と安定のため、日米安全保障体制を堅持しつつ、外交努力の推進及び防衛力の効果的な運用を含む諸施策の有機的な連携の下、総合的かつ速な対応によって、万全を期す必要がある。このような新たな安全保障環境やBMDシステムの導入を踏まえれば、防衛力全般について直しが必要な状況が生じている。このため、関係機関や地域社会との緊密な協力、日米安全保障体制を基調とする米国との協力関係の充実並びに周辺諸国をはじめとする関係諸国及び国際機関等との協力の推進を図りつつ、新たな脅威等に対して、その特性に応じて、実効的に対応するとともに、我が国を含む国際社会の平和と安定のための活動に主体的・積極的に取り組み得るよう、防衛力全般について見直しを行う。その際、テロや弾道ミサイル等の新たな脅威等に実効的に対応し得るなどの必要な体制を整備するとともに、本格的な侵略事態にも配慮しつつ、従来の整備構想や装備体系について抜本的な見直しを行い適切に規模の縮小等を図ることとし、これらにより新たな安全保障環境に実効的に対応できる防衛力を構築する。

上記の考え方を踏まえ、自衛隊の新たな体制への転換に当たっては、即応性、機動性、柔軟性及び多目的性の向上、高度の技術力・情報能力を追求しつつ、既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を図る。その際、以下の事項を重視して実効的な体制を確立するものとする。

- （1）現在の組織等を見直し、統合運用を基本とした自衛隊の運用に必要な防衛庁長官の補佐機構等を設ける。
- （2）陸上、海上及び航空自衛隊の基幹部隊については、新たな脅威等により実効的に対処し得るよう、新たな編成等の考え方を構築する。
- （3）国際社会の平和と安全のための活動を実効的に実地し得るよう、所要の機能、組織及び装備を整備する。
- （4）将来の予測し難い情勢変化に備えるため、本格的な侵略事態に対処するための最も基盤的な部分は確保しつつも、我が国周辺地域の状況等を考慮し、
 - ア 陸上自衛隊については、対機甲戦を重視した整備構想を転換し、機動力等の向上により新たな脅威等に即応できる体制の整備を図る一方、戦車及び火砲等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。
 - イ 海上自衛隊については、対潜戦を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、護衛艦、固定翼哨戒機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

ウ 航空自衛隊については、対航空侵攻を重視した整備構想を転換し、弾道ミサイル等新たな脅威等への対応体制の整備を図る一方、作戦用航空機等の在り方について見直しを行い適切に規模の縮小等を図る。

（経費の取り扱い）

3 BMDシステムの整備という大規模な事業の実施に当たっては、上記2に基づく自衛隊の既存の組織・装備等の抜本的な見直し、効率化を行うとともに、我が国の厳しい経済財政事情等を勘案し、防衛関係費を抑制していくものとする。このような考え方の下、現中期防に代わる新たな中期防衛力整備計画を平成16年末までに策定し、その総額の限度を定めることとする。

（新たな防衛計画の大綱の策定）

4 新たな中期防衛力整備計画の策定の前提として、新たな安全保障環境を踏まえ、上記1及び2に述べた考え方にに基づき、自衛隊の国際社会の平和と安定のための活動の位置付けを含む今後の防衛力の在り方を明らかにするため、「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」（平成7年11月28日安全保障会議及び閣議決定）に代わる新たな防衛計画の大綱を前もって策定する。

資料36 「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」に関する内閣官房長官談話

（平成15年12月19日）

- 1 政府は、本日、安全保障会議及び閣議において、「弾道ミサイル防衛システムの整備等について」を決定いたしました。本決定は弾道ミサイル防衛（BMD）システムの導入の考え方を明らかにするとともに、BMDシステムの導入や新たな安全保障環境を踏まえた我が国の防衛力の見直しの方向性を示すものであります。政府としては、本決定に基づき、平成16年末までに新たな防衛計画の大綱及び中期防衛力整備計画を策定することとしております。
- 2 政府は、大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散が進んでいる状況の下、BMDシステムについて、近年関連技術が飛躍的に進歩し、我が国としても技術的に実現可能性が高いと判断し、また、BMDが専守防衛を旨とする我が国防衛政策にふさわしいものであることを踏まえ、我が国としてイーゼスBMDシステムとペトリオットPAC-3による多層防衛システムを整備することとしました。
- 3 BMDシステムの技術的な実現可能性については、米国における迎撃試験や各種性能試験等の結果を通じて、また、我が国独自のシミュレーションによっても、確認されています。したがって、これらのシステムは技術的信頼性が高く、米国も初期配備を決定したことなどにもみられるように、その導入が可能な技術水準に達しているものと判断されます。
- 4 BMDシステムは、弾道ミサイル攻撃に対し、我が国国民の生命・財産を守るための純粋に防衛的な、かつ、他に代替手段のない唯一の手段として、専守防衛の理念に合致するものと考えております。したがって、これは周辺諸国に脅威を与えるものではなく、地域の安定に悪影響を与えるものではないと考えております。
- 5 集団的自衛権との関係については、今回我が国が導入するBMDシステムは、あくまでも我が国を防衛することを目的とするものであって、我が国自身の主体的判断に基づいて運用し、第三国の防衛のために用いられることはないことから、集団的自衛権の問題は生じません。なお、システム上も、迎撃の実施に当たっては、我が国自身のセンサでとらえた目標情報に基づき我が国自らが主体的に判断するものとなっています。
- 6 BMDシステムの運用にかかる法的な考え方としては、武力攻撃としての弾道ミサイル攻撃に対する迎撃は、あくまでも武力攻撃事態における防衛出動により対応することが基本です。なお、弾道ミサイルの特性等にかんがみ、適切に対応し得るよう、法的措置を含む所要の措置を具体的に検討する考えです。
- 7 現在実施中の日米共同技術研究は、今回導入されるシステムを対象としたものではなく、より将来的な迎撃ミサイルの能力向上を念頭においたものであり、我が国の防衛に万全を期すためには引き続き推進することが重要です。なお、その将来的な開発・配備段階への移行については、今後の国際情勢等を見極めつつ、別途判断を行う考えです。
- 8 我が国としては、BMDについて、今後とも透明性を確保しつつ国際的な認識を広げていくとともに、米国とも技術面や運用面等において一層の協力を行い、我が国の防衛と大量破壊兵器及び弾道ミサイルの拡散の防止に万全を期すべく努めていく所存です。

資料37 自衛隊の主な行動

区 分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
防衛出動 〔自衛隊法〕 第76条	外部からの武力攻撃が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態に際して、わが国を防衛するため必要があると認める場合	命令権者：内閣総理大臣 国会の承認：必要（原則として事前承認）	武力の行使（自衛権発動の三要件を満たす場合に限り） 公共の秩序維持のための権限（治安出動時と同じ） その他（海上保安庁の統制、緊急通行、物資の収用、海上輸送規制、捕虜等の取扱いなど）
防衛施設構築の措置 〔自衛隊法〕 第77条の2	事態が緊迫し防衛出動命令が発せられることが予測される場合において、出動を命ぜられた自衛隊の部隊を展開させることが見込まれ、かつ、防備をあらかじめ強化しておく必要があると認める地域（展開予定地域）があるとき	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：必要（対処基本方針の閣議決定後）（注1） その他：内閣総理大臣の承認	展開予定地域内における陣地・その他の防御のための施設の構築 自己等防護のための武器使用
防衛出動下令前の行動 関連措置 〔自衛隊法〕 第77条の3	事態が緊迫し、防衛出動命令が発せられることが予測される場合	命令権者：（物品提供）内閣総理大臣 又はその委任を受けた者、（役務提供）防衛庁長官 国会の承認：（物品提供）不要、（役務提供）必要（対処基本方針の閣議決定後）（注1）	米軍行動関連措置法に基づく行動関連措置としての米軍への物品の提供 行動関連措置としての役務の提供 自己等防護のための武器使用

資料

区分	対象となる事態	行動の要件など	認められる主な権限など
国民保護等派遣 〔自衛隊法〕 〔第77条の4〕	国民保護法の規定に基づき都道府県知事から要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長（又は緊急対処事態対策本部長）から同法の規定による求めがあったとき	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：不要 その他：内閣総理大臣の承認	警職法（注2）の一部準用（避難、犯罪の予防・制止、立入、武器使用） （警察官等がその場にいない場合のみ） 海上保安庁法の一部準用（付近にある人及び船舶に対する協力要請）
命令による治安出動 〔自衛隊法〕 〔第78条〕	間接侵略その他の緊急事態に際して、一般の警察力をもっては、治安を維持することができないと認められる場合	命令権者：内閣総理大臣 国会の承認：必要（出動命令から20日以内に付議）	警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止、武器使用など） 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など） 警護又は鎮圧のための武器使用 海上保安庁の統制
治安出動下令前に 行う情報収集 〔自衛隊法〕 〔第79条の2〕	事態が緊迫し治安出動命令が発せられること及び小銃、機関銃などの武器を所持した者による不法行為が行われることが予測される場合において、情報収集を行うための特別の必要があると認められる場合	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：不要 その他：国家公安委員会と協議の上、内閣総理大臣の承認を得る	自己等防護のための武器使用
要請による治安出動 〔自衛隊法〕 〔第81条〕	都道府県知事が治安維持上重大な事態につきやむを得ない必要があると認め、かつ内閣総理大臣が事態やむを得ないと認める場合	命令権者：内閣総理大臣 国会の承認：不要 その他：都道府県公安委員会と協議の上、都道府県知事が内閣総理大臣に要請	警職法の準用（質問、避難、犯罪の予防・制止、武器使用など） 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など） 警護又は鎮圧のための武器使用
警護出動 〔自衛隊法〕 〔第81条の2〕	自衛隊の施設又は在日米軍施設・区域において、大規模なテロ攻撃が行われるおそれがあり、かつ、その被害を防止するため特別の必要があると認める場合	命令権者：内閣総理大臣 国会の承認：不要 その他：あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴き、防衛庁長官と国家公安委員会とが協議する	警職法の一部準用（質問、避難などの措置、立入（以上は警察官がその場にいない場合のみ）、犯罪の予防・制止、武器使用） 警護する施設の大規模破壊を防ぐための武器使用
海上における警備行動 〔自衛隊法〕 〔第82条〕	海上における人命若しくは財産の保護又は治安の維持のため特別の必要がある場合	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：不要 その他：内閣総理大臣の承認	警職法の一部準用（武器使用） 海上保安庁法の一部準用（協力要請、立入検査、武器使用など）
弾道ミサイル等に対する破壊措置 〔自衛隊法〕 〔第82条の2〕	弾道ミサイル等が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるとき	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：不要（事後報告） その他：内閣総理大臣の承認（緊急の場合にそなえ、総理の承認を受けた緊急対処要領に従いあらかじめ命令できる）	弾道ミサイル等の破壊のための武器の使用
災害派遣 〔自衛隊法〕 〔第83条〕	天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため、必要があると認める場合（注3）	命令権者：防衛庁長官又はその指定する者 国会の承認：不要 その他：都道府県知事その他政令で定める者の要請（ただし、その事態に照らし特に緊急を要し要請を待ついとまがないと認めるときを除く）	警職法の一部準用（避難、立入など、警察官がその場にいない場合に限る） 海上保安庁法の一部準用（協力要請） 災害対策基本法に規定する権限（警戒区域の設定、緊急通行車両の通行確保など。市町村長、警察官等がその場にいない場合に限る）
地震防災派遣 〔自衛隊法〕 〔第83条の2〕	地震防災応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると地震災害警戒本部長が認める場合（大規模地震対策特別措置法第13条第2項）	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：不要 その他：地震災害警戒本部長（内閣総理大臣）の要請	警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ）
原子力災害派遣 〔自衛隊法〕 〔第83条の3〕	緊急事態応急対策を的確かつ迅速に実施するため、自衛隊の支援を求める必要があると原子力災害対策本部長が認める場合（原子力災害対策特別措置法第20条第4項）	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：不要 その他：原子力災害対策本部長（内閣総理大臣）の要請	警職法の一部準用（災害派遣時と同じ） 海上保安庁法の一部準用（災害派遣時と同じ） 災害対策基本法に規定する権限（災害派遣時と同じ）
領空侵犯に対する措置 〔自衛隊法〕 〔第84条〕	外国の航空機が国際法規又は航空法その他の法令の規定に違反してわが国の領域の上空に侵入したとき	命令権者：防衛庁長官 国会の承認：不要	領空侵犯機を着陸させ又はわが国の領域の上空から退去させるため必要な措置（誘導、無線などによる警告、武器使用など）（注4）

（図中の権限などについては、すべて自衛隊法に規定されている）

- （注）1 防衛施設構築の措置及び行動関連措置としての役務の提供に関して内閣総理大臣が行う承認は、対処基本方針に記載し、国会の承認を求めることとされている（武力攻撃事態対処法第9条）。
- 2 警察官職務執行法の略。
- 3 このほか、庁舎、営舎その他の防衛庁の施設またはこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合には、部隊等の長は、部隊等を派遣できる（第83条第3項。いわゆる近傍派遣）。
- 4 武器使用について明文の規定はないが、「必要な措置」の中に含まれると解される。

資料38 自衛官又は自衛隊の部隊に認められた武器使用規定

行動類型など	条 文	内 容
領空侵犯に 対する処置	自衛隊法第84条	領空侵犯機を着陸させ又は我が国の領域の上空から退去させるため「必要な措置」として正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合に武器の使用が可能と解される。
治安出動	自衛隊法第89条第1項	治安出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第90条第1項	治安出動を命ぜられた自衛官について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する人などが暴行・侵害を受け又は受けようとする明白な危険がある場合などにおいて、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がない場合などの武器の使用を規定。
	自衛隊法第91条第2項	治安出動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。
警護出動	自衛隊法第91条の2第2項	警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第91条の2第3項	警護出動を命ぜられた自衛官の職務の執行について、準用する警察官職務執行法第7条の規定により武器を使用する場合のほか、職務上警護する施設が大規模な破壊に至るおそれのある侵害を受ける明白な危険があり、武器を使用するほか、他にこれを排除する適当な手段がないと認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。
防衛出動	自衛隊法第92条第2項	防衛出動を命ぜられた自衛隊の自衛官が公共の秩序の維持のために行う職務の執行について、警察官職務執行法第7条、自衛隊法第90条第1項、海上保安庁法第20条第2項を準用。
国民保護等派遣	自衛隊法第92条の3第2項	国民保護等派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にいない場合に限り警察官職務執行法第7条を準用。
防衛施設構築の措置	自衛隊法第92条の4	防衛施設構築の措置の職務に従事する自衛官について、展開予定地域内において、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
治安出動下令前の情報収集	自衛隊法第92条の5	治安出動下令前に行う情報収集の職務に従事する自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する隊員の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
海上警備	自衛隊法第93条第1項	海上における警備行動を命ぜられた自衛隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
	自衛隊法第93条第3項	海上における警備行動を命ぜられた海上自衛隊の自衛官の職務の執行について、一定の要件を満たした船舶を停船させるための武器の使用を規定した海上保安庁法第20条第2項を準用。
等の破壊措置 弾道ミサイル	自衛隊法第93条の2	我が国に飛来する弾道ミサイル等の破壊措置を命ぜられた自衛隊の部隊について、必要な武器の使用を規定。
武器などの防衛	自衛隊法第95条	自衛隊の武器などを職務上警護する自衛官について、その武器などを防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
施設の警護	自衛隊法第95条の2	本邦内にある一定の要件を満たす自衛隊の施設を職務上警護する自衛官について、その職務を遂行するため又は自己若しくは他人を防護するため必要であると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
部内秩序維持	自衛隊法第96条第3項	部内の秩序維持に専従する自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。
自衛隊法第100条の8第3項 ～在外邦人などの輸送		在外邦人などの輸送に従事する自衛官について、自己、若しくは自己と共にその輸送の職務に従事する隊員又はその保護の下に入った輸送の対象である邦人若しくは外国人の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
米軍行動関連措置法第12条		行動関連措置としての役務の提供の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、その職務を行うに際し、自己又は自己と共に当該職務に従事する自衛隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命又は身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合に、その事態に応じて合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
海上輸送規制法第37条		海上輸送規制法に規定する措置を命ぜられた海上自衛隊の部隊の自衛官の職務の執行について、警察官職務執行法第7条を準用。その他、停船を繰り返し命じても当該船舶の乗組員等がこれにせず、なお自衛官の職務の執行に抵抗し、又は逃亡しようとする場合において、当該船舶の進行を停止させるために他の手段がないと信ずるに足りる相当の理由があるときは、艦長等の命令により、その事態に応じ合理的に必要と判断される限度での武器の使用を規定。

行動類型など	条 文	内 容
捕虜取扱い法第152条		防衛出動を命ぜられた自衛官が拘束措置を行う場合について、また、捕虜等警備自衛官について、その職務の執行に関し、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度における武器の使用を規定。正当防衛又は緊急避難など一定の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
国際平和協力法第24条 ～国際平和協力業務		国際平和協力業務に従事する自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、国際平和協力隊員若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防衛のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
周辺事態安全確保法第11条 ～後方地域支援など		後方地域支援としての役務の提供又は後方地域捜索救助活動の実施を命ぜられた自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用について規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
船舶検査活動法第6条 ～船舶検査活動		船舶検査活動の実施を命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共にその職務に従事する者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
テロ対策特措法第12条 ～協力支援活動など		協力支援活動などを命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、若しくはその職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命・身体の防護のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。
イラク人道復興支援特措法第17条 ～人道復興支援活動など		人道復興支援活動などを命ぜられた自衛隊の部隊等の自衛官について、自己又は自己と共に現場に所在する他の自衛隊員、イラク復興支援職員若しくは、その職務を行うに伴い自己の管理の下に入った者の生命、身体の防衛のためやむを得ない必要があると認める相当の理由がある場合には、その事態に応じ、合理的に必要と判断される限度での武器使用を規定。正当防衛又は緊急避難の要件に該当する場合のほか、人に危害を与えてはならない旨規定。

資料39 国民の保護に関する基本指針（概要）

はじめに

我が国に対する外部からの武力攻撃に対処するための基本的事項を定めた事態対処法が平成15年6月に成立し、これを受けて、武力攻撃事態等において武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護するために必要な事項を定めた国民保護法が平成16年6月に成立した。一方、我が国に直接脅威が及ぶことを防止・排除すること及び国際的な安全保障環境を改善して我が国に脅威が及ばないようにすることを我が国の安全保障の目標として掲げた「防衛計画の大綱」が平成16年12月に閣議決定された。このような背景を踏まえ、国民保護法第32条の規定に基づき基本指針を定める。

第1章 国民の保護のための措置の実施に関する基本的な方針

国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、国民保護法その他の法令、基本指針並びに国民保護計画及び国民保護業務計画に基づき、次の点に留意しつつ、万全の国民保護措置を的確かつ迅速に実施

基本的人権を尊重し、国民の自由と権利への制限は必要最小限のものとし、公正かつ適正な手続の下に実施

国民の権利利益の迅速な救済が可能となるようその手続に係る処理体制の確保及び文書の適切な管理を実施

武力攻撃等の状況等について、正確な情報を適時適切に国民に提供

国、地方公共団体、指定公共機関等関係機関相互の連携協力体制の確保、自衛隊の部隊等による国民保護等派遣の要請など地方公共団体と防衛庁・自衛隊との連携

啓発の実施、消防団及び自主防災組織の充実活性化、ボランティアへの支援を通じた国民の協力

日本赤十字社の自主性を尊重、放送事業者の言論その他表現の自由に特に配慮、指定公共機関及び指定地方公共機関の自主性を尊重

警報の伝達、避難誘導、救援等については、高齢者、障害者等特に配慮を要する者の保護について留意。外国人の安否情報の収集等については、国際人道法的確な実施を確保

国民保護措置を実施する者、運送事業者、医療関係者、生活関連等施設の管理者及び従事者等並びに国民保護措置の実施に協力する者等の安全の確保に十分配慮

内閣総理大臣が避難の指示等の指示を行ってもなお関係都道府県知事が所要の措置を行うことができないとき等の内閣総理大臣の是正措置

第2章 武力攻撃事態の想定に関する事項

武力攻撃事態の想定については一概に言えないが、次の4類型を想定。これらの事態は複合して起こることが想定されるが、それぞれの類型に応じその特徴等を整理

着上陸侵攻

- ・事前の準備が可能であり、戦闘予想地域からの先行避難が必要
- ・一般的に国民保護措置を実施すべき地域が広範囲に渡ることを想定

ゲリラや特殊部隊による攻撃

- ・事前にその活動を予測・察知することが困難で、突発的に被害が生じることを想定
- ・攻撃当初は屋内に一時避難させ、関係機関が安全措置を講じつつ避難を実施

弾道ミサイル攻撃

- ・発射された段階での攻撃目標の特定は極めて困難。発射後極めて短時間で着弾
- ・迅速な情報伝達等による被害の局限化が重要。屋内への避難が中心

航空攻撃

- ・航空機による爆撃であり、攻撃目標の特定が困難なため、屋内への避難等を広範囲に指示することが必要

第3章 実施体制の確立

- (1) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、各部署の事務分担、職員の配置等を国民保護計画等で定めるなど、国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための体制を整備。国及び地方公共団体は、研修制度の充実など人材育成に努めること
地方公共団体は、防災に関する体制を活用しつつ、国民保護措置を実施する体制を整備。特に都道府県においては、防災体制と併せて担当職員による当直等24時間即応可能な体制の確保に努めること。また、市町村においては、常備消防体制との連携を図りつつ当直等の強化に努めること
- (2) 国の対策本部と地方公共団体の対策本部等が連携して、万全の国民保護措置を実施
内閣総理大臣は、特定の地域における対策が必要であると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施

第4章 国民の保護のための措置に関する事項

1 住民の避難に関する措置

- (1) 警報は、武力攻撃事態等の現状及び予測、武力攻撃が迫っている地域等を、可能な限りわかりやすく簡潔な表現で文書をもって発令
警報の通知は、防災行政無線を中心に、総合行政ネットワーク等の公共ネットワーク、地域衛星通信ネットワーク等を活用。警報の伝達に際しては、武力攻撃が迫り、又は現に発生したと認められる地域に原則としてサイレンを使用して警報を広く周知
市町村は、自主防災組織や町内会等の自発的な協力を得るなどして、各世帯等に警報を伝達。この場合、高齢者、障害者等に対する伝達にも配慮すること
放送事業者である指定公共機関等は、警報の内容を速やかに放送
- (2) 対策本部長は、事態の状況等を総合的に勘案し、特定の地域の住民の避難が必要と判断した場合には、関係都道府県知事に対して避難措置を指示
対策本部長は、都道府県の区域を越える避難措置の指示を行う場合には、関係都道府県から意見を聴取し、国の方針として具体的な要避難地域等について避難措置を指示
- (3) 避難に当たって配慮すべき事項は、次のとおり
 - ・大都市の住民の避難については、多数の住民を遠方に短期間で避難させることは極めて困難であることから、都道府県知事は、十分な避難施設の把握及び指定に努め、対策本部長は、直ちに近傍の屋内施設に避難するよう指示することを基本とし、その後の事態の推移に応じて適切に指示
 - ・離島の住民の避難については、国土交通省は、地方公共団体による運送の求めが円滑に行われるよう、航空機等の使用状況を調査し、必要な支援を実施
 - ・原子力事業所周辺地域における住民の避難については、対策本部長が、事態の推移に応じて、適切に避難措置を指示
 - ・自衛隊施設、米軍施設等の周辺地域における住民の避難については、国及び地方公共団体は、避難施設、避難経路及び運送手段の確保に当たって、平素から密接な連携を図るとともに、武力攻撃事態等において地方公共団体が住民の避難に関する措置をことができるよう、国は必要な調整を実施
 - ・半島・中山間地域や原子力事業所近接地域等においては、避難の指示を行うに当たり、都道府県知事は、地域の交通事情等を勘案した上で、自家用車等を交通手段として示すことができること
 - ・弾道ミサイル攻撃など武力攻撃事態の類型に応じて、避難に当たって国民が留意しておくべき事項を整理し、地方公共団体の協力を得つつ、国民に周知
 - ・NBC攻撃の際に避難住民を誘導する場合は、風下方向を避けるとともに、皮膚の露出を極力抑えるため帽子、マスク等を着用させること。核攻撃等の場合には、放射性ヨウ素による体内汚染が予想されるときは、安定ヨウ素剤の服用をすること等を指示、生物剤又は化学剤による攻撃の場合には、武力攻撃が行われた場所等から直ちに離れ、外気からの密閉性の高い屋内の部屋等に避難するよう指示
- (4) 避難措置の指示を受けた都道府県知事は、市町村長を経由して、要避難地域の住民に対して直ちに避難を指示。この場合、地理的特性等を踏まえ、国道・都道府県道等の主要な避難経路、電車・バス等の交通手段等を示すこと。地方公共団体は、避難住民の運送のための手段を確保できるよう運送事業者である指定公共機関等と緊密に連絡
市町村長は、市町村防災行政無線、広報車等を活用し、避難の指示の住民への伝達に努めること
放送事業者である指定公共機関等は、速やかに避難の指示の内容について正確かつ簡潔に放送
- (5) 市町村長は、避難の指示があったときは、国民保護計画やあらかじめ作成した避難実施要領のパターン等に基づいた避難実施要領を策定し、避難住民を誘導
市町村長は、高齢者、障害者等の避難を適切に行うため、これらの者が滞在する施設の管理者に対して、火災や地震等への対応に準じて、避難誘導を適切に実施するため必要となる措置を要請
市町村の職員・消防機関のみでは十分な対応が困難であると認める場合は、警察官、海上保安官又は自衛官による避難住民の誘導を要請

2 避難住民等の救援に関する措置

- (1) 対策本部長の避難住民等の救援の指示を受けた都道府県知事は、収容施設の供与、食品の給与、生活必需品の給与等の必要と認める救援を実施。事態に照らし緊急を要する場合は、指示を待たずに救援を実施。この場合、高齢者、障害者等への適切な救援に配慮
- (2) 都道府県は、避難所を開設し、避難住民等の健康状態や生活環境、プライバシーの確保等に配慮し、適切に運営管理
食品、飲料水、寝具等については、災害時における調達方法を参考に、あらかじめ供給・調達体制の整備に努めること
国は、必要に応じ、又は関係都道府県知事からの支援の求めに基づき、医薬品、食品、生活必需品、燃料等の供給を行うほか、関係業界団体の協力を得る等により、その供給を確保。特に、離島地域における食品、生活必需品等の供給確保に国は特段の配慮をすること
関係都道府県は、大規模な武力攻撃災害の発生により多数の傷病者が発生している場合等においては、必要に応じ、臨時的医療施設

を開設するとともに、救護班を編成し、派遣を実施。厚生労働省等は、必要に応じ、医師を確保し救護班を編成。防衛庁は、関係都道府県知事の要請又は対策本部長の求めに応じ、衛生部隊を派遣

- (3) 国、都道府県等は、武力攻撃災害が発生した場合、あらかじめNBC攻撃も想定しつつ備蓄した医薬品、医療資機材等を活用
- (4) NBC攻撃による災害の場合の医療については、内閣総理大臣が、関係大臣を指揮して、救急医療チームの派遣、医薬品・医療機器等の提供等の必要な医療活動について、都道府県の協力も得つつ、適切に実施。生物剤による攻撃の場合には、医療関係者に対してワクチン接種などの所要の防護措置を講じ、治療及びまん延防止に努めること。化学剤による攻撃の場合には、可能な限り早期に患者を除染するなどの措置を実施
- (5) 安否情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護及び報道の自由に配慮すること
 地方公共団体の長は、避難住民や入院患者等の安否情報を収集整理。その他の執行機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力
 総務大臣又は地方公共団体の長は、安否情報について照会があったときは、当該照会が不当な目的によるものと認めるとき等を除き、安否情報を提供
 指定行政機関、指定公共機関等その他の関係機関は、地方公共団体の長が行う安否情報の収集に協力するよう努めること。
 総務大臣及び地方公共団体の長は、日本赤十字社が行う外国人の安否情報の収集整理に協力

3 武力攻撃災害への対処に関する措置

- (1) 国は、自ら必要な措置を講ずるほか、対策本部長は、特に必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、武力攻撃災害への対処に関する措置の実施について、その方針を示した上で、直ちに指示
 都道府県知事は、自ら武力攻撃災害を防除及び軽減することが困難であると認めるときは、対策本部長に対し、消防、警察、海上保安庁、自衛隊等の専門の部隊の派遣等必要な措置の実施を要請
- (2) 都道府県知事は、住民の危険防止のため緊急の必要があると認めるときは、速やかに緊急通報を発令し、必要に応じ、退避の指示、警戒区域の設定等の措置を実施
 放送事業者である指定公共機関等は、緊急通報の内容を速やかに放送
- (3) 生活関連等施設の所管省庁及び都道府県は、その所管する生活関連等施設又はその区域内に所在する生活関連等施設をあらかじめ把握
 生活関連等施設の所管省庁は、消防庁、警察庁及び海上保安庁と連絡をとりつつ、その所管する施設の種類ごとに、施設の特性に応じた安全確保の留意点を定めること
 内閣総理大臣は、生活関連等施設及びその周辺地域の安全確保のため必要があると認めるときは、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮し、警備の強化、周辺住民の避難等の措置を実施
 都道府県知事は、武力攻撃事態等においては、生活関連等施設のうちその安全を確保しなければ周辺の地域に著しい被害を生じさせるおそれがあると認められる施設（ダム、原子力事業所、大規模な危険物質等取扱所）について、速やかに立入制限区域の指定を行うよう都道府県公安委員会等に要請
- (4) 原子力事業所については、生活関連等施設としての安全確保措置を講ずるほか、次の点に留意
 ・内閣総理大臣は、放射性物質等の放出又は放出のおそれに関する通報がなされた場合には、安全の確保に留意しつつ、直ちに現地対策本部を設置。現地対策本部は、原則としてオフサイトセンターに設置。現地対策本部は、地方公共団体とともに、武力攻撃原子力災害合同対策協議会を組織。協議会は、現地対策本部長が主導的に運営
 ・武力攻撃事態等において、原子力事業者は、直ちに原子炉の運転停止に向けて必要な措置を実施。警報発令対象地域において、経済産業大臣は、直ちに原子炉の運転停止を命令。地域を定めず警報が発令された場合は、経済産業大臣は、脅威の程度、内容等を判断し、必要と認める原子炉の運転停止を命令。原子力事業者は、特に緊急を要する場合は、自らの判断により原子炉の運転を停止。原子炉の運転停止の際は、国及び原子力事業者は、電力供給の確保等に必要な措置を実施
- (5) NBC攻撃による災害が発生した場合、内閣総理大臣は、対処基本方針に基づき、関係大臣を指揮して、迅速な情報収集、被災者の救助、迅速な原因物質の特定、汚染地域の範囲の特定、除染の実施等汚染の拡大の防止のために必要な措置を実施。緊急の必要があると認めるときは、関係都道府県知事に協力を要請
 内閣総理大臣の指揮及び都道府県知事からの協力要請等により、消防機関、都道府県警察、海上保安庁及び自衛隊は、対処のために必要な措置を実施。この際、防護服の着用など所要の安全を図るための措置を講じた上で対処を実施。生物剤による攻撃の場合にはワクチン接種等の防護措置を講じた上で対処措置を実施。
 パニック防止のため災害の状況等を広報。生物剤による攻撃の場合には、ワクチン接種に関する情報等を広報し、厚生労働大臣は、必要に応じ、都道府県知事に予防接種を指示
 都道府県知事は、建物への立入制限、交通の制限等の措置を講じようとするときは、関係都道府県知事、関係都道府県警察等の関係機関と連絡調整
 厚生労働大臣又は都道府県知事は、NBC攻撃により生活用水が汚染された場合は、必要に応じ、その水の管理者に対し、給水制限等の措置を講ずるよう命令
- (6) 消防庁長官は、武力攻撃災害防御のため消火活動及び救助・救急活動を的確かつ迅速に講じられるようにするため特に必要があると認めるときは、都道府県知事又は市町村長に対し、消火活動及び救助・救急活動について指示
 厚生労働省は、武力攻撃事態等において生物剤を用いた攻撃等により感染症が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ、当該感染症を指定感染症として指定し、感染症法上の措置を実施
 環境省は、大規模な武力攻撃災害に伴って大量の瓦礫等の廃棄物が発生した場合等には、廃棄物処理の特例を定め、廃棄物を迅速に処理
 文化庁長官は、重要文化財等の被害を防止するため特に必要があると認めるときは、所有者等に対し、所在場所の変更等の措置を命令又は勧告するとともに、所有者等が支援を求めた場合には必要な支援を実施

4 国民の保護のための措置全般についての留意事項

- (1) 電気通信事業者は、国、地方公共団体及び指定公共機関等の国民保護措置の実施に係る関係機関の重要通信を優先的に確保
- (2) 国及び地方公共団体は、安全性を考慮しつつ、運送事業者である指定公共機関等と協議の上、避難住民・緊急物資の運送を実施する体制の整備に努めること
- (3) 都道府県警察は、武力攻撃事態等において避難住民の運送、緊急物資の運送等のルートを確認するため、一般車両の通行禁止等の交通規制を実施
- (4) 関係地方公共団体は、関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの救援物資の受入・配送体制の整備に努めること
- (5) 国は、赤十字標章等及び特殊標章等の交付等に関する基準、手続等を定め、これに基づき、指定行政機関の長等許可権者は、必要に応じ、具体的な交付等に関して必要な要綱を作成

5 国民生活の安定に関する措置

- (1) 国及び地方公共団体等は、国民生活の安定のため、生活関連物資等の価格の安定、金銭債務の支払猶予、通貨及び金融の安定、教育の確保、雇用の維持等に必要な措置を実施
- (2) 地方公共団体等は、水を安定的かつ適切に供給するために必要な措置を、指定公共機関等は、それぞれ電気・ガスを安定的かつ適切に供給するために必要な措置、旅客及び貨物を適切に運送するために必要な措置、臨時回線の設定等通信を確保するために必要な措置、郵便及び信書便を確保するために必要な措置等を実施
- (3) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、安全の確保に配慮した上で、それぞれの所管する施設及び設備について応急復旧を実施

6 武力攻撃災害の復旧に関する措置

国は、武力攻撃災害による被災の状況等を勘案しつつ、迅速な復旧に向けて必要な措置を実施。また、武力攻撃災害の復旧に関する措置に係る財政上の措置について、政府は、速やかに法整備のための所要の措置を実施

7 訓練及び備蓄

- (1) 国及び地方公共団体は、実践的な訓練と訓練後の評価の実施に努めること。指定公共機関等は、自主的に国民保護訓練を実施するとともに、国又は地方公共団体が実施する訓練へ参加するよう努めること。また、防災訓練との有機的な連携に配慮
- (2) 国、地方公共団体及び指定公共機関等は、国民保護措置のための備蓄と防災のための備蓄とを相互に兼ねることができるよう、防災のための備蓄の品目、備蓄量、物資・資材の供給要請先等の確実な把握等に努めること

国は、NBC攻撃による武力攻撃災害への対処のため特別に必要な化学防護服、特殊な薬品等の物資・資材の整備又は調達体制の整備等に努めること

地方公共団体は、防災のための備蓄物資・資材を活用できるようにするとともに、武力攻撃事態等において特に必要となる物資・資材を備蓄し、又は調達体制を整備

第5章 緊急対処事態への対処

- (1) 武力攻撃に準ずるテロ等の事態においても武力攻撃事態における国民保護措置に準じた措置を実施するため、このような事態を緊急対処事態とし、緊急対処保護措置を実施。緊急対処事態としては、次の事態を想定
 - 危険性を内在する物質を有する施設等に対する攻撃が行われる事態
(原子力事業所等の破壊、石油コンビナートの爆破等)
 - 多数の人が集合する施設及び大量輸送機関等に対する攻撃が行われる事態
(ターミナル駅や列車の爆破等)
 - 多数の人を殺傷する特性を有する物質等による攻撃が行われる事態
(炭疽菌やサリンの大量散布等)
 - 破壊の手段として交通機関を用いた攻撃等が行われる事態
(航空機による自爆テロ等)
- (2) 国は、緊急対処事態対策本部が設置されたときは、地方公共団体及び指定公共機関等と連携協力して、緊急対処事態対策本部を中心に万全の緊急対処保護措置を実施
 - 内閣総理大臣は、特定地域において現地対策本部を設置する必要があると認めるときは、現地対策本部を設置。現地対策本部は、都道府県対策本部との連絡調整を一元的に実施
- (3) 緊急対処保護措置については、基本指針第1章から第4章までに定める基本的な方針等及び国民保護措置等について準じた措置を実施

ただし、緊急対処事態における警報の通知・伝達の範囲については、対策本部長が緊急対処事態における攻撃の被害又は影響が及び範囲を勘案して決定

第6章 国民の保護に関する計画等の作成手続

国民保護計画及び国民保護業務計画の作成・変更にあたっては、広く関係者の意見を求めるよう努めること。指定公共機関等は、業務に従事する者等の意見を聴く機会の確保に配慮

資料40 緊急事態基本法(仮称)についての覚書

(平成16年5月20日)

自由民主党・民主党・公明党の各党は、緊急事態基本法(仮称)の制定の必要性に鑑み、ここにその骨子について了解し、次期通常国会で成立を図ることを合意する。

緊急事態基本法(骨子)

1 緊急事態の定義

対象とする事態(「国家緊急事態」)は、我が国に対する外部からの武力攻撃、テロリストによる大規模な攻撃、大規模な自然災害等の国及び国民の安全に重大な影響及ぼす緊急事態とする。

2 緊急事態における基本的人権の尊重

緊急事態においても、日本国憲法の保障する基本的人権は最大限尊重されなければならない、これを制約することが余儀なくされるに至



った場合であっても、その対処しようとする事態に応じた必要最小限のものであり、公正かつ適正な手続の下に行われなければならない。

3 緊急事態における国、地方公共団体の責務及び国民の役割

国は、我が国の平和及び安全の確保並びに国民の生命、身体及び財産の保護に万全の措置が講じられるようにする責務を有する。
地方公共団体は、他の地方公共団体その他の機関と相互に協力し、緊急事態に対処する責務を有する。
緊急事態における国民の役割を明確にすることの重要性に鑑み、これを明示する。

4 緊急事態における国会の関与

緊急事態への対処に当たっては、開始と終了において、適切な国会の関与を確保する。その際、国会の関与の範囲の明確化に十分留意する。緊急事態に対処するために行政各部が実施する措置は、法律の規定に基づかなければならない。

5 緊急事態における内閣総理大臣の権限

緊急事態における迅速かつ的確な内閣総理大臣の意思決定を確保するため、閣議との関係を検討する。

6 緊急事態における体制の整備

政府が緊急事態に迅速かつ的確に対処するために、内閣総理大臣(内閣)の判断を適切かつ機動的に補佐する仕組みを設けるとともに、対処・予防措置の効果的な実施体制を担保する組織を整える。

資料41 イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画

(平成16年12月9日)

1 基本方針

平成15年3月20日、米国を始めとする国々は、イラクが国際社会の平和と安全に与えている脅威を取り除くための最後の手段として、イラクに対する武力行使を開始した。その後、イラクにおける主要な戦闘は終結し、国際社会は、同国の復興支援のために、積極的に取り組んできている。

イラクが、主権・領土の一体性を確保しつつ、平和な民主的国家として再建されることは、イラク国民や中東地域の平和と安定はもとより、石油資源の9割近くを中東地域に依存する我が国を含む国際社会の平和と安全の確保にとって極めて重要である。

このため、我が国は、イラクがイラク人自身の手により一日も早く再建されるよう、国際連合安全保障理事会決議1483及び決議1511により表明された国際社会の意思を踏まえ、主体的かつ積極的に、できる限りの支援を行ってきた。また、決議1546に示されているとおり、イラクに完全な主権が回復され、イラクの本格的な復興に向けた新たな局面が開かれる中、このようなイラク人や国際社会の取組を支え、イラクの国家再建が着実に進展するよう、一層の支援を継続することが必要である。かかる努力の一環として、「イラクにおける人道復興支援活動及び安全確保支援活動の実施に関する特別措置法」(平成15年法律第137号。この基本計画において、「イラク人道復興支援特措法」という。)に基づき、人道復興支援活動を中心とした対応措置を実施することとする。

2 人道復興支援活動の実施に関する事項

(1) 人道復興支援活動に関する基本的事項

そもそも四半世紀にわたる圧政により疲弊し社会基盤整備が遅れているイラクにおいては、今次の武力行使を経て、政権が崩壊し、現在、住民が困難な状況に置かれており、人道復興支援の必要性は、極めて大きなものとなっている。特に、医療に関しては、資機材を含め病院の運営・維持管理等の面で不十分な状況にある。また、電力や水の供給に関しては、国全体としての供給網が十分に機能し得る状況になく、地域によっては大きな課題となっている。

したがって、このような分野を中心に、早急な支援が必要であり、さらには、こうした当面の課題の解決のための支援に加え、より本格的な社会基盤の整備につながる支援も必要である。

かかる状況を踏まえ、我が国は、以下のとおり、人道復興支援活動を実施する。

なお、かかる活動を円滑に実施し、現地社会の人々の生活の安定と向上等に寄与するため、自衛隊の部隊等及びイラク復興支援職員は、相互に連携を密にするとともに関係在外公館とも密接に連携して、一致協力してイラクの復興支援に取り組むこととする。

また、現地社会との良好な関係を築くことも復興支援にとって極めて重要であり、派遣される我が国の要員、特に自衛隊の部隊等は、宿営地の所在する地域等において、そのためにできる限りの努力を行うこととする。

(2) 人道復興支援活動の種類及び内容

ア 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動

自衛隊の部隊等による人道復興支援活動の種類及び内容は、次のとおりとし、活動の性格、態様等も考慮した安全対策を講じた上で、慎重かつ柔軟にこれらの活動を実施することとする。

(ア) 医療(イラク人道復興支援特措法第3条第2項第1号に規定する活動)

病院の運営・維持管理について、イラク人医師等に対して助言・指導を行うとともに、状況に応じ、地域住民等の診療を実施する。

(イ) 給水(イラク人道復興支援特措法第3条第2項第5号に規定する活動)

河川等の水を浄水し、生活用水の不足する地域の住民に配給する。

(ウ) 学校等の公共施設の復旧・整備(イラク人道復興支援特措法第3条第2項第3号に規定する活動)

学校、灌漑用水、道路等の公共施設の改修を実施する。

(エ) 人道復興関連物資等の輸送(イラク人道復興支援特措法第3条第2項第5号に規定する活動)

航空機により人道復興関連物資等の輸送を実施する。

また、(ア)から(ウ)までに掲げる活動に支障を及ぼさない範囲で、車両及び艦艇により人道復興関連物資等の輸送を実施する。

イ イラク復興支援職員による人道復興支援活動

イラク復興支援職員による人道復興支援活動の種類及び内容は、次のとおりとし、治安状況を十分に見極め、活動の性格、態様等も考慮した安全対策を講じ、活動を実施する職員の安全の確保を前提として、慎重かつ柔軟に実施することとする。

- (ア) 医療（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第1号に規定する活動）
イラク国内の医療環境を改善するため、イラク国内の主要な病院の機能を立て直すことを目指し、その運営・維持管理について、イラク人医師等に対して助言・指導等を行う。
- (イ) 利水条件の改善（イラク人道復興支援特措法第3条第2項第5号に規定する活動）
給水状況、取水源等について調査の上、自衛隊の部隊等によるア（イ）に掲げる給水活動との連携を考慮しつつ、住民自ら維持できる浄水・給水設備の設置等の建設活動を実施する。
- (3) 人道復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- ア 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- (ア) 自衛隊の部隊等による人道復興支援活動は、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域において実施されるものである。また、当該活動の実施に当たっては、自衛隊の部隊等の安全が確保されなければならない。
- このため、防衛庁長官は、自衛隊の部隊等が人道復興支援活動を実施する区域を（イ）に定める範囲内で指定するに当たっては、実施する活動の内容、安全確保面を含む諸外国及び関係機関の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。その際、治安状況の厳しい地域における活動については、状況の推移を特に注意深く見極めた上で実施するものとする。
- (イ) 自衛隊の部隊等が人道復興支援活動を実施する区域の範囲は、次に掲げる場所又は地域に、我が国の領域からこれらに至る地域に所在する経由地、人員の乗降地、物品の積卸し・調達地、部隊の活動に係る慣熟訓練のための地域、装備品の修理地及びこれらの場所又は地域間の移動に際して通過する地域を加えたものとする。
- なお、これに加え、派遣される自衛隊の部隊等の隊員のうち当該部隊の業務に付帯する業務として部隊の活動の安全かつ適切な実施に必要な情報の収集と連絡調整を行う者は、バグダッドの多国籍軍の司令部施設並びにイラクと国境を接する国及びペルシャ湾の沿岸国並びにこれらの場所又は地域相互間及びこれらの場所又は地域と次に掲げる場所又は地域との間で行われる移動と連絡に際して通過する場所又は地域において、当該業務を実施することができるものとする。
- a 医療、給水及び学校等の公共施設の復旧・整備
ムサンナー県を中心としたイラク南東部
- b 人道復興関連物資等の輸送
航空機による輸送については、クウェート国内の飛行場施設及びイラク国内の飛行場施設（バスラ飛行場、バグダッド飛行場、バラド飛行場、モースル飛行場等）
車両による輸送については、ムサンナー県を中心としたイラク南東部
艦艇による輸送については、ペルシャ湾を含むインド洋
- イ イラク復興支援職員による人道復興支援活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項
- (ア) イラク復興支援職員による人道復興支援活動は、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われないと認められる地域において実施されるものである。また、当該活動の実施に当たっては、イラク復興支援職員の安全が確保されなければならない。
- このため、内閣総理大臣は、イラク復興支援職員が人道復興支援活動を実施する区域を（イ）に掲げる範囲内で指定するに当たっては、実施する活動の内容、安全確保面を含む諸外国及び関係機関の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。その際、治安状況の厳しい地域における活動については、状況の推移を特に注意深く見極めた上で実施するものとする。
- (イ) イラク復興支援職員が人道復興支援活動を実施する区域の範囲は、次に掲げる場所又は地域に、我が国の領域からこれらに至る地域に所在する経由地及びこれらの場所又は地域間の移動に際して通過する地域を加えたものとする。
- a 医療
イラク国内における病院・医療施設
- b 利水条件の改善
ムサンナー県を中心としたイラク南東部
- (4) 人道復興支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間
- ア 規模及び構成並びに装備
- (ア) (2)ア（ア）から（ウ）までに掲げる医療、給水及び学校等の公共施設の復旧・整備を行うための陸上自衛隊の部隊
この部隊の人員は600名以内とする。ただし、部隊の交替を行う場合は、当該交替に必要な数を加えることができるものとする。
- また、この部隊は、ドーザ、装輪装甲車、軽装甲機動車その他の（2）ア（ア）から（ウ）までに掲げる活動の実施に適した車両200両以内、部隊の規模に応じ安全確保に必要な数の拳銃、小銃、機関銃、無反動砲及び個人携帯対戦車弾及び活動の実施に必要なその他の装備を有するものとする。ただし、装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。
- (イ) (ア)に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送、補給等及び（2）ア（エ）に掲げる人道復興関連物資等の輸送を航空機により行うための航空自衛隊の部隊
この部隊は、輸送機その他の輸送に適した航空機8機以内とし、その人員は、これらの航空機の運航等に要する数の範囲内とする。
- また、この部隊は、部隊の規模に応じ安全確保に必要な数の拳銃、小銃及び機関銃及び活動の実施に必要なその他の装備を有するものとする。ただし、装備の交換を行う場合は、当該交換に必要な数を加えることができる。
- (ウ) (ア)に掲げる陸上自衛隊の部隊のための輸送、補給等を艦艇により行うための海上自衛隊の部隊
この部隊は、輸送艦その他の輸送に適した艦艇2隻以内及び護衛艦2隻以内とし、その人員は、これらの艦艇等の運航等に

要する数の範囲内とする。

また、この部隊は、活動の実施に必要なその他の装備を有するものとする。

イ 派遣期間

平成15年12月15日から平成17年12月14日までの間とする。

(5) 国際連合等に譲渡するために関係行政機関がその事務又は事業の用に供し又は供していた物品以外の物品を調達するに際しての重要事項

イラク復興支援職員が行う利水条件の改善に係る必要な浄水・給水設備については、政府がこれを調達することとする。

(6) その他人道復興支援活動の実施に関する重要事項

ア 人道復興支援活動を実施する区域の指定を含め、当該活動を的確に実施することができるよう、我が国は、国際連合、人道復興関係国際機関、イラクを含む関係国等と十分に協議し、密接に連絡をとるものとする。

イ イラク復興支援職員による(2)イに掲げる人道復興支援活動については、治安状況を十分に見極め、実施の態様、職員の宿泊場所、警備、携行する器材等も含め安全の確保に十分に配慮し、安全の確保を前提として、平成15年12月15日から平成17年12月14日までの間の必要な期間において、慎重かつ柔軟に実施することとする。

ウ 政府として、イラクの社会基盤の整備について、電力施設、セメント工場等の基幹産業施設及び生活関連施設に関し、安全の確保を前提として必要な調査を行い、その結果を踏まえて、イラク復興支援職員による当該施設の復旧・整備等を目指して努力することとする。

エ 自衛隊の部隊等による(2)アに掲げる人道復興支援活動の実施に当たっては、政府として、現地の復興の進展状況の変化、選挙の実施等によるイラクにおける政治プロセスの進展の状況、イラク治安部隊の能力向上など現地の治安に係る状況、多国籍軍の活動状況及び構成の変化など諸事情をよく見極め、必要に応じ適切な措置を講じることとする。

3 安全確保支援活動の実施に関する事項

(1) 安全確保支援活動に関する基本的事項、同活動の種類及び内容、同活動を実施する区域の範囲及び当該区域の指定に関する事項並びに同活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊等の規模及び構成並びに装備並びに派遣期間

ア 我が国は、1に定める基本方針のとおり、人道復興支援活動を中心とした対応措置を実施することとするが、イラク国内における安全及び安定を回復するために国際連合加盟国が行う活動を支援するため、人道復興支援活動を行う2(4)アに掲げる自衛隊の部隊は、その活動に支障を及ぼさない範囲で、イラク人道復興支援特措法第3条第3項に規定する医療、輸送、保管、通信、建設、修理若しくは整備、補給又は消毒を行うことができる。

イ 安全確保支援活動を実施する区域の範囲は、2(4)アに掲げる自衛隊の部隊が人道復興支援活動を実施するものとして定めた2(3)アに掲げる区域の範囲とする。

自衛隊の部隊による安全確保支援活動は、現に戦闘行為が行われておらず、かつ、そこで実施される活動の期間を通じて戦闘行為が行われることがないと認められる地域において実施されるものである。また、当該活動の実施に当たっては、自衛隊の部隊の安全が確保されなければならない。

このため、防衛庁長官は、自衛隊の部隊が安全確保支援活動を実施する区域を上記の範囲内で指定するに当たっては、実施する活動の内容、安全確保面を含む諸外国及び関係機関の活動の全般的状況、現地の治安状況等を十分に考慮するものとする。その際、治安状況の厳しい地域における活動については、状況の推移を特に注意深く見極めた上で実施するものとする。

(2) その他安全確保支援活動の実施に関する重要事項

ア 安全確保支援活動を実施する区域の指定を含め、当該活動を的確に行うことができるよう、我が国は、国際連合、人道復興関係国際機関、イラクを含む関係国等と十分に協議し、密接に連絡をとるものとする。

イ 自衛隊の部隊等による(1)アに掲げる安全確保支援活動の実施に当たっては、政府として、現地の復興の進展状況の変化、選挙の実施等によるイラクにおける政治プロセスの進展の状況、イラク治安部隊の能力向上など現地の治安に係る状況、多国籍軍の活動状況及び構成の変化など諸事情をよく見極め、必要に応じ適切な措置を講じることとする。

4 対応措置の実施のための関係行政機関の連絡調整及び協力に関する事項

イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置を総合的かつ効果的に推進するとともに、同法に基づき派遣される自衛隊の部隊及びイラク復興支援職員の安全を図るため、下記の事項を含め、内閣官房を中心に、防衛庁・自衛隊及び内閣府並びに外務省を始めとする関係行政機関の緊密な連絡調整を図り、必要な協力を行うものとする。

(1) 派遣された自衛隊の部隊及びイラク復興支援職員並びに関係在外公館は、活動の実施と安全確保に必要な情報の交換を含め、連絡を密にするように努め、一致協力してイラクの復興支援に取り組むものとする。

(2) 関係行政機関は、その所掌事務の遂行を通じて得られた、自衛隊の部隊又はイラク復興支援職員がイラク人道復興支援特措法に基づく活動を実施する区域の範囲及びその周辺における諸外国の活動の全般的状況、現地の治安状況等に関する情報その他の同法に基づく活動の実施と安全確保に必要な情報に関し、相互に緊密な連絡をとるものとする。

(3) 関係行政機関の長は、内閣総理大臣又は防衛庁長官から、イラク人道復興支援特措法に基づく活動の実施に必要な技術、能力等を有する職員の派遣、所管に属する物品の管理換えその他の協力の要請があったときは、その所掌事務に支障を生じない限度において協力を行うものとする。

(4) 内閣総理大臣は、イラク復興支援職員の採用に当たり、関係行政機関若しくは地方公共団体又は民間の団体の協力を得て、広く人材の確保に努めるものとし、関係行政機関の長は、このために必要な協力を行うものとする。

(5) 外務大臣の指定する在外公館長は、外務大臣の命を受け、イラク人道復興支援特措法に基づく活動の実施と安全確保のため必要な協力を行うものとする。

資料42 イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について

(平成16年6月18日)
閣議了解

平成16年6月8日、国際連合安全保障理事会において決議1546が全会一致で採択された。この決議にあるとおり、イラクにおいては、同月30日をもって占領が終了し、完全な主権が回復されることになる。

我が国としては、イラクに完全な主権が回復され、本格的な復興に向けた新たな局面が開かれたことを歓迎する。

これまで、我が国の自衛隊は、日本国憲法の下、イラク人道復興支援特措法及びその基本計画に基づき、イラクの人々のため、人道復興支援を中心とする活動を行ってきた。その活動は、現地で高い評価を得ており、イラクへの主権の回復後も、その活動の継続に強い期待が寄せられている。

今般、イラク暫定政府が国際社会に対し多国籍軍の駐留を含めた支援を要請していることを踏まえたこの決議が全会一致で採択されたことを受け、イラクの復興と安定が我が国自身の安全と繁栄にとっても重要であるとの認識に立ち、イラクへの主権の回復後も、自衛隊が引き続きこのような活動を継続することとする。

その際、この新たな決議において、これまで我が国の自衛隊が行ってきたような人道復興支援活動が多国籍軍の任務に含まれることが明らかになったこと等を踏まえ、政府として十分な検討を行った上で、自衛隊は多国籍軍の中で今後とも活動を継続する。

6月30日以降、自衛隊は、多国籍軍の中で、統合された司令部の下にあって、同司令部との間で連絡・調整を行う。しかしながら、同司令部の指揮下に入るわけではない。自衛隊は、引き続き、我が国の主権的な判断の下に、我が国の指揮に従い、イラク人道復興支援特措法及びその基本計画に基づき、イラク暫定政府に歓迎される形で人道復興支援活動等を行うものであり、この点については、今般の安保理決議の提案国であり、多国籍軍及びその統合された司令部の主要な構成国である米、英両政府と我が国政府との間で了解に達している。

なお、自衛隊は、これまで同様、憲法の禁じる武力の行使に当たる活動を行うものではなく、イラク人道復興支援特措法に基づき、いわゆる「非戦闘地域」において活動するものであり、他国の武力の行使と一体化するものではない。

以上のとおり、自衛隊が多国籍軍の中で活動を行うことは、憲法との関係で許されないとしてきたいわゆる多国籍軍への参加に関する従来の政府見解を変えるものではない。

[参考] イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について

(平成16年6月28日)
閣議了解

イラクにおいては、平成16年6月28日に、完全な主権が回復されたことに伴い、「イラクの主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動等について」(平成16年6月18日閣議了解)中「6月30日」とあるのは、「6月28日」と了解する。

資料43 内閣総理大臣談話

(平成16年12月9日)

本日の閣議において、「イラク人道復興支援特措法に基づく対応措置に関する基本計画」を変更し、自衛隊による人道復興支援活動を中心とした活動を継続することとしました。

自衛隊が行ってきた給水、医療、道路・学校などの復旧・整備といった人道復興支援は、現地の人々の生活基盤を回復、充実させ、また雇用も生み出しています。これらの活動の成果は、現地の人々やイラク暫定政府から高い評価を受けており、引き続き活動を継続するよう強い要請が寄せられています。

イラクの治安情勢には地域差はあるものの全般的には依然として厳しく、その復興は道半ばです。また、来年1月30日には、国連安保理決議1546に規定されている政治プロセスの節目となる国民議会選挙が予定されているなど、イラクの安定と復興にとり極めて重要な局面を迎えています。我が国は、イラク人のためのイラク人による民主的で安定した政権ができるよう可能な限りの支援を行うことにより、国際社会の一員としての責任を果たすべきであると考えます。自衛隊による人的貢献と政府開発援助による支援を「車の両輪」として、イラクに対する支援を着実に進めなければなりません。

国際社会においても、イラクの人々による努力を支援するための協調体制が築かれており、約30カ国が、多国籍軍の中でそれぞれの選択に従って様々な支援を行っています。イラクをテロの温床とせず、平和で民主的な国として復興させることは、中東地域、ひいては国際社会の安定に極めて大きな意味があり、我が国の国益にかなうものです。

本日の決定により、このような支援を着実に進めるために、自衛隊の派遣期間を来年12月14日まで延長しましたが、その間にあっても随時、政府として、現地の復興の進展状況、イラクにおける政治プロセスの進展状況、現地の治安状況、多国籍軍の活動状況など諸事情をよく見極め、必要に応じ適切な措置を講じることとしています。

また、サマーワの治安情勢は予断を許さないものの、他の地域と比べれば比較的安定しています。自衛隊の活動に当たっては、引き続き、現地の治安情勢などの情報収集を徹底し、周辺の警戒や警備を強化するとともに、宿営地内の施設の防護の強化などの措置を講じて、安全確保には万全を期してまいります。

今般の政府の決定につき、国民の皆様の御理解と御支援をお願い致します。

資料44 テロ対策特措法に基づく対応措置に関する基本計画の概要

(2005(平成17)年4月22日)

1 基本方針

平成13年9月11日に米国において発生したテロ攻撃は、人類全体に対する許し難い行為。現在、世界の国々が力を合わせてこれに立ち向かっている。

我が国としては、テロとの闘いを自らの問題と認識し、積極的かつ主体的に寄与するとの立場に立ち、憲法の範囲内でできる限りの

支援、協力をを行うことが重要。

2 協力支援活動の実施に関する事項

協力支援活動の種類及び内容

補給（艦船による艦船用燃料等及び艦艇搭載ヘリコプター用燃料の艦船に対する補給）

輸送（艦船による艦船用燃料等の輸送（ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、米軍の使用する飛行場施設の維持に資するための、建設用重機等及び人員の輸送）航空機による人員・物品の輸送）

その他（修理及び整備、医療、（国内における）港湾業務）

協力支援活動の実施区域の範囲

艦船による補給及び輸送

ア 我が国領域

イ インド洋（ペルシャ湾を含む。）及びその上空

ウ ディエゴ・ガルシア島及びその領海・領空、オーストラリア領域

エ インド洋沿岸及び我が国領域からこれに至る地域にある経由地・積卸地（ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、米軍の使用する飛行場施設の維持に資するための、建設用重機等及び人員の積卸地又は乗降地）となる国の領域

オ 上記ア～エ内の2地点間の艦船が通過する海域及びその上空

航空機による輸送

ア 我が国領域

イ グラム島及びその領海・領空、ディエゴ・ガルシア島及びその領海・領空

ウ インド洋沿岸及び我が国領域からこれに至る地域にある経由地・乗降地・積卸地となる国の領域

エ 上記ア～ウ内の2地点間の航空機が通過する空域

その他

ア 修理及び整備

我が国領域、艦船による補給・輸送の実施区域の範囲及び航空機による輸送の経由地・乗降地・積卸地

イ 医療

我が国領域、艦船による補給・輸送の実施区域の範囲

ウ 港湾業務

我が国領域

協力支援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊

規模及び構成

ア 艦船による補給・輸送

海上自衛隊の部隊（人員800名以内、交替時は1,600名以内）

ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、このための海上自衛隊の部隊（随伴する護衛艦の人員を含め、400名以内）を加えることができる。

イ 航空機による輸送

航空自衛隊の部隊（人員180名以内）

装備

ア 艦船

補給艦1隻以内及び護衛艦2隻以内（交替時はそれぞれ2隻以内、4隻以内）。ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、輸送艦1隻及び護衛艦1隻を加えることができる。

イ 航空機

輸送機6機以内及び多用途支援機2機以内

ウ その他

輸送を行う航空自衛隊の部隊の自衛官の数に相応する数量の拳銃等

派遣期間 平成13年11月20日～平成17年11月1日

（ただし、輸送艦による輸送を行う場合には、当該輸送については、1回に限ることとし、平成14年12月31日～平成15年3月31日）

物品の調達及び諸外国の軍隊等への譲与の実施に係る重要事項

政府は、艦船用燃料、艦艇搭載ヘリコプター用燃料及び水の補給を行うため、当該燃料等を調達し、これを米軍等に譲与する。

3 捜索救助活動の実施に関する事項

協力支援活動又は被災民救援活動を行う自衛隊の部隊等が遭難者を発見し、又は、遭難者の捜索救助を米国等から依頼された場合には、インド洋及びその上空に属する、協力支援活動又は被災民救援活動を実施する区域の範囲において捜索救助活動を行う。

4 被災民救援活動の実施に関する事項

被災民救援活動に関する基本的事項

パキスタン国内の難民キャンプでは、UNHCRをはじめとする人道援助機関が救援活動を実施している。かかる状況を踏まえ、被災民救援活動を実施。

なお、パキスタンにおける医療支援等については、パキスタン及び国際連合等と協議・調整を行った上で、可能な限り早期に具体的な調査・検討を行い、関係行政機関による実施を目指す。

また、パキスタン以外のアフガニスタン周辺国における被災民救援のための措置については、今後の情勢の推移を見極めつつ対応。

被災民救援活動の種類及び内容

UNHCRからの要請に基づく、生活関連物資のUNHCRへの提供

被災民救援活動の実施区域の範囲

我が国領域

パキスタン領域

インド洋の沿岸及び我が国領域からこれに至る地域にある経由地となる国の領域

上記 ~ 内の2地点間の艦船が通過する海域及びその上空

被災民救援活動を外国の領域で実施する自衛隊の部隊

規模及び構成

海上自衛隊の部隊120名以内（協力支援活動を行う護衛艦に係る人員を除く。）

装備

掃海母艦1隻及び護衛艦1隻（護衛艦については、協力支援活動を行うものを使用）

派遣期間 平成13年11月20日～平成13年12月31日

資料45 自衛隊が行った国際平和協力活動

(2005. 5. 31現在)

(1) イラク人道復興支援特措法に基づく活動

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
陸上自衛隊	イラク南東部等	04.1～	約600人	・医療、給水、公共設備の復旧整備等
海上自衛隊	バルシヤ湾等	04.2.20～ 04.4.8	約330人	・陸自の現地での活動に必要な車両等の海上輸送
航空自衛隊	クウェート等	03.12～	約200人	・人道復興関連物資等の輸送

(2) テロ対策特措法に基づく協力支援活動等

	派遣地	派遣期間	人数	主な業務内容
海上自衛隊	インド洋北部等	01.11～	約600人	・米英軍等への補給等
航空自衛隊	在日米軍基地等		-	・物品の輸送

(3) 国際平和協力活動

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
国連カンボジア暫定機構 (UNTAC)	停戦監視要員	92.9～93.9	8人	16人	・集めた武器の保管状況の監視及び停戦遵守状況の監視 ・国境における停戦遵守状況の監視
	施設部隊	92.9～93.9	600人	1,200人	・道路、橋などの修理など ・UNTAC構成部門などに対する給油・給水 ・UNTAC構成部門などの要員に対する給食、宿泊又は作業のための施設の提供、医療
国連モザンビーク活動 (ONUMOZ)	司令部要員	93.5～95.1	5人	10人	・ONUMOZ司令部における中長期的な業務計画の立案並びに輸送の業務に関する企画及び調整
	輸送調整部隊	93.5～95.1	48人	144人	・輸送手段の割当て、通関の補助その他輸送に関する技術的調整
ルワンダ難民救援	ルワンダ難民救援隊	94.9～12	260人	/	・医療、防疫、給水活動
	空輸派遣隊	94.9～12	118人		・ナイロビ(ケニア)とゴマ(旧ザイール、現コンゴ民主共和国)の間で、ルワンダ難民救援隊の隊員や補給物資などの航空輸送 ・能力上の余裕を活用して難民救援を実施している人道的な国際機関などの要員、物資の航空輸送
国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)	司令部要員	96.2～	2人	20人	・UNDOF司令部におけるUNDOFの活動に関する広報・予算の作成並びに輸送・整備などの業務に関する企画及び調整
	輸送部隊	96.2～	43人	817人	・食料品などの輸送 ・補給品倉庫における物資の保管、道路などの補修、重機材などの整備、消防、除雪
東ティモール避難民救援	空輸部隊	99.11～00.2	113人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送 ・能力上の余裕を活用し、UNHCR関係者の航空輸送
アフガニスタン難民救援	空輸部隊	01.10	138人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送
国連東ティモール暫定行政機構 (UNTAET) (02.5.20からは国連東ティモール支援団 (UNMISSET))	司令部要員	02.2～05.6	7人 (1次司令部要員は10人)	17人	・軍事部門司令部における施設業務の企画調整及び兵站業務の調整など
	施設部隊	02.3～05.6	405人 (1次隊及び2次隊は各680人、3次隊は522人)	2,287人	・PKO活動に必要な道路、橋などの維持・補修など ・ディリなど所在の他国部隊及び現地住民が使用する給水所の維持 ・民生支援業務
イラク難民救援	空輸部隊	03.3～4	50人	/	・UNHCRのための援助物資の航空輸送
イラク被災民救援	空輸部隊	03.7～8	98人	/	・イラク被災民救援のための物資等の航空輸送

(注)1 このほか、海上自衛隊(カンボジア、東ティモール)及び航空自衛隊(カンボジア、モザンビーク、ゴラン高原、東ティモール、アフガニスタン)の部隊が、輸送、補給面などでの支援活動を実施。

2 ルワンダ難民救援については、このほか先遣隊23名を派遣した。

(4) 国際緊急援助活動

		派遣期間	人数	延べ人数	主な業務内容
ホンジュラス国際緊急援助活動 (ハリケーン災害)	医療部隊	98.11.13 ～12.9	80人	105人	・ホンジュラス共和国における治療及び防疫活動
	空輸部隊				・本邦からホンジュラスまでの間の医療部隊の装備品などの航空輸送 ・米国からホンジュラスまでの間の装備品などの航空輸送
トルコ国際緊急援助活動に 必要な物資輸送 (地震災害)	海上輸送部隊	99.9.23 ～11.22	426人		・トルコ共和国における国際緊急援助活動に必要な物資(仮設住宅)の海上輸送
インド国際緊急援助活動 (地震災害)	物資支援部隊	01.2.5 ～2.11	16人	78人	・援助物資の引き渡し及び援助物資に関する技術指導
	空輸部隊				・援助物資及び支援部隊などの輸送
イラン国際緊急援助活動 (地震災害)	空輸部隊	03.12.30 ～04.1.6	31人		・援助物資の航空輸送
タイ国際緊急援助活動 (地震・津波被害)	派遣海上部隊	04.12.28 ～05.1.1	590人		・タイ王国及びその周辺海域における被災者の捜索及び救助活動
インドネシア国際緊急援助活動 (地震・津波災害)	統合連絡調整所	05.1.6 ～05.3.23	22人	593人	・国際緊急援助活動等に係る統合調整 ・国際緊急援助活動等に係る関係機関、外国軍隊等との連絡調整
	医療・航空援助部隊		228人		・援助物資等の航空輸送 ・医療・防疫活動
	海上派遣部隊		593人		・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の海上輸送 ・陸上自衛隊の国際緊急援助隊の活動への支援 ・援助物資等の輸送
	空輸部隊		82人		・援助物資等の航空輸送

(注) 1 イラン国際緊急援助については、運航途中で機体故障が発生したため、復旧要員を別途シンガポールに派遣。

2 インドネシア国際緊急援助の統合連絡調整所の人数には、陸・海・空各自衛隊から同調整所に派遣され業務を行った者(11名)も含む。

資料46 二国間防衛交流の主要実績(最近5年間)

(2000. 4. 1～2005. 5. 31)

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
韓国	防衛庁長官 (02.4、03.3、05.1) 事務次官 (00.12) 統幕議長 (04.5) 陸幕長 (00.10、03.9) 空幕長 (00.5、02.11、04.2) 海幕長 (02.10、04.6)	国防部長官 (00.5、02.11、03.11) 合同参謀本部議長 (02.11、05.2) 陸軍参謀総長 (00.5、02.11) 海軍参謀総長 (00.11、02.10、05.1) 空軍参謀総長 (00.8、03.5)	日韓安保対話 (00.12、02.2、03.11) 日韓防衛実務者対話 (00.12、01.11、02.9、03.6、03.11、04.8)
ロシア	防衛庁長官 (03.1) 事務次官 (01.1) 統幕議長 (05.5) 陸幕長 (02.6) 空幕長 (01.1)	国防大臣 (00.11、03.4) 地上軍総局長 (01.4) 海軍総司令官 (01.4) 空軍総司令官 (02.5)	日露防衛当局間協議 (02.3、03.10、04.11) 日露海上事故防止協定年次会合 (01.2、02.2、03.2、04.3) 日露共同作業グループ会合 (01.2、01.10、02.3、02.10、03.3、03.9、04.3、04.11、05.4)
中国	防衛庁長官 (03.9) 事務次官 (04.1、05.3) 統幕議長 (00.6) 空幕長 (00.10、04.4)	総参謀長 (00.4) 副総参謀長 (00.11、04.10) 空軍司令官 (01.2)	日中安保対話 (00.6、02.3、04.2)
東	カンボジア 政務官 (02.8)		
	インドネシア 防衛庁長官 (01.9、05.1) 副長官 (05.2) 政務官 (02.8、04.8) 統幕議長 (05.2) 海幕長 (02.11)	海軍参謀長 (02.1)	
南	マレーシア 防衛庁長官 (05.1) 政務官 (02.8、04.8) 陸幕長 (01.9)	国防大臣 (01.3) 国防次官 (01.5) 国防軍司令官 (03.3) 海軍総長 (02.10)	日・マレーシアMM協議 (05.2)
ア	フィリピン 防衛庁長官 (05.5) 空幕長 (03.11)	国防長官 (01.8) 海軍司令官 (02.10) 空軍司令官 (04.3)	日・フィリピンMM協議 (05.2)
ジ	シンガポール 防衛庁長官 (00.5、02.5、03.5、05.1) 政務官 (02.8) 統幕議長 (02.11) 海幕長 (00.11、04.11) 空幕長 (04.2)	国防大臣 (01.9、05.2) 副首相兼治安・防衛分野調整担当首相府相 (04.6) 第2国防大臣 (01.5、02.9) 海軍総長 (01.8) 国軍司令官 (04.5)	日・シンガポールMM協議 (00.9、02.7、03.11、04.7)
	タイ 副長官 (05.2) 政務官 (02.8) 事務次官 (02.3) 統幕議長 (03.7) 空幕長 (00.10、05.2)	国防軍最高司令官 (00.8、01.9、04.10) 陸軍司令官 (00.6) 海軍司令官 (02.4)	日・タイPM・MM協議 (01.3、02.3、03.12)

国名	ハイレベル交流		防衛当局者の定期協議など
	往	来	
東南アジア	ベトナム 防衛庁長官 (00.5) 政務官 (02.8) 統幕議長 (03.7) 陸幕長 (00.10) 空幕長 (01.6)	搜索救難国会委員会 副委員長兼国防次官 (01.4)	日・ベトナムPM・MM協議 (01.2、03.2、05.2)
インド	防衛庁長官 (03.5) 副長官 (05.5) 事務次官 (04.5) 空幕長 (02.12)	国防大臣 (02.7) 陸軍参謀総長 (01.8)	日・インドPM協議 (01.7、04.1、05.3) 日・インドMM協議 (01.7、05.3)
オーストラリア	防衛庁長官 (02.8、05.5) 総括政務次官(副長官)(00.10、01.8) 事務次官 (04.9) 統幕議長 (02.1) 陸幕長 (02.10) 海幕長 (00.11) 空幕長 (00.2、03.11)	国防大臣 (03.9) 国防次官 (02.2、03.9) 国防軍司令官 (00.5、04.10) 陸軍本部長 (02.7) 海軍本部長 (02.10、03.9、05.5) 空軍本部長 (01.3、04.9)	日豪PM・MM協議 (00.12、01.12、02.12、03.12)
ニュージーランド	副長官 (01.9) 統幕議長 (02.1) 海幕長 (00.11)	国防大臣 (01.11、03.8) 国防次官 (03.5) 国防軍司令官 (00.10) 海軍参謀総長 (02.10)	
カナダ	海幕長 (02.5) 空幕長 (02.4)	国防大臣 (02.3) 国防軍参謀総長 (03.7)	日加PM協議 (02.11、05.3) 日加MM協議 (00.11、02.11、05.3)
英国	防衛庁長官 (01.1、04.1) 統幕議長 (02.3) 陸幕長 (05.3) 海幕長 (03.9) 空幕長 (02.1)	国防大臣 (02.5、04.9) 国防参謀総長 (02.7) 国防参謀次長 (01.5) 海軍参謀長 (02.10) 空軍参謀長 (04.9)	日英PM協議 (02.4) 日英MM協議 (02.7、04.2)
フランス	防衛庁長官 (01.1、04.1) 事務次官 (02.9) 統幕議長 (00.7) 陸幕長 (03.10) 空幕長 (02.1)	国防大臣 (02.2) 統合参謀総長 (01.3) 陸軍参謀長 (05.1) 海軍参謀長 (04.1) 空軍参謀総長 (00.4)	日仏PM・MM協議 (01.6、03.2、04.2、05.1)
ドイツ	事務次官 (02.9、05.1) 統幕議長 (00.7) 陸幕長 (00.6、03.11) 海幕長 (02.5) 空幕長 (02.1)	連邦軍総監 (01.7) 空軍総監 (03.2)	日独PM協議 (01.3、03.2、04.3、05.1) 日独MM協議 (01.3、03.2、05.1)

(注) PM協議は、局長、審議官クラスの外交、防衛当局者間の安全保障対話。
MM協議は、局長、審議官クラスの防衛当局者間の対話。

資料47 多国間安全保障対話の主要実績(アジア太平洋地域・最近5年間)

(2000.4.1~2005.5.31)

		項目	実績
アジア太平洋地域への参加における	政府間	ASEAN地域フォーラム(ARF) ・閣僚会合 ・高級事務レベル会合(ARF・SOM) ・信頼醸成に関するインターセッショナル支援グループ(ARF・ISG)	(00.7、01.7、02.7、03.6、04.7) (00.5、01.5、02.5、03.4、04.5、05.5) (00.4、00.11、01.4、01.12、02.4、02.11、03.3、03.11、04.4、04.10、05.2)
	民間主催	・IISSアジア安全保障会議	(02.5、03.5、04.6)
防衛庁主催による	アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム(東京ディフェンス・フォーラム)		(00.10、01.10、02.10、03.10、04.10)
	アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム分科会(東京ディフェンス・フォーラム分科会)		(02.1、03.1、04.1、05.1)
	アジア・太平洋諸国安全保障セミナー		(00.11、01.11、02.11、03.11、04.11)
	国際防衛学セミナー		(00.7、01.7、02.7、04.7)
		国際士官候補生会議	(01.3、02.3、03.3、04.3、05.3)



資料48 第4回IISSアジア安全保障会議における大野長官スピーチ（原文は英語）（2005（平成17）年6月4日） アジア太平洋における大量破壊兵器への対処：外交と抑止

議長、ご列席の皆様、

まず、この会議を、アジアの主要なハイレベルの安全保障フォーラムの一つに育ててきたチップマン国際戦略研究所所長及び皆様に、敬意を示したいと思います。また、この会議を続けてホストしてきたシンガポール政府にも感謝致します。この第4回安全保障会議、シャングリラ会合において発言する機会を得ましたことは、私の喜びであり、また光栄とするところです。「シャングリラ」とは桃源郷の意と承知しております。このシャングリラ会合がこの世界を少しでも桃源郷に近づけることを願っております。

【平和支援国家へ】

ご列席の皆様、

第二次世界大戦の終了から60年が過ぎました。東洋の暦によれば、60年は1つのライフサイクルと考えられております。60年前、わが国は平和を愛好する民主国家として生まれ変わりました。新たなライフサイクルが始まる今、わが国は平和愛好国家というだけでなく、平和支援国家として生まれ変わらなければなりません。本年4月バンドンで、小泉総理は先の大戦についての痛切なる反省と心からのお詫びを改めて確認しつつ、わが国の将来の道をはっきりと示しました。単に平和を愛しそれを求めるだけでは十分ではありません。この世界の平和と安定を維持するための良好な国際安全保障環境を創出していくために、我々は積極的に貢献していかなければならないとの認識を強めております。ご存知の通り、この世界は科学技術の進歩と相互依存の進展によりますます狭くなっております。

わが国は昨年12月、新たな防衛大綱を策定いたしました。その重要な部分をいくつか挙げたいと思います。専守防衛、他国の脅威となるような軍事大国にならないといった防衛政策の基本方針は堅持されております。わが国の安全のみならず、アジア太平洋地域の平和と安定を高める上で、日米同盟は引き続き重要な役割を果たします。そして、新たな国際環境の下で、我々は国際平和協力活動に積極的に参加するため政策を適合させていかなければなりません。

ここでは、まず安全保障環境に関する認識を説明し、次いで我々が直面している課題に対処するための既存の努力や枠組みに触れ、最後に更なる協力強化が可能ないくつかの分野を提案したいと思います。

【アジア太平洋地域の安全保障環境】

まず、この地域の安全保障環境について述べたいと思います。アジア太平洋地域における緊張は、緩和とは程遠いところにあります。我々は遺憾ながら、潜在的な紛争要因が不確実性を生じさせ続けている様々な地域を挙げることができます。

朝鮮半島情勢は、依然としてこの地域の安全保障にとっての主要な懸念の一つであります。北朝鮮は大量破壊兵器及びその運搬手段たる弾道ミサイルの開発、配備及び拡散に関わっております。NPT（核拡散防止条約）からの脱退宣言や、最近の核兵器保有宣言といった挑発的態度は、地域と国際社会の主要な不安定要因となっており、また国際的な拡散防止のための努力に対する重大な課題となっております。弾道ミサイルを開発する試みは数十年間にわたって続けられており、1998年8月に、北朝鮮がわが国上空を通過して弾道ミサイルを発射したことは、私の鮮明な記憶にあります。私は議員として、ニューヨークに直ちに赴き、国連安保理理事国にこの事件の重大性を訴えました。日本人拉致問題に対する北朝鮮の不誠実な対応も、重大な懸念であります。最近の世論調査によれば、国民の3分の2は北朝鮮に対する経済制裁のような強硬路線を支持しており、日本国民がいかに苛立っているかを示しております。北朝鮮が国際社会の責任ある一員となる第一歩となる、北朝鮮の6者協議への即時無条件の復帰は、最重要の課題であります。関係国は、北朝鮮がその扉を開き、約束を守り、国際ルールに従うよう促していくため、真摯に努力する必要があります。

わが国はまた、国際的な水路・空路が通過する地域である、台湾海峡をめぐる関係の進展やマラッカ海峡の状況等を含む、近隣地域の情勢に非常に注目しております。

【大量破壊兵器の拡散に対応するための努力と枠組：ミサイル防衛、PSI】

ご列席の皆様、

このセッションの主要なトピックである大量破壊兵器の問題にしばらく焦点を当てたいと思います。大量破壊兵器の拡散はグローバルな懸念であり、先に述べた北朝鮮の例から分かるように、アジア太平洋地域も大量破壊兵器の拡散からの例外では全くありません。それゆえに、この地域における拡散を阻止するための国際社会の努力は極めて重要であります。

わが国は10年前、世界で初めて地下鉄における化学兵器を用いたテロを経験致しました。それゆえ、我々はこうした脅威に対して闘う重要性を十分認識しております。わが国は、大量破壊兵器の拡散を含む新たな脅威や様々な事態に対応できる、多機能・弾力的・実効的な防衛力を構築します。その一つに、新大綱でも明示されたミサイル防衛があります。ミサイル防衛は純粋に防衛的であり、他国領域を攻撃するようなものではなく、弾道ミサイルの攻撃がない限り使用されないのもであります。最近の世論調査によれば、日本国民の3分の2はミサイル防衛の導入を支持しており、政府は自衛隊が適切な文民統制の下で弾道ミサイルに数分以内に迅速に反撃できるための法案を提出したところであります。我々は、これが大量破壊兵器及びその運搬手段の拡散に対応する国際的な努力に大いに貢献するものと期待しております。

国際社会は、大量破壊兵器の拡散防止のための様々な条約や枠組を創設して参りました。わが国はこうした努力に積極的に関与しております。わが国はまた、PSI（拡散に対する安全保障構想）のコアメンバーとして、拡散防止のための自発的な努力にも参加してきております。昨年10月には、わが国は東アジア地域で初めて海上阻止訓練を主催しました。この8月にシンガポールで開催される訓練には、わが国は自衛隊の艦艇及び航空機を派遣することを検討しております。PSIのような拡散防止のための努力に、この地域が幅広く参加していくことを願っております。

【更なる協力の可能性：災害救援、海上の安全保障、人道復興支援】

ここで、この地域の各国、特に各国の軍が、我々の直面する様々な課題にどのように協力していくことができるかについて述べたいと思います。

ヨーロッパと比較して、この地域には政治制度、経済発展及び社会的条件により大きな多様性があります。わが国を含め、各国には多くの異なる制約とセンシビリティがあります。これは我々がこの地域で国際的な安全保障上の協力を諦めて良いということの意味しません。協力が可能な、小さな実務的なことから始めようではありませんか。それから、二国間ないし、ARF（ASEAN地域フォーラム）のような多国間の枠組で、一步一步進めていくことができるでしょう。それが将来のより大きな協力につながっていくのです。

新たな安全保障環境の下では、軍の役割は変化してきております。あらゆるレベルでの防衛交流の強化は、相互理解と信頼醸成に貢献

するものと考えます。協力は、伝統的な意味での軍事作戦に限定されるべきものではありません。軍の新たな協力の分野として、災害救援、海上の安全保障、人道復興支援を挙げたいと思います。

自衛隊は災害救援に積極的に携わってきました。スマトラ島沖大規模地震・インド洋津波被害に際し、わが国はタイ・インドネシアに1600人の自衛隊の部隊を派遣し、輸送、医療支援等の協力を行いました。災害救援は、センシティブティや様々な制約を抱えるこの地域の諸国にとっても、比較的協力のしやすい分野であります。それゆえ、これは我々が協力を築きはじめることのできる基礎の一つの例であるといえましょう。防衛庁は、今月、東京ディフェンスフォーラムを開催し、この記憶に新しい津波被害支援活動の経験を基に、災害救援における軍の役割について意見交換し、経験を共有する予定であります。

海上の安全保障に関しては、わが国はこの地域を通過する海上交通路に大きな関心を有しております。これゆえに、わが国はアジア海賊対策地域協力協定のプロセスのイニシアティブをとってきたところです。わが国のタグボートが最近、マラッカ海峡で海賊に襲われたことはショッキングでありました。我々は、沿岸国が一義的な責任を有しており、海上交通の安全に関わる活動は関連する国内法・国際法の下で行われるべきことを完全に認識しております。しかし、将来の可能な協力についてこの地域の諸国が意見交換していくことは必要であります。それにより、我々は、この地域の各国が海上交通の安全に貢献する際の適切な役割を見いだすことができるでしょう。

イラクの人道復興支援活動では、自衛隊は、イラク当局と緊密に協力し、サマーワにおける、道路や学校の修復、医療支援といったイラクの人々に対する支援に積極的に携わっております。自衛隊がイラクで行っている協力は、イラクの人々の賛同を得ております。昨年12月に私がサマーワを訪問したとき、これを自ら感じることができました。殆どすべての市民、殊に子ども達が暖かく手を振っていたことに感激致しました。わが国政府の支援は、自衛隊の活動によるものだけにとどまりません。わが国政府は、最近、政府開発援助（ODA）の枠組により発電施設の供与を決定致しました。自衛隊の活動とODAはともにイラクの発展のために重要であると考えております。

【結語】

向こう数年でやるべきことは多くありますが、我々は国際協力を強化していくことを望んでおります。先に述べたとおり、アジア太平洋地域諸国は、一歩一歩国際協力を進めていくべきであります。

最後に仏教の「自利利他」という言葉を紹介したいと思います。これは、「他を利すれば、自らも利する」とも解釈できます。新大綱では、国際安全保障環境の改善のための平和協力活動に携わることの重要性を強調しております。これは世界の平和が日本の平和との考え方に基づいており、自利利他の示唆するとおりであります。この思想が我々の間で広く共有されることを希望します。

ご静聴ありがとうございました。

資料49 国際機関への防衛庁職員の派遣実績（最近5年間）

派遣期間	派遣機関名	派遣実績
97.6.9～02.6.30、04.8.1～	化学兵器禁止機関（OPCW）査察局長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（将補）
02.10.1～	化学兵器禁止機関（OPCW）査察局運用・計画部長（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1佐）
97.6.23～00.6.23	化学兵器禁止機関（OPCW）査察員（オランダ・ハーグ）	陸上自衛官1名（1尉）
02.12.2～05.6.1	国連平和維持活動局（国連PKO局）軍事部軍事計画課（ニューヨーク）	陸上自衛官1名（2佐）
01.2.9～03.7.31	国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）本部分析・評価局分析官（ニューヨーク）	海上自衛官1名（2佐）
03.3.10～05.3.9	国連監視検証査察委員会（UNMOVIC）本部分析・評価局分析官（ニューヨーク）	航空自衛官1名（2佐）

資料50 自衛官の定員及び現員

（2005.3.31現在）

区分	陸上自衛隊	海上自衛隊	航空自衛隊	統合幕僚会議	合計
定員	157,828	45,842	47,361	2,149	253,180
現員	147,737	44,327	45,517	1,849	239,430
充足率（%）	93.6	96.7	96.1	86.0	94.6

区分	非任期制自衛官				任期制自衛官
	幹部	准尉	曹	士	士
定員	44,191	5,259	138,685		65,045
現員	41,463（1,577）	4,928（1）	137,208（4,859）	17,618（1,336）	38,213（3,353）
充足率（%）	93.8	93.7	98.9		85.8

（注）（ ）は女子で内数

資料51 自衛官などの応募及び採用状況（平成16年度）

区分		応募者数	採用者数	倍率	
一般・技術幹部候補生	陸	4,908 (646)	168 (8)	29.2 (80.8)	
	海	1,934 (234)	118 (6)	16.4 (39.0)	
	空	1,887 (240)	73 (4)	25.8 (60.0)	
	計	8,729 (1,120)	359 (18)	24.3 (62.2)	
曹	技術海曹	215 (17)	20 (5)	10.8 (3.4)	
	看護海曹	98 (75)	5 (4)	19.6 (18.8)	
一般曹候補学生	陸	14,403 (2,217)	432 (32)	33.3 (69.3)	
	海	4,895 (636)	225 (20)	21.8 (31.8)	
	空	5,763 (757)	283 (28)	20.4 (27.0)	
	計	25,061 (3,610)	940 (80)	26.7 (45.1)	
自衛隊生徒	陸	5,383	287	18.8	
	海	955	71	13.5	
	空	1,066	64	16.7	
	計	7,404	422	17.5	
航空学生	海	947 (63)	73 (2)	13.0 (31.5)	
	空	2,304 (146)	65 (1)	35.4 (146.0)	
	計	3,251 (209)	138 (3)	23.6 (69.7)	
看護学生	陸	4,616 (3,686)	82 (79)	56.3 (46.7)	
曹候補士	陸	18,497 (2,731)	1,858 (118)	10.0 (23.1)	
	海	6,500 (826)	877 (65)	7.4 (12.7)	
	空	7,455 (887)	621 (67)	12.0 (13.2)	
	計	32,452 (4,444)	3,356 (250)	9.7 (17.8)	
2 士	男子	陸	18,944	6,351	3.0
		海	3,859	1,293	3.0
		空	4,468	1,624	2.8
		計	27,271	9,268	2.9
	女子	陸	2,420 (2,420)	497 (497)	4.9 (4.9)
		海	551 (551)	84 (84)	6.6 (6.6)
		空	622 (622)	158 (158)	3.9 (3.9)
		計	3,593 (3,593)	739 (739)	4.9 (4.9)
防衛大学校学生	推薦	人社	144 (45)	19 (4)	7.6 (11.3)
		理工	221 (25)	79 (5)	2.8 (5.0)
		計	365 (70)	98 (9)	3.7 (7.8)
	一般	人社	5,366 (1,777)	72 (3)	74.5 (592.3)
		理工	8,418 (1,258)	315 (28)	26.7 (44.9)
		計	13,784 (3,035)	387 (31)	35.6 (97.9)
防衛医科大学校学生		5,744 (1,634)	69 (19)	83.2 (86.0)	

(注) 1 ()は女子で内数

2 数値は平成16年度における自衛官などの募集に係るものである。

資料52 自衛官の心がまえ

(昭和36年6月28日制定)

古い歴史とすぐれた伝統をもつわが国は、多くの試練を経て、民主主義を基調とする国家として発展しつつある。その理想は、自由と平和を愛し、社会福祉を増進し、正義と秩序を基とする世界平和に寄与することにある。これがためには民主主義を基調とするわが国の平和と独立を守り、国の存立と安全を確保することが必要である。

世界の現実をみると、国際協力による戦争の防止のための努力はますます強まっており、他方において、巨大な破壊力をもつ兵器の開発は大規模な戦争の発生を困難にし、これを抑制する力を強めている。しかしながら国際間の紛争は依然としてあとを絶たず、各国はそれぞれ自国の平和と独立を守るため、必要な防衛態勢を整えてその存立と安全をはかっている。

日本国民は、人類の英知と諸国民の協力により、世界に恒久の平和が実現することを心から願いつつ、みずから守るため今日の自衛隊を築きあげた。

自衛隊の使命は、わが国の平和と独立を守り、国の安全を保つことにある。

自衛隊は、わが国に対する直接及び間接の侵略を未然に防止し、万一侵略が行なわれるときは、これを排除することを主たる任務とする。

自衛隊はつねに国民とともに存在する。したがって民主政治の原則により、その最高指揮官は内閣の代表としての内閣総理大臣であり、その運営の基本については国会の統制を受けるものである。

自衛官は、有事においてはもちろん平時においても、つねに国民の心を自己の心とし、一身の利害を越えて公につくすことに誇りをもちなければならない。

自衛官の精神の基盤となるものは健全な国民精神である。わけても自己を高め、人を愛し、民族と祖国をおもう心は、正しい民族愛、祖国愛としてつねに自衛官の精神の基調となるものである。

われわれは自衛官の本質にかえりみ、政治的活動に関与せず、自衛官としての名誉ある使命に深く思いをいたし、高い誇りをもち、次に掲げるところを基本として日夜訓練に励み、修養を怠らず、ことに臨んでは、身をもって職責を完遂する覚悟がなくてはならない。

1 使命の自覚

- (1) 祖先より受けつぎ、これを充実発展せしめて次の世代に伝える日本の国、その国民と国土を外部の侵略から守る。
- (2) 自由と責任の上に築かれる国民生活の平和と秩序を守る。

2 個人の充実

- (1) 積極的でかたよりのない立派な社会人としての性格の形成に努め、正しい判断力を養う。
- (2) 知性、自発率先、信頼性及び体力等の諸要素について、ひろく調和のとれた個性を伸展する。

3 責任の遂行

- (1) 勇気と忍耐をもって、責任の命ずるところ、身をていして任務を遂行する。
- (2) 僚友互いに真愛の情をもって結び、公に奉ずる心を基とし、その立場を守りぬく。

4 規律の厳守

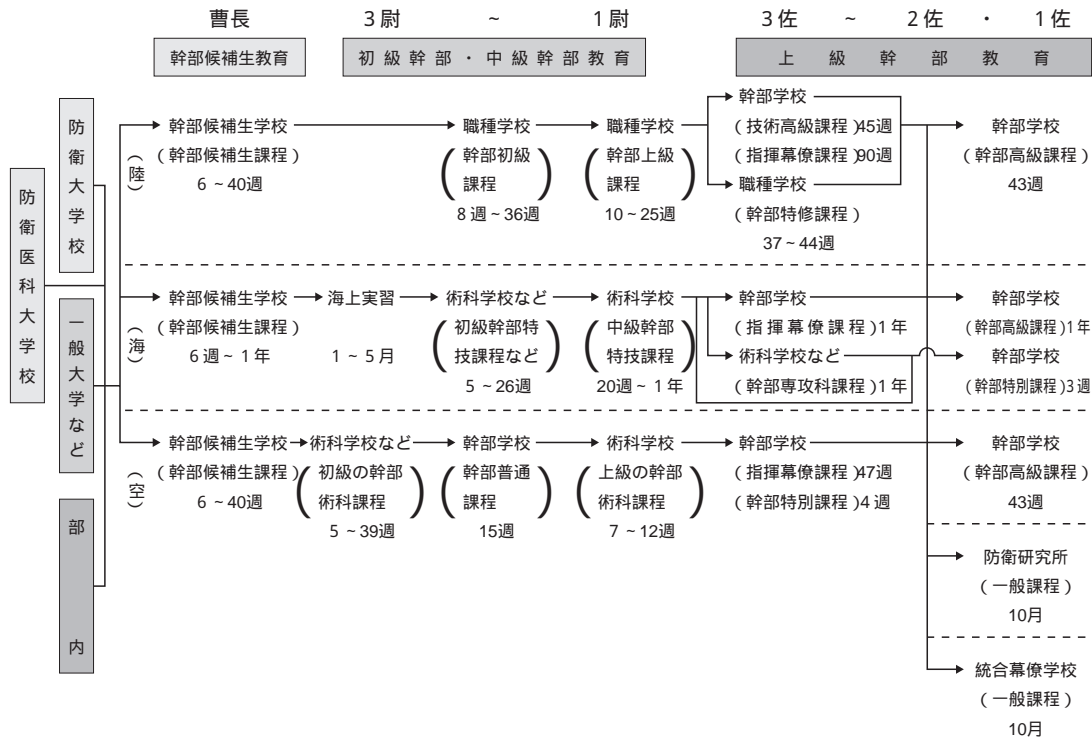
- (1) 規律を部隊の生命とし、法令の遵守と命令に対する服従は、誠実厳正に行なう。
- (2) 命令を適切にするとともに、自覚に基づく積極的な服従の習性を育成する。

5 団結の強化

- (1) 卓越した統率と情味ある結合のなかに、苦難と試練に耐える集団としての確信をつちかう。
- (2) 陸、海、空、心を一にして精強に励み、祖国と民族の存立のため、全力をつくしてその負託にこたえる。

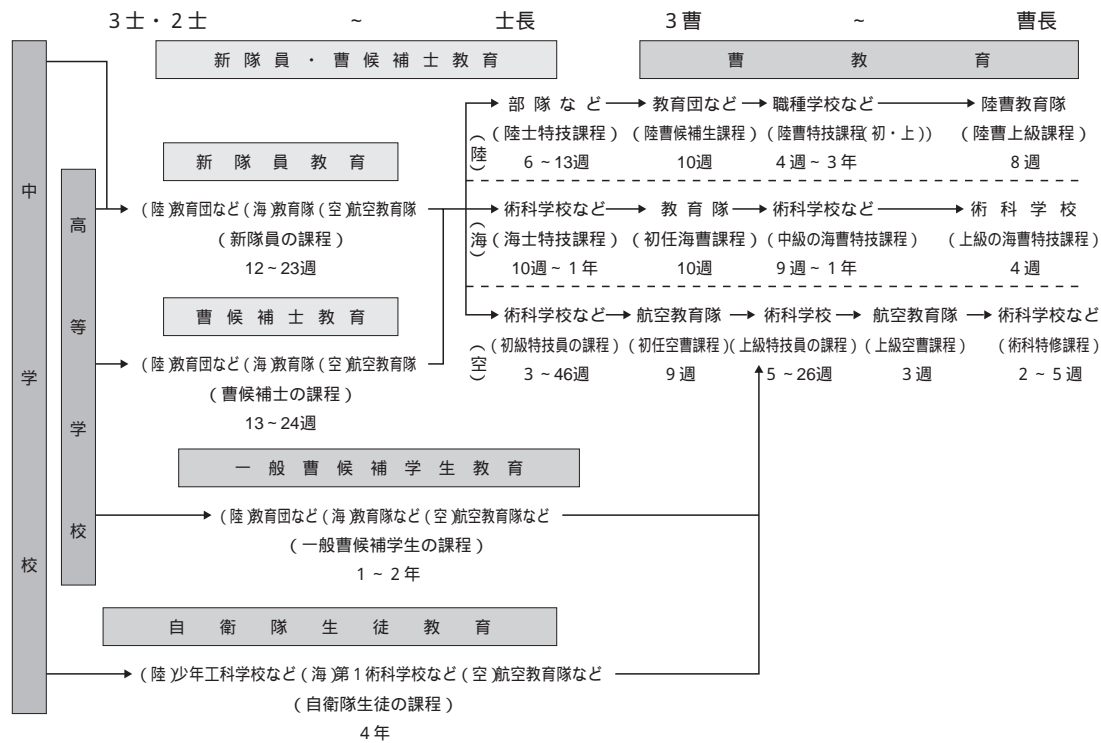
資料53 自衛官の教育体系の概要

1 幹部自衛官及び幹部候補生



資料

2 曹士自衛官



資料54 留学生受入実績 (平成16年度)

(単位:人)

機関名	米 国	タ イ	韓 国	豪 州	インド ネシア	中 国	シンガ ポール	ベト ナム	ルーマ ニア	カンボ ジア	マレー シア	フィリ ピン	パキス タン	モン ゴル	小 計
防 衛 研 究 所	2	1	1	1		1		1							7
防 衛 大 学 校		7	5		2			3	1	2	1			5	26
陸 上 自 衛 隊 (幹部学校等)	1		4									1			6
海 上 自 衛 隊 (幹部学校等)	1	1	1				1								4
航 空 自 衛 隊 (幹部学校等)	1	4	4												9
統 合 幕 僚 会 議 (統幕学校)													1		1
合 計	5	13	15	1	2	1	1	4	1	2	1	1	1	5	53

資料55 近年防衛庁において開発が完了した主要な装備品など

区 分	項 目	開発期間 (年度)	概 要
航空機	観測ヘリコプター (OH-1)	92~99	陸上自衛隊の観測用に使用しているOH-6Dの後継機として開発された、小型の観測ヘリコプター。
	支援戦闘機 (F-2)	88~00	F-1の後継機としての支援戦闘機。
	哨戒ヘリコプター (艦載型)	97~04	現有のSH-60Jをベースとして、対潜能力及び対水上作戦能力などを向上させた艦載型の哨戒ヘリコプター。
誘導武器	99式空対空誘導弾	94~98	2000年代初頭以降の空対空戦闘において脅威となる航空機などに有効に対処し得る中距離空対空ミサイル。
	01式軽対戦車誘導弾	97~00	84mm無反動砲の後継として、操作人員の減少と残存性の向上を図った軽量の対戦車ミサイル。
	03式中距離地对空誘導弾	96~02	改良ホークの後継として、省人化・省力化を図り、機動性に富んだ中距離地对空ミサイル。
	04式空対空誘導弾	98~03	2000年代初頭に予想される脅威航空機との目視可能距離内での空対空戦闘に有効に対処するために使用する短距離空対空ミサイル。
火器・車両	99式自走155mmりゅう弾砲	94~98	75式自走155mmりゅう弾砲の後継として開発された、遠方から近距離まで広い地域における火力戦闘に使用できる自走可能なりゅう弾砲。
	軽装甲機動車	97~00	普通科部隊などに装備し、機動的に戦闘を行えるようにするための車両。
	155mmりゅう弾砲用多目的弾	96~02	155mmりゅう弾砲から射撃され、主として多数の軽装甲目標を制圧するために使用する多目的弾。
艦艇・水中武器	97式魚雷	89~96	MK46の後継として開発された、航空機及び水上艦に搭載し、敵潜水艦攻撃に使用する魚雷。
	次期潜水艦システム	97~02	潜水艦に装備し、潜水艦の戦闘能力を効果的に発揮するための新たな推進システム及び潜水艦統合制御システム。
電子機器	水上艦用新戦術情報処理装置	92~00	護衛艦に装備し、対空戦、対水上戦及び対潜戦において個艦戦闘能力を効果的に発揮し得る装置。
	基幹連隊指揮統制システム	01~04	普通科・戦車連(大)隊などに装備し、近接戦闘に必要な情報の収集・処理・伝達と近接戦闘部隊の指揮統制を迅速・的確に実施するためのシステム。

資料56 調達方法別の装備品などの調達額の推移

(単位: 億円)

年度	区分	国内調達額 (A)	輸 入			合 計 (E = A + D)	国内調達額 の比率 (%) (A / E)
			一般輸入額 (B)	有償援助額 (C)	小 計 (D = B + C)		
平5 (93)		16,408	1,356	1,574	2,930	19,338	84.8
6 (94)		17,349	1,195	1,056	2,251	19,600	88.5
7 (95)		18,131	914	598	1,512	19,642	92.3
8 (96)		18,725	938	541	1,478	20,204	92.7
9 (97)		18,479	1,173	376	1,548	20,027	92.3
10 (98)		17,344	1,127	348	1,474	18,818	92.2
11 (99)		17,704	1,185	390	1,575	19,280	91.8
12 (00)		17,685	1,249	439	1,687	19,372	91.3
13 (01)		17,971	1,156	489	1,646	19,617	91.6
14 (02)		17,218	1,326	1,101	2,427	19,645	87.6
15 (03)		17,598	1,292	1,006	2,298	19,896	88.4

- (注) 1 「国内調達額」、「一般輸入額」及び「有償援助額」は、それぞれ「装備品など調達契約額調査」の当該年度結果による。
 2 有償援助額は、日米相互防衛援助協定に基づき、米国政府から調達した装備品などの金額である。
 3 数値は、四捨五入によっているので、計と付合しないことがある。

資料57 日本の防衛生産額などの推移

(単位：百万円)

年度	項目	防衛庁向け生産額 (A)	特需額 (B)	防衛生産総額 (C=A+B)	工業生産総額 (D)	比率(%) (C/D)
平5(93)		1,781,404	1,659	1,783,063	310,130,630	0.57
6(94)		1,827,273	1,501	1,828,774	298,039,512	0.61
7(95)		1,856,821	1,090	1,857,911	306,625,837	0.61
8(96)		1,959,113	1,394	1,960,507	313,617,190	0.63
9(97)		1,857,573	1,356	1,858,929	323,914,665	0.57
10(98)		1,739,827	947	1,740,774	305,510,465	0.57
11(99)		1,802,944	753	1,803,697	289,879,438	0.62
12(00)		1,841,631	1,174	1,842,805	318,104,966	0.58
13(01)		1,859,443	1,374	1,860,817	286,045,175	0.65
14(02)		1,840,037		1,840,037	268,205,996	0.69
15(03)		1,792,869		1,792,869	273,404,240	0.66

- (注) 1 「防衛庁向け生産額」は、「装備品等の統計調査に関する訓令」により実施された「装備品等調達契約額調査」による。ただし、昭和37年度以降の「航空機」及び「武器弾薬」については、経済産業省経済産業政策局調査統計部編「機械統計年報」による。
- 2 「特需額」は、昭和44年度までは通商産業省貿易振興局輸出業務課編「特需調査」によっていたが、昭和45年度以降は、同調査が行われなくなったため、経済産業省経済産業政策局調査統計部編「機械統計年報」による「航空機」の数値のみを計上した。なお、平成14年度から同年報の「航空機」の数値が「防衛庁及び特需」と統合されたので、「防衛庁向け生産額」に含めて計上している。
- 3 「工業生産額」は、経済産業省経済産業政策局調査統計部編「工業統計表」による。ただし、「航空機」及び「武器弾薬」については、「機械統計年報」による。また、昭和42年度までは、従業者10人以上の事業所について、昭和51年度までは従業者20人以上の事業所について、昭和52年度以降は従業者4人以上の事業所についての調査となっている。
- 4 「比率」は小数点第3位で四捨五入している。

資料58 自衛隊・防衛問題に関する世論調査(平成14年度)

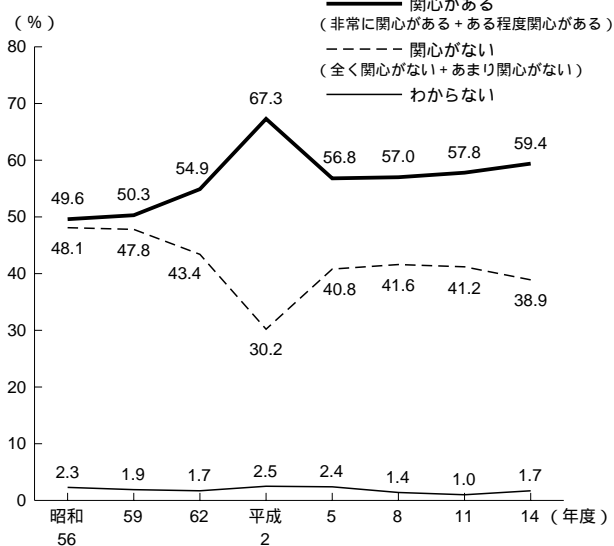
(http://www8.cao.go.jp/survey/h14/h14-bouei/index.html)

今回の調査の概要

調査時期：平成15年1月16日～1月26日
 調査対象：全国20歳以上の者3,000人
 有効回収数(率)：2,126人(70.9%)
 調査方法：調査員による個別面接聴取
 調査機関：内閣府大臣官房政府広報室

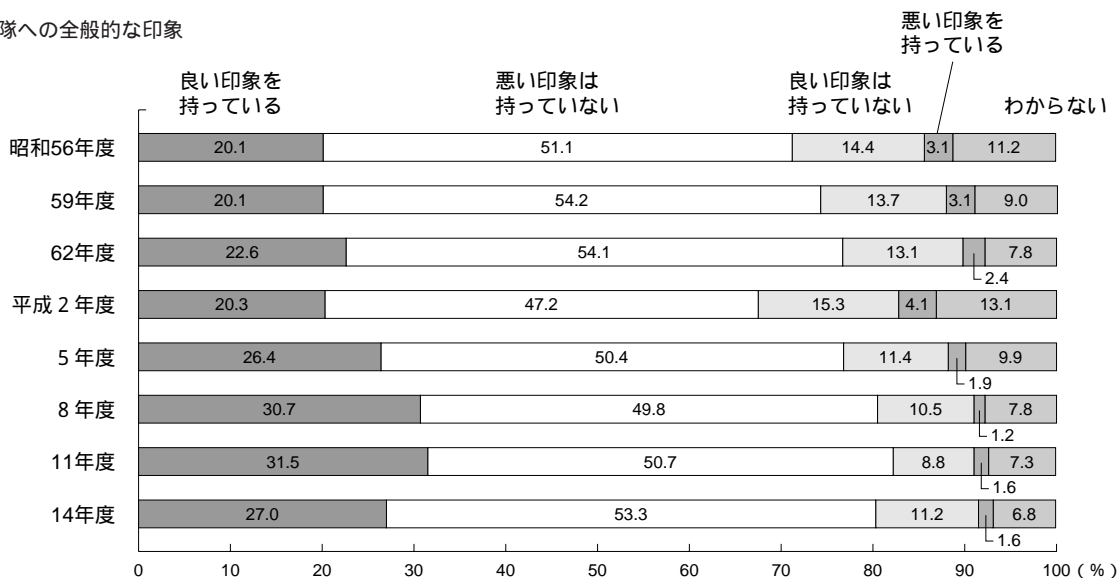
(注) 結果数値(%)は、表章単位未満を四捨五入しており合計と合わない場合がある。

1 自衛隊・防衛問題への関心

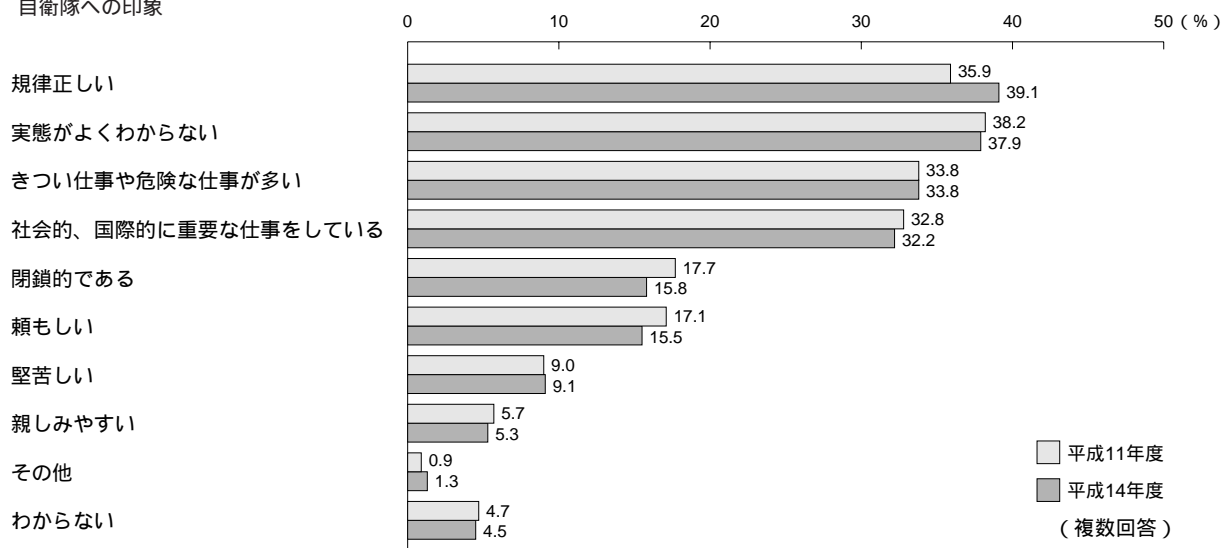


2 自衛隊に対する印象

自衛隊への全般的な印象

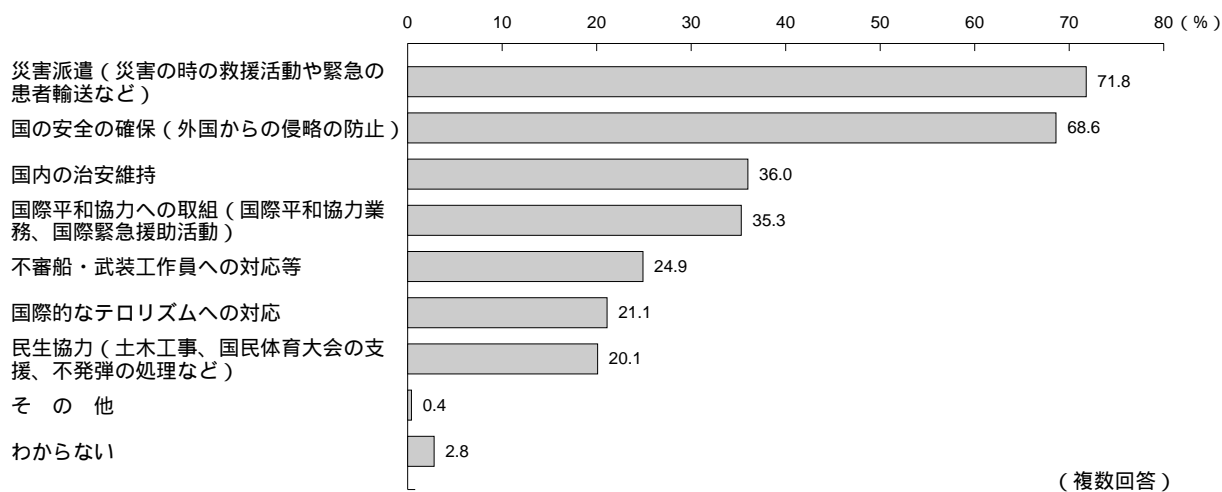


自衛隊への印象



3 自衛隊の役割に対する意識

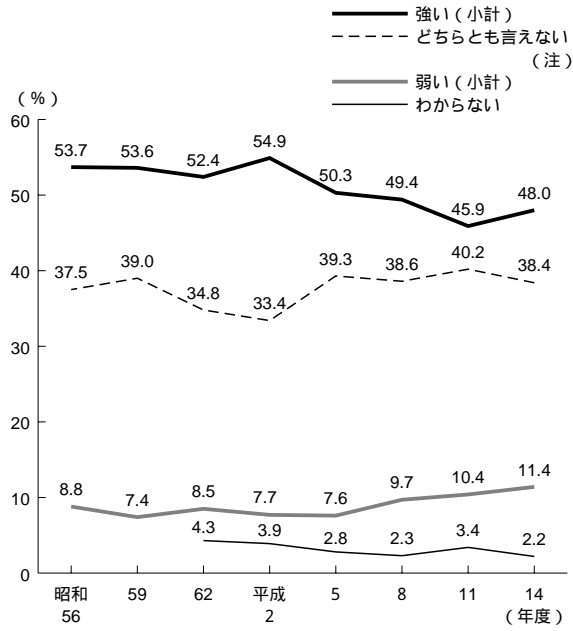
自衛隊が存在する目的



資料

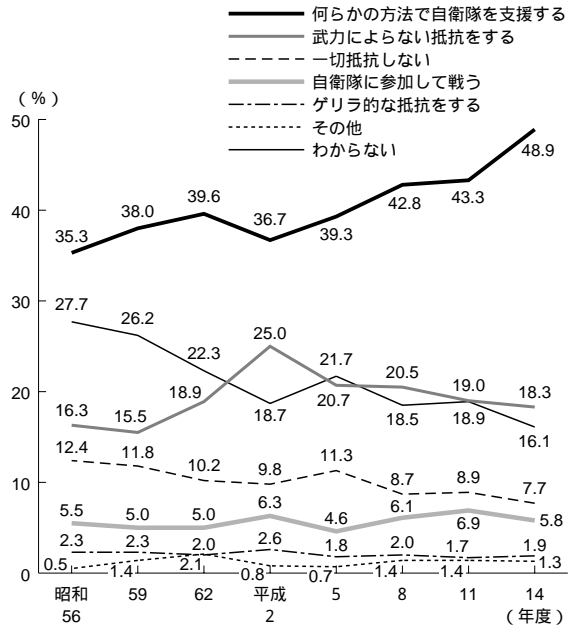
4 防衛についての意識

「国を守る」気持ちの強さ



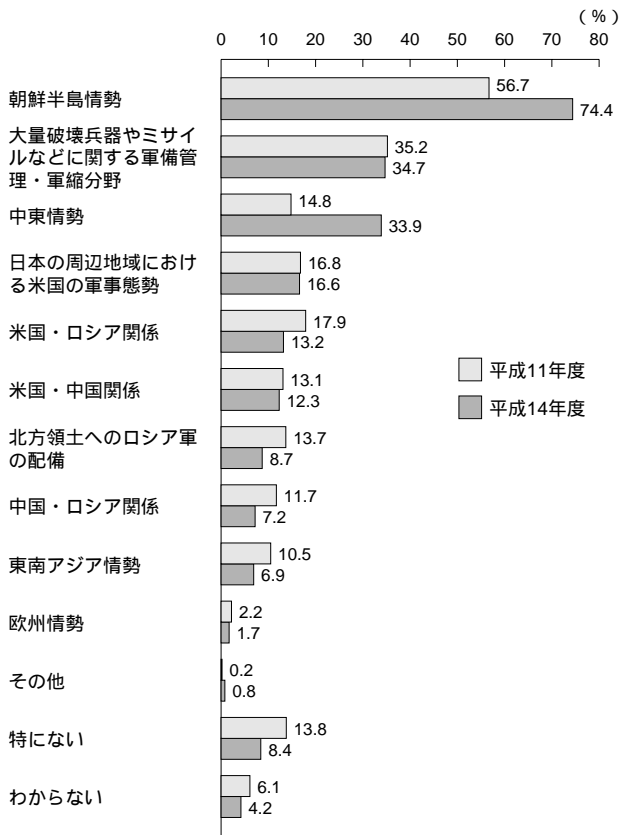
(注) 昭和59年11月以前の調査では、「どちらとも言えない(わからない)」となっている。

外国から侵略された場合の態度



日本の平和と安全の面から関心を持っていること

(3つまでの複数回答)



資料

資料59 防衛庁における情報公開の実績（平成16年度）

1 開示請求件数

	防衛庁	防衛施設庁
開示請求受付件数	607	355

2 開示決定等件数

	防衛庁	防衛施設庁
開示決定等件数	725	363
開示決定	318	237
部分開示決定	315	94
不開示決定	92	32

3 不服申立て

	防衛庁	防衛施設庁
不服申立て件数	100	4

4 訴訟件数

	防衛庁	防衛施設庁
訴訟件数	0	1

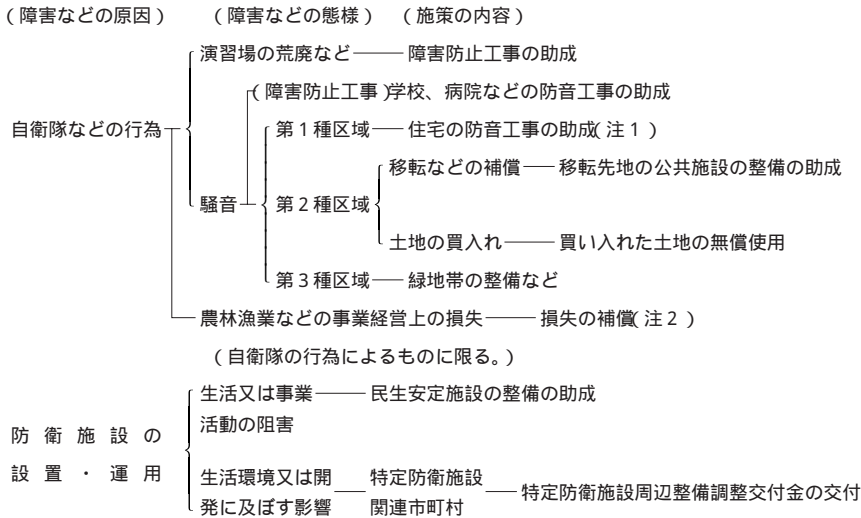
資料60 防衛庁における政策評価の実績（平成16年度）

防衛庁における政策評価は、政策や施策などの効果について、事前、中間又は事後の時点において、その必要性や効率性などの観点から評価を行い、その結果を政策や施策などの企画立案に反映させるほか、防衛庁ホームページへの掲載などにより、広く国民に公表する制度である。

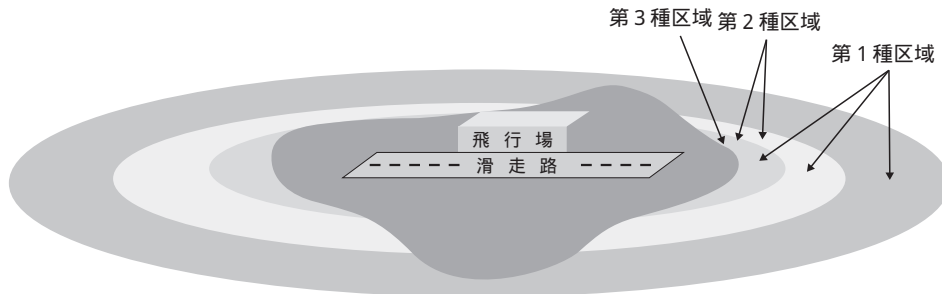
「政策評価及び実施庁の実績評価」 <http://www.jda.go.jp/j/info/hyouka/index.html>

区 分		対 象
事 業 評 価	事前の事業評価	予算要求に関連する事業のうち防衛庁が翌年度から新規に実施しようとするもの 「救難飛行艇（US-2（仮称）」）など20件
	中間段階の事業評価	予算要求に関連する事業のうち防衛庁が当年度又はそれ以前から継続して翌年度に実施しようとするもの 「多用途ヘリコプター（UH-60JA）」など3件
	事後の事業評価	予算要求に関連する事業のうち防衛庁が実施を完了したもの 「基幹連隊指揮統制システム」など15件
総 合 評 価		防衛庁の任務遂行のための制度、計画、政策方針など 「本庁内部部局の組織改編について」など12件
実 績 評 価		防衛庁の主要な政策の中から、実績評価方式による評価の特性を勘案し、計画的に評価を実施しようとするもの 「防衛庁における環境への配慮」1件

資料61 防衛施設周辺地域の生活環境の整備などの施策の概要



- (注1) 1 第1種区域、第2種区域、第3種区域
 飛行場などの周辺で航空機の騒音に起因する障害の度合に応じて次のように定める。
 第1種区域：WECPNL75以上の区域
 第2種区域：第1種区域内で、WECPNL90以上の区域
 第3種区域：第2種区域内で、WECPNL95以上の区域
- 2 WECPNL (Weighted Equivalent Continuous Perceived Noise Level、加重等価継続感覚騒音レベル)
 特に夜間の騒音を重視して、音響の強度のほかにその頻度、継続時間などの諸要素を加味して、人の生活に与える影響を評価する航空機騒音の単位である。



(注2) 在日米軍などの行為によるものについては、「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」(1953年制定)により損失の補償を行っている。

資料62 23事案の概要

(2005. 5. 1現在)

施設名	範囲	面積 (ha)	種別				備考
			安保協	軍転協	県知事	米軍	
[返還済]							
陸軍貯油施設	1. 浦添・宜野湾市間のパイプライン	4					平.2.12.31.返還
キャンプ瑞慶覧	2. 地下通信用マンホール等部分(登川)	0.1					平.3.9.30.返還
北部訓練場	3. 国頭村(伊部岳)地区、東村(高江)地区	480					平.5.3.31.返還
	4. 県道名護国頭線以南の一部	(256)					
キャンプ・シュワブ	5. 国道329号沿いの一部(辺野古)	1					平.5.3.31.返還
牧港補給地区補助施設	6. 全部	0.1					平.5.3.31.返還
那覇冷凍倉庫	7. 全部	建物					平.5.3.31.返還
砂辺倉庫	8. 全部	0.3					平.5.6.30.返還
八重岳通信所	9. 南側(名護市)及び北側(本部町)	19					平.6.9.30.返還
キャンプ桑江	(19. 東側部分の南側)	2					平.6.12.31.返還
	10. 全部	62					
恩納通信所	11. 東側部分	(26)					平.7.11.30.返還
	12. 南側の一部(桃原)	2					
嘉手納飛行場	13. 全部	0.1					平.8.12.31.返還
知花サイト	14. 金武町内の一部(金武)	3					平.8.12.31.返還
嘉手納弾薬庫地区	(21. 国道58号沿い東側部分(喜納~比謝)南西隅部分(山中エリア))	74					平.11.3.25.返還
	15. 嘉手納バイパス(国道58号西側)	3					平.11.3.25.返還
	(21. ごみ焼却施設用地部分)	9					平.17.3.31.返還
トリイ通信施設	16. 嘉手納バイパス	4					平.11.3.31.返還
工兵隊事務所	17. 全部	4					平.14.9.30.返還
	18. 北側部分(伊平)	38					
キャンプ桑江	(19. 国道58号沿い)	(5)					平.15.3.31.返還
		707	6	7	2	3	
[返還合意後、返還未了事案] 16施設、18事案							
キャンプ桑江	19. 東側部分の北側(桑江)	0.5					平.7.12.21.返還合意、平.11.4.22.及び平.13.12.21.変更合意(跡地利用計画策定時点または南側部分返還時点のいずれか早い時点での返還)
キャンプ瑞慶覧	20. 泡瀬ゴルフ場	47					平.8.3.28.返還合意(嘉手納弾薬庫地区にゴルフ場を移設後返還、現在、移設先地の環境影響評価実施中)
嘉手納弾薬庫地区	21. 旧東恩納弾薬庫部分	101					平.8.3.28.返還合意(弾薬庫を移設、泡瀬ゴルフ場の移設整備後残地を返還)
普天間飛行場	22. 東側沿いの土地(中原~宜野湾)	4					平.8.3.28.返還合意(巡回道路等移設後返還)
キャンプ・ハンセン	23. 東シナ海側斜面の一部(名護市)	162					平.7.12.21.返還合意、平.11.4.22.及び平.16.2.12.変更合意(地元から跡地利用計画策定のために更に更に5年間(2回目の延期:計10年間延期)の返還延期要請があり、返還期限を平成20年末まで延期)
5施設、5事案		323	3	1	1	0	
合計		1,021	9	8	3	3	

(注) 1 面積欄の()内の数字は、直上の範囲と重複しているもので内数である。
 2 種別欄の印は、事案に含まれる範囲が、別の事案と重複する部分の項目を便宜的に表示しているもの。
 3 範囲欄の番号は、事案(計23事案)の区別のため、便宜的に表示したもの。
 4 種別欄中の「安保協」は、第15回及び第16回日米安全保障協議委員会会合で了承された沖縄県における施設・区域の整理統合計画のうち平成2年6月当時までに返還が実施されていない事案、「軍転協」は、沖縄県知事が会長を務める沖縄県軍用地転用促進・基地問題協議会の返還要望事案、「県知事」は、当時の西銘沖縄県知事が米国政府に対し行った施設・区域の返還要望事案、「米軍」は、米側が沖縄における施設・区域のうち返還可能とした事案である。



資料63 SACO最終報告（仮訳）

（平成8年12月2日）

沖縄に関する特別行動委員会（SACO）は、平成7年11月に、日本国政府及び米国政府によって設置された。両国政府は、沖縄県民の負担を軽減し、それにより日米同盟関係を強化するために、SACOのプロセスに着手した。

この共同の努力に着手するに当たり、SACOのプロセスの付託事項及び指針が日米両国政府により定められた。すなわち、日米双方は、日米安全保障条約及び関連取極の下におけるそれぞれの義務との両立を図りつつ、沖縄県における米軍の施設及び区域を整理、統合、縮小し、また、沖縄県における米軍の運用の方法を調整する方策について、SACOが日米安全保障協議委員会（SCC）に対し勧告を作成することを決定した。このようなSACOの作業は、1年で完了するものとされた。

平成8年4月15日に開催されたSCCは、いくつかの重要なイニシアティブを含むSACO中間報告を承認し、SACOに対し、平成8年11月までに具体的な実施スケジュールを付した計画を完成し、勧告するよう指示した。

SACOは、日米合同委員会とともに、一連の集中的かつ綿密な協議を行い、中間報告に盛り込まれた勧告を実施するための具体的な計画及び措置をとりまとめた。

本日、SCCにおいて、池田大臣、久間長官、ベリー長官及びモンデール大使は、このSACO最終報告を承認した。この最終報告に盛り込まれた計画及び措置は、実施されれば、沖縄県の地域社会に対する米軍活動の影響を軽減することとなる。同時に、これらの措置は、安全及び部隊の防護の必要性に応えつつ、在日米軍の能力及び即応態勢を十分に維持することとなる。沖縄県における米軍の施設及び区域の総面積（共同使用の施設及び区域を除く。）の約21パーセント（約5,002ヘクタール）が返還される。

SCCの構成員は、このSACO最終報告を承認するにあたり、一年間にわたるSACOのプロセスの成功裡の結実を歓迎し、また、SACO最終報告の計画及び措置の着実かつ迅速な実施を確保するために共同の努力を継続するとの強い決意を強調した。このような理解の下、SCCは、各案件を実現するための具体的な条件を取り扱う実施段階における両国間の主たる調整の場として、日米合同委員会を指定した。地域社会との所要の調整が行われる。

また、SCCは、米軍の存在及び地位に関連する諸問題に対応し、米軍と日本の地域社会との間の相互理解を深めるために、あらゆる努力を行うとの両国政府のコミットメントを再確認した。これに関連して、SCCは、主として日米合同委員会における調整を通じ、これらの目的のための努力を維持すべきことに合意した。

SCCの構成員は、SCC自体と日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）が、前記の日米合同委員会における調整を監督し、適宜指針を与えることに合意した。また、SCCは、SSCに対し、最重要課題の一つとして沖縄に関連する問題に真剣に取り組み、この課題につき定期的にSCCに報告するよう指示した。

平成8年4月の日米安全保障共同宣言に従い、SCCは、国際情勢、防衛政策及び軍事態勢についての緊密な協議、両国間の政策調整並びにより平和的で安定的なアジア太平洋地域の安全保障情勢に向けた努力の重要性を強調した。SCCは、SSCに対し、これらの目的を追求し、同時に、沖縄に関連する問題に取り組むよう指示した。

土地の返還

普天間飛行場 付属文書のとおり

北部訓練場

以下の条件の下で、平成14年度末までを目途に、北部訓練場の過半（約3,987ヘクタール）を返還し、また、特定の貯水池（約159ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

- ・北部訓練場の残余の部分から海への出入を確保するため、平成9年度末までを目途に、土地（約38ヘクタール）及び水域（約121ヘクタール）を提供する。
- ・ヘリコプター着陸帯を、返還される区域から北部訓練場の残余の部分に移設する。

安波訓練場

北部訓練場から海への出入のための土地及び水域が提供された後に、平成9年度末までを目途に、安波訓練場（約480ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除し、また、水域（約7,895ヘクタール）についての米軍の共同使用を解除する。

ギンバル訓練場

ヘリコプター着陸帯が金武ブルー・ビーチ訓練場に移設され、また、その他の施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成9年度末までを目途に、ギンバル訓練場（約60ヘクタール）を返還する。

楚辺通信所

アンテナ施設及び関連支援施設がキャンプ・ハンセンに移設された後に、平成12年度末までを目途に、楚辺通信所（約53ヘクタール）を返還する。

読谷補助飛行場

パラシュート降下訓練が伊江島補助飛行場に移転され、また、楚辺通信所が移設された後に、平成12年度末までを目途に、読谷補助飛行場（約191ヘクタール）を返還する。

キャンプ桑江

海軍病院がキャンプ瑞慶覧に移設され、キャンプ桑江内の残余の施設がキャンプ瑞慶覧又は沖縄県の他の米軍の施設及び区域に移設された後に、平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江の大部分（約99ヘクタール）を返還する。

瀬名波通信施設

アンテナ施設及び関連支援施設がトリイ通信施設に移設された後に、平成12年度末までを目途に、瀬名波通信施設（約61ヘクタール）を返還する。ただし、マイクロ・ウェーブ塔部分（約0.1ヘクタール）は、保持される。

牧港補給地区

国道58号を拡幅するため、返還により影響を受ける施設が牧港補給地区の残余の部分に移設された後に、同国道に隣接する土地（約3ヘクタール）を返還する。

那覇港湾施設

浦添埠頭地区（約35ヘクタール）への移設と関連して、那覇港湾施設（約57ヘクタール）の返還を加速化するため最大限の努力を共

同で継続する。

住宅統合（キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧）

平成19年度末までを目途に、キャンプ桑江及びキャンプ瑞慶覧の米軍住宅地区を統合し、これらの施設及び区域内の住宅地区の土地の一部を返還する。（キャンプ瑞慶覧については約83ヘクタール、さらにキャンプ桑江については35ヘクタールが、それぞれ住宅統合により返還される。このキャンプ桑江についての土地面積は、上記のキャンプ桑江の頂の返還面積に含まれている。）

訓練及び運用の方法の調整

県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練

平成9年度中にこの訓練が日本本土の演習場に移転された後に、危機の際に必要な砲兵射撃を除き、県道104号線越え実弾砲兵射撃訓練を取り止める。

パラシュート降下訓練

パラシュート降下訓練を伊江島補助飛行場に移転する。

公道における行軍

公道における行軍は既に取り止められている。

騒音軽減イニシアティブの実施

嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置

平成8年3月に日米合同委員会により発表された嘉手納飛行場及び普天間飛行場における航空機騒音規制措置に関する合意は、既に実施されている。

KC - 130ハーキュリーズ航空機及びAV - 8ハリアー航空機の移駐

現在普天間飛行場に配備されている12機のKC - 130航空機を、適切な施設が提供された後、岩国飛行場に移駐する。岩国飛行場から米国への14機のAV - 8航空機の移駐は完了した。

嘉手納飛行場における海軍航空機及びMC - 130航空機の運用の移転

嘉手納飛行場における海軍航空機の運用及び支援施設を、海軍駐機場から主要滑走路の反対側に移転する。これらの措置の実施スケジュールは、普天間飛行場の返還に必要な嘉手納飛行場における追加的な施設の整備の実施スケジュールを踏まえて決定される。嘉手納飛行場におけるMC - 130航空機を平成8年12月末までに海軍駐機場から主要滑走路の北西隅に移転する。

嘉手納飛行場における遮音壁

平成9年度末までを目途に、嘉手納飛行場の北側に新たな遮音壁を建設する。

普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用の制限

米軍の運用上の即応態勢と両立する範囲内で、最大限可能な限り、普天間飛行場における夜間飛行訓練の運用を制限する。

地位協定の運用の改善

事故報告

平成8年12月2日に発表された米軍航空機事故の調査報告書の提供手続に関する新しい日米合同委員会合意を実施する。

さらに、良き隣人たらんとした米軍の方針の一環として、米軍の部隊・装備品等及び施設に係る全ての主要な事故につき、日本政府及び適当な地方公共団体の職員に対して適時の通報が確保されるようあらゆる努力が払われる。

日米合同委員会合意の公表

日米合同委員会合意を一層公表することを追求する。

米軍の施設及び区域への立入

平成8年12月2日に日米合同委員会により発表された米軍の施設及び区域への立入に関する新しい手続を実施する。

米軍の公用車両の表示

米軍の公用車両の表示に関する措置についての合意を実施する。全ての非戦闘用米軍車両には平成9年1月までに、その他の全ての米軍車両には平成9年10月までに、ナンバー・プレートが取り付けられる。

任意自動車保険

任意自動車保険に関する教育計画が拡充された。さらに、米側は、自己の発意により、平成9年1月から、地位協定の下にある全ての人員を任意自動車保険に加入させることを決定した。

請求に対する支払い

次の方法により、地位協定第18条6項の下の請求に関する支払い手続を改善するよう共同の努力を行う。

- ・前払いの請求は、日米両国政府がそれぞれの手続を活用しつつ、速やかに処理し、また、評価する。前払いは、米国の法令によって認められる場合には常に、可能な限り迅速になされる。
- ・米側当局による請求の最終的な裁定がなされる前に、日本側当局が、必要に応じ、請求者に対し無利子の融資を提供するとの新たな制度が、平成9年度末までに導入される。
- ・米側政府による支払いが裁判所の確定判決による額に満たない過去の事例は極めて少ない。しかし、仮に将来そのような事例が生じた場合には、日本政府は、必要に応じてその差額を埋めるため、請求者に対し支払いを行うよう努力する。

検疫手続

12月2日に日米合同委員会により発表された更改された合意を実施する。

キャンプ・ハンセンにおける不発弾除去

キャンプ・ハンセンにおいては、米国における米軍の射場に適用されている手続と同等のものである米海兵隊の不発弾除去手続を引き続き実施する。

日米合同委員会において、地位協定の運用を改善するための努力を継続する。

普天間飛行場に関するSACO最終報告（仮訳）

（この文書は、SACO最終報告の不可分の一部をなすものである。）

（平成8年12月2日、東京）

1. はじめに

- (a) 平成8年12月2日に開催された日米安全保障協議委員会（SCC）において、池田外務大臣、久間防衛庁長官、ペリー国防長官及びモンデル大使は、平成8年4月15日の沖縄に関する特別行動委員会（SACO）中間報告及び同年9月19日のSACO現状報告に対するコミットメントを再確認した。両政府は、SACO中間報告を踏まえ、普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力を維持しつつ、同飛行場の返還及び同飛行場に所在する部隊・装備等の沖縄県における他の米軍施設及び区域への移転について適切な方策を決定するための作業を行ってきた。SACO現状報告は、普天間に関する特別作業班に対し、3つの具体的代替案、すなわち(1)ヘリポートの嘉手納飛行場への集約、(2)キャンプ・シュワブにおけるヘリポートの建設、並びに(3)海上施設の開発及び建設について検討するよう求めた。
- (b) 平成8年12月2日、SCCは、海上施設案を追求するとのSACOの勧告を承認した。海上施設は、他の2案に比べて、米軍の運用能力を維持するとともに、沖縄県民の安全及び生活の質にも配慮するとの観点から、最善の選択であると判断される。さらに、海上施設は、軍事施設として使用する間は固定施設として機能し得る一方、その必要性が失われたときには撤去可能なものである。
- (c) SCCは、日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）の監督の下に置かれ、技術専門家のチームにより支援される日米の作業班（普天間実施委員会（FIG：Futenma Implementation Group）と称する。）を設置する。FIGは、日米合同委員会とともに作業を進め、遅くとも平成9年12月までに実施計画を作成する。この実施計画についてSCCの承認を得た上で、FIGは、日米合同委員会と協力しつつ、設計、建設、試験並びに部隊・装備等の移転について監督する。このプロセスを通じ、FIGはその作業の現状について定期的にSSCに報告する。

2. SCCの決定

- (a) 海上施設の建設を追求し、普天間飛行場のヘリコプター運用機能の殆どを吸収する。この施設の長さは約1,500メートルとし、計器飛行への対応能力を備えた滑走路（長さ約1,300メートル）、航空機の運用のための直接支援、並びに司令部、整備、後方支援、厚生機能及び基地業務支援等の間接支援基盤を含む普天間飛行場における飛行活動の大半を支援するものとする。海上施設は、ヘリコプターに係る部隊・装備等の駐留を支援するよう設計され、短距離で離発着できる航空機の運用をも支援する能力を有する。
- (b) 岩国飛行場に12機のKC-130航空機を移駐する。これらの航空機及びその任務の支援のための関連基盤を確保すべく、同飛行場に追加施設を建設する。
- (c) 現在の普天間飛行場における航空機、整備及び後方支援に係る活動であって、海上施設又は岩国飛行場に移転されないものを支援するための施設については、嘉手納飛行場において追加的に整備を行う。
- (d) 危機の際に必要な可能性のある代替施設の緊急時における使用について研究を行う。この研究は、普天間飛行場から海上施設への機能移転により、現有の運用上の柔軟性が低下することから必要となるものである。
- (e) 今後5乃至7年以内に、十分な代替施設が完成し運用可能になった後、普天間飛行場を返還する。

3. 準拠すべき方針

- (a) 普天間飛行場の重要な軍事的機能及び能力は今後も維持することとし、人員及び装備の移転、並びに施設の移設が完了するまでの間も、現行水準の即応性を保ちつつ活動を継続する。
- (b) 普天間飛行場の運用及び活動は、最大限可能な限り、海上施設に移転する。海上施設の滑走路が短い同施設では対応できない運用上の能力及び緊急事態対処計画の柔軟性（戦略空輸、後方支援、緊急代替飛行場機能及び緊急時中継機能等）は、他の施設によって十分に支援されなければならない。運用、経費又は生活条件の観点から海上施設に設置することが不可能な施設があれば、既存の米軍施設及び区域内に設置する。
- (c) 海上施設は、沖縄本島の東海岸沖に建設するものとし、棧橋又はコーズウェイ（連絡路）により陸地と接続することが考えられる。建設場所の選定においては、運用上の所要、空域又は海上交通路における衝突の回避、漁船の出入、環境との調和、経済への影響、騒音規制、残存性、保安、並びに他の米国の軍事施設又は住宅地区への人員アクセスについての利便性及び受入可能性を考慮する。
- (d) 海上施設の設計においては、荒天や海象に対する上部構造物、航空機、装備及び人員の残存性、海上施設及び当該施設に所在するあらゆる装備についての腐食対策・予防措置、安全性、並びに上部構造物の保安を確保するため、十分な対策を盛り込むこととする。支援には、信頼性があり、かつ、安定的な燃料供給、電気、真水その他のユーティリティ及び消耗資材を含めるものとする。さらに、海上施設は、短期間の緊急事態対処活動において十分な独立的活動能力を有するものとする。
- (e) 日本政府は、日米安全保障条約及び地位協定に基づき、海上施設その他の移転施設を米軍の使用に供するものとする。また、日米両政府は、海上施設の設計及び取得に係る決定に際し、ライフ・サイクル・コストに係るあらゆる側面について十分な考慮を払うものとする。
- (f) 日本政府は、沖縄県民に対し、海上施設の構想、建設場所及び実施日程を含めこの計画の進捗状況について継続的に明らかにしていくものとする。

4. ありうべき海上施設の工法

日本政府の技術者等からなる「技術支援グループ」（TSG）は、政府部外の大学教授その他の専門家からなる「技術アドバイザー・グループ」（TAG）の助言を得つつ、本件について検討を行ってきた。この検討の結果、次の3つの工法がいずれも技術的に実現可能とされた。

- (a) 杭式棧橋方式（浮体工法）：海底に固定した多数の鋼管により上部構造物を支持する方式。
- (b) 箱（ボンツーン）方式：鋼製の箱形ユニットからなる上部構造物を防波堤内の静かな海域に設置する方式。
- (c) 半潜水（セミサブ）方式：潜没状態にある下部構造物の浮力により上部構造物を波の影響を受けない高さに支持する方式。

5. 今後の段取り

- (a) FIGは、SCCに対し海上施設の建設のための候補水域を可能な限り早期に勧告するとともに、遅くとも平成9年12月までに詳細な実施計画を作成する。この計画の作成に当たり、構想の具体化・運用所要の明確化、技術的性能諸元及び工法、現地調査、環境分析、並びに最終的な構想の確定及び建設地の選定という項目についての作業を完了することとする。
- (b) FIGは、施設移設先において、運用上の能力を確保するため、施設の設計、建設、所要施設等の設置、実用試験及び新施設への運用

の移転を含む段階及び日程を定めるものとする。

(c) FIGは、定期的な見直しを行うとともに、重要な節目において海上施設計画の実現可能性について所要の決定を行うものとする。

資料64 普天間飛行場の移設に係る政府方針

(平成11年12月28日)
閣議決定

政府においては、沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、「沖縄に関する特別行動委員会」(以下「SACO」という)最終報告の着実な実現に向けて、全力で取り組んできたところである。

SACO最終報告において大きな課題となっている普天間飛行場の移設・返還について、平成11年11月22日、沖縄県知事は移設候補地を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とする旨表明し、更に12月27日、名護市長から同飛行場代替施設に係る受け入れの表明が行われた。

こうした中で、沖縄県及び地元から、住民生活や自然環境への特別の配慮、移設先及び周辺地域の振興、沖縄県北部地域の振興及び駐留軍用地跡地の利用の促進等の要請が寄せられてきたところである。

政府としては、こうした経緯及び要請に基づき、本件に係る12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえつつ、今後下記の方針に基づき取り組むこととする。

記

普天間飛行場代替施設について

普天間飛行場代替施設(以下「代替施設」という)については、軍民共用空港を念頭に整備を図ることとし、米国とも緊密に協議しつつ、以下の諸点を踏まえて取り組むこととする。

1. 基本計画の策定

建設地点を「キャンプ・シュワブ水域内名護市辺野古沿岸域」とし、今後、代替施設の工法及び具体的建設場所の検討を含めて基本計画の策定を行う。基本計画の策定に当たっては、移設先及び周辺地域(以下「地域」という)の住民生活に著しい影響を与えない施設計画となるよう取り組むものとする。

代替施設の工法及び具体的建設場所については、地域住民の意向を尊重すべく、沖縄県及び地元地方公共団体とよく相談を行い、最善の方法をもって対処することとする。

2. 安全・環境対策

(1) 基本方針

地域の住民生活及び自然環境に著しい影響を及ぼすことのないよう最大限の努力を行うものとする。

(2) 代替施設の機能及び規模

代替施設については、SACO最終報告における普天間飛行場移設に伴う機能及び民間飛行場としての機能の双方の確保を図る中で、安全性や自然環境に配慮した最小限の規模とする。

(3) 環境影響評価の実施等

環境影響評価を実施するとともに、その影響を最小限に止めるための適切な対策を講じる。

必要に応じて、新たな代替環境の積極的醸成に努めることとし、そのために必要な研究機関等の設置に努める。

(4) 代替施設の使用に関する協定の締結

地域の安全対策及び代替施設から発生する諸問題の対策等を講じるため、飛行ルート、飛行時間の設定、騒音対策、航空機の夜間飛行及び夜間飛行訓練、廃弾処理等、名護市における既存施設・区域の使用に関する対策、その他環境問題、代替施設内への地方公共団体の立入りにつき、地方公共団体の意見が反映したものとなるよう、政府は誠意をもって米国政府と協議を行い、政府関係当局と名護市との間で協定を締結し、沖縄県が立ち会うものとする。

(5) 協議機関等の設置

代替施設の基本計画の策定に当たっては、政府、沖縄県及び地元地方公共団体間で協議機関を設置し、協議を行うこととする。

また、航空機騒音や航空機の運用に伴う事故防止等、生活環境や安全性、自然環境への影響等について、専門的な考察による客観的な分析・評価を行えるよう、政府において、適切な体制を確保することとする。

(6) 実施体制の確立

代替施設の基本計画に基づく建設及びその後の運用段階においても、適切な協議機関等を設置し、地域の住民生活に著しい影響を及ぼさないよう取り組むこととする。また、協議機関においては、代替施設の使用に関する協定及び環境問題についての定期的なフォローアップを行うこととする。

3. 使用期限問題

政府としては、代替施設の使用期限については、国際情勢もあり厳しい問題があるとの認識を有しているが、沖縄県知事及び名護市長から要請がなされたことを重く受け止め、これを米国政府との話し合いの中で取り上げるとともに、国際情勢の変化に対応して、本代替施設を含め、在沖縄米軍の兵力構成等の軍事態勢につき、米国政府と協議していくこととする。

4. 関連事項

(1) 米軍施設・区域の整理・統合・縮小への取組

沖縄県における米軍施設・区域の負担を軽減するため、県民の理解と協力を得ながら、SACO最終報告を踏まえ、さらなる米軍施設・区域の計画的、段階的な整理・統合・縮小に向けて取り組む。

(2) 日米地位協定の改善

地位協定の運用改善について、誠意をもって取り組み、必要な改善に努める。

(3) 名護市内の既存の米軍施設・区域に係る事項

キャンプ・シュワブ内の廃弾処理については、市民生活への影響に配慮し、所要の対策について取り組む。

辺野古弾薬庫の危険区域の問題について取り組む。

キャンプ・シュワブ内の兵站地区に現存するヘリポートの普天間飛行場代替施設への移設については、米国との話し合いに取り組む。

地域の振興について

1. 普天間飛行場移設先及び周辺地域の振興

代替施設の入りに伴い新たな負担を担うこととなる地域の振興については、平成11年12月17日の第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙1の方針により、確実な実施を図ることとする。

2. 沖縄県北部地域の振興

沖縄県北部地域の振興については、上記第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙2の方針により、確実な実施を図ることとする。

3. 駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等

沖縄における駐留軍用地跡地利用の促進及び円滑化等については、上記第14回沖縄政策協議会の了解を踏まえ、今後、別紙3の方針により、確実な実施を図ることとする。

(別紙1～3省略)

参照条文

資料65 日本国憲法(抄)

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

第六十六条 内閣は、法律の定めるところにより、その首長たる内閣総理大臣及びその他の國務大臣でこれを組織する。

内閣総理大臣その他の國務大臣は、文民でなければならない。

内閣は、行政権の行使について、国会に対し連帯して責任を負ふ。

資料66 日米安全保障条約第五条

第五条 各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従って共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従って直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

資料67 日米安全保障条約第六条

第六条 日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定(改正を含む。)に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

資料68 自衛隊法第七条

(内閣総理大臣の指揮監督権)

第七条 内閣総理大臣は、内閣を代表して自衛隊の最高の指揮監督権を有する。

資料69 自衛隊法第七十六条

(防衛出動)

第七十六条 内閣総理大臣は、我が国に対する外部からの武力攻撃(以下「武力攻撃」という。)が発生した事態又は武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至つた事態に際して、我が国を防衛するため必要があると認める場合には、自衛隊の全部又は一部の出動を命ずることができる。この場合においては、武力攻撃事態等における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律(平成十五年法律七十九号)第九条の定めるところにより、国会の承認を得なければならない。

2 内閣総理大臣は、出動の必要がなくなつたときは、直ちに、自衛隊の撤収を命じなければならない。

資料70 自衛隊法第七十七条の四

(国民保護等派遣)

第七十七条の四 長官は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は武力攻撃事態等対策本部長から同条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る国民の保護のための措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

2 長官は、都道府県知事から武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第八十三条において準用する同法第十五条第一項の規定による要請を受けた場合において事態やむを得ないと認めるとき、又は緊急対処事態対策本部長から同法第八十三条において準用する同法第十五条第二項の規定による求めがあつたときは、内閣総理大臣の承認を得て、当該要請又は求めに係る緊急対処保護措置を実施するため、部隊等を派遣することができる。

資料71 自衛隊法第八十二条の二

(弾道ミサイル等に対する破壊措置)

- 第八十二条の二** 長官は、弾道ミサイル等(弾道ミサイルその他その落下により人命又は財産に対する重大な被害が生じると認められる物体であつて航空機以外のものをいう。以下同じ。)が我が国に飛来するおそれがあり、その落下による我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため必要があると認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、自衛隊の部隊に対し、我が国に向けて現に飛来する弾道ミサイル等を我が国領域又は公海(海洋法に関する国際連合条約に規定する排他的経済水域を含む。)の上空において破壊する措置をとるべき旨を命ずることができる。
- 長官は、前項に規定するおそれがなくなつたと認めるときは、内閣総理大臣の承認を得て、速やかに、同項の命令を解除しなければならない。
 - 長官は、第一項の場合のほか、事態が急変し同項の内閣総理大臣の承認を得るいとまがなく我が国に向けて弾道ミサイル等が飛来する緊急の場合における我が国領域における人命又は財産に対する被害を防止するため、長官が作成し、内閣総理大臣の承認を受けた緊急対処要領に従い、あらかじめ、自衛隊の部隊に対し、同項の命令をすることができる。この場合において、長官は、その命令に係る措置をとるべき期間を定めるものとする。
 - 前項の緊急対処要領の作成及び内閣総理大臣の承認に関し必要な事項は、政令で定める。
 - 内閣総理大臣は、第一項又は第三項の規定による措置がとられたときは、その結果を、速やかに、国会に報告しなければならない。

資料72 自衛隊法第八十三条

(災害派遣)

- 第八十三条** 都道府県知事その他政令で定める者は、天災地変その他の災害に際して、人命又は財産の保護のため必要があると認められる場合には、部隊等の派遣を長官又はその指定する者に要請することができる。
- 長官又はその指定する者は、前項の要請があり、事態やむを得ないと認められる場合には、部隊等を救援のため派遣することができる。ただし、天災地変その他の災害に際し、その事態に照らし特に緊急を要し、前項の要請を待ついとまがないと認められるときは、同項の要請を待たないで、部隊等を派遣することができる。
 - 庁舎、営舎その他の防衛庁の施設又はこれらの近傍に火災その他の災害が発生した場合においては、部隊等の長は、部隊等を派遣することができる。
 - 第一項の要請の手続は、政令で定める。
 - 第一項から第三項までの規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第二条第四項に規定する武力攻撃災害及び同法第八十三条において準用する同法第十四条第一項に規定する緊急処理事態における災害については、適用しない。

資料73 自衛隊法第九十二条の三

(国民保護等派遣時の権限)

- 第九十二条の三** 警察官職務執行法第四条、第五条並びに第六条第一項、第三項及び第四項の規定は、警察官がその場にいない場合に限り、第七十七条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。この場合において、同法第四条第二項中「公安委員会」とあるのは、「長官の指定する者」と読み替えるものとする。
- 警察官職務執行法第七条の規定は、警察官又は海上保安官若しくは海上保安官補がその場にいない場合に限り、第七十七条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の職務の執行について準用する。
 - 第八十九条第二項の規定は、前項において準用する警察官職務執行法第七条の規定により自衛官が武器を使用する場合について準用する。
 - 海上保安庁法第十六条の規定は、第七十七条の三の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について、同法第十八条の規定は、海上保安官がその場にいない場合に限り、第七十七条の三の規定により派遣を命ぜられた海上自衛隊の三等海曹以上の自衛官の職務の執行について準用する。
 - 第七十七条の三の規定により派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、第一項において準用する警察官職務執行法第五条若しくは第二項において準用する同法第七条に規定する措置をとつたとき、又は前項において準用する海上保安庁法第十八条に規定する措置をとつたときは、直ちに、その旨を警察官又は海上保安官に通知しなければならない。

資料74 自衛隊法第九十三条の二

(弾道ミサイル等に対する破壊措置のための武器の使用)

- 第九十三条の二** 第八十二条の二第一項又は第三項の規定により措置を命ぜられた自衛隊の部隊は、弾道ミサイル等の破壊のため必要な武器を使用することができる。

資料75 自衛隊法第九十六条の二

(防衛秘密)

- 第九十六条の二** 長官は、自衛隊についての別表第四に掲げる事項であつて、公になつていないもののうち、我が国の防衛上特に秘匿することが必要であるもの(日米相互防衛援助協定等に伴う秘密保護法(昭和二十九年法律第百六十六号)第一条第三項に規定する特別防衛秘密に該当するものを除く。)を防衛秘密として指定するものとする。
- 前項の規定による指定は、次の各号のいずれかに掲げる方法により行わなければならない。
 - 政令で定めるところにより、前項に規定する事項を記録する文書、図画若しくは物件又は当該事項を化体する物件に標記を付すこと。
 - 前項に規定する事項の性質上前号の規定によることが困難である場合において、政令で定めるところにより、当該事項が同項の規定の適用を受けることとなる旨を当該事項を取り扱う者に通知すること。

- 3 長官は、自衛隊の任務遂行上特段の必要がある場合に限り、国の行政機関の職員のうち防衛に関連する職務に従事する者又は防衛庁との契約に基づき防衛秘密に係る物件の製造若しくは役務の提供を業とする者に、政令で定めるところにより、防衛秘密の取扱いの業務を行わせることができる。
- 4 長官は、第一項及び第二項に定めるもののほか、政令で定めるところにより、第一項に規定する事項の保護上必要な措置を講ずるものとする。

資料76 自衛隊法第九十七条

(都道府県等が処理する事務)

第九十七条 都道府県知事及び市町村長は、政令で定めるところにより、自衛官の募集に関する事務の一部を行う。

- 2 長官は、警察庁及び都道府県警察に対し、自衛官の募集に関する事務の一部について協力を求めることができる。
- 3 第一項の規定により都道府県知事及び市町村長の行う事務並びに前項の規定により都道府県警察の行う協力に要する経費は、国庫の負担とする。

資料77 自衛隊法第二百二十二条

第二百二十二条 防衛秘密を取り扱うことを業務とする者がその業務により知得した防衛秘密を漏らしたときは、五年以下の懲役に処する。防衛秘密を取り扱うことを業務としなくなつた後においても、同様とする。

- 2 前項の未遂罪は、罰する。
- 3 過失により、第一項の罪を犯した者は、一年以下の禁錮又は三万円以下の罰金に処する。
- 4 第一項に規定する行為の遂行を共謀し、教唆し、又は煽動した者は、三年以下の懲役に処する。
- 5 第二項の罪を犯した者又は前項の罪を犯した者のうち第一項に規定する行為の遂行を共謀したものが自首したときは、その刑を減輕し、又は免除する。
- 6 第一項から第四項までの罪は、刑法第三条の例に従う。

資料78 自衛隊法別表第四

別表第四 (第九十六条の二関係)

- 一 自衛隊の運用又はこれに関する見積り若しくは計画若しくは研究
- 二 防衛に関し収集した電波情報、画像情報その他の重要な情報
- 三 前号に掲げる情報の収集整理又はその能力
- 四 防衛力の整備に関する見積り若しくは計画又は研究
- 五 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物(船舶を含む。第八号及び第九号において同じ。)の種類又は数量
- 六 防衛の用に供する通信網の構成又は通信の方法
- 七 防衛の用に供する暗号
- 八 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの仕様、性能又は使用方法
- 九 武器、弾薬、航空機その他の防衛の用に供する物又はこれらの物の研究開発段階のもの製作、検査、修理又は試験の方法
- 十 防衛の用に供する施設の設計、性能又は内部の用途(第六号に掲げるものを除く。)

資料79 国際連合憲章第五十一条

この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、個別的又は集団的自衛の固有の権利を害するものではない。この自衛権の行使に当つて加盟国がとつた措置は、直ちに安全保障理事会に報告しなければならない。また、この措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持又は回復のために必要と認める行動をいつでもこの憲章に基く権能及び責任に対しては、いかなる影響も及ぼすものではない。

防衛年表

年	防 衛	国 内	国 際
1945 (昭20)		8.15 第2次大戦終了 8.17 東久邇内閣成立 9.2 GHQ設置 10.9 幣原内閣成立 10.15 参謀本部・軍令部廃止 11.30 陸・海軍省廃止	10.24 国際連合成立
1946 (昭21)		1.27 GHQ、琉球列島・小笠原群島の日本行政権停止指令 2.26 極東委員会成立 4.5 第1回対日理事会開催 4.24 沖縄民政府発足 5.3 極東国際軍事裁判開廷 5.22 吉田内閣成立 11.3 日本国憲法公布	1.10 国際連合第1回総会開幕(ロンドン、~2.14) 3.5 チャーチル、「鉄のカーテン」演説 10.1 ニュールンベルグ国際裁判判決 12.19 第1次インドシナ戦争開始
1947 (昭22)		5.3 日本国憲法施行 6.1 片山内閣成立 12.17 警察法公布(国家地方警察、自治体警察設置)	3.12 トルーマン・ドクトリン発表 6.5 マーシャル・プラン発表 10.5 コミンフォルム設置
1948 (昭23)		3.10 芦田内閣設立 4.27 海上保安庁法公布 10.15 吉田内閣成立 11.12 極東国際軍事裁判判決	4.1 ソ連、ベルリン封鎖(~49.5.12) 5.14 第1次中東戦争開始(~49.2.24) 6.26 ベルリン空輸開始 8.15 大韓民国成立 9.9 朝鮮民主主義人民共和国成立
1949 (昭24)		7.5 下山事件 7.15 三鷹事件 8.17 松川事件	1.25 コメコン設置 4.4 北大西洋条約12か国署名(8.24発効) 4.21 国共会談決裂、中共軍総攻撃開始 5.6 ドイツ連邦共和国(西独)成立 9.24 ソ連、原爆所有を公表 10.1 中華人民共和国成立 10.7 ドイツ民主共和国(東独)成立 12.7 国民党政権、台湾へ移転
1950 (昭25)	7.8 マッカーサー元帥、警察予備隊75,000人創設、海上保安庁8,000人増員を許可 8.10 警察予備隊令公布・施行 8.13 警察予備隊一般隊員募集開始 8.14 警察予備隊初代増原長官就任 9.7 警察予備隊本部、国警本部から越中島へ移転	6.21 米國務省ダレス顧問来日 11.24 米、対日講和7原則発表	1.27 米、NATO諸国とMSA協定署名 2.14 中・ソ友好同盟相互援助条約署名 6.25 朝鮮戦争(~53.7.27) 7.7 朝鮮派遣の国連軍創設 9.15 国連軍・仁川上陸 10.25 中国人民志願軍、朝鮮戦争に参戦 12.18 北大西洋条約防衛委員会、NATO軍創設決定
1951 (昭26)	1.23 大橋國務大臣、警察予備隊担当に決定 3.1 陸士・海兵等出身者(1、2等警察士要員)特別募集開始 10.20 小月部隊、ルース台風による山口県北河内村の災害救援のため初出動	1.29 第1回吉田・ダレス会談(講和会議交渉) 9.8 対日講和49か国署名 10.26 日米安全保障条約署名 衆議院、講和・安保両条約を承認(11.18参議院)	8.30 米・比相互防衛条約署名 9.1 オーストラリア、ニュージーランド、米国間3国安全保障(ANZUS)条約署名
1952 (昭27)	2.28 日米行政協定署名 4.26 海上保安庁に海上警備隊発足 7.26 日米施設区域協定署名 7.31 保安庁法公布 8.1 保安庁設置 吉田首相、保安庁長官を兼務警備隊発足 10.15 保安隊発足 10.30 木村長官就任	4.28 日華平和条約署名 対日講和・日米安全保障条約発効 極東委員会・対日理事会・GHQ廃止 5.1 メーデー、皇居前広場で暴動化 7.21 破壊活動防止法公布・施行	1.18 韓国「隣接海洋に対する主権宣言(李承晩ライン)」 5.26 米・英・仏、対独平和取極署名 5.27 欧州防衛共同体(EDC)条約署名 10.3 英国、初の原爆実験 11.1 米、初の水爆実験
1953 (昭28)	1.1 在日米保安顧問団発足 4.1 保安大学校(後の防衛大学校)開校 10.30 池田・ロバートソン会談、自衛力漸増の共同声明	8.1 武器等製造法公布 12.25 奄美群島復帰	3.5 スターリン・ソ連首相死去 7.27 朝鮮休戦協定署名 8.12 ソ連、初の水爆実験 10.1 米・韓相互防衛条約署名
1954 (昭29)	3.8 MDA協定署名 5.14 日米艦艇貸与協定署名 6.2 参議院、自衛隊の海外出動禁止決議 6.9 防衛庁設置法・自衛隊法・MDA協定等に伴う秘密保護法公布 7.1 防衛庁設置、陸・海・空自衛隊発足 12.10 大村長官就任	3.1 第5福竜丸事件 12.10 鳩山内閣成立	3.1 米、ビキニ水爆実験 7.21 インドシナ休戦に関するジュネーブ協定署名 9.3 中国人民解放軍、金門・馬祖初砲撃 9.8 東南アジア集団防衛条約(SEATO)署名 12.2 米台相互防衛条約署名
1955 (昭30)	3.19 杉原長官就任 5.6 米軍北富士演習場で実射・反対闘争激化 7.31 砂田長官就任 11.22 船田長官就任	5.8 砂川基地闘争始まる 8.6 第1回原水禁世界大会開催(広島) 8.31 重光・ダレス会談、日米安保条約改定について共同声明 11.14 日米原子力協定署名 12.19 原子力基本法公布	4.18 アジア・アフリカ会議(バンドン) 5.5 西独、NATOに正式加盟 5.14 ワルシャワ条約署名

年	防衛	国内	国際
1956 (昭31)	1.30 防衛分担金削減についての日米共同声明 3.22 MDA協定に基づく日米特許権及び技術上の知識交流協定署名 3.23 防衛庁露が開庁舎へ移転 7.2 国防会議構成法公布 9.20 F-86F戦闘機国内生産第1号機領収 12.23 石橋首相、防衛庁長官を兼務	2.9 衆議院原水爆実験禁止決議(2.10参議院) 10.19 日・ソ国交回復に関する共同宣言 12.18 日本、国連に加盟 12.23 石橋内閣成立	2.14 ソ連共産党第20回大会でスターリン批判がなされ、フルシチョフ平和共存路線を採択 4.17 ソ連、コミンフォルム解散を発表 7.26 ナセル・エジプト大統領スエズ運河の国有化宣言 10.23 ハンガリー動乱 10.29 第2次中東戦争(スエズ戦争)(~11.6)
1957 (昭32)	1.31 岸臨時首相代理、防衛庁長官を兼務 2.2 小滝長官就任 5.20 「国防の基本方針」国防会議・閣議決定 6.14 「防衛力整備目標」(1次防)国防会議決定、閣議了解 6.21 岸・アイゼンハワー会談、在日米軍早期引揚げに関する共同声明 7.10 津島長官就任	2.25 岸内閣成立 3.15 参議院、原水爆禁止決議 8.6 日米安全保障委員会発足	5.15 英国、初の水爆実験 8.26 ソ連、ICBM実験に成功と発表 10.4 ソ連、世界初の人工衛星スプートニク1号打上げ成功 11.23 世界共産党会議、モスクワ宣言
1958 (昭33)	1.14 第1回遠洋練習航海(ハワイ、~2.28) 2.17 航空自衛隊、対領空侵犯措置を開始 6.12 左藤長官就任	4.18 衆議院、原水爆禁止決議 9.11 藤山・ダレス会談(ワシントン)、安保改定同意 10.4 安保改定日米会談始まる	10.23 ダレス・蒋介石会談、本土反攻否定の共同声明 12.17 米国、ICBMアトラスの試射に成功
1959 (昭34)	1.12 伊能長官就任 6.18 赤城長官就任	3.30 東京地裁、砂川事件について米軍駐留違憲と判決 12.16 最高裁、砂川事件の原判決を破棄	8.25 中・印国境紛争 9.18 フルシチョフ・ソ連首相、国連で全面完全軍縮を提案 9.27 米ソ首脳会談、キャンブデービッド共同声明 12.1 南極条約署名
1960 (昭35)	1.11 防衛庁、桧町庁舎へ移転 7.19 江崎長官就任 12.8 西村長官就任	1.19 日米安全保障新条約署名(6.23発効) 7.19 池田内閣成立	2.13 フランス、初の原爆実験 5.1 米U-2型機撃墜事件(ソ連上空) 7.20 米国、SLBMポラリスの水中発射に成功 12.20 南ベトナム民族解放戦線結成
1961 (昭36)	1.13 「陸上自衛隊の部隊改編」(13個師団への改編)国防会議決定、1.20閣議報告 7.18 藤枝長官就任 「第2次防衛力整備計画」国防会議・閣議決定		5.16 韓国で軍事クーデター、軍事政権成立 7.6 ソ・朝友好協力相互援助条約署名 7.11 中・朝友好協力相互援助条約署名 8.13 ベルリンの壁構築
1962 (昭37)	7.18 志賀長官就任 11.1 防衛施設庁発足 11.9 志賀長官、現職長官として初の訪米(~11.26)		10.20 中・印国境紛争(~11.22) 10.24 米海軍、キューバ海上隔離(~11.20) 10.28 フルシチョフ・ソ連首相、キューバのミサイル撤去声明
1963 (昭38)	7.18 福田長官就任	8.14 日本、部分的核実験禁止条約署名	6.20 米・ソのホットライン協定署名 8.14 米・英・ソ、部分的核実験禁止条約署名(10.10発効)
1964 (昭39)	7.18 小泉長官就任	6.15 部分的核実験禁止条約、日本について発効 11.9 佐藤内閣成立 11.12 米原潜(シードラゴン)初めて日本に寄港(佐世保)	8.2 トンキン湾事件 10.16 中国、初の原爆実験に成功
1965 (昭40)	2.10 国会、三矢研究に関する質疑 6.3 松野長官就任 11.20 砕氷艦「ふじ」、初めて南極観測協力に出港(~66.4.8)	6.22 日韓基本条約署名	2.7 米軍、北爆開始 9.1 第2次印・パ紛争(~9.22)
1966 (昭41)	8.1 上林山長官就任 11.29 「第3次防衛力整備計画の大綱」国防会議・閣議決定 12.3 増田長官就任		5.16 中国、文化大革命開始 7.1 フランス、NATO軍事機構を脱退 10.27 中国、初の核ミサイル実験成功
1967 (昭42)	3.13 「第3次防衛力整備計画の主要項目」国防会議決定、3.14閣議決定	3.29 札幌地裁、恵庭事件判決	6.5 第3次中東戦争(~6.9) 6.17 中国、初の水爆実験成功 7.1 EC結成 8.8 東南アジア諸国連合(ASEAN)結成
1968 (昭43)	11.30 有田長官就任	1.19 米原子力空母(エンタープライズ号)初めて日本に寄港(佐世保) 6.26 小笠原諸島復帰	1.23 北朝鮮、米海軍の情報収集艦(ブエロ号)をだ捕 5.13 第1回ベトナム和平公式会談(パリ) 7.1 核不拡散条約署名 8.20 ソ連・東欧軍、チェコ・スロバキア侵入 8.24 仏、南太平洋で水爆初実験
1969 (昭44)	1.10 「F-4E 104機の国産」国防会議決定、閣議了解	11.21 佐藤・ニクソン共同声明(安保条約継続、72年沖縄返還)	3.2 珍宝島(ダマンスキー島)にて中・ソ武力衝突 6.10 南ベトナム臨時革命政府樹立宣言 7.2 ニクソン・ドクトリン発表

年	防 衛		国 内		国 際	
1970 (昭45)	1.14 10.20	中曽根長官就任 第1回防衛白書「日本の防衛」発表	2.3 2.11 3.31 6.23 11.25	日本、核不拡散条約署名 国産初の人工衛星打上げ成功 「よど号」事件 日米安保条約自動継続 三島由紀夫、陸上自衛隊東部 方面総監部(市ヶ谷)で割腹 自殺	1.24 3.5 8.12	ワルシャワ条約機構統合軍結成(7か国) 核不拡散条約発効 西独・ソ連武力不行使条約に署名
1971 (昭46)	6.29 7.5 7.30 8.2 12.3	沖縄防衛取極(久保・カーチス取極) 署名 増原長官就任 全日空機、自衛隊機と衝突(零石) 西村長官就任 江崎長官就任	6.17 11.24	沖縄返還協定署名 衆議院非核決議	2.11 9.30 10.25 12.3	海底軍事利用禁止条約署名 核戦争の危険を減少するための措置に関する米 ソ間協定署名 国連総会、中国招請・台湾追放決議 第3次印・パ紛争(～12.17)
1972 (昭47)	2.7 4.17 7.7 10.9	「第4次防衛力整備5か年計画の大綱」 国防会議決定、2.8閣議決定 「自衛隊の沖縄配備」国防会議決定、 4.18閣議報告 増原長官就任 「4次防の主要項目」、「文民統制強化 の措置」など国防会議・閣議決定	1.7 4.10 5.15 7.7 9.29	佐藤・ニクソン共同声明、沖 縄返還・基地縮小で合意 日本、生物兵器禁止条約署名 沖縄返還 田中内閣成立 田中首相訪中、日中国交正常 化	2.28 4.10 5.26 7.3 12.21	ニクソン米大統領訪中、米・中共同声明 生物兵器禁止条約署名 ニクソン米大統領訪ソ、SALT 署名、ABM制 限に関する協定署名 印・パ平和協定署名 東西両独基本条約署名
1973 (昭48)	1.23 2.1 5.30 7.1	第14回日米安保協議委員会、在日基 地整理統合(関東計画)に合意 防衛庁「平和時の防衛力」発表 山中長官就任 自衛隊の沖縄防空任務開始	9.7 9.21 10.8	札幌地裁、自衛隊違憲判決(長 沼判決) 日本、北ベトナムと国交樹立 日ソ首脳会談(モスクワ)	1.27 3.29 6.22 10.6 10.17	ベトナム和平協定署名(1.28停戦) 米軍、ベトナム撤兵完了 ブレジネフ・ソ連書記長訪米、核戦争防止協定 署名 第4次中東戦争(～10.25) アラブ石油輸出機構の10か国、石油の供給 削減決定
1974 (昭49)	4.25 11.12 12.9	防衛医科大学校開校 宇野長官就任 坂田長官就任	12.9	三木内閣成立	5.18 7.3	インド、初の地下核実験 ニクソン米大統領訪ソ、地下核実験制限条約署 名
1975 (昭50)	8.29	日米防衛首脳会談 (坂田・シュレジンジャー、東京)			3.26 4.30 8.1 11.15	生物兵器禁止条約発効 サイゴン陥落、南ベトナム政府、無条件降伏 欧州安全保障・協力会議(CSCE)、最終文書 を採択(ヘルシンキ) 第1回主要国首脳会議(ランブイエ、～11.17) 以降毎年開催
1976 (昭51)	6.4 7.8 9.6 10.29 11.5 12.24	第2回防衛白書「日本の防衛」発表(以 降毎年発表) 防衛協力小委員会設置 ミグ25、函館空港に強行着陸 「防衛計画の大綱について」国防会議・ 閣議決定 「当面の防衛力整備について」など国 防会議・閣議決定 三原長官就任	6.8 12.24	核不拡散条約、日本について 発効 福田内閣成立	7.2 8.18 9.9	ベトナム社会主義共和国(統一ベトナム)正式 発足 板門店米軍将校殺害事件 毛沢東中国共産党主席死去
1977 (昭52)	4.15 8.10 11.28 12.28	防衛計画の体系化確立 防衛庁、有事法制研究を開始 金丸長官就任 「F-15、P-3C導入」国防会議決定、 12.29閣議了解	7.1	海洋二法(200海里漁業水域 法、領海12海里法)施行	6.30 8.1	SEATO解体(条約は存続) 北朝鮮、日本海及び黄海に軍事境界線を設定
1978 (昭53)	9.21 11.27 12.7	防衛庁、有事法制研究のあり方、目的 等を公表 (空)初の日米共同訓練(三沢東方・ 秋田西方、～12.1) 「日米防衛協力のための指針」日米安 保協議委員会了承、11.28国防会議で 審議の上閣議報告了承 山下長官就任	8.12 12.7	日中平和友好条約署名(北京) 大平内閣成立	9.7 12.16 12.25	キャンプデービッド合意 米台相互防衛条約破棄 ベトナム軍、カンボジア侵攻
1979 (昭54)	1.11 7.17 7.25 11.9	「E-2C導入」国防会議・閣議決定 「中期業務見直しについて(昭和55年 度～昭和59年度)」発表 山下長官、現職長官として初の訪韓 (～7.26) 久保田長官就任	11.9	第2次大平内閣発足	1.1 1.7 2.1 2.17 3.26 6.18 10.26 12.27	米中国交正常化 ブノンベン陥落、「ヘン・サムリン政権」樹立 発表 イラン、イスラム革命 中・越紛争(～3.5) エジプト・イスラエル平和条約署名 SALT 署名 朴正熙韓国大統領射殺事件 ソ連、アフガニスタン侵攻
1980 (昭55)	2.4 2.26 7.17	細田長官就任 海上自衛隊、リムパックに初参加 (～3.18) 大村長官就任	7.17 12.1	鈴木内閣成立 総合安全保障関係閣僚会議設 置	4.11 5.18 9.22	中・ソ友好同盟相互援助条約失効 中国、初めて南太平洋へ向けてのICBM実験 イラン・イラク両国、本格的交戦状態に入る
1981 (昭56)	4.22 10.1 11.30	防衛庁、「有事法制の研究について」 で研究対象となる法令の区分等を公表 (陸)初の日米共同訓練(通信訓練) (東富士、～10.3) 伊藤長官就任	11.30	鈴木改造内閣発足	12.13	ポーランド、戒厳令布告、救国軍事評議会を設 置

年	防 衛	国 内	国 際
1982 (昭57)	2.15 (陸)初の日米共同指揮所訓練(滝ヶ原、~2.19) 5.15 駐留軍用地特措法に基づき、沖縄所在施設・区域内の一部土地の使用を開始 7.23 「56中期業務見送り」を国防会議に報告、了承 11.27 谷川長官就任	6.8 生物兵器禁止条約、日本について発効 6.9 CCW本体、第 議定書、第 議定書、第 議定書締結 9.9 最高裁、長沼ナイキ基地訴訟判決 11.27 中曽根内閣成立	4.2 フォークランド紛争(~6.14) 6.6 イスラエル軍、レバノン侵攻 6.29 第1次米ソ戦略兵器削減交渉(START)開始(ジュネーブ) 10.16 中国、SLBMの水中発射実験に成功
1983 (昭58)	1.14 政府、対米武器技術供与の途を開くことを決定 12.12 (空)初の日米共同指揮所訓練(府中、~12.15) 12.27 栗原長官就任	12.2 CCW本体、第 議定書、第 議定書、第 議定書、日本について発効 12.27 第2次中曽根内閣発足	3.23 レーガン米大統領、戦略防衛構想(SDI)を発表 9.1 ソ連、樺太上空付近で大韓航空機を撃墜 10.9 ビルマで北朝鮮のテロ行為により韓国閣僚ら19人爆死 10.25 米、カリブ海6か国の軍隊とともにグレナダに派兵
1984 (昭59)	6.11 (海)初の日米共同指揮所訓練(横須賀、~6.15) 10.16 防衛庁、「有事法制の研究について」で今後の研究の進め方等を公表 11.1 加藤長官就任	11.1 第2次中曽根改造内閣発足	
1985 (昭60)	9.18 「中期防衛力整備計画」国防会議・閣議決定 12.27 対米武器技術供与実施細目取極締結	8.12 日航機墜落事故 12.28 第2次中曽根改造(第2次)内閣発足	2.1 ニューゼaland、米駆逐艦ブキャナンの寄港拒否 3.11 ゴルバチョフ・ソ連書記長就任 3.12 米ソ軍備管理交渉開始 6.4 中国、解放軍の100万人削減を発表
1986 (昭61)	2.24 初の日米共同統合指揮所演習(~2.28) 7.1 「安全保障会議設置法」施行 7.22 栗原長官就任 9.5 対米武器技術供与第1号政府決定 10.27 初の日米共同統合実動演習(~10.31) 12.30 「昭和62年度予算における『当面の防衛力整備について』(昭和51年11月5日閣議決定)の取扱いについて」安全保障会議・閣議決定	7.22 第3次中曽根内閣発足	4.26 ソ連、チェルノブイリ原子力発電所事故発生 8.10 米国、ニューゼalandに対し、ANZUS条約上の義務を停止すると発表 9.22 欧州軍縮会議(CDE)最終文書を採択(ストックホルム) 10.11 米ソ首脳会合(レイキャビク、~10.12)
1987 (昭62)	1.24 「今後の防衛力整備について」安全保障会議・閣議決定 1.30 「在日米軍駐留経費負担に係る特別協定」署名(6.1発効) 11.6 瓦長官就任 12.18 「洋上防空体制の在り方に関する検討」安全保障会議了承	5.27 警視庁、東芝機械社員2名をココム規制違反不正輸出事件で逮捕 5.28 最高裁、日本原演習場行政処分取消訴訟判決 8.26 「国際緊急援助隊派遣法」成立 10.6 第1回日米ココム協議(東京、~10.7) 11.6 竹下内閣成立	11.29 大韓航空機、ベンガル湾上空を飛行中に北朝鮮のテロ行為により爆破される 12.8 INF条約署名
1988 (昭63)	3.2 「在日米軍駐留経費負担に係る特別協定の改正議定書」署名(6.1発効) 4.12 「日米相互防衛援助協定に基づく日本国に対する一定の防衛分野における技術上の知識の供与に関する交換公文」署名 7.23 潜水艦・遊漁船衝突事故(横須賀沖) 8.24 田澤長官就任 11.29 FS-X共同開発に関する日米政府間の交換公文及び細目取極署名	3.13 青函トンネル開業 6.1 最高裁、自衛官合祀訴訟判決 12.27 第2次竹下内閣発足	3.14 中国・ベトナム、南沙群島周辺海域で武力衝突 5.29 米ソ首脳会談(モスクワ、~6.1、INF条約批准書交換) 8.17 米ソ、初の地下核実験共同検証実施(ネバダ) 8.20 イラン・イラク紛争、停戦成立 12.7 ゴルバチョフ・ソ連書記長、国連で50万人兵力削減等に関する演説
1989 (昭64)		1.7 昭和天皇崩御	
(平成元)	1.27 「防衛力検討委員会」設置 6.3 山崎長官就任 8.10 松本長官就任	2.24 大喪の礼 6.3 宇野内閣成立 6.20 最高裁、百里基地訴訟判決 8.10 海部内閣成立	2.15 ソ連軍、アフガニスタンから撤退完了 5.17 中ソ首脳会談(北京)、党・国家関係を正常化 6.4 ゴルバチョフ・ソ連書記長、極東ソ連軍の12万人削減等について発表(北京) 6.4 天安門事件 11.9 東独、西側への自由出国を許可(ベルリンの壁の實質的崩壊) 12.2 米ソ首脳会談(マルタ、~12.3)
1990 (平成2)	2.28 石川長官就任 6.19 日米合同委員会で沖縄の米軍施設(23事案)につき、返還に向けて日米双方で所要の調整手続きを進めることを確認 6.21 安全保障関係閣僚会議の設置について日米で原則同意 12.20 「中期防衛力整備計画(平成3年度~平成7年度)について」安全保障会議・閣議決定 12.29 池田長官就任	2.28 第2次海部内閣発足 8.30 政府、湾岸での平和回復活動に対する10億ドルの協力を決定 9.14 政府、中東貢献策として湾岸での平和回復活動に対する10億ドル追加協力、紛争周辺3か国へ20億ドル経済援助を決定 10.16 「国連平和協力法案」提出 11.10 「国連平和協力法案」廃棄 11.12 即位の礼	8.2 イラク軍、クウェート侵攻 9.30 韓ソ国交樹立 10.3 ドイツ統一 11.19 CFE条約・22か国共同宣言、パリ憲章に署名、CSBMウィーン文書承認

年	防 衛	国 内	国 際
1991 (平成3)	1.14 「在日米軍駐留経費負担に係る新特別協定」署名(4.17発効) 1.25 「湾岸危機に伴う避難民の輸送に関する暫定措置に関する政令」閣議決定(1.29公布施行) 4.26 掃海艇など6隻、ペルシャ湾へ出港 6.3 雲仙普賢岳噴火に伴う災害派遣(～95.12.16) 10.9 国連のイラク化学兵器調査団に初の自衛官派遣 11.5 宮下長官就任	1.17 「湾岸危機対策本部設置」閣議決定 1.24 政府、湾岸地域の平和回復活動に対し90億ドル追加支援を決定 11.5 宮澤内閣成立	1.17 多国籍軍によるイラク及びクウェートへの空爆開始、「砂漠の嵐」作戦を開始 2.24 多国籍軍地上部隊、クウェート・イラク進攻 2.28 多国籍軍、イラクに対する戦闘行動を停止 3.31 WPO軍事機構解体 6.25 ユーゴのクロアチア、スロベニア両共和国が独立を宣言 7.10 エリツィン・ロシア共和国大統領就任 7.31 米ソ首脳、START に署名(モスクワ) 9.6 ソ連国家評議会、バルト3国独立を承認 9.17 南北朝鮮、国連に同時加盟 12.8 ロシア、ベラルーシ、ウクライナ3共和国首脳会談、「独立国家共同体協定」に署名
1992 (平成4)	4.1 政府専用機(B-747)防衛庁へ所属替え 9.17 国連カンボジア暫定機構(UNTAC)へ自衛隊の部隊等を派遣(～93.9.26) 12.11 中山長官就任 12.18 「中期防衛力整備計画(平成3年度～平成7年度)の修正について」安全保障会議・閣議決定	6.29 「国際緊急援助隊法改正法」施行 8.10 「国際平和協力法」施行 10.23 天皇皇后両陛下訪中(～10.28)	2.7 EC12か国、欧州連合(マーストリヒト)条約署名 2.25 中国、尖閣諸島を中国領と明記した「領海法」を公布・発効 5.25 北朝鮮で初のIAEA特定査察実施(～6.5) 6.16 米・露首脳会談、戦略核兵器の大幅削減につき合意達成(ワシントン、～6.17) 7.2 ブッシュ米大統領、米国外の地上、海上配備戦術核兵器の国内への撤去完了発表 8.24 中韓、国交樹立 11.9 CFE条約正式発効 11.24 米、比からの撤退完了
1993 (平成5)	5.11 国連モザンビーク活動(ONUMOZ)へ自衛隊の部隊等を派遣(～95.1.8) 7.12 北海道南西沖地震に伴う災害派遣(～8.12) 8.9 中西長官就任 10.13 「日露海上事故防止協定」署名 12.2 愛知長官就任	1.13 日本、化学兵器禁止条約署名 2.25 最高裁、第1・2次横田基地騒音訴訟判決 6.9 皇太子徳仁親王殿下の結婚の儀 8.9 細川内閣発足 9.9 最高裁、池子米軍家族住宅建設工事続行禁止訴訟判決	1.3 米露首脳会談(モスクワ)START 署名 1.13 化学兵器禁止条約署名 3.12 北朝鮮、NPT脱退を宣言 5.29 北朝鮮、日本海中部に向けて、弾道ミサイルの発射実験を実施 6.11 米朝協議第1ラウンド共同声明で北朝鮮はNPT脱退を留保 9.1 米国防省、「ボトムアップ・レビュー」発表 9.13 イスラエルとPLO、「暫定自治原則宣言」署名 10.3 UNOSOM とソマリア武装勢力が武力衝突、米兵18名が死亡した他、多数の死傷者 11.1 EU発足
1994 (平成6)	3.1 第1回日中安保対話(北京) 4.28 神田長官就任 6.30 玉沢長官就任 9.17 ルワンダ難民救援のためザイールへ自衛隊の部隊等を派遣(～12.28) 11.9 第1回日韓防衛実務者対話(ソウル) 12.1 第1回アジア・太平洋安全保障セミナー(防衛研究所主催、～12.17)	3.30 東京高裁、第3次横田基地騒音訴訟判決(4.14判決確定) 4.28 羽田内閣発足 6.30 村山内閣発足 12.26 名古屋高裁金沢支部、第1・2次小松基地騒音訴訟判決(95.1.10判決確定)	1.11 NATO首脳会議、「平和のためのパートナーシップ(PfP)」協定採択 3.3 IAEA核査察チーム、北朝鮮の申告済み核関連施設7か所に対する核査察開始(～3.14) 3.25 ソマリア派遣の米軍、撤退完了 3.31 国連安保理、北朝鮮に核査察完了を促す議長声明採択(4.4北朝鮮拒否) 3.31 コム解体 6.14 北朝鮮、IAEAからの脱退を米国に通知 6.17 カーター元米大統領訪朝、金日成主席と会談 7.8 金日成北朝鮮主席、死亡 7.25 第1回ASEAN地域フォーラム(バンコク) 8.31 ロシア軍、旧東独、バルト3国から撤退完了 10.21 米朝「枠組み文書」に署名 12.1 米韓連合軍司令官、平時の作戦統制権を韓国軍に委譲 12.5 START 発効 12.18 ロシア、対チェチェン軍事作戦開始
1995 (平成7)	1.17 阪神・淡路大震災に伴う災害派遣(～4.27) 3.20 地下鉄サリン事件に伴う災害派遣(～3.23) 6.5 自衛隊機と韓国軍機との間の偶発事故防止措置の書簡交換 6.9 今後の防衛力の在り方についての第1回安全保障会議開催(以降、12.14までに計13回実施) 8.8 衛藤長官就任 9.27 「在日米軍駐留経費負担に係る新特別協定」署名(96.4.1発効) 9.29 駐留軍用地特措法による使用権原取得手続の一部を沖縄県知事が拒否 11.28 「平成8年度以降に係る防衛計画の大綱について」安全保障会議・閣議決定 12.14 「中期防衛力整備計画(平成8年度～平成12年度)について」安全保障会議決定(12.15閣議決定)	9.4 沖縄駐留3米兵による女子児童暴行事件 11.17 「沖縄米軍基地問題協議会の設置について」閣議決定 11.19 村山首相・ゴア米副大統領会談(沖縄に関する特別行動委員会(SACO)設置につき合意) 12.26 東京高裁、第1次厚木基地騒音訴訟差戻控訴審判決(96.1.10判決確定)	1.1 CSCE、OSCEに発展解消 2.27 米国防省、EASRを発表 3.9 朝鮮半島エネルギー開発機構(KEDO)発足 5.11 NPTの無期限延長を採択 6.7 李登輝台湾総統、訪米 7.11 クリントン米大統領、米越国交正常化発表 12.14 ボスニア和平協定がパリで正式調印 12.15 東南アジア10か国、ASEAN首脳会議で東南アジア非核兵器地帯条約に署名 12.20 NATO主体のIFOR、国連保護隊に代わり正式活動開始

年	防 衛	国 内	国 際
1996 (平成8)	<p>1.11 白井長官就任</p> <p>1.31 国連兵力引き離し監視隊 (UNDOF)へ自衛隊の部隊等を派遣 (~継続中)</p> <p>3.29 駐留軍用地特措法による使用権原取得のための総代理署名、裁決申請</p> <p>4.1 楚辺通信所一部土地使用期限切れ</p> <p>4.15 日米物品役務相互提供協定及び手続取扱署名</p> <p>4.17 「日米安全保障共同宣言」</p> <p>7.26 海自艦艇、初の訪露 (ウラジオストク、~7.30)</p> <p>9.2 海自艦艇、初の訪韓 (釜山、~9.6)</p> <p>9.18 駐留軍用地特措法による公告・縦覧手続を沖縄県知事が代行 (~10.2)</p> <p>10.29 第1回アジア・太平洋地域防衛当局者フォーラム (~10.31、東京)</p> <p>11.7 久間長官就任</p> <p>12.13 第1回日露防衛当局間協議 (東京)</p> <p>12.24 「我が国の領海及び内水で潜没航行する外国潜水艦への対処について」安全保障会議・閣議決定</p>	<p>1.11 橋本内閣成立</p> <p>4.12 橋本首相・モンデル米駐日大使会談 (普天間飛行場の5~7年以内の条件が整った後の全部返還について合意)</p> <p>4.15 SACOの中間報告が日米安全保障協議委員会です承</p> <p>4.16 「沖縄県における米軍の施設・区域に関連する問題の解決促進について」閣議決定</p> <p>5.8 「普天間飛行場の返還に係る諸課題の解決のための作業委員会」設置</p> <p>7.20 国連海洋法条約、日本について発効</p> <p>8.19 「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」開催</p> <p>8.28 最高裁、駐留軍用地特措法による代理署名についての職務執行命令訴訟判決</p> <p>9.8 沖縄県民投票</p> <p>9.17 「沖縄政策協議会の設置について」閣議決定</p> <p>11.7 第2次橋本内閣発足</p> <p>11.19 「沖縄米軍基地所在市町村に関する懇談会」提言</p> <p>12.2 SACO最終報告が日米安全保障協議委員会です承</p>	<p>1.26 米上院、START 批准</p> <p>1.27 フランス、核実験実施 (1.29終了宣言)</p> <p>3.8 中国、3.8~25の期間に計3回、台湾近海においてミサイル発射訓練、海・空軍の実弾演習、陸海空統合演習を実施</p> <p>3.23 台湾、初の総統直接選挙、李登輝総統再選</p> <p>7.29 中国、地下核実験実施 (45回目)、同日に核実験のモラトリアム (一時休止) の実施を発表</p> <p>9.10 国連総会、CTBT採択</p> <p>9.18 北朝鮮の小型潜水艦が韓国東海岸で座礁、乗員が韓国領土に侵入</p> <p>9.27 タリバーンはアフガニスタンの首都カブールを制圧、暫定政権樹立を宣言</p> <p>10.3 ロシアとチェチェン、停戦合意</p> <p>11.5 米国大統領選挙、クリントン大統領が再選</p> <p>11.18 NATO、ボスニア駐留IFORの後継部隊 (SFOR) を派遣することで基本合意</p>
1997 (平成9)	<p>1.20 情報本部の新設</p> <p>4.23 「駐留軍用地特措法の一部改正法律」公布・施行</p> <p>4.25 楚辺通信所一部土地の暫定使用開始</p> <p>5.15 嘉手納飛行場など12施設の一部土地の暫定使用開始</p> <p>6.9 化学兵器禁止機関 (OPCW)へ自衛官を派遣 (査察局長)</p> <p>カンボジアにおける武力衝突に際して、C-130Hをタイ・ウタパオへ移動 (~7.16)</p> <p>9.23 新日米防衛協力のための指針を日米安全保障協議委員会了承</p> <p>12.19 中期防衛力整備計画 (平成8年度~平成12年度)の見直しについて」安全保障会議・閣議決定</p>	<p>1.31 「普天間実施委員会」(FIG)設置</p> <p>4.29 化学兵器禁止条約、日本について発効</p> <p>6.10 CCW第 改正議定書締結</p> <p>7.3 在沖米海兵隊実弾演習の初の本土移転射撃 (北富士) (~7.9)</p> <p>9.2 地方分権推進委員会第3次勧告 (駐留軍用地特措法・労務管理事務関係)</p> <p>9.11 第2次橋本改造内閣発足</p> <p>11.5 海上ヘリポート案を地元へ提示</p> <p>12.3 日本、対人地雷禁止条約署名</p> <p>12.21 名護市、米軍のヘリポート基地建設の是非を問う市民投票</p> <p>12.25 名護市長海上ヘリポート受入れを正式発表</p>	<p>3.14 中国、国防法制定</p> <p>4.29 化学兵器禁止条約発効</p> <p>5.12 ロシアとチェチェン、「平和条約」に署名</p> <p>5.19 コーエン米国防長官、QDRを発表</p> <p>5.27 NATO外相理事会、NATO・ロシア間の協力関係に関する「基本文書」に署名</p> <p>7.1 香港、中国へ返還</p> <p>7.16 北朝鮮兵士、軍事境界線 (MDL) 越境、韓国軍と銃砲撃戦</p> <p>7.18 NATO・ロシア常設合同理事会が発足</p> <p>7.23 CFE条約枠組み修正合意</p> <p>8.19 KEDO、北朝鮮に供与する軽水炉の着工式</p> <p>9.26 米露外相、START の履行延期議定書に署名</p> <p>10.8 金正日朝鮮労働党書記、党総書記に就任</p> <p>11.10 中露首脳会談、中露共同声明に署名 (北京)、中露東部国境の画定を宣言</p> <p>12.3 対人地雷禁止条約署名</p> <p>12.18 ロシア大統領、「国家安全保障コンセプト」を承認</p>
1998 (平成10)	<p>3.26 即応予備自衛官制度の導入</p> <p>4.28 日米物品役務相互提供協定を改正する協定の署名</p> <p>5.18 インドネシアにおける暴動に際して、C-130Hをシンガポール・パヤレバに移動 (~5.27)</p> <p>6.12 「国際平和協力法改正法」公布、施行 (武器使用に係る部分は7.12施行)</p> <p>6.26 第1回日韓安保対話 (ソウル)</p> <p>7.29 海・空各自衛隊とロシア海軍との捜索・救難活動の共同訓練 (初の本格的な日露共同訓練)</p> <p>7.30 額賀長官就任</p> <p>8.31 北朝鮮、日本上空を超えるミサイル発射を実施</p> <p>9.3 調本元幹部、背任容疑で逮捕。防衛庁に対する強制捜査</p> <p>沖縄県収用委員会の使用裁決 (5.19)に基づき、嘉手納飛行場など12施設の大部分の土地の使用開始</p> <p>11.14 ホンジュラスにおける国際緊急援助活動に自衛隊の部隊等を派遣 (~12.9)</p> <p>11.15 3自衛隊初の統合部隊の演習、陸海空で2,400人規模 (硫黄島)</p> <p>11.19 「防衛調達改革の基本的方向について」を公表</p> <p>11.20 野呂田長官就任</p> <p>12.25 「弾道ミサイル防衛に係る日米共同技術研究について」安全保障会議了承</p>	<p>2.6 沖縄県知事海上ヘリポート受入れ拒否を表明</p> <p>5.22 福岡高裁那覇支部、第1~3次嘉手納基地騒音訴訟判決 (6.6判決確定)</p> <p>7.30 小淵内閣発足</p> <p>8.31 政府、北朝鮮のミサイル発射を受け、KEDO (朝鮮半島エネルギー機構) 分担調印拒否</p> <p>9.1 日朝交渉当面凍結</p> <p>9.2 北朝鮮に追加制裁 (チャーター便不可)</p> <p>10.16 参議院における額賀長官問責決議</p> <p>10.21 KEDO署名 (協力凍結を解除)、食糧支援の見合わせ、国交正常化交渉、チャーター便の運行停止等は引き続き継続</p> <p>11.15 沖縄知事選、稲嶺候補現職の大田知事を破る</p> <p>12.3 CCW第 改正議定書、日本について発効</p> <p>12.22 情報収集衛星の導入について閣議決定</p> <p>12.22 安波訓練場返還 (SACO事案では初)</p>	<p>2.23 国連とイラク、イラクが即時、無条件、無制限の査察を受け入れるとの了解覚書に署名</p> <p>4.6 英仏、CTBT批准</p> <p>5.11 インド地下核実験実施 (13日にも実施)</p> <p>5.14 インドネシアの首都ジャカルタで大規模暴動</p> <p>5.28 パキスタン、地下核実験実施 (30日にも実施)</p> <p>6.11 パキスタン政府、核実験の一方的なモラトリアムを発表</p> <p>6.22 北朝鮮潜水艦、韓国東岸に侵入、韓国軍がこれを拿捕</p> <p>7.2 韓国国防部、「国防改革5か年計画」を大統領に報告</p> <p>7.8 英政府、「戦略防衛見直し」を下院に提出</p> <p>7.12 韓国東岸で北朝鮮武装工作員の死体等を発見</p> <p>7.27 中国、初の総合的な国防白書「中国の国防」を発表</p> <p>8.20 米軍、アフガニスタンとスーダンのテロ施設を爆撃</p> <p>9.5 金正日朝鮮労働党総書記、国防委員会委員長に再任</p> <p>10.18 台湾の毫振南海峽交流基金理事長訪中、江沢民中国国家主席・共産党総書記と会談</p> <p>10.23 イスラエル・パレスチナ自治政府、ワイリバー合意に調印</p> <p>11.23 米国防省、EASR改訂版発表</p> <p>12.17 米英両軍・イラクに対し、UNSCOM査察協力拒否への制裁措置として、「砂漠の狐作戦」を開始 (~12.20)</p> <p>12.18 北朝鮮の半潜水艇、韓国南岸に侵入、韓国軍、これを撃沈</p>

年	防 衛	国 内	国 際
1999 (平成11)	<p>1. 21 第1回重要事態対応会議</p> <p>3. 23 能登半島沖不審船事案(3.24海上警備行動発令)</p> <p>3. 29 旅団の創設</p> <p>4. 2 「調達改革の具体的措置」を公表</p> <p>5. 28 「自衛隊法一部改正法」(在外邦人等の輸送)公布・施行</p> <p>6. 5 「能登半島沖不審船事案における教訓・反省について」関係閣僚会議了承</p> <p>8. 5 海上自衛隊と韓国海軍との初の捜索・救難活動の共同訓練(九州西方海域)</p> <p>8. 16 防衛庁とロシア国防省との間の対話及び交流の発展のための基盤構築に関する覚書署名(モスクワ)</p> <p>弾道ミサイル防衛(BMD)に係る日米共同技術研究に関する日米政府間の交換公文及び了解覚書署名</p> <p>8. 25 「周辺事態安全確保法」施行</p> <p>9. 23 トルコ共和国における国際緊急救助活動に必要な物資の輸送を実施するため自衛隊を派遣(～11.22)</p> <p>9. 25 「日米物品役務相互提供協定を改正する協定」発効</p> <p>10. 5 瓦長官就任</p> <p>11. 22 東ティモール避難民救援のため、インドネシアへ自衛隊を派遣(～00.2.8)</p> <p>12. 17 「空中給油機能に関する検討について」安全保障会議了承</p> <p>12. 27 海上保安庁との間で「不審船に係る共同対処マニュアル」策定</p>	<p>3. 1 対人地雷禁止条約、日本について発効</p> <p>4. 1 情報収集衛星推進委員会設置(内閣)</p> <p>7. 23 東京高裁、第2次厚木基地騒音訴訟判決(8.7判決確定)</p> <p>9. 30 茨城県東海村の民間のウラン加工施設で臨界事故</p> <p>10. 5 小淵第2次改造内閣発足</p> <p>10. 12 東京地裁、諸富被告人ほか12名に対し、背任罪等て有罪判決</p> <p>11. 2 政府、北朝鮮への制裁措置のうち、チャーター便の運行停止を解除</p> <p>11. 15 H2ロケット、打ち上げ失敗</p> <p>11. 22 沖縄県知事、普天間飛行場の移設候補地を表明</p> <p>12. 1 村山訪朝団、北朝鮮へ出発。同訪朝団と朝鮮労働党は共同発表に調印(～12.3)</p> <p>12. 19 日朝赤十字会談</p> <p>12. 20 日朝国交正常化交渉予備会談(～12.21)</p> <p>12. 27 名護市長、普天間飛行場の代替施設を受け入れ表明</p> <p>12. 28 「普天間飛行場の移設に係る政府方針」閣議決定</p>	<p>3. 1 対人地雷禁止条約発効</p> <p>3. 24 NATO、ユーゴ連邦への空爆開始(～6.10)</p> <p>4. 24 NATO首脳会議、「新戦略概念採択」</p> <p>5. 7 NATO軍、在ユーゴ中国大使館誤爆</p> <p>5. 20 米国査察団、北朝鮮の核施設(クムチャンニ)突入</p> <p>5. 26 インド側ジャンムール・カシミール地方管理ライン沿いで戦闘</p> <p>5. 27 「フィリピンに一時立ち寄り中の米軍の地位に関する米比協定(VFA)」フィリピン批准</p> <p>6. 4 ユーゴ連邦政府、米欧露提示のコンゴ紛争和平案受諾</p> <p>6. 10 国連安保理、国際安全保障部隊(KFOR)のコンゴ展開を含む和平決議を採択</p> <p>7. 9 李登輝・台湾総統、中台関係について「特殊な国と国との関係」であると発言</p> <p>9. 4 東ティモールでの住民投票結果発表、自治案拒否(独立支持)が圧倒的多数</p> <p>9. 15 国連安全保障理事会、東ティモールへの多国籍軍派遣承認決議案を採択</p> <p>9. 24 北朝鮮、今後米朝間で高位級会談を行うこと及びこの会談が行われる期間はミサイルの発射を凍結する旨表明</p> <p>9. 29 ロシア軍部隊、チェチェン共和国に進攻</p> <p>10. 12 米政府、ベリウ報告を公表</p> <p>バキスタンにおいて政変、シャリフ首相解任</p> <p>10. 13 米上院、CTBT批准を否決</p> <p>10. 25 国連安全保障理事会、東ティモール暫定行政機構(UNTAET)設置の決議案を採択</p> <p>12. 17 国連安全保障理事会、UNMOVICを設置</p> <p>12. 20 ポルトガル統治下のマカオ、中国に返還</p> <p>12. 31 エリツィン・ロシア大統領、辞任</p>
2000 (平成12)	<p>3. 29 有珠山噴火に伴う災害派遣開始</p> <p>4. 1 「自衛隊員倫理法」施行</p> <p>防衛施設中央審議会発足</p> <p>5. 8 防衛庁、市ヶ谷庁舎へ移転</p> <p>6. 16 原子力災害特別措置法(原子力災害派遣の創設)の施行</p> <p>6. 27 三宅島火山噴火に伴う災害派遣</p> <p>7. 4 虎島長官就任</p> <p>9. 8 ロシア大使館付武官に秘密文書を漏えいした現職の海上自衛官を逮捕</p> <p>9. 11 「在日米軍駐留経費負担に係る新特別協定」署名(01.4.1発効)</p> <p>東海地方集中豪雨に伴う災害派遣</p> <p>9. 13 中国遺棄化学兵器廃棄処理事業(北安市)に自衛官派遣</p> <p>10. 27 防衛庁「秘密保全体制の見直し・強化について」の報告書を取りまとめ</p> <p>12. 4 治安出動に係る防衛庁と国家公安委員会との協定の改正</p> <p>12. 5 斉藤長官就任</p> <p>12. 15 「中期防衛力整備計画(平成13年度～17年度)について」安全保障会議・閣議決定</p>	<p>1. 1 コンピュータ西暦2000年問題、大きなトラブルなし</p> <p>1. 17 民間事業者による対人地雷廃棄開始</p> <p>2. 1 オウム真理教(アブレフと改称)の観察処分決定、官報に公示</p> <p>2. 16 参議院の憲法調査会初会合(2.17衆議院)</p> <p>4. 4 日朝国交正常化交渉、第9回本会談(～4.7)</p> <p>4. 5 森内閣成立</p> <p>7. 4 第2次森内閣発足</p> <p>7. 21 九州・沖縄サミット首脳会合(～7.23)</p> <p>8. 15 日朝国交正常化交渉第10回本会談開催(～8.25)</p> <p>8. 25 普天間飛行場の移設に係る「代替施設協議会」設置</p> <p>10. 30 日朝国交正常化交渉第11回本会談開催(～10.31)</p> <p>11. 20 共産党第22回党大会において、「自衛隊の容認」を決定</p> <p>12. 5 第2次森改造内閣発足</p>	<p>1. 4 イタリア、北朝鮮と国交樹立(G7の中で初)</p> <p>2. 6 ブーチン・ロシア大統領代行、チェチェン共和国の首都攻め作戦の終結を宣言</p> <p>2. 9 新「露朝友好善隣協力条約」署名</p> <p>2. 21 中国、「一つの中国の原則と台湾問題」(台湾白書)発表</p> <p>3. 18 台湾総統選、民進党の陳水扁候補が当選</p> <p>4. 14 ロシア下院、戦略兵器削減条約(START)を批准</p> <p>5. 7 ブーチン・ロシア大統領代行、正式に大統領に就任</p> <p>5. 8 オーストラリアと北朝鮮、外交関係再開に合意</p> <p>6. 13 南北首脳会談(～6.15、平壤)</p> <p>7. 21 米露首脳会談が行われ「戦略的安定に関する協力」を発表</p> <p>7. 31 国連安全保障理事会、UNMEEの設立を決定</p> <p>8. 12 ロシアの原子力潜水艦「クルスク」が沈没</p> <p>8. 23 国連事務総長、「国連平和活動に関する報告」を公表</p> <p>9. 25 北朝鮮と韓国の南北国防相級会談(～9.26)</p> <p>9. 28 シャロン党首、イスラム教聖地訪問を強行</p> <p>10. 12 米国と北朝鮮、米朝共同コミュニケを発表</p> <p>イエメンで曳船爆発、米海軍駆逐艦「コール」が大破</p> <p>10. 23 オルブライト國務長官、訪朝(～10.25)</p>
2001 (平成13)	<p>1. 6 管理局、契約本部の新設</p> <p>2. 5 インドにおける国際緊急援助活動に自衛隊部隊を派遣(～2.11)</p> <p>2. 9 UNMOVICへ要員派遣</p> <p>2. 14 OH-6DとAH-1Sの衝突事故(陸自、千葉県市原市羽天田)</p> <p>ロシア軍機Tu-22Mバックファイアなどが我が国の領空を侵犯</p> <p>3. 1 「船舶検査活動法」施行</p> <p>4. 11 生物兵器への対処に関する懇談会から防衛庁長官に提言</p> <p>4. 11 ロシア軍機Su-24などが我が国領空を侵犯</p> <p>4. 26 中谷長官就任</p> <p>6. 25 F-4型機機関砲誤発射事故(空自、北海道島松射撃場周辺)</p> <p>9. 7 FH-70iyゅう弾砲演習場外弾着事故(陸自、福島県白河布引山演習場周辺)</p> <p>9. 14 T-5墜落(海自、山口県下関市山岳地)</p> <p>9. 21 「防衛力の在り方検討会議」発足、第1回会議開催</p> <p>10. 6 アフガニスタン難民救援国際平和協力業務の実施(～10.12)</p>	<p>1. 6 1府12省庁へ省庁再編</p> <p>1. 19 沖縄県議会、米海兵隊の兵力削減を求める決議案を可決</p> <p>1. 25 外務省、機密費流用問題で報告書発表</p> <p>2. 10 ハワイ沖愛媛県立宇和島水産高等学校実習船(えひめ丸)・米潜水艦衝突沈没事故</p> <p>3. 7 ロシア大使館付武官に秘密文書を漏えいした元海上自衛官に実刑判決</p> <p>4. 1 「情報公開法」施行</p> <p>4. 26 小泉内閣成立</p> <p>5. 3 北朝鮮人らしき人物らを拘束(偽造旅券で不法入国の疑い)</p> <p>6. 28 「防衛省設置法案」衆議院に議員提出</p> <p>7. 13 最高裁、那覇自衛隊施設資料公開訴訟判決</p> <p>8. 13 小泉首相、靖国神社参拝</p> <p>8. 29 宇宙開発事業団が大型国産ロケットH2A打ち上げに成功</p> <p>9. 19 米国同時多発テロ受け、小泉首相が当面の措置を発表</p>	<p>1. 15 北朝鮮の金正日総書記、非公式に訪中(～1.20)</p> <p>1. 20 ブッシュ米大統領、就任</p> <p>アロヨ・フィリピン大統領、就任</p> <p>3. 7 イスラエルでシャロン政権が発足</p> <p>4. 1 米中軍用機接触事故</p> <p>4. 22 李登輝・台湾前総統、心疾患治療で来日</p> <p>6. 15 「上海協力機構」創設</p> <p>7. 3 米中軍用機接触事故に遭った米電子偵察機(EP-3)の機体が米側に返還</p> <p>7. 14 米国、ブッシュ政権発足後初のミサイル迎撃実験を実施、成功</p> <p>7. 15 ムシャラフ・パキスタン大統領訪印、バジバイ・インド首相と会談</p> <p>7. 16 中露首脳会談、中露善隣友好協力条約調印</p> <p>8. 4 露朝首脳会談、「モスクワ宣言」調印</p> <p>9. 3 江沢民総書記、訪朝(～9.5)</p> <p>9. 11 米国同時多発テロが発生(世界貿易センタービル・米国防省に3機衝突し、数千人死亡)</p> <p>9. 12 同時多発テロに対し、国連安保理が非難決議</p> <p>9. 14 オーストラリア、ANZUS条約に基づき集団的自衛権発動を決定</p>

年	防 衛	国 内	国 際	
2001 (平成13)	11. 2	「テロ対策特措法」「自衛隊法一部改正法」(警護出動、通常時の自衛隊の施設警護のための武器使用、治安出動下令前に行う情報収集、治安出動時及び海警行動時の武器使用権限の強化、秘密保全のための罰則の強化(防衛秘密))公布・施行(秘密保全のための罰則の強化は02.11.1施行)	10. 8 政府が緊急テロ対策本部を設置し、第1回会議において「緊急対応措置」を決定	9. 24 ブーチン露大統領、テロ事件に関する対米支援5項目を発表
	11. 9	情報収集のための自衛隊艦艇をインド洋に向け派遣	10. 29 「テロ対策特措法」等が参院本会議で可決成立	10. 1 米国、4年毎の国防計画の見直し(QDR)発表
	11. 25	テロ対策特措法に基づき、海自の補給艦、掃海母艦、護衛艦が協力支援活動等実施のため出港	11. 16 テロ対策特措法に基づく基本計画を閣議決定	10. 2 NATO、米国同時多発テロに対し、北大西洋条約第5条(集団防衛条項)の適用を正式決定
	11. 29	同法に基づく空自による在日米軍基地間の国内空輸を開始	11. 28 在日朝鮮人総連合会元財政局長ら6人を逮捕。総連中央本部等を捜査(11.29)	10. 7 米英軍、アフガニスタン攻撃開始
	12. 2	同法に基づき、海自補給艦によるインド洋における米艦船への洋上給油及び空自による国外空輸を開始	12. 1 皇太子御夫妻に内親王殿下ご誕生	11. 13 米露首脳会談、プッシュミ大統領が戦略核弾頭を今後10年間で1,700発から2,200発まで削減する方針を表明
	12. 6	陸自と在日米軍、在日米軍基地等警護の実員による検討の実施(～12.14)	12. 22 九州南西海域不審船事案	12. 1 台湾立法委員選挙、陳水扁総統率いる与党・民主進歩党が第一党に
	12. 14	「国際平和協力法一部改正法」(武器の使用による防衛対象の拡大、自衛隊法第95条の適用除外の解除、PKF本体業務の凍結の解除)施行 「空中給油・輸送機の機種選定について」安全保障会議了承		12. 3 米国、ミサイル防衛実験成功
				12. 5 米国及びロシア、START の履行を完了 アフガニスタン暫定政権協議(ドイツ・ボン郊外)で合意が成立
				12. 7 アフガニスタンの反タリバーン勢力がカンダハルを奪還
				12. 13 インドで国会襲撃事件発生
				12. 20 国連安保理、国際治安支援部隊(ISAF)を設立する決議を採択
				12. 22 アフガニスタン暫定行政機構が発足、ハミド・カルザイ氏が議長に就任
				12. 29 ロシア、キューバ基地より撤兵完了
2002 (平成14)	1. 29	テロ対策特措法に基づき、海自補給艦によるインド洋における英艦船への洋上補給実施	2. 15 東ティモール国際協力業務実施計画等閣議決定	1. 4 米国防省、「弾道ミサイル防衛局」の「ミサイル防衛庁」への改組を発表
	2. 21	東ティモール国際平和協力業務実施のための司令要員(10名)の派遣を開始	2. 17 プッシュミ大統領訪日	1. 8 米国防省、「核態勢の見直し」(NPR)を議会に提出
	3. 2	第1次東ティモール派遣施設群(680名)の派遣を開始	3. 6 金沢地裁、第3・4次小松基地騒音訴訟判決(3.19～控訴審)	1. 21 アフガニスタン復興支援会議(東京、～1.22)
	3. 7	OH-6D、2機墜落(陸自、大分県玖珠郡九重町)	4. 12 最高裁、新横田基地訴訟で住民の上告棄却	1. 29 プッシュミ大統領、一般教書演説「悪の枢軸」発言
	3. 27	「防衛庁設置法等一部改正法」(自衛官定数・即応予備自衛官員数の変更、予備自衛官補の導入、予備自衛官に対する災害招集制度導入)施行	4. 16 「安全保障会議設置法一部改正法案」、「武力攻撃事態対処法案」、「自衛隊法等一部改正法案」を閣議決定	5. 4 ロシア軍、カムラン湾軍事基地のベトナム返還完了
	4. 1	独立行政法人駐留軍等労働者労務管理機構設立	5. 17 テロ対策特措法に基づく基本計画の変更を閣議決定	5. 20 東ティモール民主共和国独立。UNTAETからUNMISETへ移行
	4. 5	「統合運用に関する検討に関する長官指示」発出	5. 17 東ティモール国際平和協力業務実施計画の変更を閣議決定	5. 24 米露戦略核兵器削減条約調印
	4. 22	第2回西太平洋潜水艦敷設訓練(わが国が主催した初の多国間共同訓練、～5.2)	5. 30 東京地裁八王子支部、第5～7次横田基地騒音訴訟判決(6.12～控訴審)	5. 28 NATO-ロシア首脳会談で「NATO・ロシア理事会」設置で正式合意
	4. 29	小泉総理東ティモールPKO部隊訪問	5. 31 日韓共催サッカーW杯開催	6. 11 アフガンで移行政権の枠組を決める緊急ロジャエルガ開催(～6.19)
	9. 20	第1次東ティモール派遣施設群から第2次同群への交代	6. 11 防衛庁情報公開開示請求者リスト事案で調査報告書を公表	6. 13 米国、ABM条約から正式に脱退
	9. 30	石破長官就任	7. 29 第9回(最終)「代替施設協議会」	6. 29 北方限界線を越境した北朝鮮警備艇と韓国側警備艇との間で銃撃戦事件
	10. 1	化学兵器禁止機関(OPCW)へ要員派遣(運用・計画部長)	9. 11 「普天間飛行場代替施設の基本計画」決定	7. 16 米政府、「国土安全保障のための国家戦略」発表
	10. 15	多国間捜索救難訓練(関東南方海域・相模湾)	9. 17 不審船引き上げ(奄美大島沖)	7. 18 英国、「戦略防衛見直し：新たな1章」発表
	11. 1	「自衛隊法一部改正法」(秘密保全のための罰則の強化(防衛秘密))施行	9. 17 日朝首脳会談、金総書記が拉致認め謝罪	7. 18 英国、「戦略防衛見直し：新たな1章」発表
	11. 18	北海道における自衛隊と警察の図上共同訓練	9. 30 内閣改造	9. 12 プッシュミ大統領、イラクに関する国連演説
	12. 1	「防衛庁の職員の給与等に関する法律一部改正法」(給与改定)施行	10. 13 日本で初の国際観艦式開催(東京湾)	9. 20 米政府、国家安全保障戦略を発表
	12. 2	国連PKO局へ要員派遣(軍事部軍事計画課)	10. 15 拉致被害者の5人が帰国	10. 1 米国防省、「北方軍」を新設
	12. 16	テロ対策特措法に基づく実施要項の変更(12.6)を受け、イージス艦「きりしま」が横須賀を出港	10. 16 横浜地裁、第3～5次厚木基地騒音訴訟判決(10.29～控訴審)	10. 3 ケリー-米国防務次官補訪朝(～10.5)
	12. 19	統幕、長官に対して「統合運用に関する検討」成果を報告	10. 23 アジア太平洋経済協力会議(APEC)首脳会議	10. 11 米議会、対イラク武力行使容認決議可決
			11. 19 テロ対策特措法に基づく基本計画の変更を閣議決定	10. 12 パリ島で爆弾テロ
			10. 16 米政府、北朝鮮がケリー-国防務次官補訪朝時、核兵器用ウラン濃縮計画を認めたとの声明を発表	
			10. 16 インド政府、パキスタン国境の部隊の一部撤退を発表	
			10. 17 パキスタン政府、インド国境の部隊の撤退を発表	
			10. 23 チェチェン武装勢力によるモスクワ劇場占拠事件発生	
			11. 8 国連安保理、イラクに対する決議1441を全会一致で採択	
			11. 8 中国共産党第16回党大会(～11.14)	
			11. 13 イラク、国連安保理決議1441の受諾を表明	
			11. 14 KEDO理事会、12月からの北朝鮮への重油提供の凍結決定	
			11. 15 中国共産党第16期中央委員会第1回全体会議開催、胡錦濤氏を総書記に選出	
			11. 21 NATO首脳会談、中東欧7カ国の新規加盟を決定、「ブラハ宣言」を発表、NATO即応部隊創設を合意	

年	防 衛	国 内	国 際
2002 (平成14)			11.27 国連査察団バグダッド入り、4年ぶり査察再開 11.29 IAEA理事会、北朝鮮に対し核査察受け入れ要求決議 12.7 イラク、大量破壊兵器開発計画に関する報告書を国連へ提出 12.12 北朝鮮、核関連施設の再稼働と建設再開を発表 12.13 EU首脳会議、東欧10か国の新規加盟を決定 12.17 米ミサイル防衛配備を発表
2003 (平成15)	2.8 自衛隊が保有する対地雷の廃棄完了(例外保有を除く) 2.20 第23回日米装備・技術定期協議(東京) 3.10 UNMOVICへ要員派遣 3.13 東ティモールPKO物品譲与式典 第2次東ティモール派遣施設群から第3次同群への交代 3.27 「防衛庁設置法等一部改正法」(自衛官の定数及び即応予備自衛官の員数変更)施行 3.30 イラク難民救援国際平和協力業務の実施(イラク難民救援空輸隊、42に帰着) 4.21 航空自衛隊による空中給油訓練(～5.1) 5.21 U-36A横転事故(海自、岩国基地内) 7.7 イラク被災民救援空輸隊等を編成 7.17 イラク被災民救援国際平和協力業務の実施(イラク被災民救援空輸隊、8.18総員帰国) 7.19 九州地方の大雨に伴う災害派遣(～7.26) 7.26 宮城県北部地震に伴う災害派遣 9.11 メモリアルゾーンの完成披露 9.26 十勝沖地震に伴う災害派遣(～10.3) 10.10 テロ対策特措法、効力を2年延長 10.23 第3次東ティモール派遣施設群から第4次同隊への交代 11.3 元自衛官に危険業務従事者叙勲 11.15 自衛隊の専門調査団をイラクに派遣 12.18 イラク人道復興支援法に基づく実施要項の総理承認 12.19 弾道ミサイル防衛システムの導入政府決定(安全保障会議及び閣議) 12.19 陸・海・空自衛隊にイラク人道復興支援法に基づく対応措置の実施に関する命令を発出 12.26 空自先遣隊、クウェートへ出発 12.30 イラン大地震に際し国際緊急援助法に基づく援助物資の空輸(1.1～2イラン)	1.28 普天間飛行場の移設に係る「代替施設建設協議会」設置 3.28 イラク難民救援国際平和協力業務実施計画等閣議決定 5.9 テロ対策特措法に基づく基本計画の変更を閣議決定(派遣期間を11.1まで延長) 5.13 東京地裁八王子支部、第4・8次横田基地騒音訴訟判決(5.26～控訴審) 5.30 「個人情報保護法」一部施行武力攻撃事態対処関連3法、参院本会議で可決成立 6.6 「イラク被災民救援国際平和協力業務実施計画」閣議決定イラク人道復興支援特措法、参院本会議で可決成立 7.4 政府調査団をイラクなど中東諸国へ派遣 7.26 叙勲制度で「危険業務従事者叙勲」を新設、閣議決定 9.14 日中韓首脳会談による初の共同宣言に署名 9.3 衆議院解散 10.7 「防衛省設置法案」衆議院解散により廃案 10.10 テロ対策特措法に基づく基本計画の変更を閣議決定(派遣期間16.5.1まで延長) 10.21 川口外相がイラク復興支援国会議(スペイン)で総額50億ドルの支援を表明 10.24 衆議院議員総選挙 11.9 第2次小泉内閣発足 11.19 最高裁、楚辺通信所に係る土地明渡訴訟判決 11.27 イラク中部で輿大使と井ノ上書記官が銃撃され死亡 11.29 イラク人道復興支援特措法に基づく基本計画を閣議決定(派遣期間16.12.14まで) 12.9	1.10 北朝鮮、核拡散防止条約(NPT)脱退を宣言 1.24 米国土安全保障省、発足 2.5 東欧8か国、プッシュ米大統領の対イラク政策支持の共同宣言 2.24 米英西、国連安保非公式会合で対イラク武力行使を容認する新決議案を提示。仏独露は国連査察をさらに4か月延長する覚書を提示 2.25 盧武鉉氏、韓国第16代大統領に就任 3.7 UNMOVIC、IAEA、イラク査察追加報告 3.7 米英西、国連安保理外相級会合でイラクに大量破壊兵器の武装解除を求める修正決議案を提出 3.14 プッシュ米大統領、パキスタンへの経済制裁解除を表明 3.15 中国全人代、胡锦涛氏を国家主席に選出。江沢民氏は国家中央軍事委員会主席に留任 3.17 米英両国、イラクに関する安保理修正決議案の採択を断念 3.20 米英軍等、対イラク軍事行動開始 3.31 EU、マケドニアでNATOが行っていた平和維持活動の指揮権を引継ぐ 4.28 印/パ首脳電話会談 4.30 米・露・国連・EU、パレスチナ新和平案「ロードマップ」を提示 5.1 プッシュ大統領、イラクにおける主要な戦闘の終結宣言 ラムズフェルド米国防長官、アフガニスタンにおける主要な戦闘の終結を宣言 5.22 国連加盟国に対しイラク復興支援等を可能とする決議が大多数の賛成を得て採択 5.31 米大統領、拡散に対する安全保障構想(PSI)初提唱 6.1 米露首脳会談、米露戦略核兵器削減条約批准 6.23 中印、「二国関係及び包括的協力の原則に関する宣言」締結 7.13 イラク統治評議会発足 8.5 ジャカルタで米系ホテルに対する自爆テロ 8.6 上海協力機構、対テロ合同軍事演習(～8.12) 8.11 北大西洋条約機構(NATO)、アフガニスタンの国際治安支援部隊(ISAF)の指揮権を独・蘭から引き継ぐ 8.18 ロシア極東地域で大規模演習 8.19 バグダッドの国連本部事務所に対する自爆テロ 8.25 ムンバイで連続爆弾テロ 8.27 米空軍、サウジアラビアのプリンス・スルタン基地での軍事活動を終了 8.27 第1回六者会合(～8.29) 9.12 国連安保理、92年以來リビアに科していた全航空機の発着禁止、石油関連製品の禁輸等の制裁を解除する決議1506を採択 9.12 拡散に対する安全保障構想(PSI)初の合同演習、豪北東サンゴ海で実施(～9.14) 10.2 北朝鮮外務省、使用済燃料棒の再処理完了発表 ロシア国防省、「連邦軍発展に関わる焦眉の課題」を発表 10.15 中国、米ソに次ぐ3番目の有人宇宙飛行に成功 10.16 国連安保理がイラク復興に関する決議1511を全会一致で採択 10.23 イラク復興支援国会議(マドリッド)(～10.24) ロシア、キルギスに空軍基地を開設 11.6 ロシア・EU首脳会談(ローマ) 11.15 トルコ・イスタンブールにて爆弾テロ(20日にも発生) 11.24 プッシュ米大統領、米軍の態勢見直しに関し同盟国等との協議を強化すると発表 11.26 カシミア停戦合意発効 国際原子力機関(IAEA)定例理事会で、イランの未申告の原子力活動を非難する一方、積極的な協力を歓迎する決議を全会一致で採択 プッシュ米大統領、イラクを訪問 11.27 中国、「中国の拡散防止政策と措置」白書発表 12.3 豪州、ミサイル防衛計画への参加決定 12.4 国連の包括的改革に関する諮問委員会、初会合開催

資料

年	防衛	国内	国際
2003 (平成15)			12.13 米軍、イラクにおいてフセイン元大統領を拘束 12.14 ムシャラフ・パキスタン大統領暗殺未遂(12.25 にも発生) 12.18 イランがIAEA協定に調印 12.19 リビアが大量破壊兵器計画の廃棄を表明 12.26 イランで大地震発生
2004 (平成16)	1.9 陸自先遣隊、空自派遣輸空隊本隊に派遣命令 日中次官級協議(北京) 1.11 石破防衛庁長官、英蘭仏歴訪(～1.16) 1.16 陸自先遣隊、イラクへ出発 1.22 空自派遣輸空隊本隊、クウェートへ出発 1.26 第1次イラク復興支援群派遣命令 海自部隊派遣命令 2.3 第1次イラク復興支援群出発 2.9 海自派遣海上輸送部隊、クウェートへ出発(～4.8帰国) 2.17 防衛庁を狙った金属弾発射事件 2.23 AH-1S、2機墜落(陸自、三重県鳥羽市山岳地) 2.25 グスマン東ティモール大統領、防衛庁訪問 3.3 第16次ゴラン高原派遣輸送隊から第17次同隊への交代 空自派遣輸空隊による空輸任務開始 鳥インフルエンザに係る防疫作業、災害派遣(京都府丹波町、～3.11) 4.23 第24回日米装備・技術定期協議(ワシントン) 4.28 第1次イラク復興支援群から第2次イラク復興支援群へ部隊交代命令 5.20 第4次東ティモール派遣施設群現任務終了式 7.13 新潟・福島豪雨に伴う災害派遣(～7.23) 7.18 福井豪雨に伴う災害派遣(～8.3) 7.28 第2次イラク復興支援群から第3次イラク復興支援群へ部隊交代命令 8.1 化学兵器禁止機関(OPCW)へ自衛官を派遣(査察局長) 9.8 防衛庁・自衛隊50周年記念式典 第17次ゴラン高原派遣輸送隊から第18次同隊への交代 9.21 日英防衛首脳会談(石破・フーン、東京) 10.19 第9回東京ディフェンス・フォーラム(～10.20) 10.20 台風23号による被害に伴う災害派遣(～10.26) 10.23 新潟県中越地震に伴う災害派遣(～12.21) 10.25 日本主催のP S I海上阻止訓練(～10.27、相模湾沖合及び横須賀港内) 10.26 日中次官級協議(東京) 11.4 日フィンランド防衛首脳会談(大野・カーリアイネ、東京) 11.5 第3次イラク復興支援群から第4次イラク復興支援群へ部隊交代命令 11.7 防衛庁・自衛隊50周年記念観閲式 11.10 中国原子力潜水艦によるわが国領海内潜没航行事案が発生。海上警備行動発令(～10.12) 11.19 日米防衛首脳会談(大野・ラムズフェルド、ワシントン) 11.26 日クウェート防衛首脳会談(大野・ジャービル、東京) 11.29 日蘭防衛首脳会談(大野・カンブ、東京) 12.5 大野防衛庁長官、イラク及びクウェートを訪問 12.10 「平成17年度以降に係る防衛計画の大綱について」安全保障会議決定、閣議決定 「中期防衛力整備計画(平成17年度～平成21年度)について」安全保障会議決定、閣議決定 12.28 インドネシア・スマトラ島沖大規模地震及びインド洋津波被害に際して、国際緊急援助活動を実施するため、タイ・ブーケット島沖へ海自艦艇を派遣(～17.1.1)	1.1 小泉首相、靖国神社参拝 1.16 ゴラン高原国際平和協力業務実施計画変更の閣議決定 2.9 イラクに関する対応措置実施の国会承認 4.8 イラクで邦人3人拉致(4.15解放) 4.14 イラクで邦人2人拉致(4.17解放) 4.20 「安全保障と防衛力に関する懇談会」設置(4.27初会合) 4.23 テロ対策特措法に基づく基本計画の変更を閣議決定 5.22 日朝首脳会談(平壤)。拉致被害者の家族5人が帰国 5.27 イラクで日本人フリー記者2人が襲撃を受け死亡 6.9 日露首脳会談 6.14 事態対処法制定7法参院本会議で可決成立及び3条約の締結承認 特定船舶入港禁止特措法成立 6.18 イラク主権回復後の自衛隊の人道復興支援活動について閣議了解(多国籍軍への参加) イラク人道復興支援特措法に基づく基本計画の変更を閣議決定 6.29 イラク主権委譲に伴い、政府が319億円の支援決定 7.21 日韓首脳会談 7.30 ゴラン高原国際平和協力業務実施計画変更の閣議決定 8.9 関西電力美浜原発3号機で蒸気噴出による死傷事故 8.13 沖縄県宜野湾市の大学構内に米軍ヘリ墜落 9.21 日米首脳会談 9.27 第2次小泉内閣発足 10.4 「安全保障と防衛力に関する懇談会」最終報告 10.26 テロ対策特措法に基づく基本計画の変更を閣議決定 イラクで邦人1人拉致(10.31遺体で発見) 11.20 日米首脳会談 11.21 日中首脳会談 11.22 日露首脳会談 11.26 東京高裁、上野被告人の控訴を棄却 12.9 イラク人道復興支援特措法に基づく基本計画の変更を閣議決定 12.17 日韓首脳会談	1.4 アフガニスタン、憲法ロヤ・ジルガ(国民大会議)で新憲法採択 南アジア地域協力連合(SAARC)首脳会議(イスラマバード) 1.12 米印、「戦略的パートナーシップにおける次なるステップ」声明発表 1.15 上海協力機構事務局開設 2.4 パキスタン政府、同国の核技術拡散疑惑について、カーン氏の関与認める 2.16 印パ「複合的対話」開始 2.25 第2回六者会合(北京)(～2.29) 3.8 ロシア・NATO共同指揮参謀演習(コロラドスプリングス)(～3.12) 3.11 スペインのマドリッドで列車爆破テロ 3.14 スペイン総選挙、野党社労党が勝利 ロシア大統領選挙、プーチン大統領再選 3.20 台湾総選挙、民進党の陳水扁総統が再選 3.22 EU外相理事会、EU即応部隊の創設で合意 3.29 NATOに中・東欧7か国が新規加盟 4.15 韓国総選挙 4.17 サパテロ・スペイン首相、就任 4.19 北朝鮮の金正日総書記、非公式に訪中(～4.21) 4.22 北朝鮮北西部で列車爆発事故 4.23 米、対リビア経済制裁の大幅緩和を発表 4.28 国連安保理、大量破壊兵器の不拡散決議1540を全会一致で採択 5.1 EUに東欧10か国が新規加盟 5.5 ギリシアの首都アテネで爆弾テロ 5.9 カディロフ・チェチェン共和国大統領暗殺 5.22 インド、シン新政権発足 6.1 イラク暫定政府、発足。統治評議会解散 国連安保理、イラク復興に関する決議1546を全会一致で採択 6.8 シー・アイランド・サミット(～6.10) 6.9 露軍戦略機動演習「モビリスチ2004」(～6.30) 6.16 上海協力機構首脳会議(～6.17) 6.17 IAEA理事会は核開発疑惑解明へのイランの協力は不十分とする決議採択 6.18 米、パキスタンを「主要な非NATO同盟国」に指定 6.23 第3回六者会合(北京)(～6.26) 6.28 イラク暫定政府に統治権限移譲 NATO首脳会議(～6.29)、イラク治安部隊の訓練支援を盛り込んだ声明採択 7.5 インドネシア大統領選(初の直接選挙) 7.20 マラッカ・シンガポール海峡において、インドネシア、シンガポール、マレーシアの3カ国海軍によるパトロール開始 国連緊急特別総会は、イスラエルのヨルダン川西岸での分離壁建設中止を求める決議案採択 7.22 米国同時多発テロに関する独立調査委員会の最終報告書発表 8.12 シンガポール、リー・シェンロン新首相就任 8.16 ブッシュ大統領、軍事態勢の見直しにつき演説 8.30 チェチェン共和国大統領選でアルハノフ氏当選 9.1 ロシア・北オセチアのベスランでチェチェン独立派武装勢力が学校を占拠 9.2 国連安保理、レバノンからの「外国軍」即時撤退を求める決議採択 9.5 印パ外相会談(～9.6)、カシミール地方での停戦延長で合意 9.9 ジャカルタの豪大使館前で爆弾テロ 9.10 FPDA(5カ国防衛取極)、初の対海上テロ演習を南シナ海で実施(～9.25) 9.12 香港立法会選挙 9.18 IAEA理事会、イランのウラン濃縮活動停止を求める決議採択 9.19 胡錦濤主席、中国共産党中央軍事委員会主席に就任 9.20 インドネシア大統領選挙決選投票 9.24 印パ首脳会談、関係正常化に向けた対話継続を再確認する共同声明発表 10.2 インドで連続爆弾テロ 10.6 米韓、在韓米軍12,500名の08年までの三段階削減発表

年	防 衛	国 内	国 際
2004 (平成16)			<p>10. 7 ASEMが39カ国・機関に拡大 エジプトで連続爆弾テロ</p> <p>10. 9 アフガニスタン大統領選 豪総選挙、与党保守連合が勝利</p> <p>10. 14 「中露国境東部区間に関する補充協定」締結</p> <p>10. 17 ロシア、タジキスタンに軍事基地開設</p> <p>10. 19 ミャンマーがキン・ニュン首相の退任を発表、 後任にソー・ウィン第1書記</p> <p>10. 20 インドネシア、ユドヨノ新大統領就任 米国防務省、イラクのテロ支援国家指定解除</p> <p>10. 26 イスラエル国会、ガザ地区等からの撤退案承認</p> <p>10. 29 EU首脳、欧州憲法条約に調印</p> <p>11. 4 第1回ARF安全保障政策会議を北京で開催（～ 11.6）</p> <p>11. 8 イラク、米軍などがファルージャでの本格的な 掃討作戦開始</p> <p>11. 11 アラファト・パレスチナ自治政府議長が死去</p> <p>11. 14 イランと英独仏、イランの核開発関連活動の停 止で合意（パリ合意）</p> <p>11. 16 中国外交部副部長、原子力潜水艦領海内潜没航 行事案に関し、遺憾の意を表明</p> <p>11. 17 ジャム・カシミール州駐留のインド軍部隊の一 部が撤退</p> <p>11. 18 APEC閣僚会議（～11.19）</p> <p>11. 21 APEC首脳会議（～11.22）</p> <p>11. 29 ASEANがビエンチャン行動プログラムを採択 IAEA理事会は、イランの核問題について、安 保理付託を見送り、ウラン濃縮活動の停止の継 続を求める決議を採択</p> <p>11. 30 国連ハイレベル委員会が国連改革に関する報告 書発表 パキスタン、ムシャラフ大統領の陸軍参謀長兼 務を引き続き認める新法制度</p> <p>12. 2 EU、ボスニア・ヘルツェゴビナでの治安維持 活動の指揮権を継承</p> <p>12. 6 サウジアラビアのジェッダで武装グループが米 国総領事館を襲撃</p> <p>12. 7 アフガニスタン、カルザイ大統領就任</p> <p>12. 11 台湾立法委員選挙</p> <p>12. 14 台湾国防部が2004年版国防報告書発表</p> <p>12. 17 米、情報改革・テロ防止法成立。国家情報長官 ポスト新設</p> <p>12. 24 ロシア、ICBM「トーポリM」の路上移動型の 発射に成功</p> <p>12. 26 スマトラ沖大地震、インド洋津波災害発生 ウクライナ大統領選再決選投票。ユシチェンコ 氏当選</p> <p>12. 27 中国、「2004年の中国の国防」発表</p>
2005 (平成17)	<p>1. 4 インドネシア・スマトラ島沖大規模地 震及びインド洋津波被害に際して、国 際緊急援助活動を実施するため、イン ドネシアへ自衛隊部隊を派遣（～3.23 帰国完了）</p> <p>1. 9 大野防衛庁長官、インドネシア、シン ガポール、マレーシア、韓国歴訪（～ 1.13）</p> <p>1. 28 第4次イラク復興支援群から第5次同 群への部隊交代命令</p> <p>2. 1 日星防衛首脳会談（大野・テオ、東京）</p> <p>2. 19 日米安全保障協議委員会（「2+2」、 ワシントン）、日米共通の戦略目標を 確認</p> <p>3. 3 第18次ゴラン高原派遣輸送隊から第 19次同隊への交代</p> <p>3. 5 自走120mm迫撃砲弾落達未確認事 案（陸自、北海道大演習場島松地区）</p> <p>3. 7 イラク・ムサンナー県の治安維持任 務を英軍がオランダ軍から引継ぐ</p> <p>3. 20 福岡県西方沖を震源とする地震に伴 う災害派遣（～4.25）</p> <p>3. 24 日中次官級協議（北京）</p> <p>4. 4 デ・ホープ・スケッフエルNATO事務 総長、防衛庁訪問</p> <p>4. 14 MU-2救難捜索機墜落（空自、新潟 県阿賀町山岳地）</p> <p>4. 18 日スイス防衛首脳会談（大野・シュミ ート、東京）</p> <p>4. 25 JR西日本福知山線列車事故に伴う災 害派遣</p>	<p>1. 17 ゴラン高原国際平和協力業務 実施計画変更の閣議決定</p> <p>1. 19 政府、領水内潜没潜水艦に関 する対処方針を新たに策定</p> <p>2. 17 那覇地裁沖縄支部、第4次嘉 手納基地騒音訴訟判決（2.28 ～控訴審）</p> <p>2. 26 H2Aロケット打ち上げ成功</p> <p>3. 8 朝日新聞機が無許可で竹島に 接近したとして韓国政府抗議 マラッカ海峡で日本の船舶が 襲撃を受け、乗員3人拉致 （3.20解放）</p> <p>3. 16 島根県、「竹島の日」制定</p> <p>3. 25 国民保護基本指針、閣議決定 愛・地球博（～9.25）</p> <p>3. 27 日仏首脳会談</p> <p>4. 1 「個人情報保護法」全面施行 「行政機関個人情報保護法」 施行</p> <p>4. 13 経済産業省、東シナ海ガス田 開発をめぐる日本の民間事業 者への試掘権付与手続き開始</p> <p>4. 15 衆議院憲法調査会、最終報告 書を議決</p> <p>4. 20 参議院憲法調査会、最終報告 書を議決</p> <p>4. 20 日豪首脳会談</p> <p>4. 22 テロ対策特措法に基づく基本 計画の変更を閣議決定</p> <p>4. 23 日中首脳会談</p>	<p>1. 9 スーダン政府とスーダン人民解放運動ノ軍 （SPLM/A）が、包括和平協定調印</p> <p>1. 12 欧州議会、EU憲法を支持する決議採択</p> <p>1. 15 中国と台湾が中台直航ルートの臨時チャー ーター便の運航で合意</p> <p>1. 20 アッバス氏がパレスチナ自治政府議長就任 ブッシュ米大統領、就任（2期目）</p> <p>1. 30 イラク、国民議会選</p> <p>2. 4 韓国、4年ぶりに国防白書を発刊</p> <p>2. 8 イスラエル・シャロン首相とアッバス・パレ スチナ自治政府議長が会談</p> <p>2. 10 北朝鮮、「核兵器製造」等を内容とする外務省 声明発表</p> <p>2. 14 ベイルートで爆弾テロが発生、ハリリ・レバ ノン元首相が死亡</p> <p>2. 22 フィリピン、マニラ首都圏で同時爆弾テロ</p> <p>2. 26 豪首相、イラク南部への豪軍増派を発表 米、92年から停止のインドネシアに対する軍 事教育訓練再開を発表</p> <p>3. 5 中国、第10期全人代第3回大会を開催（～3.14）。 最終日に「反国家分裂法」採択 アサド・シリア大統領、レバノン駐留軍の撤退 方針を表明</p> <p>3. 8 チェチェン独立派のマスハドフ司令官死亡</p> <p>3. 11 英議会、テロ防止法を可決成立</p> <p>3. 13 キルギス議会選をめぐる混乱、大統領が正式 に辞任（～4.4）</p> <p>3. 14 タイ、第2期タクシン政権発足</p> <p>3. 20 アナン国連事務総長、国連改革に関する報告書 公表</p> <p>3. 23 盧武鉉韓国大統領、日韓関係に関する談話を発 表</p> <p>3. 24 国連安保理、「国連スーダン支援団」（UNMIS） を創設する決議を採択</p>

年	防 衛	国 内	国 際
2005 (平成17)	5. 2	自衛隊、タイ・チェンマイで行われる 多国間共同訓練「コブラ・ゴールド05」 に初めて正式参加(～5.13) 日比防衛首脳会談(大野・クルス、マ ニラ)	4. 4 豪・インドネシア首脳会談、両国軍の緊密な協 力等に合意 4. 7 カシミール地域の印パ両国支配地域を結ぶ直通 バスの運行開始 4. 9 北京の日本大使館前等で、大規模な対日抗議デ モ発生 4. 13 欧州議会、ブルガリアとルーマニアのEU加盟 承認 4. 16 上海の日本総領事館前等で、大規模な対日抗議 デモ発生 4. 17 パキスタン大統領訪印。印パ首脳会談 4. 20 NATO・露間で、NATO軍と露軍が互いの領内 を通過することや、合同演習を可能にする地位 協定調印 4. 22 アジア、アフリカ首脳会議(～23) 4. 25 ブルガリア、ルーマニアが、EU加盟条約調印 4. 28 イラク移行政府発足 4. 29 台湾の連戦・国民党主席訪中 5. 5 英総選挙、労働党が議会上院の過半数を制して 3期連続での政権維持が決定 5. 7 ミャンマー、ヤンゴン市内3カ所で同時爆弾テ ロ 5. 10 ロシア・EU首脳会議、「ロードマップ」協定 に合意 5. 11 北朝鮮外務省報道官、8000本の使用済み核燃 料棒取り出し完了を発表 5. 13 ウズベキスタンで武装勢力による反政府暴動が 発生 5. 20 UNMISSET終了 5. 29 フランス、欧州憲法条約批准を国民投票で否決 レバノン国民議会選挙(～6.19) 6. 1 オランダ、欧州憲法条約批准を国民投票で否決 中印露外相会談(ウラジオストク) 6. 10 米韓首脳会談(ワシントン) 6. 15 6.15統一大祝典(平壤) 6. 16 EU首脳会議(ブリュッセル、～6.17) 6. 21 第15回南北閣僚級会談(ソウル、～6.24) 米越首脳会談(ワシントン) 6. 24 イラン大統領選、保守派アフマディネジャド氏 当選
	5. 3	日豪防衛首脳会談(大野・ヒル、シド ニー)	
	6. 4	第4回アジア安全保障会議(英国際戦 略研主催、シンガポール)への大野防 衛庁長官の参加(～6.5)	
	6. 6	日ニューージーランド防衛首脳会談(大 野・バートン、東京)	
	6. 28	第10回東京ディフェンス・フォーラ ム(～6.29)	

) 本書の対象期間にかかる直近の2年(2004～2005年)については、詳しく記載してある。